

平成20年第2回広陵町議会定例会会議録（第1号）

平成20年6月9日

平成20年6月9日広陵町議会

第2回定例会会議録（初日）

平成20年6月9日広陵町議会第2回定例会（初日）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、14名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	竹村博司
3番	青木義勝（議長）	4番	吉田信弘
5番	笹井正隆	6番	坂口友良
7番	乾浩之	8番	長濱好郎（副議長）
9番	八代基次	10番	八尾春雄
11番	山田美津代	12番	吉岡章男
13番	松浦敏信	14番	山村美咲子

2 欠席議員は、なし。

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	副町長	山村吉由
教育長	安田義典	理事	笹井由明
理事	中尾寛	理事	吉村元伸
教育委員会事務局長	北神理	健康福祉部長	池田誠夫
都市整備部長	森田久雄	会計管理者	乾善雄
収納対策本部長	松井定市	水道局長	植村和由
水道局収納対策本部長	平岡康博		

4 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長 大西利実

議 事 課 長 松 井 宏 之 書 記 北 橋 美 智 代

青木議長 ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。

これより平成20年広陵町議会第2回定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

(A.M. 10:33開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程番号	付 議 事 件
1	会期の決定について
2	会議録署名議員の指名
3 報告第 3号	広陵町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について
4 報告第 4号	平成19年度広陵町水道事業会計補正予算(第2号)の専決処分の報告について
5 報告第 5号	平成19年度広陵町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
6 報告第 6号	平成19年度広陵町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
7 報告第 7号	平成20年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の専決処分の報告について
8 報告第 8号	平成20年度広陵町老人保健特別会計補正予算(第1号)の専決処分の報告について
9 議案第29号	広陵町税条例の一部を改正することについて
10 議案第30号	広陵町手数料徴収条例の一部を改正することについて
11 議案第31号	広陵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて
12 議案第32号	損害賠償請求に関する和解及び損害賠償額の決定について
13 議案第33号	平成20年度広陵町一般会計補正予算(第1号)
14 議案第34号	奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

青木議長 まず、日程1番、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、過日の議会運営委員会において、本日から20日までの12日間とすることにあらかじめ決定されております。会期をさように決定することにご異議ありません

か。

(異議なしの声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日から20日までの12日間と決定いたしました。

それでは、報告第3号から第8号までにつきましては、委員会の審査を省略して本日審議願いたいと存じますので、よろしく願いをいたします。

青木議長 次に、日程2番、会議録署名議員の指名でございます。会議規則第110条の規定により

4番 吉田君

5番 笹井君

に指名いたします。

次に、報告案件に入りますが、議案の朗読につきましては省略をいたします。

そして、議運の方でも、また私の方からお願いは申し上げましたが、本日の本会議より14名という定数でございますので、今までであれば反対者があった場合に、本案について反対者がいますので起立により採決いたします、そして、原案のとおり可決なりすることに賛成諸君の起立を求めます、こう言います。そして今までは、起立多数であります、よって、第何号は原案のとおり可決されましたとか言いますが、今議会から起立何名ということを経長から言いますので、その点ご了解のほどお願いをいたします。

青木議長 それでは、日程3番、報告第3号、広陵町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告についてを議題とします。

本件について説明願います。どうぞ。

松井収納対策本部長 それでは、議案説明に入ります前に、今回の改正案でございますが、専決処分をさせていただきました経緯について簡単にご説明申し上げます。

税制改正に伴う町条例の改正は、これまで毎年度恒例のように行ってきましたが、大抵3月末までに国会成立が行われておりました。しかし今回は1カ月も遅れまして、4月30日に成立したわけでございます。今回の地方税法等の一部を改正する法律案は、本年4月1日適用の分とそれ以外の分とがございますが、今回報告申し上げる条文内容につきましては、4月1日適用でございまして、成立後できるだけ早く施行する必要があったため、地方自治法の規定を適用させていただき、専決処分により公布を行いました。なお、残りの分につきましては、議案第29号として上程し、ご審議していただきますので、何とぞ今回の措置に

ご理解賜りますようお願い申し上げます。

それでは、ただいまから専決させていただきました報告第3号、広陵町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告についてご説明申し上げます。

改正条例の内容につきましては、お手元に、議案書の1ページにその内容が載っております。それから条例の新旧対照の具体的内容につきましては、別紙新旧対照表の1ページからそれぞれ記載がございます。ただ、改正の内容が分量が大変多く、かつ改正条文が複雑でございますので、それとは別に、お手元に議会説明用の資料、3枚とじの議会説明資料ということで配付させていただいておりますので、それと新旧対照表に基づきまして、これから説明させていただきます。

それでは、議会説明資料の1ページ、それと新旧対照表の1ページでございます。まず、議会説明資料の1ページでございますように、制度概要でございますが、公益法人制度の改革ということでございます。民法第34条に規定されております社団法人、財団法人につきまして、民法制定以来の見直しが行われまして、施行されることになっております。これに先立ち、法人町民税などにつきまして2つの件で今回改正が行われております。1つは、法人町民税均等割におきます社団法人、財団法人の扱いでございます。2つ目として、法人町民税均等割の適用税率の明確化でございます。

それでは、個々の改正条項につきましてご説明申し上げます。

新旧対照表1ページの第23条第1項第4号でございます。この条項は、元来個人、法人を含めました町民税の納税義務者の範囲を表現した条項でございますが、今回その一部が改正されました。具体的には、新旧対照表の1ページの右側の現行欄でございますが、アンダーラインの部分を改正によって削除することによりまして、法人でない社団等につきまして、これまで法人町民税の均等割が課税されることになっておりましたが、改正後は収益事業を行わないものは非課税とするということを意味しているものでございます。

続きまして、第23条第3項でございます。これは人格のない社団、財団や法人課税信託の引き受けを行う者に対しまして、この税条例上での位置づけを定義している条項でございます。このような者は、この税条例上では法人とみなして法人町民税の規定を適用させていただくというものでございます。

次に、第31条第2項でございます。第31条は法人町民税の均等割の税率、つまり広陵町内の法人に対しまして、法人の規模や内容により年額5万円から300万円の法人町民税の均等割額を示した条文でございます。この条文につきまして、今回2つの改正がございま

した。まず、第2項で文章中の「法人等」の表現を「法人」に変えることになりました。これは、先ほど説明させていただきました第23条第1項第4号の説明に関連するものでございます。なお、これと同じ事由により、ごらんいただいている新旧対照表の4ページに記載されております第48条及び第50条につきましても、法人等の「等」を外した改正をしておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、また新旧対照表の1ページに戻りますが、31条第2項の表でございます。これは法人町民税の均等割額を示した区分内容と具体的な金額をあらわした表でございます。法人町民税の均等割につきましても、これまで資本金や従業員の人数などに応じまして課税されておりました。ただし民法第34条に定める法人など明確に資本金の額が定めていないものにつきましては、市町村の判断によりまして出資額や純資産額に応じて決められた区分もあり、合計で9つの分類により均等割額の決定がなされていたわけでございます。この中で、今回の改正では、まず最低税率5万円の法人につきまして、その規定内容を定めまして、それ以外の部につきましても、それぞれの法人の規模につきまして8つの区分を決定しております。ただし、基本的には、この改正による区分の変更で均等割額の変更はございません。以上が公益法人制度関連としまして主要内容でございます。

次に、新旧対照表の8ページでございます。附則第7条の3第3項の個人の町民税、住宅借入金等特別税額控除に関する条項の改正でございます。これは住宅借入金等特別税額控除の申請は3月15日までとなっておりますが、それ以後の期限後提出でもやむを得ないと認められるものにつきましては受け付けできるものとする申請の救済規定の追加でございます。

続きまして、新旧対照表の10ページでございます。そのページの一番最初の書き出し部分が途中からになっておりまして、少しわかりにくい表現になっておりますが、8ページからの続きでございます。条文としましては、附則第10条の2第7項の条文でございます。熱損失防止住宅改修工事、いわゆる既存住宅の省エネ改修住宅に関します固定資産税の減免規定の追加でございます。内容ですが、平成20年4月1日から2年間の間に床、天井、壁の断熱改修工事、それから窓の改修工事などにつきまして、工事費30万以上など一定の省エネ工事を行った住宅に対しまして、翌年度に限り固定資産税の3分の1を減額する規定でございます。

続きまして、新旧対照表の11ページでございます。附則第20号の特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰り越し控除等及び譲渡所得等の課税の特例の条項でございます。これは、通称エンジェル税制と呼ばれているものでございますが、いわゆるベンチャー企業

が発行しました株式に係る課税の特例としまして、株式の譲渡所得の課税特例の廃止について述べたものでございます。

これ以外の改正につきましては、字句の訂正、条文のずれ、行政機関の廃止などに伴う表示の整理でございますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、今回の改正は4月30日からの施行でございますが、町民税、固定資産税に関する部分は平成20年度分課税から、また法人町民税に関する分につきましては平成20年4月1日に開始する事業年度から施行されることになっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

青木議長 これより本件について質疑に入ります。質疑ありませんか。11番議員！

山田美津代議員 今ご説明いただきました個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除においてという規定ですね、救済措置を定める規定ですね、やむを得ないというふうに認められたときに救済されるというふうにおっしゃられましたけど、どういうときにやむを得ないのかということと、申請の期限過ぎた後の救済の措置ですね……。聞こえますか。やむを得ない理由ですね、それと申請の期限過ぎた人の救済の措置というのは、これまでどのくらいの人が救済されなかったのか、これからどのような人がこのことによって救済できるのかということをお聞きしたいと思います。

青木議長 松井本部長！

松井収納対策本部長 まず、やむを得ない理由でございますが、この制度につきましては、以前から広報等で大きくPRしておりますが、万が一そのPRの内容をご存じなかったとか、たまたまそういうのを忘れてたとかいうことの原因でということでしたら3月15日以降の申請でも受け付けるということでございます。現在、20年3月15日までの受け付け件数でございますが、566件の申請がございました。こういうのは会社等の方でも源泉徴収の申請のときにそういう会社から連絡される場合もありますし、また住宅会社の方でのそういう連絡もあるようでございますので、ほとんどの方はご存じだと思いますが、万が一そういうことをご存じなかった期限後申請という場合で受け付けしてもいいという国の方の通達でございますので、それに基づいて今回改正させていただくわけでございます。

青木議長 ほかに質疑ありませんか。10番議員！

八尾議員 お尋ねいたします。専決処分をされたことについてお尋ねをいたします。今回議案が4件の専決が出ておりますが、今の場合はこの号についてということで質問いたします。

というのは、町長さんが専決処分をされる場合については、地方自治法の第179条におい

て、その要件が定められています。4件ありますけれども、議会が成立しないとき、出席議員が定足数に達しないときの例外規定によってもなお会議が開くことができないとき、それから議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、議会が議決すべき事件を議決しないときというふうに平成18年度の法律改定で地方自治法がそういうふうに改められております。従来から、この専決処分については勝手に自治体の長が専決をして、後から議会がそれを承認するだけと、こういうことについては、全国の議会の議長さんの団体からぐあいの悪いことだということがあって、都道府県の議長会においては、議長と首長が協議の上、議会を招集するいとまがないと認めるときというふうに改めてもらいたいと、こういうような要望をされた上で、それで先ほどのようなことの条文に具体的に根拠があるという場合に限って限定的にされたというふうに認識をしております。

それで、具体的なお尋ねですけれども、今回4月30日に国会で決定ということであれば、5月9日には全員協議会が招集をされて、別件ですけども、やっておるわけです。町長さんから青木議長に対してこういう事情で専決をしたいのだということでご相談があったかどうか、議会をちゃんと重視して対応していただいかどうかというのが1件でございます。それから、きょうび通信の手段は発達しております。電話もあればメールもあればファクスもあれば、役場を基点として半径4キロで円をかいたら、ほぼ広陵町の町域はカバーしてしまうようなことがあります。緊急であるならば緊急だということをご相談いただいて、至急に集まってほしいということ言うべきではないのかと、これは昨年の19年の6月議会においても我が党の議員が指摘をして、国が勝手に決めて、去年は3月29日に決めて4月1日ということだったのが、今回は大分おくれたわけですけども、このようなことについて、町長さんに対して国に対して抗議をしてほしいということまで議論をしているわけです。そこらあたりで、専決せざるを得なかったというふうに言われますけれども、たとえそのような場合であっても、議長さんに対して、あるいは緊急の招集をかけるという努力をどのように具体的にされたのかお尋ねしたいと思います。

青木議長 10番議員、これは議案に対してやなしに専決処分に対するの質疑ですね。そういうことですね。わかりました。最初の議会ということで、わかりました。一応お受けします。

答弁。副町長！

山村副町長 今回の地方税法の改正に伴って、4月1日施行になる部分について抜き出して専決処分をさせていただきました。これは地方税法改正が4月30日に国会の方で可決になり

まして、一日も早く納税者に告示をしなければならない、公布をしなければならないということから、地方自治法の179条の規定に基づいて、緊急性のあるものとして専決をさせていただきました。地方税法の改正条文の中で、また後ほど議案でご審議いただきますが、急を要しないものについてはやはり議会のご審議をいただくということで選別をさせていただいているものでございます。今回の専決について、議長に連絡したかどうかということについては、連絡はさせていただいておりません。いただいております。通常専決は町長限りでさせていただきますので、議長さんに連絡するという慣例にはなっていないので、今後お知らせすべきかどうかも含めて協議をしたいと思います。

青木議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 それでは、議案に対する質疑がないようでございますので、質疑はこれにて打ち切ります。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 討論がないようですので、討論をこれにて打ち切ります。

採決をいたします。報告第3号を承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

青木議長 異議なしと認めます。よって、報告第3号は、報告のとおり承認されました。

青木議長 次に、日程4番、報告第4号、平成19年度広陵町水道事業会計補正予算(第2号)の専決処分の報告についてを議題とします。

本件について説明願います。水道局長！

植村水道局長 平成19年度広陵町水道事業会計補正予算(第2号)の専決処分についてでございます。

今回、専決補正をさせていただいた理由をご説明申し上げます。水道事業会計の決算日が3月31日であり、消費税の申告期限であるため、営業外費用の消費税納付額の専決処分をさせていただいたものでございます。

それでは、議案の説明をさせていただきます。11ページの実施計画書をお開きください。

収益的支出でございます。1款水道事業費用、2項営業外費用、5目の消費税及び地方消費税の欄をごらんいただきたいと思います。平成19年度決算により消費税及び地方消費税

の納付額が1,754万3,000円と確定いたしましたことにより、平成19年度当初予算の消費税支払い予定額を上回り、予算範囲での支払い額に不足を生じたので、754万3,000円を補正させていただいたものでございます。

内容につきましては、別添にお示しさせていただきました平成19年度水道事業会計消費税の積算比較資料でございます。理由といたしまして、支出におきまして、建設改良工事の精査によるもの、上水道、配水場の修繕関係が少なかったことや近畿農政局からの受託工事が延期になったことにより仮払い消費税が減少したことを含め、差し引き支払い消費税の754万3,000円が増加したことにより補正をさせていただいたものであります。

以上で水道事業会計補正予算の報告の説明を終わります。ご承認賜りますようによろしくお願い申し上げます。

青木議長 それでは、これより本件について質疑に入ります。質疑ありませんか。10番議員！

八尾議員 10番、八尾です。仮払い消費税と預かり消費税の関係についてお尋ねをいたします。

企業の決算では、例えば売り上げが1億円あったら500万の預かり消費税が発生します。それから、仕入れに5,000万かけたら250万の仮払い消費税が発生しますから、年度末で精算をして250万の未払い消費税が発生するので、それを納税するというような処理をいたします。ということは、これはお金の流れとして、預かったうちから仮払いを差し引いた残りを払うというだけであって、収入と損失の関係ではありませんで、言うてみれば単なる財務の話です。それが、水道の場合には複式簿記を使っていますから、そういう中であって、この消費税の発生というものが損費になると、経費になるということの意味合いはどういうことになるのか、毎回こういう形で専決で提案されておるようですけども、そのあたりがよく理解できませんのでご説明をお願いします。

青木議長 水道局長！

植村水道局長 19年度の消費税の部分でございますが、一応、今回仮受け消費税が、消費税ベースで申しますと8億7,300万になりました。そして仮払い消費税、これが5億2,260万になりました。当然この間が3億5,000万というような形でありまして、今回このような消費税754万3,000円を追加することになりましたが、企業会計におきまして、やはり決算をしたところ、支払うべき消費税が700万という形になりましたので、専決処分としての支払いをさせていただいたということでございます。

青木議長 ほかに質疑ありませんか。10番議員！

八尾議員 今の答弁ではよくわかりません。私は、お金の流れの問題としてだったら収入と損失の関係は発生しないんじゃないですかということについて、もう一度鮮明にお答えください。

青木議長 答弁は。副町長！

山村副町長 議員がおっしゃるとおりのシステムで、仮受け消費税といいますのは、水道料金の中に含まれている消費税が仮受け消費税でございます。水道がいろんな事業活動、材料を仕入れたり、あるいは工事をしたりという場合は消費税を支払う側でございますので、借り受けた、料金にいただいた消費税から支払い済みの消費税を差し引くと、だから企業と全く同じとお考えいただいたらいいと思います。

青木議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 それでは、質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 討論がないようですので、討論はこれにて打ち切り、採決いたします。

報告第4号を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、報告第4号は、報告のとおり承認されました。

青木議長 次に、日程5番、報告第5号、平成19年度広陵町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本件について説明願います。笹井理事！

笹井理事 それでは、報告第5号、平成19年度広陵町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明を申し上げます。議案書の14ページをお開き願います。

ここに掲げております事業につきましては、既に平成19年度中予算におきまして、地元交渉、あるいはその他の諸条件によりまして年度を越えるおそれがあるものとして繰越し事業として議決承認を得ているものでございます。年度末、いわゆる3月31日をもちまして繰越金が確定したことから、この計算書の報告をさせていただくものでございます。

事業といたしましては、まちづくり交付金事業6,700万円の繰越し、町議会議員選挙費909万529円の繰越し、介護保険システム改修事業157万5,000円の繰り

越し、既収入特定財源 57万6,000円も同時に繰り越しをさせていただいております。道路関係ですが、古寺中線整備事業 3,060万円、そして百済赤部線道路整備事業 3,340万円、交通安全施設、百済赤部線の整備事業、歩道整備でございますが、460万円、馬見南1丁目集会所整備事業、整備費でございますが、4,550万円、既に19年度で建設負担金を受け入れておりますので、あわせて財源も振りかえをしております。

以上、よろしくご承認賜りますようお願いを申し上げます。

青木議長 それでは、これより本件について質疑に入ります。質疑ありませんか。11番議員！

山田美津代議員 次年度に繰り越すこととした理由は何ですか。また、緊急の課題として提起しておられるのでしょうか。先ほども話出てましたように、パークゴルフ場の整備は住民の賛成意見もおありですけれども、反対意見もあると思うんですね。住民との話し合いはされたのでしょうか、住民との合意形成が重要ではないかと思えます。また、古寺中線、百済赤部線、交通安全施設等の整備事業の見直しはどうなってますでしょうか、それについてお答えいただきたいと思えます。

青木議長 森田都市整備部長！

森田都市整備部長 道路橋梁費の繰越明許費でございますが、古寺中線、百済赤部線につきましては、城上橋が当初は19、20年度という2年間の予定をいたしておりましたが、大和平野と関係がありまして、その関係で一応事業が20年度、21年度に繰り越されました。その補助金分を古寺中線及び赤部百済線に充当させていただきまして、それを繰越明許費ということで繰り越しさせていただきまして、一応20年度に19年度分の財源を充当して事業を実施させていただいております。

また、交通安全施設、百済赤部線につきましても、用地の取得がなかなか思うように話が前向きに進まないということで、その関係で一応繰り越し事業にさせていただいたものですので、事業計画の見直しはいたしておりません。よろしくお願いいたします。

青木議長 ほかに質疑ありませんか。

答弁。副町長！

山村副町長 先ほどからもパークゴルフ場の件についてのご意見ございます。この繰越明許費の繰越計算書の中にもパークゴルフ場、古寺広場、いろいろな事業がございます。また、古寺中線の整備事業、百済赤部線の整備事業等についても新清掃施設の関連事業でございますので、地元と協定を締結をさせていただいております。4大字にそれぞれ事業項目がございま

すが、またどういった内容で協定を締結しているのか、もう一度ご確認をいただきたいと思
います。百済地域においては、パークゴルフ場だけでなしに百済寺公園の整備も進めさせて
いただいておりますし、集落間道路の整備もメニューの中に入っております。そういった
事業を地元との協定に基づいて進める中で、有利な財源を求めるために国のまちづくり交付
金を活用させていただいているということをご理解いただきたいと思います。

青木議長 ほかに質疑ありませんか。10番議員！

八尾議員 協定で地元とそういうふうに定めているのでできるだけ有利なというご答弁だった
と思えますけれども、要は昨年もその前年から繰り越しをしているという経過があります。
ですから、果たしてその実現のために具体的にどういう準備をされたのか、どういう努力を
されたのか、だから方針は大字との約束ですから守らなきゃいけないことは当然に理解する
わけですが、その実行のために本当にその事業の中身をきちんと住民にわかっていた
たく、あるいは逆に住民の側からいろいろ提案されてる中身も受け入れて合意を形成してい
くという努力が、そういう見通しがちゃんと立っていて今回繰越明許をされているのかどう
かをもう一度明確にお答え願います。

青木議長 副町長！

山村副町長 事業を進めるに当たってはいろいろな準備が必要でございますし、国に申請もし
なければなりませんので、国の方に申請をしながら地元とも協議をさせていただいていると
いうことでございます。パークゴルフだけを取り上げて説明をいたしますと、やはり造った
だけでいいものではございませんので、造ってしっかり活用していただくための設計も必要
ですので、専門のパークゴルフの指導者のご意見もお伺いをして、設計を進めさせていただ
いております。また、開発に当たっては県との協議も必要でございますので、河川との調整、
進入道路の打ち合わせ等がございまして、今年度には完成をする予定になってございませ
ぬので、今年度一たん繰り越しいたしますと、この年度で完成しなければならないという事業ば
かりでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

青木議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 質疑がないようでございますので、質疑はこれにて打ち切り、討論に入ります。討
論ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 討論がないようですので、討論はこれにて打ち切り、採決いたします。

報告第5号を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、報告第5号は、報告のとおり承認されました。

青木議長 次に、日程6番、報告第6号、平成19年度広陵町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本件について説明願います。森田都市整備部長！

森田都市整備部長 報告第6号、平成19年度広陵町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。議案書の16ページをご覧くださいと存じます。

ここに掲げます事業につきましては、既に平成20年3月議会において、年度を越える恐れがあるとして繰り越し事業として議決承認を得ているものでございます。年度末をもって繰越金が確定したことから、その計算書の報告をいたすものであります。

なお、公共下水道、特環下水道補助事業につきましては、いずれも財源を全額繰り越しとなりましたが、単年度事業につきましては、平成19年度中に工区設定、工法、事業量の確定等の条件整備に期間を要し、平成19年度中に着手することができず、やむを得ず平成20年度事業に切り替えたため、翌年度繰越金は充当いたしておりません。よろしくご理解のほどご承認賜りますようお願い申し上げます。

青木議長 それでは、本件について質疑に入ります。質疑ありませんか。11番議員！

山田美津代議員 この計算書の中身ですけれども、単独事業とそれから補助事業というのはどういうふうな区別をされていらっしゃるのでしょうか。

それと、この繰越明許をされたのは、緊急性があれば単独でも執行するという意味なんではないでしょうか。この単独でされたというのは緊急性があったのでしょうか。どのような緊急性があったのかなということですね。どこの場所で何で単独でしたのかがわからないので、その辺ちょっと教えていただきたいと思います。

また、工事が遅れたと思うんですけども、その遅れた原因はどういう理由かということと、19年度の単独と補助の比率はどれくらいあるのでしょうか。

以上、教えてください。

青木議長 森田都市整備部長！

森田都市整備部長 単独と補助の区分ですけれども、一応補助事業に伴いまして一部補助事業に認められてない部分の単独分が出てきているというのがほとんどでございます。

それから、遅れた理由といいますのは、既に下水道の整備も認可区域内ではほとんど終わ

っております。あと今整備にかかっておりますのは、いろんな問題がありましてなかなか整備のできなかつた部分、といいますのは道路がないとか数軒のために相当多額の事業費を要するところ、また川を越えなければならない等いろんな問題がありまして、整備のできていなかった部分について今整備をさせていただいております。ところが、議員さんもお存じのように、下水道会計も大変厳しい状態であって、下水道整備をしていながらなかなか接続していただけない現状もありますので、今後の下水道整備におきましては、できるだけ必ず接続するという前提条件でないところの方も多額の投資もなかなかしにくいということもありますので、そこらの計画を精査いたしまして、再度その整備の場所を見直した等、そこらの関係によりまして、一応年度末が迫り、なかなか額も特定できない、工法をどうするか、いろんな問題がありまして、そういう関係で一応繰越明許をさせていただいて、20年度にその事業を現在させていただく工事発注も一部させていただいたところですので、よろしくご理解いただきたいと思います。

青木議長 ほかに質疑ありませんか。12番議員！

吉岡議員 この4カ所の場所と今年度の予定、もうされておるのか、昨年度はこれ4カ所ともされてないで繰越明許で今年に持ち越されたと、工法のやり方とかいうことで聞いております。うちも大垣内、三吉区域で1カ所、去年の予算にあって、9月に補正予算で追加予算補正されました。その工事がまだ昨年度止まっております。本年度これをどのようにされておるのか、その辺4カ所全部教えていただきたいと思います。

青木議長 森田都市整備部長！

森田都市整備部長 ただいまお尋ねの大垣内、近隣公園のところですけども、これにつきましては、過日入札も終わり、業者との契約も既に終わっております。ですので、近々工事にかかれるものと存じております。あと一部場所を見直した部分がありまして、運動公園、交通公園の部分に一部工事を変更させていただいた部分がございます。この部分についても既に工事を発注させていただいております。また、町営住宅が現在下水道整備がされておられませんので、こちらにつきましても場所を変更させていただいて、一応整備にかからせていただくということで既に工事は発注させていただいております。それからもう一つは、赤部の新家長福寺の少し向こうのところに5軒ほどの住宅がありますけども、その部分につきましても既に工事を発注させていただいております。ちょっと工事の発注に、国の総合評価方式という入札のシステムを見直すように協力するようという国からの依頼もありまして、町の入札方式も一応総合評価方式で入札をやっているという中で、その方法をどうするか、国の

基準どおりいくことは簡単ですけども、なかなか業者自身もその制度に即ついてくるというのも難しい部分もありますので、とりあえずはいろいろ協議した中で、国の言うてる部分と町の思いを一部ミックスさせていただいた方式をまず取り入れさせていただいて、それである程度地元の業者にもそういうシステムになじんでいただいた上で国のシステムに切りかえていくという結論の中で、そこらも少し手間取りましたので、年度末に年度内の工事ができなかったということですので、よろしくご理解いただきたいと思います。

青木議長 12番議員、よろしいですか。

ほかに質疑。10番議員！

八尾議員 すみません。それで、工事が例えば業者の都合で何らかの事情で遅れたとか、対外的に説明のつかないような、そういう工事の遅れがあったのかどうかを一つはお尋ねしたいのと、それから補助事業と単独事業の区分けのところですけども、町の行政上どうしても措置しなければいけないというような場合は補助をいただかなくても単独でもやる場合が、是非そういうことにしてほしい場合が出てくると思いますけれども、そういう考え方を持っておられるかどうかお尋ねいたします。

青木議長 森田都市整備部長！

森田都市整備部長 まず、工事の遅れについて、業者の都合によるものかどうかということですけども、一応業者の都合によるものについては現在まではございません。ということは、こちらの町の都合といいますか事務の都合、地元との協議、いろいろなそういう関係の中での遅れだということでご理解いただきたいと思います。

それから、補助事業以外の方で単独でも必要とあれば町はするのかということですけど、ケース・バイ・ケースによりまして検討させていただいて、当然下水道といいますのは町内すべての方が同じ受益をしていただくのが原則ですので、都合によってすぐというわけにもまいりませんが、そこらは十分また協議検討はさせていただきたいと思います。

青木議長 10番議員、よろしいですね。

それでは、ほかに質疑がないようでございますので、質疑はこれにて打ち切ります。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 討論がないようですので、討論はこれにて打ち切り、採決いたします。

報告第6号を承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、報告第6号は、報告のとおり承認されました。

青木議長 次に、日程7番、報告第7号、平成20年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の専決処分の報告についてを議題とします。

本件について説明願います。吉村理事！

吉村理事 議案書の17ページからでございます。19ページをご覧願いたいと思います。

この報告を専決させていただきました原因でございますけれども、19年度の国保会計におきまして、5月31日出納閉鎖ということで会計を閉じさせていただきました。それに伴う財源措置を今回の補正でお願いをするという内容でございます。どうぞよろしく願いをいたします。

その内容についてでございますけれども、19ページの第1条におきまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,212万9,000円を追加させていただき、歳入歳出予算の総額をそれぞれ27億8,092万9,000円とさせていただくと、こういう内容の専決でございます。

中身についてでございますけれども、議案書の22ページをお開きいただきたいと思います。先ほど申しましたように、19年度におきまして2億4,212万9,000円の財源不足が生じました。その主な原因といたしましては、やはり医療費の高額化、あるいは介護納付金の課税実態と納付との乖離、差があったと、こういった原因によりまして財源の不足がございました。そのために、20年度の国民健康保険税の一般被保険者分並びに退職被保険者分のそれぞれの税目から財源措置をさせていただいているという内容でございます。どうぞよろしく願いをいたします。

青木議長 これより本件について質疑に入ります。質疑ありませんか。10番議員！

八尾議員 専決処分のことについては先ほどしましたので、同じ趣旨でございます。この点についても専決はよくないということを申し上げておきます。その上で、こういう理解はいいかどうかということですね。これは結局19年度の赤字をどうするかということについて、19年度ではお金の準備ができなかったので、20年度の収入のところからちょっと借りてきまして、それで穴埋めしましたよと、それを認めてくださいねと、こういう提案でございますね。理事、うなずいておられますので、そういうふうには理解しますが、そういうやり方と同時に、例えば国保会計の仕組み自体が収入の極めて低い方を対象にした制度でございますので、財政基盤が非常に弱いと、国からの援助もどんどん減らされている中で、そういうやり方で毎年毎年やっていいのかなのかということに不安に思うわけです。そういう際

に、例えば一般会計からの繰り入れというようなやり方も選択肢としては、賛成されるかどうかは別にして、そういう選択肢もあるのではないか。そういうことについて、国保運営協議会において議題にして結論をまとめて今回の判断に導いたということになるのであればある程度わかるんですけど、いきなりそういうふうになっておりますので、なぜそういうふうなことをされるのか、2億4,000万というお金の額からいっても相当に重要なことであって、住民やあるいは議会においてもきちんと得心のいくような議論の組み立てが必要だと思いますが、その点はいかがでございましょうか。

青木議長 吉村理事！

吉村理事 おっしゃるとおり、国保運営協議会におきましても昨年度、ちょうど20年2月の国保運営協議会におきまして慎重にご審議をいただきました。その段階では、赤字見込みとして2億7,500万というような数字を掲げてご議論をいただいたと記憶しております。1月あるいは2月の医療費が夏以降の大幅な月当たりの費用額が1,000万、2,000万と増えておったんですけれども、年が明けました1月、2月診につきましては、例年並みの費用額に落ちついたという結果から今回2億4,200万の赤字となったと、当然運営協議会におきまして、今、八尾議員おっしゃるように、一般会計からの繰り入れを提案いただく議論もございます。今後の課題かなど。やはりご承知のように20年4月からは後期高齢者医療制度もスタートしております。このスタートが我が国保にですね。どういう影響が出るのか、今年度見きわめながら将来に向けての議論を、また議会、そして国保運営協議会でもやっていただきたいなと考えているところでございます。どうぞよろしく願いいたします。

青木議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 それでは、ほかに質疑がないようでございますので、質疑はこれにて打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。10番、八尾議員！

八尾議員 専決処分をされたことについては、おかしいと私は思います。それほど重要なことであって、2億円も超えるようなお金であれば十分に協議をしていただくということが必要でございます。先ほど副町長さんからは、専決の場合に議長さんにお話をするという、相談をかけるという習慣がないというふうに言われましたけれども、私が申し上げたのは、議長会において事前に協議をしてもらいたいんだというところまでこの専決の問題については言っているのに、中身をそれを実行されておられないということについては議会と町との関係

においてはちょっとおかしな関係じゃないのか、もう少し相談するところは相談していただくというやり方がどうしても必要なんじゃないかと、金額も金額ですから、そういうふうの一つは思います。

それから、国保会計の問題について、国保運営協議会において議題にされることは当然でございますけれども、やっぱり私は一般会計からの繰り入れも検討すべきだし、それから国の側がこの間、地方自治体に対して自分ところでやりなさいということでどンドンドンドン補助金を削ってきていることについて、自治体としてその声をきちんと上げておられるのかどうなのか、その点ももう少しやっていただかないと、これは地方の自治体ももたないし、最終的には住民の生活も成り立たないということがありますから、そういうせっぱ詰まった状況であることを踏まえてきちんとした対応をしていかなければいけないのに、このような専決処分で乗り切ろうということについては不満でございますので、反対をいたします。

青木議長 ほかに討論ありませんか。1番議員！

山田光春議員 共産党さんの議員は一般会計から一般会計からと、常に何か一般会計は打ち出の小づちみたいにそれを持ってきた方がいいのではないかと、いつもそういう議論があるわけですけども、やはりこの国民健康保険制度そのものをもう一度基本になって考えるならば、やはり国民健康保険に入っている人がそういう10円使うなら10円を確保して、そして使う、こういうのが制度上のやり方なんです。けども、低所得者についてはいろんな減免制度とかありまして、いろんなことを制度をやらせていただいているわけです。そしてこの2億7,000万もやはり赤字が出るわけですが、やはりそこには滞納というのものもあるわけですから、やはりその滞納整理を少しでもきちんとしていただかんと次の段階には入れませんよと、私はいつも言ってるんです。ただ素直に公平にまともに払うてる人が阿保を見るような時代はもう終わったと、そして払えない、滞納する人を一般会計からの税をここへ投入すると、そういう考えもやはり考えなくてはならないと思っておりますので、その2億7,000万の赤字が出たということについては、いろんな積み上げがあって今日まで来たわけですけども、やはりそうしたもう一度原点に戻って滞納整理をすることがどこまでできるのか、そして一般会計からのこうした投入がどこまでできるのか、そうしないと、きちんとしたものを明確に出さんとこの一般会計から一般会計からというものはなかなか理解できないではないか。今の制度上こうした先送りになっておりますけども、これをもう一度町民全体から見まして、医療費のあるべき姿を見まして、納税のやり方もきちんとして見ていただければと思います。やはりこうした赤字が出ることは大変私も懸念しておりますけ

れども、やはり一般会計から持っていくことについては慎重を期していただきたいと思っています。

青木議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 それでは、討論がないようですので、討論はこれにて打ち切ります。

本案について反対者がいますので、起立により採決をいたします。

報告第7号を原案のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

青木議長 起立11名。起立多数であります。よって、報告第7号は、原案のとおり承認されました。

青木議長 次に、日程8番、報告第8号、平成20年度広陵町老人保健特別会計補正予算(第1号)の専決処分の報告についてを議題とします。

本件について説明願います。吉村理事!

吉村理事 報告第8号について説明を申し上げます。これにつきましても、5月31日の出納閉鎖に伴います専決をお願いしたものでございます。議案書の23ページからでございます。25ページをお開きいただきたいと思います。

平成20年度広陵町老人保健特別会計補正予算(第1号)でございます。第1条におきまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,008万円を追加させていただき、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億2,868万円とさせていただき専決でございます。

内容でございますけれども、ご承知のように、この老人保健特別会計と申しますのは、年度当初におきまして支払基金、そして国庫支出金あるいは県支出金、これらによりまして概算交付を受けて運営をするわけでございます。年度末におきまして精算されます分につきましては、次年度、いわゆる20年度で手当てをしていただくこととなります。制度上そのようになっている会計でございます。そのために、今回19年度に対しまして3,001万3,000円の繰り上げ充用、そして支払基金から超過交付を受けておりました事務費負担金で6万7,000円、合わせまして3,008万円を19年度会計に繰り上げ充用させていただきましてございます。その歳入につきましては、上段に掲げておりますとおり、支払基金の交付金から1,143万5,000円、そして国庫支出金から1,854万8,000円、さらに県支出金から9万7,000円の手当てをいただくと、こういう内容の補正でございます。どうぞよろしく願いをいたします。

青木議長 それでは、これより本件について質疑に入ります。質疑ありませんか。11番議員！

山田美津代議員 国や県や町の負担割合はどのようなものでしょうか。

それと、後期高齢者医療制度に強制的に移管させたので対象者は減少しているはずですが、どのような方が対象になり、何名ぐらいですか。以上です。

青木議長 吉村理事！

吉村理事 今現在、この会計はいわゆる後期高齢者に移っていただいております関係で、3年間この特別会計をいわゆる堅持していく必要がございます。今はこの会計の中に何人おられるということではなしに、過去の医療費が請求をされてくるのに対してこの会計で対応していくというための3年間の存続会計でございます。

それと、負担割合についてお尋ねをいただきました。支払基金からの交付金が50%、5割でございます。国庫支出金から残り50%の6分の4、3分の2が国庫でございます。そして6分の1、6分の1が県と町で負担をすると、このように制度上なっております。ただし、もともとは支払基金が7割出していただいていた時代があって、徐々に公費5割に引き上げられていったということで、年度年度によって負担の状況が改善されてきております。また詳しい数値につきましては後ほどお尋ねをいただいたら結構かと思っております。

青木議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 それでは、質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

討論に入ります。討論ありませんか。10番議員！反対討論ですよ。

八尾議員 最初に述べたように、専決処分にこれもされたということはおかしいと思っております。きちんとやっぱり対応してほしい。中身は同じですから言いません。

それから、このことの負担について、制度上そういうふうにはやむを得ないというふうに言われますけれども、国のそういう制度の中身自体の問題が非常に大きなところがあって、非常に変革期のときになってきてるわけですね。そういうことについてもきちんとした対応策という点では非常に後手に回っておるのではないかというふうに考えています。そういう意味で、私は今度、後期高齢者医療制度に移るに当たって、非常に重たい制度に移ることもあって、そういった関連の議論、提案の内容について不十分だという点で、この提案には反対をいたします。

青木議長 ほかに討論ありませんか。ほかに討論ありませんね。それでは、討論がないようで

すので……。1番議員！

山田光春議員 八尾さん、前の共産党さんの大先輩と協議されて、いろいろされてると思うんですけど、今のは反対理由にはならないと思いますよ。だから、今、水道料金についても消費税については今まで共産党がずっと反対されてきました。別におれが言うことじゃないんですけど、そういうこともありますので、今のこの老人保健制度については八尾さんの反対にはならないのではないかなと思っています。

青木議長 ほかに討論ありませんね。

(「なし」の声あり)

青木議長 それでは、本案について反対者がいますので、起立により採決いたします。

報告第8号を原案のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

青木議長 起立11名。起立多数であります。よって、報告第8号は、原案のとおり承認されました。

しばらく休憩します。再開は1時から行いますので、よろしくお願ひします。

(A.M. 11:38 休憩)

(P.M. 1:01 再開)

青木議長 休憩を閉じ再開をいたします。

次に、日程9番、議案第29号、広陵町税条例の一部を改正することについてを議題とします。

朗読させます。局長！

大西議会事務局長 朗読。

青木議長 本案について説明願ひます。松井収納対策本部長！

松井収納対策本部長 それでは、説明させていただきます。先ほどと同じように、改正条例の内容につきましては議案書29ページから載っておりますが、条例の新旧対照表の13ページ、それから午前中と同じように配付しております議会説明資料、4ページの分ですが、その2ページ以降に説明を載せておりますので、その両方で説明したいと思ひます。

今回の提出議案の内容につきまして、大きく分けて3つの改正点がござひます。1つ目は、公的年金からの特別徴収制度の導入でござひます。2つ目として、新しい寄附金税制の設置でござひます。それから3番目として、証券税制の見直しということで、この3点が大きな改正内容でござひますが、その3つのくくりごとに説明させていただきますので、新旧対照

表の改正条文の説明が相前後することもございますが、その都度ページ数を申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

まずは公的年金からの特別徴収制度の導入でございます。議会説明資料の2ページをご覧ください。議会説明資料の制度概要にもございますように、この制度は公的年金受給者の納税の便宜や市町村におきます徴収の効率化を図る観点から、個人住民税に公的年金からの特別徴収を導入するというものでございます。特別徴収と申しますのは、公的年金が支給されるときに、その前年中の年金所得に対します住民税を天引きさせていただくことであります。あくまでもこれまでの普通徴収を特別徴収に変えるだけでございます。個人納税者の負担増になるということではありませんので、ご理解をお願い申し上げます。対象者としましては、前年中で公的年金等の支払いを受けた人であって4月1日現在年金の給付を受けておられる65歳以上の方であります。ただし、対象から除外される方としまして、その年の1月1日現在引き続き広陵町の区域内に住所を有していない人、それから年金給付の年額が18万未満の方、それから特別徴収の金額が年金給付額を超える方につきましては特別徴収をしないということになっております。制度の施行は平成21年度からとしますが、実際の特別徴収は平成21年10月に給付される年金から実施することになっております。

それでは、個々の改正条項につきましてご説明申し上げます。

まず、新旧対照表13ページの第19条でございます。この条項は特別徴収された住民税が納期限後に納付された場合の延滞金のことを述べております。今回の改正では、その納付義務者に公的年金の特別徴収義務者が追加されたものであります。この場合の納付義務者と申しますのは、納税者ご本人の方ではなく、年金から住民税を実際に天引きする社会保険庁や地方公務員共済組合などの公的年金の給付者のことであります。

続きまして、少しページが飛びますが、新旧対照表の20ページの第47条の2でございます。この条文は公的年金等に係る所得の個人の町民税の特別徴収の条項であります。ここでは公的年金から特別徴収の基本的事項の規定を述べております。例えば先ほどご説明申し上げました特別徴収の対象者、それから特別徴収の方法等でございます。

続きまして、新旧対照表21ページ、47条の2第2項及び第3項であります。ここでは、公的年金からの特別徴収への加算としまして、給与所得と公的年金以外の所得がある場合、加算して特別徴収することができるということになっておりますが、ただし本人の希望などによりまして加算しないということにもなっております。

次に、47条の3であります。ここでは、年金保険者に対します特別徴収義務者の定義づ

けを行っております。

22ページでございますが、第47条の4では、年金保険者に対します特別徴収税額の納入義務をうたっております。

同じページの47条の5でございますが、その第1項から第3項では、公的年金からの仮特別徴収税額の定義をうたっております。

23ページでございます。47条の6でございますが、ここでは公的年金に係る特別徴収を普通徴収にする場合の規定をうたっております。以上が公的年金からの特別徴収の改正内容でございます。

続きまして、大きなくりの2つ目でございますが、新しい寄附金税制でございます。議会説明資料の3ページをご覧いただきたいと思っております。

改正の概要としまして、制度の趣旨でございますが、近年我が国の寄附文化の情勢や地域に密着した民間公益活動の促進を図る必要性が叫ばれております。また、ふるさと納税の論議や新たな公益法人制度がスタートすることから、今回これまでの寄附金税制について抜本的な見直しが行われ、新しい寄附金税制となりました。施行は平成21年4月1日でありませんが、寄附金は平成20年1月1日以降に支出するものからの適用でございます。

改正内容でございますが、議会説明資料の3ページをご覧いただきたいと思っております。改正内容につきまして、見直し案ということで2つの表を掲載しております。次の4ページには、条文改正内容を書いております。

新旧対照表でございますが、ページが少し戻りますが、14ページをご覧いただきたいと思っております。34条の2、所得控除であります。これまで寄附金控除は所得控除であったんでございますが、その所得控除が廃止されまして、34の7で税額控除としての寄附金控除が新設されております。

34条の7では、まず控除できる寄附金として、新旧対照表の15ページの最初、第1項第1号で都道府県及び市町村が規定されておりますが、第2号では、共同募金や日本赤十字に対する寄附金が上げられております。続きまして、第2項では、適用の下限額が従来の10万円から5,000円への引き下げが行われております。また、特別控除額の上限額が所得割の10%、また控除対象限度額引き上げとして、従来の所得金額の25%だったものが30%に引き上げられたことなどが規定されております。

これらの改正内容を現行制度と対比されたのが先ほど申しました説明資料3ページの2つの表でございます。第34条の7、寄附金の税額控除が条文が新設されましたので、条文の

条数にずれが生じました。これによりまして、第34条の5から34条の7にかけまして条数の整理を行うとともに、新旧対照表の25ページの附則第5号、そして新旧対照表の26ページの附則第7条及び附則第7条の3の規定の整備を行っております。以上が寄附金税制の見直しでございます。

続きまして、3つ目の改正であります証券税制の見直しであります。議会説明資料の4ページの続きをご覧いただきたいと思っております。そこがございますように、証券税制の見直しは次の3つに分かれます。1つ目としまして、上場株式等の配当所得課税の見直し、2つ目で、上場株式等の譲渡所得課税の見直し、3としまして、源泉徴収口座を活用した場合の上場株式等の配当に対する源泉徴収税額の特例の創設でございます。

新旧対照表の28ページをごらんください。附則第16条の3でございますが、ここで上場株式等の配当所得の見直しとして上場株式等に係る配当所得の軽減税率の廃止を述べております。

続きまして、新旧対照表の31ページ、32ページをごらんください。附則第19条第1項と第2項でございますが、ここでは上場株式等の譲渡所得の見直しとしまして、譲渡所得につきましての軽減税率の廃止がうたわれております。

続きまして、33ページでございますが、附則第9条の5及び第19条の6でございます。ここでは、源泉徴収口座を活用した場合の株式の配当に対します源泉徴収税額の特例として、源泉徴収口座での損益通算等について記載されております。以上が証券税制の見直しでございます。

最後に、それ以外の改正につきまして簡単に説明申し上げます。議会説明資料の4ページの最後の方でございますが、新旧対照表は24ページでございます。24ページ、附則第4条の2、公益法人等に係る課税の特例でございます。これは、国税長官の承認を受け、個人が公益法人等に対しまして寄附した場合でございますが、寄附後にその承認が取り消された場合の特例でございます。

次に、新旧対照表の27ページをごらんください。附則第8条でございますが、肉用牛の売却による農業所得の特例につきまして、対象を限定した上で3年間延長したことによる規定の変更と整備でございます。

最後に、新旧対照表の38ページをご覧ください。附則第21条でございます。旧民法の第34条の法人から移行した、いわゆる特例民法法人につきまして、平成21年から平成25年までの制度改革移行期間中の取り扱いとしまして、現在の公益社団法人、また公益財団

法人と同様に扱う旨の規定がございます。

以上で議案第29号、広陵町税条例の一部改正について説明を終わります。ご審議よろしくお願ひ申し上げます。

青木議長 それでは次に、日程10番、議案第30号、広陵町手数料徴収条例の一部を改正することについてを議題とします。

朗読させます。局長！

大西議会事務局長 朗読。

青木議長 本案について説明願ひます。吉村理事！

吉村理事 議案書45ページからでございます。議案第30号、広陵町手数料徴収条例の一部改正をお願いするものでございます。

内容でございますけれども、新旧対照表40ページをご覧いただくとわかりやすいかと存じます。ご承知のように、戸籍法の一部が改正されまして、個人情報の保護という観点から、元来公開制度の原則をやっておりました戸籍の交付につきましても見直しを行い、交付請求できる場合が制限されることとなりました。また、住民基本台帳法の一部改正におきましても、同様に交付申請できる場合が限定されました。これらのことから、広陵町手数料徴収条例の関係条文を整備させていただき内容となっておりますのでございます。

具体的に申しますと、今まで成り済ましてか、そういったことで個人の情報が戸籍あるいは住民基本台帳等で外部に出るケースが見受けられるようになりました。そのために、交付請求できる場合を戸籍法あるいは住民基本台帳法で強化をされました。第三者請求をできる場合を限定されたというように受けとめております。特に国や地方公共団体に出す場合であっても、何に使うのかとか、あるいは交付の請求の目的、そういったことについて限定をしております。また、我々窓口で対応する際にも、申請者が本人かどうか、あるいは代理人である場合は適当な代理人の資格のある者かどうか、これらを免許証、あるいはパスポート、写真入りの証明できる書面によって確認をして交付をするというようになっている内容でございます。どうぞよろしくお願ひをいたします。

青木議長 次に、日程11番、議案第31号、広陵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについてを議題とします。

朗読させます。局長！

大西議会事務局長 朗読。

青木議長 それでは、本案について説明願ひます。笹井理事！

笹井理事 それでは、議案第31号、広陵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについてご説明を申し上げます。議案書の48ページをご覧いただきたいと思います。

今回の改正につきましては、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正されたことに伴い、平成19年4月から扶養手当の月額が6,000円から6,500円に引き上げられたことに対応いたしまして、非常勤消防団員等に係る補償基礎額について、扶養親族に係る日額相当の加算額、6,000円の場合は200円でしたが、6,500円に引き上げられたということで、日額217円に引き上げられたものでございます。この条例は平成20年4月1日から遡及適用となりまして、平成20年3月分以前の補償年金等につきましては、なお従前の例によることになってございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご承認賜りますようお願いいたします。

青木議長 次に、日程12番、議案第32号、損害賠償請求に関する和解及び損害賠償額の決定についてを議題とします。

朗読させます。局長！

大西議会事務局長 朗読。

青木議長 それでは、本案について説明願います。笹井理事！

笹井理事 それでは、議案第32号、損害賠償請求に関する和解及び損害賠償額の決定についてご説明申し上げます。49ページでございます。

ただいま局長の方が朗読ありましたように、平成19年2月26日付で奈良地方裁判所葛城支部に提出のあった広陵西第二幼稚園園児の損害賠償請求事件について、このほど和解案が整い、議会の審議の上、承認を求めるものでございます。

今回の和解金につきましては、日本スポーツ振興センターからの給付金140万円とほかに140万円の支払い義務のあることを認め、合計280万円を支払おうとするものでございます。

なお、あとの140万円につきましては、全国町村会総合賠償保障保険から全額補てんされることになってございます。

また、訴訟費用についてでございますが、各自の負担ということになってございます。着手金、平成19年度で支払いをしておりますが、46万2,000円、成功報酬46万2,000円、合わせまして92万4,000円となっております。ただし保険の方からの補てんが55万円程度と試算される中で、実質の財政負担につきましては37万4,000円程度になる見通しでございます。

事故発生から損害賠償請求、公判経緯につきましては、ただいま事務局長が議案朗読いたしましたとおりでございます。

よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

青木議長 それでは次に、日程13番、議案第33号、平成20年度広陵町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

朗読させます。局長！

大西議会事務局長 朗読。

青木議長 本案について説明願います。笹井理事！

笹井理事 議案第33号、平成20年度広陵町一般会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。51ページ、お開き願います。

今回は、歳入歳出それぞれ186万2,000円を追加し、歳入歳出の総額を100億186万2,000円といたすものでございます。

内容といたしましては、先の議案第32号に関連する予算補正のみでございます。

54ページをお開きいただきたいと思っております。

まず、歳出でございますが、事故賠償補償金といたしまして、未払い金の140万円、成功報酬として46万2,000円、合わせ186万2,000円を計上いたしております。こうした費用につきましては、全額補てんされる見通しでございます、増額の歳入予算を見込んでおります。

今回の和解につきましては、実質財政負担は、先ほども申しましたとおり、着手金の46万2,000円と成功報酬の46万2,000円、92万4,000円が訴訟費用となるわけでございますが、保険で補てんされる額、55万円程度を差し引き、実質負担につきましては37万4,000円程度になる予定でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

青木議長 次に、日程14番、議案第34号、奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とします。

朗読させます。局長！

大西議会事務局長 朗読。

青木議長 それでは、本案について説明願います。吉村理事！

吉村理事 議案書55ページでございます。よろしくお願いをいたします。

めくっていただきまして、56ページにその規約の変更内容を掲げております。新旧対照

表、一番最後のページ、43ページをご覧いただきながら説明をさせていただきます。

奈良県後期高齢者医療広域連合規約では、第11条におきまして、広域連合長及び副広域連合長2人を置くというようにうたっておりますが、この副広域連合長を3人に改めたいという内容でございます。同じく第12条におきましては、現行の規約は関係市町村の長のうちからこれを選任するというようにうたっておりますが、常勤の副連合長を置きたいということから、変更案に示させていただいたとおり、1号で関係市町村の長2人、そして2号におきまして広域連合の運営に関し識見を有する者1人というようにうたわせていただく内容でございます。それを受けまして、任期の関係で、規約第13条につきましても2項、3項で修正をさせていただく内容となっております。

今回のこの変更の趣旨でございますけれども、広域連合の運営体制を強化するというのが眼目でございます。常勤の副連合長を置いて、専念してその業に当たるというのが今回の規約変更の趣旨でございます。

どうぞよろしくご理解のほどご決定賜りますようお願いいたしまして説明を終わります。

青木議長 それでは、以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

お諮りします。議案熟読のため6月10日から11日までの2日間を休会といたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、6月10日から11日まで2日間を休会といたします。

なお、本日用われなかった議案に対する質疑につきましては、12日木曜日午前10時から引き続き行うことといたします。

本日はこれにて散会をいたします。

(P.M. 1:36散会)

平成20年第2回広陵町議会定例会会議録（第2号）

平成20年6月12日

平成20年6月12日広陵町議会

第2回定例会会議録（2日目）

平成20年6月12日広陵町議会第2回定例会（2日目）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、14名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	竹村博司
3番	青木義勝（議長）	4番	吉田信弘
5番	笹井正隆	6番	坂口友良
7番	乾浩之	8番	長濱好郎（副議長）
9番	八代基次	10番	八尾春雄
11番	山田美津代	12番	吉岡章男
13番	松浦敏信	14番	山村美咲子

2 欠席議員は、なし。

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	副町長	山村吉由
教育長	安田義典	理事	笹井由明
理事	中尾寛	理事	吉村元伸
教育委員会事務局長	北神理	健康福祉部長	池田誠夫
都市整備部長	森田久雄	会計管理者	乾善雄
収納対策本部長	松井定市	水道局長	植村和由
水道局収納対策本部長	平岡康博		

4 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長 大西利実

議 事 課 長 松 井 宏 之 書 記 北 橋 美 智 代

青木議長 ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

(A. M. 10:02開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程番号	付 議 事 件
1	議案第29号 広陵町税条例の一部を改正することについて
2	議案第30号 広陵町手数料徴収条例の一部を改正することについて
3	議案第31号 広陵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて
4	議案第32号 損害賠償請求に関する和解及び損害賠償額の決定について
5	議案第33号 平成20年度広陵町一般会計補正予算(第1号)
6	議案第34号 奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
7	一般質問

青木議長 まず、日程1番、議案第29号、広陵町税条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について、質疑に入ります。質疑ありませんか。1番!

山田光春議員 この町税条例の改正案について、大きく3つぐらいあるかなと思っています。いわゆる公的年金から特別徴収制度の導入。本当に今公的年金からのこの徴収制度については、いろんところでこの問題を提起しているわけでありまして。初めは介護保険から、こうした年金から引かれる。そして今、後期高齢者医療制度からこの年金から引かれる。それからこの3つ目、これから住民税に対して公的年金から特別徴収を導入する。こういうことについては、確かに理事者側から見ると本当に楽な滞納者が少ない。そういう面からメリットはあると思いますが、納税する側から見るとなかなか年金から引かれるのは厳しいのではないかと。この住民税については、それなりの所得がなかったら住民税の対象者にはならないわけですが、今この公的年金から住民税を引かれようとしている方はこの広陵町でどのぐらいいてはるのか、ちょっと現状をお知らせしていただきたいなと思っていますが、町長、まずこの公的年金からこうした介護保険、後期高齢者そしてこの住民税を引かれることに対してどんな考えをお持ちなのか、この制度について、いわゆる全国のこの市町村長会から見ると

こうしたことを推進されていると。ですからこの年金から引かれることに対しては賛成だという立場はあるわけですが、町長自身はどのようなお考えを持っておられるのかも、それも含めて聞かせていただきたいと思います。

それから、もう一つは新しい寄附金税制についてでありますけれども、これについてはこの資料にいただきました3ページでありますけれども、やはりこれによってどのように変わるのかということをお聞かせいただきたいと思います。新しい改正の趣旨は、これを見ますと、寄附文化の醸成や地域に密着した民間公益活動の促進を図る必要性とともに、新たな公益法人制度がスタートすることから、寄附金税制について抜本的な見直しを行うということで、2つ目は施行期間、平成21年4月1日から。ただし、寄附金は20年1月1日以降に指定するものから適用。3つ目が改正内容、この辺が問題になるわけでありますから、現行について、2つあるわけですが、個人住民税における寄附金税制と地方公共団体に対する寄附金税制の見直し案と、この2つあるわけでありますけれども、例えば上の方ですね、対象寄附金に対してはこの住所地の都道府県共同募金会に対する寄附金、住所地の日本赤十字社地域支部に対する寄附金、これ2つを現行でうたっておるわけですが、改正案になった場合は同じようになるわけですが、例えば町における社会福祉協議会についてのこうした寄附した場合どのような対応をとられるのか。そして控除方式の、今までは所得控除方式であったのが税額控除方式に変わること。そして控除率も変わること。そして控除対象限度額も総所得金額等の25%から30%に変わる。そして適用下限額が今までは10万円だったのが5,000円からと、このように大きく変わるわけですが、例えば私が10万円を現行制度で10万円した場合とこの改正案の10万円した場合でどこがどう違うのか。寄附する私にとってはどこがどうメリットがあるのか。そういう具体例を示しながらちょっと説明していただければなと思っていますので、よろしくお願いします。

青木議長 答弁、松井収納対策本部長！

松井収納対策本部長 それでは説明させていただきます。

まず、お尋ねの公的年金からの特別徴収の件ですが、広陵町の該当者はどれだけおられるかということのお尋ねだったと思います。

まず、65歳以上で年金所得者の公的年金を受けておられる所得者の数ですが、5,310人でございます。そのうち公的年金の所得で課税される方、実際の所得は5,310人ございますが、実際の課税されてる方は1,062人でございます。

続いて、寄附金税制について概要についていろいろご質問あったと思いますが、お尋ねの

山田議員さんが寄附された場合ということで、前の本会議でお渡ししました議会資料の3ページに概要と改正内容の表を載せていると思いますが、それに基づいて説明させていただきます。

この表は、上の方が地方公共団体へ寄附された場合の試算の表でございます。下の方が地方公共団体、いわゆる町、県、広陵町または奈良県に寄附された場合の表でございます。山田議員のお尋ねの中には、社会福祉協議会にされた場合というふうなご質問ございましたけれども、その場合は上の方の表に該当するわけでございます。ただし、この対象寄附金と認められておりますのは、現在のところでは現行の表にございますように共同募金、それから日本赤十字に対しましてはその税額控除の対象となっておりますが、社会福祉協議会につきましてはその右側の表にございますように都道府県または市町村が条例により指定した寄附金で、そのこういう団体に寄附した場合は税額控除の対象になりますよということで、その条例により指定する必要がございます。それを指定した場合ということで仮定しましてこれから説明させていただきます。

まず、金額につきましては10万円ということでお尋ねあったと思いますが、現行では10万円ということで寄附されましても、適用、一番下のその表の中で適用下限額ということで、これは最低ライン、これ以上寄附しないと該当しないというラインでございますが、10万円となっておりますので、この場合は10万円寄附されても10万円のそれが引かれますので、実質上は現行では寄附控除に該当しないということになります。

改正案では、適用下限額が5,000円ですので、5,000円以上された場合に該当するということになります。ですので、10万円から5,000円を引きまして9万5,000円のその控除率という中で、真ん中の表に控除率という欄がございますが、税率10%ということで、その9万5,000円の10%、いわゆる9,500円がこの改正案では税額控除に該当するということでございます。これはあくまでも町の税額控除でございますが、それ以外に国税の方で同じ金額、9万5,000円の10%が控除されますので、9万5,000円の1割、国が9,500円、それから町民税、県民税合わせて10%ですので、9,500円、合計1万9,000円が税額控除されるということでございます。

以上が今この社会福祉協議会に寄附された場合ということになるわけでございますが、あくまでもこれはそういう団体を条例により指定する必要があるということでつけ加えさせていただきます。以上でございます。

青木議長 町長！

平岡町長 ただいま山田議員から、年金から各種税金が控除される制度に変わっているわけですが、また後期高齢者医療制度につきましても年金から控除するのはいかがなものかと。市町村長の意見はどうか、こんな質問があったと思います。

私は、後期高齢者医療制度については、所得の少ない人まで課税の対象になるという後期高齢者医療保険を払わなければいけないというその制度には問題があると思います。市町村長ほとんどが異論を唱えておられるのが実態でございます。しかし、年金から控除するということは法律でこのように決められたものでございまして、所要の手続を経て改正されたものでございます。

今回の住民税が年金から控除するということにも変わってまいります、これはあくまでも年金所得で課税される場合は年金から控除するというものでございまして、他の所得と合算して課税される場合は他の所得の部分については年金から控除できないのでございます。しかし、対象者がもう一緒に引いてくれという申し出があれば控除させていただく、引かせていただくということになります。これは基本的には個別徴収、口座振替で私どもの町では税金を集めさせていただいておったのでございます。特に広陵町は奈良県で一、二と言われるほど口座振替制度が70%を超しているようでございまして、それだけ多くの人たちがご負担を口座で振り込みをお願いしている。非常に経費の少ない、かからないそういう対応をさせていただいているところでございます。年金から引くのもさほど変わりはないわけですが、年金からいただいたお金を一たん普通口座へ落とされて、戻されて、そして私ども口座を引かせていただくわけですが、こういうところも生活を年金だけで支えている人については住民税は恐らくかからない、そういう家庭だと思います。そういう人には今回引くのは対象にはならないと思いますが、合算している人だけが年金から対象になる。その場合は個人の同意が要ることになりますので、あわせてPRをしっかりとしていきたいと思います。

経費の要らない方法を国は考えてくれているということでございますが、これに対して役所もやはり経費の節約に対して住民の協力をいただいているんですから、我々もそれにこたえなければいけない責務があると思います。

ただ、国の後期高齢者医療制度につきましては、今、参議院でも廃案というような前代未聞の決議をされたところでございまして、注目をされているところでございます。市町村長そのものは、皆さん異論を唱えておられると。私も同感でございます。

青木議長 1番議員！

山田光春議員 今、町長も言われましたようにPRをきちっとしていただいて、混乱のないように。何でも年金から引かれるんだというような問題が起こってくるわけですから、きちっとしたPRをし、説明をしていただければいいかなと思っています。

それから、今、松井さんの方からこの回答がありましたように広陵町社会福祉協議会の場合においてはやはり条例により指定せねばいけないというのが言われました。例えば今、この社協に対して香典とかいろんな形で寄附されておりますよね。今まではこういうことがなかったわけですね。控除というんですか、ないわけですが、だから新たにこういう制度が設けられたらきちっとして、条例によってこの指定をせないかんというような今回答がありましたけども、今後そのような考えはあるのかどうか聞かせてもらいたいと思います。

青木議長 答弁、平岡町長！

平岡町長 きょうまでいろんな形でご寄附をいただいておりますが、指定をされる人があります。これは子供たちのために使ってくださいとか、これは福祉のために使ってくださいとかいう場合は社会福祉協議会へ入れさせていただき、所要の措置をとらせていただいております。

このたびのこうしたふるさと納税というのが今やかましく言われております。広陵町で生まれ育った。そして他の町で今生活をしているが、ふるさとに納税をしたい、寄附をしたいというこのような人たちの受け皿は、単に福祉の目的でなくしてふるさとに対して応援をしていただくということですから、今、検討を急いでいます。広陵町みどりのふるさと基金というものをつくらせていただいて、その基金にしっかりと貯金をしていきたい。そして、ふるさとのための新しい町づくりのために使わせていただこうと。そういう思いで、今検討を急いでいるところでございます。早ければ今議会にも追加提案を、基金条例について提案をしていきたい、そのように思います。

また、この寄附金の制度について幅広く、ただ広陵町に住んでいたというだけでなくして職員も他の町から広陵町に勤めてもらっているわけですが、これも町のためにひとつ納税していこうと。そういう気持ちをお出しいただくように、これふるさとではないんですが、ここで勤務をさせていただいているその善意の心を寄附にあらわしていただく。そして住んでいる町の税額控除をしていただければいいわけでございますので、いろんな形でふるさとを支援していただくようなそういう基金を設けたい、今考えているところでございます。

青木議長 1番議員！答弁漏れございませんね。

ほかに質疑ありませんか。質疑を受けます。11番議員！

山田美津代議員 今、町長からお話がありましたふるさと納税制度で、個人住民税が他の市町村に一部移る可能性が出てきました。どれぐらいの影響を予想しておられますか。

また、この公的年金受給者から住民税を特別徴収することについて、システム整備に費用大分かかると思うんですけれども、どれくらいかかるもんなんですか。

また、平成20年度予算の町民税の予定徴収率は98.5%とありますが、あと1.5%のためにそれだけ費用をかけるんですか。

また、軽減税率廃止とありますけれども、資料の4ページの証券税制の見直しですね。その(1)の①と(2)の①に軽減税率廃止とありますけれども、それはいつからなんですか。

以上についてご説明いただきたいと思います。

青木議長 平岡町長！

平岡町長 ふるさと納税等の寄附の見込みの想定額でございますが、多いほどいいわけございまして、しっかりとPRをして基金の醸成に努めていきたいと思っております。

青木議長 ほかに答弁ありませんか。松井収納対策本部長！

松井収納対策本部長 いろいろ山田議員さんの方から何点かありましたので、順を追って説明します。

システム経費の方ですが、これ今まだ法律案ができて、今、条例可決させていただいておりますが、国の方でもいろいろ試算している段階でございます。まだ明確な費用は出ておりません。電算関係でシステムを変える必要がございますので、その分の費用が今後見込まれるということで想定しております。その際には、また補正予算で議会にも上程させていただきますので、よろしく願いいたします。

それから、軽減税率のことでおっしゃっていただいたと思いますが、この上場株式の証券見直しでございますが、これは来年の1月1日以後の施行でございます。

それから、もう1点、質問の内容をちょっと聞き漏らしたんですが。(不規則発言あり) 済みません。

山田美津代議員 予定徴収率が98.5%とありますが、あと残りの1.5%のためにそれだけ費用をかけるんですかという質問だったんですけど。

青木議長 本部長！

松井収納対策本部長 どうも失礼しました。この部分につきましては、そのシステム費用とい

いますのはこの寄附金税制に対する改正の費用でございますので、今おっしゃった部分については現在の徴収率を上げるための費用ということではございませんので、これあくまでも今は寄附金税制に伴う税制改正のためのシステム費用でございます。また、この徴収率を上げるための経費ということではございませんので、よろしくお願いたします。

青木議長 ほかに質疑ありませんか。11番議員！質疑もう一回いけますのやで、2回やからな。よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 それでは質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りいたします。本案を総務文教委員会に付託したいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は、総務文教委員会に付託することに決しました。

青木議長 次に日程2番、議案第30号、広陵町手数料徴収条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について、質疑に入ります。質疑ありませんか。11番議員！

山田美津代議員 この改定によって、これまでできたのにこれからできなくなるというのはどういう人が考えられますか。

また、今までパスポートとか免許証とかそういう写真とかで判定できた、そういう写真とか持っておられない方がおられると思うんですよ、パスポートとか免許証とかね。そういう方はどういうふうに対応していただけるんでしょうか。

それから、件数としてはどれくらいを見込んでおられるんでしょうか。以上についてご説明していただきたいと思います。

青木議長 吉村理事！

吉村理事 今回の手数料徴収条例の改正の趣旨は、いわゆる不正な戸籍あるいは住民票の請求を規制をするというのが大きな目的でございます。成り済まし請求をさせない、そして不当な目的での請求をさせない、こういうような趣旨に基づいて戸籍法の改正あるいは住民基本台帳の改正がなされました。それを受けて、本町の手数料徴収条例を改正する内容です。

件数につきましては、住民票、戸籍合わせまして、今詳しい数字は手元にはございませんけ

れども、いずれも合わせますと1万5,000件程度の交付をしていると考えております。

それと、いわゆる写真つきの免許証とかあるいはパスポートをお持ちでない方、これらにつきましては本人の確認、宣誓であるとか保険証等の持参をいただくとか、あるいは学生ですと学生証も写真がついておる場合は認める。幅広く本人の確認の体制を整えているところ
です。以上です。

青木議長 ほかに質疑ありませんか。よろしいですか。

(なしの声あり)

青木議長 ほかに質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託をしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は、総務文教委員会に付託することに決しました。

青木議長 次に日程3番、議案第31号、広陵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について、質疑に入ります。質疑ありませんか。11番議員！

山田美津代議員 消防団員災害補償条例改定ということで、大変大事なお仕事をされていらっしゃると思うんですけれども、他市町村と比べてどうなのでしょう。国の基準どおりなのでしょう、それとも広陵町独自の基準で単独でされていらっしゃるのでしょうか。その辺を聞かせていただきたいと思います。

青木議長 笹井理事！

笹井理事 大変消防団員につきましては公務上の災害を受けられた場合に危険な仕事をさせていただいておりますので、こうした基金の公務災害補償制度というものがございます。消防団員等公務災害補償等共済基金において各市町村が負担金を出し、そして有事の際、事故があった際、そうした補償をされるものでございます。近隣市町村とも、こうした国の共済基金の制度そのもので補償をさせていただいております。単独で制度を設けておるという内容ではございません。近隣は同一歩調の基礎額に基づいて算出をさせていただいております。（不規則発言あり）

青木議長 笹井理事！

笹井理事 済みません、追加で答弁させていただきたいと思います。

退職報償金につきましては、制度の額に2分の1を加えた額、これを退職金制度として北葛市町村につきましては上乗せをして退職金を支払いをさせていただいております。以上でございます。

青木議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 それでは質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託をいたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は、総務文教委員会に付託することに決しました。

青木議長 次に日程第4番、議案第32号、損害賠償請求に関する和解及び損害賠償額の決定についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。11番議員！

山田美津代議員 損害賠償請求の和解ですけれども、ここ二、三年の事故状況はどれくらいあったのでしょうか。どういう対応をしてこられたのでしょうか。

それと、幼稚園の先生の数も減らされて親御さんも大変不安に思っておられると思うんですが、事故が起きたときなど病院に搬送される時、残った幼稚園児の面倒を見るそういう人が必要になってくると思うんですけれども、そういうときの体制はどのようなふうにとっておられるのでしょうか、ご説明していただきたいと思います。

青木議長 答弁をお願いします。北神教育委員会事務局長！

北神教育委員会事務局長 幼稚園におきます日ごろの日常的なちょっとしたけが等はございます。しかし、このような大きな事故は最近この1件だけでございます。

もし事故が起こった場合どのように対応しているかという質問でございますけれども、当然職員、幼稚園教諭で対応し、この場合もほとんど毎日病院の通院を付添っておったというところでございます。以上です。

青木議長 11番議員！よろしいですか。

ほかに質疑。1番議員！

山田光春議員 50ページですが、いろいろその経緯について、平成17年6月21日午後0時40分ごろこのけががあった。トイレに入ろうとした矢先にあったと。そして平成18年

12月15日に、指先損傷による障害を理由として慰謝料及び後遺症という形で705万円の損害賠償催促が相手側から出されたと。この間、約3年あるわけですね。2年か、2年ね。1年半か。長さというか、1年半もこの間何もなかったのか。そして、この1年半たってこうしたものが出るということについてはどのように解釈するのか。

そして和解というのは結構な、うちの場合はこの後補正予算が出るわけですが、事務的な経費だけで済んだわけですが、何でこの間の1年半というこの日数がこうしたことがかかっているのか。その間に何か動きがなかったのか。その点はどうかちょっと教えてください。

青木議長 北神教育委員会事務局長！

北神教育委員会事務局長 ちょうど3年前、17年の6月21日に事件が発生いたしまして、18年の3月28日に治療完治したというところでございます。それから平成18年12月15日にそうした損害賠償の催告状が出されて、19年2月26日に訴訟に踏み切られたという経過でございますけども、その間、催告状を出されるまでの間、少し9カ月ほど日数あったわけでございますけども、幼稚園、教育委員会とのやりとりもございました。主に内容といたしましては、やはり原告側がそうした事故の再発防止策であるとかそうした事情を詳しくPTAに知らせてほしいとか、そういうこと等のPTAとの間のやりとりもございまして、その間半年ほど経過したところでございます。以上です。

青木議長 1番議員！

山田光春議員 17年6月21日にこのけががあつて、そして18年3月28日に完治している。こういうことを見て、その後に損害賠償という裁判を起こされている。こういうことを考えると、やはり学校側そして教育委員会等々の対応のまずさがなかったのか。もう少し話し合いでもしておれば、こうした長引く裁判まではいかなかったのかなと思ったりするところもあるんですが、本当にこの対応、対話をきちっとしておれば納得していただいて、こうした係争までに持ち込むことがなかったのかなと思うわけですが、そんなことはなかったのかどうか。

青木議長 安田教育長！

安田教育長 幼稚園また学校等でいろんなけが、事故があります。そのときに、まずそういうけがの場合には治療することを専念いたします。同時に、そういうことを学校、特に養護の先生方が中心になってその病院との経費とか、それからまたその治療の経過とか、そういうことがあつて、またそこにも書いてありますように日本スポーツ振興センターとの保険も入

っておりますので、そのやりとりをやるわけですが、まずこの場合、ほとんど向こうのお母さんは車に乗れないという状態でしたので、こちらの方から送り迎えをしておったわけです。指を挟んだことですので毎日見てて、私もそのことについては聞いていました。どないしてるちゅうたら、まあ大きな外傷もなく先生もこのままでやったらうまく治るだろうと、外科的手術ということも必要ないということであつたわけです。その間、子供たちも学校へ来ておりますので、普通の場合は病院が完治した場合にはその日本スポーツ振興センターの書類はこちらの方に返ってきて、それを手続とっていくわけですが、その間、向こうの方のおうちの赤ちゃんが生まれたということもありましてね、その間、やっぱり連絡が不十分な部分があつたんじゃないかと。そういうことについては、私自身ももう少しこちらの方から積極的に病院なり、また親の方とも話しすべきだったなど。こういうことがあるわけですが、通常のときにはそういうように完治したちゅうことは医者しかわかりませんので、わかった時点でそういう書類が上がってきて、その書類をまた我々は県に上げていくというのが今までとってきた措置なんです。

そういう中で、今言われたようにまず二度と起こらないようなことについてもすぐに各幼稚園、また学校なりにもそういう話もすると同時に、また点検もしてもらいましたが、しかし残念なことに訴訟されてから送ってこられただけですのでね、その間やっぱり向こうの方が先にそのレントゲンも手に入れられて訴えられたということで、普通ならそれが私らの方に入ってきて手続していくのが普通だと思っておって、そこらのところの今までどおりのやれたという一つの気の緩みがあつたかもわかりませんが、これから以後気をつけていきたいなど、このように思っております。以上です。

青木議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 それでは質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託したいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、本案を、総務文教委員会に付託することに決しました。

青木議長 次に日程5番、議案第33号、平成20年度広陵町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について、質疑に入ります。質疑ありませんか。10番議員！

八尾議員 こういう学校内の事故の場合でも、治療をするとなったら恐らくそのけがされた方のお父さんの健康保険の制度を最初は使われて治療されたんだと思うんですけども、自損で、自分でこけたという場合はもうそれで治療が行われて所定の手続になると思うんですけど、相手がある場合には第三者行為という被害者と加害者というような概念を健康保険の制度ではたしか使ってたと思うんですね。

それで今回、2つの団体から保険の手続をして処理をしたいというような提案になってますけども、最終的にそうするとこのお子さんの医療費については、お父さんの入っておられた健康保険の治療費ということで見られたんでしょうか、それとも何かそれがまた補てんされるような構造になってるんでしょうか。その点教えてください。答弁をお願いします。

青木議長 北神教育委員会事務局長！

北神教育委員会事務局長 治療費につきましては、全額日本スポーツ振興センターから出ていると認識しております。以上です。（不規則発言あり）

青木議長 ちょっと整理して答弁してもらいな。安田教育長！

安田教育長 ちょっと言葉足らずのところがあつたと思うんですけども、今言われたように自己負担分のものが日本スポーツ振興センターの方からと、プラスアルファをつけてお返しするようになっております。以上です。

青木議長 10番議員！

八尾議員 今の答弁でしたら、そうすると健康保険から例えば残りの7割については負担をしていると認識しておられると、こういう意味でしょうか。この制度から出るお金は、その治療費とは全く別物の概念で出ているから、重複してるように見えるけれども問題ないですよと、こういうことで理解していいのでしょうか。その点答弁願います。（不規則発言あり）

ちょっとわかりにくいかもしれませんが、済みません。だからこの子供さんは、父親の健康保険の被扶養者になってたと思うんですね。そうすると、お医者さんに担ぎ込みました、治療を受けました。そしたら窓口負担が当然発生しますわね。それと、残りは健康保険から治療費を出すという構造で治療が進むと思うんです。そうすると健康保険の立場から言うと、自分でこけてけがした場合はそれでおさまるんですけども、もし第三者がいた場合ですね、いわゆる加害者と被害者というようなことがあつたら健康保険そこまで見ないという場合があるんですね。その点を心配してるんです。だから今回の場合は、健康保険のお金は仮に一たん出したけれども、スポーツ振興センターですか、そこから最終的にはお金が出て、健康

保険の、政府管掌かわかりませんが、争いなく円満に解決が図られつつあるんだというふうに理解していいですかということをお尋ねしております。

青木議長 わかりましたか。山村副町長！

山村副町長 まず、学校、幼稚園、保育園でこの日本スポーツセンターに加入、保護者も掛金をしていただいております、そこから出ますのは健康保険の自己負担分、窓口負担は3割ですので、3割ではなしに4割相当額がスポーツ振興センターから給付を受けられます。自己負担相当分は3割で、残りの1割は見舞金という性質になってございます。医療費の残りの7割は保険から給付をされますので、健康保険の負担になっているということでご理解いただきたいと思えます。

今上げさせていただいておりますのは全く後遺障害に係る給付でございまして、これは別のもの、全く医療費とは別のものございまして、医療費は既に日本スポーツ振興センターの方からこの方に給付は完了いたしております、治療が終わっております。

先ほども山田議員さんの方から、かなり日数を要したというご指摘もございました。後遺障害補償というのは症状が固定しないと額が確定しないということございまして、18年3月に症状固定後に幾らの障害給付ができるのかというのはお医者さんの診断書に基づいて決定されるわけでございますので、後遺障害補償については少し時間がかかる。この間の説明不十分があったかとは思いますが、時間がかかったことはそういう理由からということでご理解いただきたいと思えます。

青木議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思えますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は、総務文教委員会に付託することに決しました。

青木議長 次に日程6番、議案第34号、奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とします。

本案について、質疑に入ります。質疑ありませんか。10番、八尾議員！

八尾議員 お尋ねします。この副連合長を迎えるに当たっての契約内容がどのようになっていますか。

るかですね。事業主の負担も含む経費を含んで、経費の総額が年間いかほどになるものか。それはどこが負担するのか。広域連合が負担するのか、あるいはどこかから出向とか受け入れるのであれば、その出向元からお金をいただけるのかということについて1点。

それから、契約期間がありますか。2年とか3年とか期限があるのでしたら答弁をお願いしたい。

それから、3つ目に実際にその方は何をされるのかということなんですね。奈良市長が代表で、副は確か郡山と河合町の町長さんだっただと思いますけども、専任を配置したいということであれば専任者としてどういう仕事を予定しておられるのか。言うてみりゃちゃんと仕事してもらわなあかんという側面もあるわけで、そういう点でどのような仕事を予定しておられるのか。以上、3点をご答弁お願いします。

青木議長 吉村理事！

吉村理事 奈良県の後期高齢者の広域連合には、奈良県からの職員派遣と関係市町村からの職員派遣によりまして事務が進められております。県からは、お2人常時派遣をするという前提で、これが一種の契約条項になろうかと認識をしております。

今回派遣がされる副広域連合長につきましては、任期につきましては4年ということを考えているところでございます。

その方の分の経費の負担ということでございますけれども、これは広域連合が負担することになろうかと思えます。

細かい話をさせていただきますと、県からお2人の既に準備段階から派遣がございました。今回、副広域連合長に予定をされている職員の立場ですけれども、県の次長級の方を想定しております。今までは課長補佐級の方がその前任として在任をされておりました。その差につきまして、負担がふえるであろうというように我々は受けとめております。

それと、実際何をなさるのかということでございますけれども、先ほどご発言ありましたように広域連合長は奈良市長、そして市町村長の副連合長は大和郡山市長、そして河合町長でございます。いずれも非常勤でございます。

制度がスタートいたしまして、今現在、国におきましても制度の改正等についていろんな議論がされております。それに迅速に対応できるということから、常任の副広域連合長を配置したいという広域連合の思いでございます。常勤でございますので、常に迅速に対応できると。制度運営のための強化というように我々は受けとめております。以上でございます。

青木議長 ほかに質疑ありませんか。10番、八尾議員！

八尾議員 制度が始まってからいきなり名前が変わったり、制度の中身の見直し論議があったりとかで、非常に混乱をしておるように印象として持っております。そういう中で、必要な人というのは実際の実務をきちんとやり切るといふ人なんではないかなというふうに思っています。

その上でお尋ねしますけれども、国会で参議院で廃止法案が通り、衆議院でも今あのような状況になっている中で、2カ月たってこのような状況の中で果たしてあの組織をこういうふうにいじって人を新たに配置したいなどというようなことを考える段階なのかどうなのか。その点のご認識、町長さん議員でもございますので、もしありましたらぜひ教えていただけたらと思っております。

青木議長 平岡町長！

平岡町長 ただいまの後期高齢者医療制度、副連合長をつくってそれで解決できるのかと。また、現在の考え方はどうかとのご質問でございました。

実は、私もこの議案提出の際にはいろいろ協議をさせていただき、トラブっておったのでございます。今、事務的にいじるだけで解決はできません。国の方では、いろんな軽減案また廃止、いろんなことをやられているわけございまして、もう少し待つてはどうかという意見を私、議長とも協議をさせていただき、相談をしていたところでございます。

奈良県下すべての市町村がこの条例を可決して、そして持ち寄るということになっておるわけございまして、我が町だけこれに反対するわけにはいきません。とりあえず組織をしっかりと整えて、スムーズな運営をするということで一致をしたところでございます。全体の計画としては、今、国の決まりが定かではないわけでございますが、いずれ次の9月までに総論おまとめをいただいて、またご審議をいただくことになるかと思いますが、とりあえず現在1, 200億円の会計処理を広域連合はやっておるわけございまして、奈良県を一つにまとめるの事務処理は大変だと思います。県の幹部が副連合長になっていただいて、スムーズな運営を期待をしているということでございます。

広域連合そのものの今後の運営については国が近々お示しをいただいて、それを待つてまた審議が一段と高まるのではないかと、そのように思っているところでございます。

青木議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 それでは質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありま

せんか。

(異議なしの声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は、厚生建設委員会に付託することに決しました。

本来ならばここで休憩ということをやりたいですけど、せっかく傍聴に見えておりますので、引き続きまして一般質問に入らせていただくことをお許し願いたいと思います。

青木議長 それでは、次に日程第7番、これより一般質問を行います。

発言の通告書がございますので、これより発言をしていただきます。

なお、議事進行の都合上、質問の要旨は簡単に、また答弁は的確にお願いいたします。

質問の回数は、会議規則により3回以内とさせていただきます。また、先の申し合わせにありましたように、1回目の質問は今までと同様ですが、2回目以降複数の質問事項があるときは質問通告書の順序により議席で一問一答方式によることにします。

なお、質問事項に移った場合は前の事項に戻ることはできませんので、よろしく願いをいたします。

まず、それでは坂口君の発言を許します。6番、坂口議員！

坂口議員 それでは、坂口でございます。一般質問を行いたいと思います。

傍聴の議員の皆さん、また旧議員の方も傍聴されております。傍聴の方、ご苦労さまでございます。

4月、先ほど選挙を終わりました、新しいメンバー14名で今期4年間一緒に頑張りたいと思いますので、またよろしく願いいたします。

今までの慣例に習いまして、一般質問、常にトップバッターを務めさせていただいております私でございます。

この先の選挙で、私も広陵町内全域を回ってたんですが、何も選挙だけで回ってるんじゃなくて日ごろも回ってるんですが、多くの意見をちょうだいしております。大きくは、私のやってる活動上の関係もあるんですが、一つは高齢者福祉、これについては後ほどいろいろと例を挙げたいと思うんですが、もう一つはですね、どうしてもその行政の、今回一般質問に上げたんですが二重行政のむだ、あるいはダブリ行政。今、新聞でも出ておるんですが、その辺のむだなことがあるのではないかと。この辺についてももう少し検討を加えたら、昨今なかなか厳しい財政情勢ですので広陵町も少しは助かるのではないかとということで取り上げたいと思います。

質問事項まず1番、私の近くなんですが馬見交番、もともと駐在所だったんですが馬見交番に変わりました。それに付随しまして駐車場、交番の前に3台が止まるのと、少し離れた2丁目の集会所の裏にもう1カ所、2カ所ございます。最初、交番になってよかったねと非常にご近所の方、例えば晩の11時、12時、駐在所のときはいつ行っても、昼間行ってもだれもおらんと、非常に怖いと。あの公園の前は時々不審者も出てた事がございまして、非常にこれは心強いということで非常によかったと、このようなことで非常に助かったと、このような声を聞いております。

そのときに、はてなと思うようなことが、私もちょっと思ってたんですけど、言われてみれば確かにそうだなと、こういうことがございます。馬見交番、これ晩になり昼間、24時間体制ということで駐車場ができております。公園の前に1カ所、もう一つ、集会所の裏にもう1カ所、2カ所。看板も立っております。交番用の駐車場ですよと、こういうふうなことになっております。不思議に思うのはですね、集会所の裏の方の駐車場がいつ見てもチェーンがかかって入れないようになっていると。距離的に言うて歩いて行ける距離なんですがね。何かいつも閉ざされていますねと。念のために私もちょっと毎日見てたんですが、やっぱり毎日閉めたままでクローズの状態であると。結構な金もかけてやったとは思いますがね、この辺の細かいことはすぐやっぱり気になさるんですわ。どういうことなんでしょうかねと。住民の目には、これこそが何か二重行政やないかなと。いろいろな経緯はあるとは思いますが、あるとは思いますが、一体どのような経緯からこのように複数つくって、1カ所へ集めて、1カ所は常に閉鎖したままとなっているのかなと。この辺について、ちょっと聞いてくれないでしょうかと、こういうふうなことを私も言われまして、そうですね、私もその辺のちょっと細かいこと目から、ちょっとその辺のむだとか無理とか、あるいは今後いろいろまた使えるもんかどうかというようなことについて聞いてみたいと思います。

これはすべてに共通することなんですが、なかなか行政、地方行政、警察行政、これはいわゆる縦割りの社会で違う行政ですので二重になってんか、その辺もどうかあるんですが、それに当たっては当然香芝警察ということで広陵、定期的な会議もあって、理事さんも出席されていると、こういうふうなことを聞いております。この辺はどういうふうな経緯でこういう形になってきたのでしょうかということでございます。駐車場関係、これは1番です。

2番目、図書館関係、さきの前回の議会でもちょっと明らかになったんですが、うち広陵町の図書館は町内の人、町外の人、両方貸してるよと。こういうことでして、今困っているのが、なかなかすすすと、すべて貸した期間がありますのでね、結構本も高いので、返し

てくれたらいいんですがなかなか長期にわたって返してくれないと。それで返してよという連絡は取ったりやられてるんですけど、まだ、たまったままやと。こういうふうなことになってまして、問題は町外の人に長期にわたってなかなか本を返していただけない。百数十名おられると。こういうようなことで前回数字出されたんですが、これはどうなんですかね、返済求めて果たしてその後はどのようなことになっているのかということでございます。

現在、町外の人百数十人に長期にわたり本がちょっと未返済であると。電話をかけて当然請求するんですけどね。電話かけたらわかりますが、まあその百数十人に電話かけてもおれへん、またまた後でするとなかなか大変なもんです。非常な手間もとられちゃうと。こんなマイナス業務ですね。非常な手間もかかる、大変であると。こういうこともあります。

また、この図書館の本の貸し入れ、出したり戻ってきたり、多い日は1日何千冊。何千冊もほんまにあるかどうかちょっとわかりませんがね、何千冊にもなるんやと、このようなことを聞いております。職員も大変やと、忙しいと、このようなことも聞いております。私も聞いてるんですが、なかなか忙しいのは大変なんです。町内の人間だけに限りやですね、半分は町内利用者、半分は町外の利用者と、こういうことになっております。貸し出しも半分は町外の人に貸してると。いわゆる倍の仕事があると、こういうことなんですね。当然忙しいのも当然のことでありまして、2倍の手間がかかっている。町職員については2倍の手間がかかっているということでもあります。

かつては広陵町図書館、貸出冊数日本一というふうなことになりました。これは当然当たり前の話でね、町内だけ貸してたらこんな日本一にはならないので、町外に貸せば日本一になるんですよ。再び何か日本一目指したいというふうなこともちらっとは聞いたんですけど、このご時世ですね、日本一の貸出数を目指しているためですけどね、この貸出数のオリンピック、そろそろもうやめる時期に来てるんじゃないかなと、こういうふうなこと。なぜかという、これは町内のサービスに専念、いわゆる専従すべき時期に来ているのではないかと。この辺の非常に大きな問題もあると思いますがね、広陵町は今財政考えたら周りの市町村から比べたら非常に借金も多い、大変と。そのために定数も少ない。人口割にして広陵町が一番少ない、14名なんですわ。この間選挙のあった御所なんて3万1,000、広陵より少ない。そやけど16名。人数多い。給料も多い。こういうような状態でございます。御所だって非常に厳しいんですよ、あの財政。そういうところでもそういう人数やと。非常に広陵町も大変なことなんですわ、もうそろそろ町内のサービスに専任すべきではないかと。職員数も今7人、パートも入れて言ってるんですが、この辺もどうなんかなと。各部門の職

員数、大変減ってきております。皆さん方、私も入ってずっと見てんですけどね、減ってきております。図書館活動は文化活動だちゅうことでね、そうそう減ってはないんですわ。パートさんとかいろいろと入れてるんですけどね。

そろそろその辺もどうなるのかなということで、今、何回もいろいろな方取り上げていただいているんですけどね、その辺もちょっと少しメリット、節約すれば公園の駐車場、町内の人には減免とかそんな制度もこれ浮いてくるのではないかと。そこに一般的な、資料出ておりますね、使用料なんぼ。そこで支出幾らって、手元にもあるんですがね、この辺からそろそろ町内の人にもいろいろなメリット制をした方がいいのではないかと。その方が町民の人が喜ぶのではないだろうかということに考えております。

なかなか町外の人にもサービスして、見えないのは一番大きなのは人件費なんですよね。人件費どのぐらいかかってんやと。忙しい忙しいというてられるんですけど、残業代もかかってんか、その辺はちょっとわからないんですけどね。どんなもんやねんと。まずは現実を見ていく。現実はどうでしょうかということでございます。これについて、質問事項2番ということでしたと思います。

続いて、いよいよ私、地元の3丁目の一番大きな問題、質問事項3番ということで取り上げております。いよいよ旧清掃センター、本年度いよいよ撤去工事が始まります。その撤去を工事が始まるに当たってのいろいろなちょっと心配点が出ております。この辺についてちょっと取りまとめておりますので、回答願いたいと思います。

いよいよ今年度撤去工事が始まります。一番心配な点、大きくまとめて2つ。1つはいろいろ地域の住民、多くの意見も出てます。一番心配なのはやはり公害対策、あるいはその公害に対する十分な監視対策、この辺の体制はどうなのか。これは近く、周りに住んでる人の住民のための心配事項、当然でございます。私もちょっと近くというより地元そのものの地元に住んでますので、この辺をやはり第一に取り上げたい。

その次、撤去工事が始まると非常にたくさんの方が働きに来られます。その辺の労災対策。なかなかこれは働いてる人の、今回撤去工事、いわゆるダイオキシン撤去工事、こういうことになっております。働いてる人に対する労災対策、この辺の心配点はどうなのかということとであります。

私も今回もごみ対策委員長、このような非常に重責を負わせていただきまして、地元の人にも安心していただけるように話をまとめ上げたい、このような大きなちょっと決意をしております。

この撤去工事、難しいのはダイオキシン撤去工事、この撤去工事は非常に難しい。非常に工法的にも難しい。人々の心配も大きい。こういうようなことであります。工事が始まりますと、町長自らこれもやっぱり現場視察ってよう言うんですがね、現場巡回などをしてしっかりとこの工事の体制あるいは工法を守ってるか、ダイオキシン対策は守ってるか、このぐらゐの気合いを入れていただきたいと。

というのは、この新しくつくるのはそうそう心配はないんですけど、問題は古いのを撤去する、ここがなかなか難しいということでございます。この辺も町長、気合いを入れてちょっと現場を回っていただいて、当然ごみ対策委員も一緒にやっぱり現場を見て回る、このぐらゐの気合いで臨みたいと思います。とにかく現場を監督する職員さんですね、この職員体制、ちょっとやはりこれは課長級ぐらゐ派遣して、しっかり目を光らせてほしい、このような考えを持っております。この職員のしっかりした体制はどうなのかということについてお伺いしたいと思います。

以上、3点でございます。よろしくお願ひいたします。

青木議長 それでは、ただいまの質問に対して答弁願ひます。平岡町長！

平岡町長 ただいま坂口議員からご質問ありました。いつもトップバッターの議員でございます。このたびも3項目ご質問をいただきました。

駐在所から交番に格上げをいたしました。6人体制でスタートいたしました馬見交番についてご質問をいただいております。駐車場が2つある。1つは閉じている、どうなっているのかというご質問でございます。

馬見交番の2カ所の駐車場新設についてご説明申し上げます。

交番前の駐車場は、申請手続、相談等の来客用として利用が図られています。もう一方の集会所裏側駐車場は、事件や事故の発生時に警察車両及び緊急車両の待機場所として町有地の一部を整備いたしましたものであり、ご理解をいただきたいと思ひます。

2番の図書館サービスにつきましては、教育長がお答えをさせていただきます。

3番目の旧清掃センター、いよいよ撤去工事が始まります。いろいろご心配をいただいておりますが、まず公害対策と監視体制でございますが、影響被害対策として解体撤去工事では騒音、振動、粉じんなどが発生するおそれがあるため、工場等や煙突をすべて覆う完全密閉工法を指定し、さらに総合評価方式の評価項目においてこのような周辺住民の生活環境に及ぼす影響をできる限り軽減する対策や工法を技術提案書で企業側に求めております。

また、監視体制として、解体工事中、現場管理はダイオキシン類等の除去や廃棄物処理等

の専門的知識や経験を持った企業が、企業の責務としてすべての現場における管理を行うことになっていきます。その上で、現場管理のコンサルタントや職員が協力して事業を進めてまいります。

次に、2つ目の工事の労災対策でございますが、現場作業員の安全技術管理につきましては、同じく企業側の責務として工事中の危険防止対策を十分行うとともに作業従事者への安全教育を徹底させ、労働災害の発生がないよう進めていくこととなります。特にダイオキシン類等の処理には解体契約費用の約40%を費やし、徹底した対策をとる方法で行います。工事期間中は何とぞご理解の上、ご協力をお願いするものです。また、葛城労働基準監督署の指導もあるところでございます。

気合いを入れて現場を見よと議員おっしゃっておられますが、私も現場に参ります。以上のとおりでございます。

青木議長 安田教育長！

安田教育長 坂口議員の質問事項、町立図書館における町外の人々の長期未返却本を返してもらっているのか、町内利用者のサービスに専念すべき時期ではないのかとのご質問でございます。

答弁といたしまして、町立図書館における本の3カ月以上の未返却者状況ですが、平成20年5月31日現在では延滞者は250人、そのうち町内137人、町外113人です。冊数は576冊、町内315冊、町外261冊であります。電話やはがきでの督促の結果により減少してきております。

町外利用者への図書貸し出しについては、継続していきたいと考えています。

本町は教育、文化の向上に力を注いでおり、その一端を担う図書館が役割を十分に果たしていくことは町民の誇りの一つでもあります。また、町立図書館建設に当たっては図書館建設基本構想に基づき葛城広域の中核図書館を目指しました。そのために国から多額の財源措置をさせていただいており、その役割を果たすためにも広域的な図書館利用を継続したいと考えています。

図書館は本年度は新館長を迎え、図書館講座の充実、職員のレファレンス能力の向上を最重点に取り組んでいく所存であります。

また、今年度中に策定予定の子ども読書推進計画の素案づくりを図書館が担いますが、子供の読書力の向上につなげたいと考えています。

なお、人件費ですが、昨年度は職員分は3,670万円、支援スタッフ分が770万円で

ございます。また、図書館では時間外勤務はいたしておりません。厳しい財政状況であるという認識のもと、地域に愛される町民に役立つ図書館を運営を行ってまいりますので、ご理解よろしくお願いたしたいと思っております。以上でございます。

青木議長 それでは、坂口君より2回目の質問を受けます。6番、坂口君！

坂口議員 それでは1番、再質問を行います。

当然これ交番、県の事業ですから県の予算で駐車場整備いろいろされたと思います。県の予算といえども広陵町と打ち合わせしてしているはずですので、その辺2カ所、今回の回答では緊急用にもう1カ所置いてると。こういうようなことで2カ所必要であるとなっておる。こう書かれてるんですが、話し合いとしては、私ちょっとわからへんけど、警察との話し合いはどのように話し合っただけでこういうふうになってきたのかというのが一つ。

もう一つ、あれは集会所は町有地ですからね、町有地を提供してるからちょっと金もうてるかどうかかわからんのやけどね、工事の費用はどうなってんやとかね。何ぼかあの町有地でちょっとお金県からもうてるはずですからね、その辺も踏まえて予算的なことはどういうようになされたのかと。

ほんで3つ目、それは非常時用やったら非常時用でいいんですけどね、あこに大きく書いてあんののはね、交番用駐車場とこう書いてあるからね、そうでなくてここは緊急時に使用する駐車場ですよとかね、あるいはその緊急時でなかったら、あれは公有地ですからね、町の土地ですからね、一般の町民の方、訪問客にもご利用しても結構ですよとかね。公園駐車場の前の駐車場、いや交番の前の駐車場あるでしょ、そこにいてるポリスさんに聞いたらね、いや、遊びに来た方、別にちょっとぐらいやったら前へ止めてもええですよとご親切なことを言うてくれるんですわ、担当の警察官の方はね。ただ、パトカーが来るときありますからね。そんなところはちょっとどけてくださいよと。結構子供とか来ますよね。そのようなことも、あとの有効利用ですね、年に1回あるんかないかわからんってほっとくのじゃのうてね、あこを見てもうたらわかりますのやけど、子連れの方がたくさん遊びに来ますねん。それで車止めるところがないから道へ止めてばあっと、文句も出てくるし、地元の自治会も困ったもんやと言うてるのをね、わざわざ鎖かけて公有地を使いまへんねんって、それは一体いつ使うやというような声も出てきます、当然。その辺についてちょっと、どうなっているんでしょうかということをお願いしたいと思っております。

青木議長 平岡町長！

平岡町長 馬見交番の駐車場につきましては、町が全額で整備をしております。県に一つもし

てもらってません。といいますのは、当初は駐在所でございました。ここを交番に格上げ、本来は真美ヶ丘の中央部に交番を設置してくれという強い要望を私どもしております、県がお金ないなら町が建ててもいいと。そこまで申し上げてきたところでございます。とりあえず馬見駐在所を交番に格上げして、人員を6人配置したいということを受け入れたのでございます。あの場所で6人の警察官が勤務をして、駐車場もないようでございますので住民のサービスにも欠くということで、私ども公園の一部を隅切りをして駐車場の整備をさせてもらった。まだまだ非常時の際の駐車場も要るんだと、警察の甘えに我々こたえてもらったところございまして、本来は警察車両がどんどん来て事故処理をなさっているというよりも、むしろ駐車場がない方がある意味では望ましいのではないかと思うところでございます。

ただ、ご指摘の看板についてはちゃんと整備をして、住民の皆さんにご理解いただけるように整備をしていきたいと思っております。

青木議長 3回目ですよ。坂口議員！

坂口議員 今いただいたとおり、これ我々の町の税金でやった仕事なんですわ。それに対してやっぱり町民の方も知ってる方は、何か町民税使うてこんな工事して、何や、常に閉じたまんまかえとかね、そういうようなやっぱりちょっと不安、不信も出てきますけどね、そこはやっぱり説明していくということが一つは大切だと思います。結構子供さんのお母さんが言うてんのはね、あこをちょっと車止めさせてもうて、あこトイレあるんですよ。ほんで子供をちょっとあこでトイレさそうかというのはものすごい便利ええんですって。そういうときもちょこっと止める場所があったらいいなと。

ほんであこ私も見たんやけど、パトカー1台はいつも来るんやけどね、それはあこの建物の隣のところにいつも入れてはるんですわ。ほんで一遍に6人なんか来てないんですよ、私もいつも見てんやけどね。せいぜい車とまっても乗っている警察の方の車は1台かそういう程度でございまして、結構あいてるんですね、あの前も。ですからその辺もフレキシブルに、今わかったように町民税でつくった公園ですからね、少しその辺の配慮も考えて使えるようにしていただいたらいいんじゃないかなというふうに考えておりますので、これはまたあの利用方法を見ながら、いろいろ地元の2丁目の自治会からもご要望出てくると思っております。その辺もちょっと十分にお話ししていただいたら結構だと思いますので、その辺をお願いします。

2番目でございます。この図書館の問題、今回滞納の方、催促、電話、はがき、いろいろして町外の人ちょっと減ってきたやろと。この間の場合は、ちょっともう返してくれへん人

は弁償もしてもうてまんねんと、このようなことも聞いてるんですね。それは当然の話ですよ。これは毎年毎年本代で1,300万円かけてる本ですからね、これは当然そんなことはしてもらわないけないと思います。

今の教育長の答弁でありましたけどね、町外利用者にもまだまだこのまま続けていきたいとこのような回答で、それは町の方針はそうやと言われるということ、そうは思います。思いますけどね、一つ、私も優先順位から言うと町民のためにまず優先してほしいんですよ、あの地区はですね。公園にしる図書館にしる。町民が優先第一。当然税金払ってますのでね。税金支払者、タックスペイヤーと言うんですけどね。その人の利便に第1優先順位。第2番目が町外の人と。こういうふうになんか町内も町外も一緒じゃいということ、何でかなちゅう気がいつもするんですよ。優先順位は当然町内が第一です。第2番目が町内以外の方と、このようにちょっと心配してるということでございます。

町外の人に町内の方と同じようなサービスを提供するんやない、そろそろ町民の公園駐車料、町民の方のいろんな利便策、この辺も考える時期に来ているのではないかと。

私、これ選挙で回ってましたんですわ。やっぱり多いですな。このお金は取ってもよろしいと。当然広陵町たくさんお金かけてつくったんですからね。別に町外の人やったらお金もうてもいいですよ。町内の人には何らかの形を考えるべきじゃないのかということ、非常に多かったです。それは町内も町外もただでいけりゃ一番いいと、こういうことはわかり切ってるんですけどね、なかなか広陵町もしんどい。財政も厳しい。そういうことは知っております。この図書館の問題、図書館の駐車場がただちゅうのはもう広く知れ渡ってんですわ。図書館ちょっと利用して、公園も利用しようかなと。いつ行っても図書館の駐車場満杯、このような状態も私、見ております。やはり少しこの問題を考えていただいて、今、人件費も出ましたね。約4,500万円かけてるんやと、このような問題。町外の人にも同じような同等のサービスをするならば、町内の住民に対するメリット、少し優遇したようなことをそろそろ考える時期に来ているのではないかと。これは非常に大きいですよ。いろんなちょっと不満聞かせてちょうだいちゅうたら、いう場合が一番たくさん聞きます、特に若い人ですね。聞きますので、その辺について町内と町外の同じサービスを提供するなら町内の人に対するメリット、ここの地区に対するメリット、そろそろ考えていく時期に来ているのではないかと思います。なかなか今すぐ結論は出ないと思いますが、その方向性どうでしょうかね、町長。これは公園駐車場も含めて言うてんですよ。町内の人へのメリットですよ、町内の人。その辺。

青木議長 北神教育委員会事務局長！

北神教育委員会事務局長 貸し出しは町内、町外ともしておりますが、いわゆる本をリクエストする、欲しい本をリクエストすれば予算の許す限り購入させていただくというサービスにつきましては、町内だけに限定いたしております。また、講座につきましても、やはり人気のある講座の場合は町内を優先させていただいておりますし、予約につきましてもある程度多い本につきましては町内優先という方向で対応しているという現状でございます。

駐車場につきましては、ああいいう竹取公園と一体的に利用という施設でございますので、当初からそうした時期、またその曜日によりましてはやはり満杯になるという状況ございましたので、それはある程度やむを得ないかというふうに考えております。以上です。

青木議長 平岡町長！

平岡町長 今、坂口議員は、図書館を町民だけに使ってはどうかと。経費もかかっていることや思い切って決断せよというような、これは毎回からおっしゃっていることでございまして、行政サービスにはそれぞれの市町村が役割を果たしていると思います。私どもは、特に福祉関係、病院とか高齢者また障害者、また教育関係では学校ですね、県立高校もありますが私立高校もあるわけございまして、さらにまた文化施設等が他の町で広陵町みんなお世話になっているわけございまして、本町も公園、そして今この図書館であります、このことが役割分担を果たしていると思います。閉鎖的な考え方はこの際余りよくないのではないかと思います。奈良県で一番大きな町でもあり、市並みの行政を展開しているこの町にとっては、やっぱり図書館、公園が大きな役割分担を果たしていこう、そういう気持ち、自負をいたしているところございまして、どうぞ県民の方、また北海道からも図書館を利用されている人もあるようございまして、全国の人に広陵町のいい図書館だなと思ってもらえるように、そういう心の広さをどんどんPRをしていきたいと思っておりますので、議員、どうぞ心改めていただきたいと、そのように思います。

青木議長 3回目の質問、坂口議員！

坂口議員 わかりました。なかなか心改めると、こういうふうなことございまして、町長の方も広陵町内の住民に対する駐車料金、これもそろそろもう考える時期に来ておりますのでね、その辺もちょっと、これはちょっと今後もいろいろ相談しながらいい方向にしたいと思っておりますので、今回はこの程度と。何せ当選後初めての一般質問でございますので、この辺を見まして。

町長も来年また町長選挙がありますのでね、その辺ひとつよく考えて、喜ばれる政策。議

員もわかるんですよ、選挙に出るのは喜ばれる政策しないとこれはなかなか通らないということもありますので、その辺もひとつ十分にご配慮願って、また相談していきましょう。よろしくをお願いします。

3番目、これが地元議員としてのメインでございます。

1つ目、公害対策、これがやっぱり一番怖い、住民にとっては一番怖い。何が怖いといっても、やはりこの公害関係。先ほど、過日においてはダイオキシンの測定終わった、このような報告も聞いております。心配はなかった。ダイオキシンの数値については心配な数値が出ているところはなかったということで、予定どおり工事を進めていきたい、こういうふうになっております。

一番住民の皆さんが心配しているのはね、撤去工事。このダイオキシン、土に入っているとか付着しているんじゃないくて、工事に伴う浮遊の状態、あるいは飛び散るとかですね、そのようなときにやっぱり非常に怖い。あるいはそのときの工事中でも例えばその周りに測定して、例えば非常に粉じんが散って数値上がってきてるよと。そのようなことになったらどうなのか。現在の測定値というのは問題ないと私も言うてんですよ、いろいろ聞いてきますからね、自治会役員なんかからね。測定して問題ないよと。いよいよ工事始まるよということなんです。問題は工事期間中、約1カ月、2カ月ぐらい撤去に専念します。ここにも出てますけど、工事金額の半分ぐらいがダイオキシン、本当の撤去工事じゃなくてダイオキシンを撤去するために使う人件費なんですわ。人件費の固まりで使うということになってますね。だからその辺の工事期間中、最初と終わりははかりますよちゅうことはもう最初から聞いてんですよ。工事前、数値はかった、終わってからも数値はかった。この中途経過のこの公害の測定あるいは対策をどのようにしていくのか。それは条件に入ってるのかどうかわかりませんがね、その辺についてはどうしていこうかちゅうのが一つの考えでございます。

もう一つ、地元の自治会からは、これはやはりこれ毎日工事ちゅうのは工事工程あるいは工事予定により細かく決められております。例えばダイオキシン撤去するときは水をかけながら粉じん出ないように細かい作業、少し取ってはドラム缶に入れ、ビニールに包み、ドラム缶に入れ、少し取ってはビニールに包み、ドラム缶へ入れと。ドラム缶約1,000本か1,500本ぐらい出てきます。ところが、工事屋ちゅうのは荒くたいからそれをがあつと機械でばあつと入れて、ほこりまみれというふうなことが結構多いんですわ。これダイオキシンだけじゃなくて、アスベストの撤去のときもそうなんですけどね。本当は丁寧に丁寧に手作業になってしまうんですよ。だからその辺、どうしても工事突貫とか終期を上げなあか

んというたらず機械でつぶしたり何やするんですけど、その辺の工事期間中の監視体制、職員のいわゆる監視体制は何人ぐらいで監督張りつくのか。当然職員だけでは足らんからどっかの、施工管理会社へ頼むとは思うんですけどね、その辺の管理、何人ぐらいで管理するんかと。

当然、町長もヘルメットちょっとかぶっていただいて、ちゃんと現場やっとなるかということで、また私と一緒に、町長と委員長みずから現場へ乗り込むと、これぐらいの気合いでちょっと示してもらわんと、私もちょっと地元3丁目から出てるだけあってね、これ事故あったらちょっと私の立つ瀬がないですからね。その辺非常に怖い。今回の選挙も地元応援してくれたのはね、この撤去をしっかりとやれと、このようなことで応援をいただいたんですが、地元から。これ一番きつく言われましてね、私もちょっとこれ力を入れてちゃんと議会でも言うると、こういうふうに私も言いたいのでね、その辺の工事の体制についてちょっとお聞きしたいと思います。

青木議長 中尾理事！

中尾理事 お答えいたしたいと思います。

解体について、ご心配いただいているということでございます。先日も馬見南自治会1丁目から今ある自治会の会長さんがお集まりいただきまして、いよいよ解体工事が始まりますということで事前の調査及び解体の仕方、解体中の作業のことについて詳しくご説明させていただいたというところでございます。

今、議員のご質問のことにお答えいたしますと、解体中ですが、基本的にはダイオキシンを除去した後に解体するというのが大原則の基本としております。といいますのは、部屋そのものを、いわゆる今機械室の中でのバグフィルターですとかそういう煙道の中に若干残されているという結果が出ておりますが、そういう部分にこだわらず全区域の中を密閉いたしまして、密閉といいますのは詳しく言いますと窓そのものも全部目張りしまして、そこへその部屋を風圧をかけます。風圧といいますのは、空気を引く風圧をかけるわけです。それでその空気を外へ出る際にこのフィルターを設けまして、一切の粉じんをそこでとってしまうという作業をします。その作業をした後、今度は水で除洗いたします。天井、壁、床、全部水をかけまして除洗いたします。その水をいわゆるろ過装置を現場に持ち込みまして、沈殿させて上に浮きました水そのものをまたそういう除洗の水に再利用したりとかいうことをいたしながら、何回も繰り返し水をかけて除洗いたします。沈殿したそういうダイオキシン類が残っているであろうという土をヘドロだけを取り除いて、しかるべく処理場に運ぶと

いう作業になります。

ですので、いわゆる一般に言う機械を持ってきてがりがりっとやるときにはダイオキシンが付着してないという状態の中で作業を進めてまいります。ですので、ご心配、ごもっともだと思いますが、煙突ですとか建物が壊すときにいろいろなほこりと一緒になって外へ飛んでいくということは絶対に起こらないという工法でやっております。また、そういう管理も徹底してやっていきたいというふうに思っております。

今、企画部で担当いたしておりますが、企画部企画課の中には私を含めて5人が体制をとっております。役所の中でも、このすぐれた技術員を配置いたしてもらっておりますので、私を含めて全員その現場の監視に当たりたいというふうに思っておりますので、また現場の方は安全な部分の中で見ていただくということにはなるとは思うんですが、解体のその作業中そのものはいわゆる作業のレベルに合わせまして、一番最初のレベルのときなんかはもう宇宙服みたいな形で、着ているような形で作業員が作業をしておりますので、だんだんと進んでレベルを下がった中では最終的には軽装の形になるわけですが、そういう段階も踏まえていろいろ作業をしているという状況でございますので、来年2月までに作業をきちっと終わるという工程でやっておりますので、期間中いろいろご不安もございましょうが、ご協力のほどお願いいたしたいと思っております。以上でございます。

青木議長 坂口君！

坂口議員 それでは、工事安全に向かって来年2月目標ということで、工期も守り、工法も守り、私もちょっと目を光らせていただいて、町長も一緒に光らせていただいて、一緒に成し遂げたいと考えておりますので、またよろしくお願いいたします。終わりでございます。

青木議長 答弁はよろしいですか。

坂口議員 はい、いいです。

青木議長 わかりました。

それでは、以上で坂口君の一般質問は終了いたしました。

それでは、次に笹井君の発言を許します。5番、笹井君！

笹井議員 傍聴の皆様、きょうは早朝より来ていただきましてどうもありがとうございます。今後ともまた機会がありましたら傍聴にお越しいただきたいと思っております。

それでは、私の一般質問を行いたいと思っております。

私は、過去6回、健民グラウンドの拡張について質問を行ってきました。1回目は平成6年9月、2回目は平成8年6月、3回目は平成11年6月、4回目は平成13年3月、5回

目は平成14年3月、6回目は平成15年12月です。その後は町において一番大きな事業、清掃センター、クリーンセンターの建設が進められてきたので、4年6カ月の間、質問を控えてきました。その清掃センターも、クリーンセンターですね、も平成19年2月に完成できて1年3カ月がたち順調に稼働されていますので、一段落がついたので、7たび質問をさせていただきますので、きょう現在どのように進められているか、前向きなよりよい回答をお聞きいたします。

また、平成20年度予算に東面整備工事として282万5,000円が計上されているが、再度説明をお願いいたします。以上です。どうぞよろしく。

青木議長 それでは、ただいまの質問に対し答弁願います。平岡町長！

平岡町長 笹井議員の質問にお答えをしたいと思います。

再三ご質問をお受けしているわけですが、もう7回目だそうでございます、本当にご苦労さまでございます。

健民運動場の拡張につきましては、現在南側の東幼稚園跡地を健民運動場の専用駐車場として広くご利用いただいております、多少手狭ではございますが、最も大きな行事である町民体育祭も大字、自治会がすべて参加される中で工夫を凝らしながら運営をしております。現在の健民運動場を整備し、現状の広さのまま有効利用できるように整備を行い、利用者、関係団体にご理解とご協力を求めてまいりたいと思います。

今後、財政的に可能になれば拡張計画を進めたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

次に、健民運動場の整備の件でございますが、東面を中心にU字側溝を30メートル程度バックネット前に敷設するとともに、グラウンド全体の高さを調整し、真砂土の補充も行います。これにより降雨後の水はけがよくなり、良好な状態で町民体育祭や各種大会でご利用いただけるようになると思います。

なお、改修の時期につきましては、社会体育関係事業、体育協会関係事業等が終了し事業、大会等の影響の少ない来年1月から3月にかけて行う予定でございます。以上のとおりでございます。

青木議長 それでは、2回目の質問を受けます。5番、笹井君！

笹井議員 私の質問を行った年度の区、自治会の数は、またその年の運動会の参加区、自治会の数をお尋ねします。中止になった年がありましたら、参加自治会数はその前後の年どちらかをお答え願います。平成6年、平成8年、平成11年、平成13年、平成14年、平成1

5年についてお願いします。

また、運動会の見学、応援席での競技が見えにくくなっています。間口、競技面に向いている面は何メートルになっていますか。参加区、自治会が増加しているので変更はありましたか。ありましたら、その変更寸法もあわせてお聞きいたしたいと思います。特に南面の見学、応援席の後方の通路が年々狭くなっているように思います。見学、応援の人が多いため、通行するのができなくなるくらいになっている状態です。

そして今後、新しくふえてくる区、自治会の数はありますか。また、運動会に今現在、平成19年度ぐらいで参加していない区、自治会の数はありますか。それもあわせてお聞きいたします。以上です。

青木議長 細部にわたる数値とかについては持ってんのか。ないのやったら、今言われる数値はまた別でいかなんなんから。それで大まかな答弁はしてもらわな。北神教育委員会事務局長！

北神教育委員会事務局長 細部にわたる数字につきましては現在持ち合わせておりませんので、後日提出させていただきたいと思います。

自治会の数は、当初質問いただいた当時からかなりふえておることは事実でございます。

テントの張り方につきましても、縦に張るようになった次第でございます。また、南側の通路も狭くなってきております。当初と比べたらかなり狭くなってきておりますし、また露天商が当初は健民グラウンド内で店を開いておったのが健民グラウンドの外に、公園の中で店をあけていただくというふうにいたしました経緯もございます。そうしたトラックのとり方、どのように狭めてどのように工夫してきたかというような点につきましては現在お答えできませんので、よろしく願いいたします。終わります。

青木議長 5番、笹井君！

笹井議員 そしたら詳しい数字、数量、面積、また間口の寸法等はわかりましたらまた後でお願いしたいと思います。

1回目のときに町長から、財政的に可能になればまた拡張計画も進めたいという言葉をお聞きいただいておりますので、それを期待いたしまして私の一般質問はこれで終わります。どうもありがとうございました。

青木議長 答弁よろしいですね。

笹井議員 はい。

青木議長 わかりました。

それでは、以上で笹井君の一般質問は終了いたしました。

しばらく休憩します。

(A. M. 11 : 49 休憩)

(P. M. 1 : 15 再開)

青木議長 それでは、休憩を閉じ再開をいたします。

一般質問、次に山田君の発言を許します。1番、山田君！

山田光春議員 では、2008年6月の定例会の一般質問をさせていただきます。

1つ、広陵町地域防災について。災害時、要援護者名簿について。ガイドラインが示している災害時要援護者名簿はできているのか。この名簿は個人情報を集積したリストであるため、これを災害時等に備えて各自治会へ提供するためにはあらかじめ援護対象者の同意を得ておく必要があると思うが、どうか。

また、災害時に援護を自ら手を挙げ希望される方も把握し、災害時要援護者として登録することも必要な仕事であると思っています。

2つ、同意方式と手挙げ方式双方による名簿作成の計画についてはできているのか。ガイドラインに沿って同意方式は直接65歳以上のひとり暮らしの高齢者、老夫婦、障害者の方々に登録を呼びかけをする必要がある。手挙げ方式双方による名簿作成も必要であり、いつをめぐりにどのようにして周知徹底し名簿作成するのか、お尋ねしておきます。

名簿の運用方法については、各自治会等に提供し平常時の訓練を通じて地域での支援活動に役立ててもらおう。なお、人命にかかわる甚大な災害発生時にはすべての要援護者と情報を自治会、各関係機関等へ提供し、被災者の確認や保護に活用していただければよいと思っているが、どのように考えておられるのか。

2つ、自主防災組織の現状と今後の取り組みについて。大規模災害が発生した場合の非難誘導や救出、救護等被害の軽減を図る上で地域による自主的な防災活動が大変重要な役割を担っている。行政と町民の防災任務、役割等を明確にし、協働による災害に強い町づくりを目指して育成、そして指導が必要であると思っています。

現在、広陵町では8地域で自主防災組織ができているようであります。全区自治会の組織化を目指して啓発運動に取り組む必要がある。その考えを聞かせていただきたいと思っています。

3番、災害時に地域のリーダーによる防災士の育成に力を入れよ。阪神・淡路大震災では、家屋の倒壊など自力で脱出できなかった人の8割以上が近くの住民に助けられた。大規模災

害時においては消防や警察、役所など公的機関も同じ被災者であり、隣近所しかない。防災士は、こうした事実を教訓に住民の初期対応力を高める目的で2002年に創設されました。平常時には身につけた知識と実践力を生かし、それぞれの地域で住民の防災意識の啓発や訓練に努める。災害発生時には、消防や自衛隊など公的支援が到着するまでの間、地域や職場で人命救助や避難誘導に当たり、避難所運営など中心的に担う役割も期待されています。安心安全な町づくりのためにも必要と思うが、各地の自治体も育成に本腰を入れて、取得費用の全額補助する制度も導入しているところもあるようではありますが、その考えを聞かせてもらいたいと思っています。

4番、地域防災拠点、地区防災拠点の整備は完璧か。

5、救助資機材などの整備は完璧か。

6、通信施設等の整備は完璧か。

7、耐震性防火水槽の整備、耐震性飲料・消火兼用貯水槽の整備はどのくらいできているのか。

8、災害派遣の市町村協定の明確化、締結についてはどのようになっているのか。

9番、災害派遣手当についてお伺いしておきたいと思っています。

10番、民間建物の耐震診断と改修工事について、建築基準法の改正による昭和56年5月以前の木造住宅の件数は幾らあるのか。

19年度に耐震診断を受けた件数は10件と聞く。そのうち耐震改修した件数は幾らか、あったのかどうか。

20年度予算の耐震診断は15件、個人負担がなくなり多くの方が申し込んだ場合、どのような対応を考えておるのか。

13、耐震診断はしたけれど、改修までいかなくても意味がないと思う。19年度に広陵町耐震改修促進計画と地震ハザードマップを作成すると施政方針で述べているが、計画の中身と家庭に配布する予定はいつごろなのか。

14、広陵町地域防災計画と地震ハザードマップ、2008年3月作成の予定の避難所一覧と一時避難所の一覧を比較してみて、数の違い、例えば東小学校校区の一時避難所の広瀬農業センターと東部農村広場については地震ハザードマップには載っていないが、なぜか。この数の違いはどうか。

15、児童生徒に対する訓練や教育について。

次に16番、地域担当職員制度を提案する。地域住民と各地域を担当する職員が一緒にな

って、生活の身近な課題解決や地域のあるべき姿をお互いに立場を尊重しながら活動を行ってもらえばと考えています。魅力ある広陵町をみんなで作るための条例である自治基本条例も将来できると考えております。それを具体化する一つの手法として導入すべき制度として提案したいのが地域担当職員制度であります。

17番、昨年12月、職員による事務改善、行政改革について26人から提案発表があった。私はその場において、いろんなことを学ばさせていただいたところであります。まとめますと、責任ある部門に座ってみて、町民側から見るとサービスはどうあるべきか、内部的にはどうすれば事務改善につながるのか。問題意識を持ちながら現場の声が届いているなど感じました。そうした職員が多くあったのではないかと私は感じたのであります。

2つ目には、歯にきぬを着せないずばり核心を突いた提案、例えば事務事業評価と連動した予算編成を、これなんかまさに今の防災センター建設、パークゴルフ場建設の見直しを指摘しているのではないかと私は感じたのであります。発表を聞いて、いろいろ論評されておられましたが、私はリーダーは若々しく、若い人の現場の意見をよく聞け、そこにすばらしいアイデアがあると思ったのであります。そして、リーダーは部下を褒めよ。そうすればもっともっと若い人は伸びると思うのであります。どうだろうか、そうした生きた提案を活用し、採用してもらいたいと思うがどうだろうか、お願いしたいと思っています。

18番、萱野地区に荒廃した家屋がある。防犯上、景観上何らかの整備、整理する必要がある。何かよい解決方法はないのかお尋ねする。その前の町道についても同じことが言えると思うが、改善策を聞かせていただきたいと思っています。

19番、20年度予算に計上している防災センターについて聞く。6月定例会の初日のあいさつで町長は、防災センターを2カ年で5億2,900万をかけてやることに、1つ、諸般の事情で見直しをさせていただいた。2つ、将来の投資は財政的にも許容できるだろうか。3つ、果たして町民の信託にこたえることができるか心配である。4つ、職員もこの大事業をやるのに心意気があるかどうか疑わしい。主に4つの理由を上げて私たちに説明をされたのであります。1つの諸般の事情とは何を指すのか。2番、3番については予算を組む前から当然このようなことはわかっていたのであります。何を今さらと私は思うのであります。4番目、職員の手意気があるかどうか疑わしいとも言われたが、それは町長の防災センターにかける情熱とやる気がないから部下に伝わらないのではないかと私は思うのであります。責任を職員に転嫁してはいけないと思うが、どうか。私が見直しをだめだと言っているのではなく、防災センターをするために^{いずる}出の土地、4,820平米、1億7,958万円で買

うところから始まり、多くの人たちに労力を費やしてきた。だれと相談して見直しを決定したのか。そんなに簡単に見直しをと言えるのか。余りにも無責任と言わざるを得ないのではないか。そんな理由で事業見直しをしたいと考えるなら、パークゴルフ場も2カ年かけてする。将来の投資、運営、経費に相当かかる。防災センターと同じ状況であると思うが違うのか。清掃センターもつくる時地元との約束があるからと答えられたが、防災センターも20年度予算で可決し、町民と約束した事業ではないのか。町長、パークゴルフ場もこの際見直しを検討されてもいいと考えますが、どうですか。

20番、22年春オープン予定のイズミヤは計画どおり進んでいるのか。面積4万9,970平米のうち農用地面積2万6,000平米とあるので、その分どこかで確保しなくてはいけない。確保できたのか。地主は了解されたのか。その場所はどこか。

2つ目、確保するために地主に変更してもらい理由を説明し、納得してもらわなくてはならない。その仕事の手続はだれがしたのか。業者がしたのか、それとも役所がしたのか。

3番目、面積4万9,978平米は借地が多い。地主との借地契約にはだれが交渉に行き、値段、期間等その内容についてだれが決めてきたのか。それは業者か役所かお答えしていただきたいと思っています。

21番、全国の公立小・中学校では給食費の滞納に頭を悩ませている。そこで、栃木県宇都宮市、水戸市、広島県呉市、千葉県市川市等では事前申込書なる給食費納入申込書の提出を求めることを決めてやっている。檀原市、香芝市では保護者の勤務先から給与の一部を差し押さえるケースも出ている。広陵町では給食費の滞納は少ないが、水道料金、町営住宅家賃、国保税その他の税金の滞納が多く、正直者がばかを見る世の中はいけない。滞納の整理をきちんとやらなければ、次の段階には進めないと思うのであります。確約書なるものを求め、対策の必要性があると思うがとどうか。断固たる態度で臨むことも必要なときもあるのではないか。もちろん滞納の理由を見きわめて、運用に知恵を絞っていくことは当然である。

この21項目について、よろしく申し上げます。ありがとうございます。

青木議長 それでは、ただいまの質問に対して答弁を願います。平岡町長！

平岡町長 山田議員から数多くの質問をいただきました。項目では21項目に及ぶ質問でびっくりをいたしておりまして、過去にない数多くの質問でございます。記録をつくられたのではないかと思います。回答は簡単にまとめることができません。与えられました時間内にお答えできるかどうかわかりませんが、私の回答項目も26ページにあるわけございまして、しっかり時間をちょうだいしたいと思います。中には大きなタイトルで書いてあるだけ

で、私のこの回答とおっしゃってる内容とは全く違うところがあります。もう少し具体的に書いていただければお答えできたと思いますが、ただ大きい項目だけ書いてあるだけで、これでは十分なお答えになってないかもわかりませんが、とりあえず1回目申し上げたいと思います。

まず、質問事項第1番の地域防災における災害時要援護者名簿についてでございますが、高齢者等の災害時要援護者に対する避難支援対策の重要性から、緊急の課題として平成18年3月に内閣府、消防庁、厚生労働省の連名により、災害時要援護者の避難支援ガイドラインが地方公共団体に通知されており、このガイドラインに沿って各市町村が中心となって取り組みの推進を図ることとされております。この取り組みは、高齢者や障害者など災害時の避難にあつて支援が必要となる人を特定し、その一人一人について、だれが支援してどこの避難所等に避難させるかを定める避難支援プランを策定することを主張とした取り組みでございます。

ご質問の災害時要援護者名簿の作成計画でございますが、現在、民生児童委員協議会が災害時要援護者支援対策マニュアルを作成し、名簿作成に向け担当部署と協議を進めているところでございます。ガイドラインによりますと、名簿作成方式は3つの方式が推奨されており、関係機関共有方式、手挙げ方式、同意方式がございますが、役場、学校、警察、さらに区長、自治会長、民生児童委員のいわゆる災害時の助け人といった方々が社会的弱者の同意を求めながら居住状況を共有することで災害時の避難支援に努めたい考えであります。

2番でございます。自主防災組織についてでございますが、広陵町には28の組織がございます。この数値は自警団組織を含んだもので、町内43地区として組織率65.1%となっておりますが、組織の設置要綱まで整っている組織は現在8地区を確認しております。

ご質問の災害対策基本法第5条第2項に規定する地域住民による防災組織である自主防災組織はあくまで任意設置であります。先の阪神・淡路大震災の検証から、行政が成し得た役割はごくわずかであり、防災のために最も機能したのは地域住民だったことが判明しています。町といたしましても、区長・自治会長会を通じて自主防災組織の結成と育成に積極的に取り組んでおり、防災訓練への積極的参加や自治会単位での消火、救命講習にも力を入れていきたいと考えております。

さらに、自主防災組織には防災資機材等も各地区の避難所、防災拠点となる集会所、公民館等への設置も検討してまいりたいと考えております。

3番でございます。災害時の地域のリーダーになる防災士についてでございますが、特定

非営利活動法人日本防災士機構が定めたカリキュラムに基づく一定の研修を履修し、資格修得試験に合格し、かつ消防署等が実施している普通救命講習を修了した者に認定されております民間資格であります。阪神・淡路大震災の教訓により創設された資格で、現在全国に2万3,435人が資格を取得しています。本町におきましても、八代議員、松浦議員におかれましても既に資格を有しておられ、昨年度から職員についても積極的に人材を送り込み、現在4名が防災士の資格を取得いたしております。

こうした防災士は、災害時には総合的な知識から地震や水害などの災害において避難や救助、救命、避難所の運営などに自治体など公的な組織やボランティアの人たちと協働して活動することを本旨としていますが、町におきましても防災任務マニュアルを作成し、町内防災士を登録により認定させていただくとともに、災害のないときこそ連携を深める活動を行いたいと思います。

次は4番の地域、地区の防災拠点でございますが、お申し出のとおり完璧ではありません。阪神・淡路大震災を貴重な教訓として、行政にとって最も大切なのは住民の生命と財産の安全を確保することという基本的な考えをもとに、実践的な観点から地震対策を考えましたときに、地区の中核拠点、そして避難場所の機能充実が先決であると考え、検討を重ねてまいります。

質問事項5番、救助資機材は整備は完璧かとお質問でございます。資機材は完璧ではありません。阪神・淡路大震災のような大規模な震災では、消防や救助隊の活動とあわせて、特に地域に住んでおられる住民の皆さんの相互協力により防災活動が不可欠となってきました。このため、避難場所である公民館等に自主防災組織の整備とともに救助資機材の整備も進めてまいらなくてはなりません。

質問事項6番、通信施設の整備についてでございます。災害時の防災無線は、役場本庁舎に県防災統括室と連携した防災無線機が1基設置しておりますが、地域とは十分ではありません。考えねばなりません。

質問事項7番の水の問題であります。防火水槽総数は174基設置済みであり、平成16年度から整備しております耐震性防火水槽は9基となっており、新たに設置する防火水槽はすべて耐震性のものを設置してまいります。

また、耐震性飲料・消火兼用水槽につきましては計画はいたしておりませんが、各家庭におけるペットボトル等による備蓄の周知を行っているところでございます。町といたしましても、災害時飲料水の確保は水道局による災害時給水計画を持ってありますが、このほかに

も民間量販業界との応援協定、そして備蓄等の方向を検討しているところです。

質問事項 8 番の災害派遣の市町村協定についてでございますが、平成 8 年 2 月 1 日に災害時の相互応援に関する協定が県と県下全市町村で締結されており、これに基づいて応援要請をすることになっております。

また、近隣以外の自治体との応援協定につきましても、研究を重ねたく存じます。

なお、応援の手当等の規定はありませんが、先進地を学んでまいります。

次に 10 番、民間建物の耐震診断と耐震改修工事についてでございます。本町におきましては平成 18 年度から要綱を整備し、災害に強い町づくりを推進するため、地震発生時において倒壊し、避難路等をふさぎ、避難、救命、消火等の活動の妨げになる危険性の高い木造住宅の耐震診断を実施しているものでございます。診断で終わっているようでは意味がありません。対象者指導を強めてまいりたいと思います。

質問事項 11 番の建築基準法の改正による昭和 56 年以前の木造住宅の棟数ですが、5,785 棟でございます。また、これ以降の建築数は 5,901 棟となっております。

質問事項 12 番ですが、18 年度からの耐震診断実施個人家屋は合計 20 件となっており、耐震診断に要する経費の 3 分の 1 が国が負担、県と町がそれぞれ 6 分の 1 の負担、残り 3 分の 1 が個人負担となっておりましたが、平成 20 年度からは経費の 2 分の 1 が国が負担、県と町が 4 分の 1 ずつ、個人負担は求めないということになりました。多くの診断申し込みが予想されます。町民の強い防災精神に答えてまいります。

質問事項 13 番ですが、耐震診断後改修されたかの追跡調査は行っておりませんが、災害に強い町づくりとこの事業の効果を実のあるものにするためにも、対象者に啓発、広報活動等を展開していきたいと考えております。

次に質問事項 14 番でございますが、地震ハザードマップの策定が完了しており、6 月 29 日に実施予定の地域防災訓練や区長・自治会長会を通じ各戸配布予定をしております。ハザードマップは夢のない資料となりますが、災害に強い人づくり、地域づくりのために災害リスクの学びの資料としていただきたいと思います。

次に 15 番、児童生徒に対する防災訓練や教育については教育長がお答え申し上げます。

16 番でございます。ご提案の地域担当職員制度についてでございますが、本町におきましてはご承知のとおり地域の課題、意見等につきましては区長、自治会長さんを通じて取りまとめをしていただき、課題解決に努めているところでございます。また、要請があれば担当職員が出向いての対応もさせていただいております。住民の方や地域からの意見や要望を

積極的に反映できるシステムは確保できていると考えております。しかし、さらなる地域との連携を一層強め、きめ細かな行政サービスを推進していくためには、ご提案の地域担当職員制度の導入も有効な方策であると考えており、今後も研究してまいります。

次、17番でございます。昨年、職員による事務改善、行政改革による提案、26人の発表がございました。この提案についてどのように活用しているか、考え方を問うということでございますが、職員提案制度はこれまでの硬直化した行政運営では多様化する住民ニーズへの対応は難しく、斬新な発想に基づいた行政運営が必要であることから、行政改革の続行と町職員の意識改革、政策形成能力向上を目指したシステムでございます。平成19年9月に全職員を対象に事務改善・行政改革提案を募り、第1次締め切り時点では118人、143の提案がございました。書類審査の結果26の提案を選び、提案者が三役、部課長を対象に発表、説明と質疑応答を行ってまいりました。当時、山田議長さんにも職員の積極的取り組みの一面を見ていただきたいと、その研修に参加をいただいたものでございます。提案制度以外にも各職場の管理責任者の課長全員が今年度の取り組み方針、数値目標を発表願うとともに、行政改革推進担当者にも主要な取り組み、研究の動向をディスカッションいたしているところでございます。お申し出の提案はその後においても随時受け付けしており、現在まで10数件の提案があります。

審査を終えた26の提案に対しては行政改革推進本部で検討を行い、実施に移行できるもの、予算を必要とするもの、長期的に研究をしていくもの等さまざまですが、現在6つの提案を実施しております。ちなみにスタートいたしているのは、職員の健康維持と自転車通勤によるCO₂の削減を目的とした職員の自転車通勤奨励、中央公民館、さわやかホールにおける利用サービス向上のため勤務体制の工夫により夜9時までの開館、高齢者の健康と生きがいを目的と世代間交流としたシルバー人材センター保育サービス、さらに職員の自発的発想からの課内ミーティングの充実や庁舎花いっぱい運動と称して美化清掃活動もスタートしています。今後も町民の皆さんとともに、職員と一緒に事務事業の効率的運用とさらなる住民サービスに努めてまいります。

次に18番でございます。萱野地区に荒廃した家屋がある。防犯上、景観上何らかの整備、整理をする必要があると思うが、何かよい解決方法はないのかというご質問でございます。この問題につきましては、平成20年4月、萱野区長からも家屋の老朽化が進み、荒れ放題で付近住民の良好な生活環境が損なわれているとの申し出を受けておりますが、町としましては所有者に対して火災や防犯等発生するおそれがあるとして、建物管理の保全について書

面及び家屋写真を添付し、平成20年5月、町長名と萱野区長名で4人の所有者に対して申し入れをいたしております。

その後の経過でございますが、現在4人の所有者が費用を出し合い、家屋を取り壊すための協議を進めておられるとお聞きをして安堵しているところでございます。皆さんの力の結集の成果でございます。今後もこのようなケースがあれば、早期解決に向け要請してまいります。

次に、防災センターについてお尋ねでございます。6月9日、当議場で見直しをすることをご説明申し上げたとおりでございます。1995年1月に発生した阪神・淡路大震災は、数千人の死者発生と阪神地区の都市機能停止という未曾有の被害をもたらし、従来の防災観を大きく揺さぶりました。この震災の検証では、行政が成し得た役割はごくわずかであり、防災のために最も機能したのは地域住民だったことがわかっています。消防機関や行政の人員は平時を想定した規模にとどめるしかなく、非常時においては地域住民の連帯による防災活動こそ最大の効果を発揮することが明らかとされ、実際同震災時における倒壊家屋からの救助人数は近隣住民によるものが90%を超えていました。

こうしたことを今改めて考えてまいりますと、災害時の中枢施設として防災センターは必要とは思いますが、まず地域の防災力を高める観点から、災害に強い人、強い組織、強い地域が先決であると判断いたし、自主防災組織の醸成、資機材の整備、地域防災訓練など現在災害に強い地域整備について検討を重ねているところであります。内容がまとまり次第、改めて審議をお願いすることにしておりますので、よろしくご理解賜りますようお願いを申し上げます。

次に、20番でございます。22年春にオープンしたいと言っているイズミヤは計画どおり進んでいるのか。また、いろいろなご質問をいただいています。農地の問題、数多く質問ありましたが、この事項は何ら記載されていませんでしたので、我々はイズミヤの計画が進捗状況、このことを取りまとめてお答えにかえたいと思います。

現在、地元とは店舗への進入路、通学路の確保で協議中であります。店舗オープンの許可、同意関係につきましては、まず地区計画があり、地区計画のための地元説明会や報告、町の都市計画審議会などを経て県知事の同意、そして計画決定の告示となります。開発関係については、都市計画法や建築基準法等による河川、道路、宅地造成関係、大規模店舗立地法では店舗計画、交通関係、騒音関係、商業的経営関係、農地法では町、県、国ともに農用地除外、農地転用などであり、バス運行の計画、防災計画、JAなどの地元産品コーナーの計画、

既存商店との調整などに関係する商工会との協議など、多くの事務事業があります。幸いにして国や県の行政指導も積極姿勢に転じ、力を与えてくれています。22年のオープンに向け、一層の努力を続けてまいります。

21番、最後の質問でございますが、広陵町では給食費の滞納は少ないが、水道、住宅、国保税その他の税金の滞納がある。ですから、滞納整理をきちんとせよと。確約書の提案をいただいたところでございます。答弁といたしまして、収納対策本部は本年4月より副町長を総本部長とするとともに職員を増員し、滞納整理体制を一層強化するために滞納整理専門の収納一課を設置いたしました。現在、断固たる態度で挑むべく、4月以降滞納者への重要催告73件、差し押さえ予告書2件、順次送付するとともに、滞納者への実情調査や財産調査を実施しています。こうして滞納理由や状況などの見きわめを行い、それにより債権確保のため国税局OBであります執行官の指揮指導により差し押さえ等の滞納処分を行うなど、善良な納税者との公平性を図っております。

なお、平成19年度の差し押さえ件数は12件でありましたが、4月以降は既に8件の差し押さえをしております。私も滞納している人たちに働きかけをいたしております。その例を申しますと、本町には2,000人に及ぶ人たちが町のために頑張っていると思います。この中にもおられたのでございます。そして町職員の親族関係になる人もございます。町とのわずかなトラブルで納めない人に対して督促いたしまして、おかげさまで完納いただき、町のためにご尽力くださっています。

21番の給食費の滞納につきましては、教育長がお答えいたします。

それから、水道料金が最後の質問にあります。本年4月より水道局収納対策本部を設置し、職員一丸となって水道使用料滞納者の各家庭を訪問し、滞納整理に取り組んでいるところでございます。その中で、支払いに応じない悪質滞納者には給水停止を視野に入れ、法令、規則に基づいて督促状、催告書、給水停止予告書、給水停止執行書を順次送付し、滞納整理を行っています。また、その過程において分納を希望される方については支払い計画書と誓約書を提出していただき、誓約不履行者には即刻給水停止処分を実施してまいります。対策本部を設置することにより滞納者自らが厳しさを理解いただきながら、負担可能な経営計画や生活設計を立ててほしい。そして、職員も強い心意気で整理を進めてまいります。以上と
おりでございます。

青木議長 教育長！

安田教育長 山田議員の質問事項15、児童生徒に対する防災訓練や教育についてございま

す。

お尋ねの児童生徒に対しての防災訓練、避難訓練や防災意識教育の指導について、毎年各幼稚園、小学校、中学校におきまして地震発生を想定した防災計画を全校・園で作成しており、避難訓練は中学校で年1回、それ以外は年3回以上実施しております。

また、地震防災に関する教育として、緊急地震速報の仕組みを教えたり学校作成のプリントなどで指導を行ったり、消防署から講師をお招きして講話を聞くなど取り組んでおります。今後も児童生徒だけでなく、教員一人一人の認識をさらに深めるように指導してまいります。

続いて質問事項21番、給食費の滞納についてでございます。

税以外の未収金につきましては、学校給食では平成19年度3小学校6世帯で19万2,400円、平成18年度では2小学校3世帯で7万300円の未納がございます。学校からそれぞれ督促し、徴収しております。議員ご指摘のとおり、小学校6年間の中で未納があればその家庭を特定して個別に確約書をとるなど、教育委員会としても断固たる態度をとってまいっております。

なお、幼稚園における保育料、おやつ代など給食費以外の未収は現在のところはございませんが、未収があれば同様に対処してまいりたいと存じております。以上です。

青木議長 それでは1番議員、2回目の質問。山田君！

山田光春議員 長々と質問させていただいて答弁いただき、ありがとうございます。こんな初めてなもんですから、こういうなかなか中身もうまく伝わってないのかなと思っています。

中国四川省、いろんなところで地震がありまして、そんな関係でやはり我が町の町づくり、防災対策はどうなのかという観点から聞かせていただいて、答弁のあったいろいろなところ、まだ完備していないところもありますが、一つは町長、防災倉庫につきましては避難所、地区避難所とかそういうところにも、遠く離れたところじゃなくしてやはりそういう隣にある、例えば小学校、中学校、そしてその避難所にあるところにつくってほしいなというのが一つの希望ですので、今後よろしくお願ひしたいと思っています。

それから広陵町地域防災計画、2003年にできたこの計画書と、今、皆さん、地震ハザードマップを6月に配ると言うてはるんですが、この一時避難所の数が町長全く違うんですよ。私もこの間指摘しといたんですよ。こっちの2003年のときは一時避難所は29あるんですよ。今度配ろうとしているのは9つぐらい少ないんですよ。何でこんなアンバランスなのができて各戸配布するのか。こういうきちっとしたところをつくらんと、何の意味

もないのかなど。特に上で質問しましたように、東校区に行けば東部農村広場とか広瀬研修センターはこっちには入ってるんですけどもこっちには書いてないとかね、そういうのがありますのでね、きちっと見てきちっと配布せんと何の意味があるのかなど。これ入れかわってたら別ですよ、こっちが新しくてこっちが古く、こうですからね。その点を今後気をつけていただきたいなと思っております。

それから、地域担当職員制度によって提案するという点についても、これからやはり自治基本条例をこれから具体化されると思うんですよ。しかし、ごみ袋の有料化においては各自治会に張りついているような説明をし、こうした形だから有料化しますよという、そうした担当制度を使っているような細かい意見も、その担当職員を通して役所の方へ言ったと。こういう制度はこれからいろんなところで、区長、自治会長にも結構ですけども、やはりそれは向こう側から見ただけで、そういうこっちから行政が地域の中に入っていくということは全くないわけですから、だから担当職員、職員の数も少ないわけですけども、やはりそうした細かいところ、今の後期高齢者においても介護保険についてもこれからきょうこの条例改正、住民税が年金から引かれるというところにおいても、やはりそういうところまで出ていって、いわゆる出前のこの職員ですね、そういうことは、あなたはこの地域ですよというように張りついておられれば責任持っているいろんなことを協議させていただいたらいいのかなど思ってこの提案させていただきました。

将来やはりこの自治基本条例をつくられると思うんですよ、町の憲法たるものを。あちこちで今できております。それを踏まえるならば、こうした地域担当職員制度をつくってもいいのかなど思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、17番の昨年職員による事務改善、行政改革についてを私があの上で述べさせていただきました。なかなかこんだけのでは中身がわからないと。本当にいい提案、私も聞かせていただきました。町長、真剣に反応している面もありました。だけどああいう若い人の意見をやはりリーダーとして受けて褒めてやったら、もっともっと成長するかなど思っています。ですから中には4つ5つすぐできそうなやつは、花いっぱい運動とか自転車で通勤するというのがありますけども、あの26以前にやはり職員から見た目というのは私たちもひとりタイムカードとか、それから防災のときに携帯電話を使って職員に全部発信するとか、そういう住民が来たかてどこにこの課が、私の行くところはどこだと私たちも思うわけです、異動が多くて。そういうところの職員から見たすばらしい発想が出ておりますので、やはりそんだけの器を持って褒めるとこはひとつ褒めてあげる。そしてけなすことは読んでけなす、

意見を言うこともひとつ考えてあげていただいて、こうした提案制度を大いに採用させていただくならばもっともっと力がつくのかなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、萱野地区については、私も選挙期間中に石井先生の方からあの話ありました。写真も撮らせていただきました。広陵・香芝消防署からもあの場所の写真を撮って、何とかならないのか。もう長年の懸案事項だったと思ひます。その前の町道については整備していただけますかどうか、1点だけ聞かせていただきます。石井先生の前の町道については整備できるかどうか。

青木議長 森田都市整備部長！

森田都市整備部長 おっしゃっておられるのは、ちょうど旧県営住宅と萱野川の間の道路のことをおっしゃっていただけてるんでしょうか。

山田光春議員 はい、そうです。

森田都市整備部長 その件については、この間も石井先生の方から出入りされてるということで何とか整備してほしいという要望は聞いております。萱野区とも一応協議をさせていただいて、萱野区としてあの道路の整備を希望されるのであれば一応要望書を出した上でこちらの方で検討させていただきたいと思ひております。

青木議長 3回目ですよ。

山田光春議員 結構です。町道認定についても、この間、担当者が行って約束したと先生おっしゃってましたんでね。やはり町道の整備とあわせて、この家屋もきちっと整備させていただくならば効果あるものができるかなと。一日も早くひとつやっていただきたいと思ひています。

それから19年度、町長の防災センターについて、この間の初日について、私は質問事項を全く書いたわけです。なぜ書いたかといったら、町長がここで説明されたから、それに基づいてきょうは質問させていただいたんですが、それについては答えがないものですので、一つはやはり諸般の事情で見直す。それから、将来の投資は財政的にも許容できるだろうかという2つの疑問。それから3つ目、果たして町民の信託にこたえることができるのだろうか。それから4つ目は、職員もこの大事業をやるのに心意気があるかどうか疑わしいと。この主な目的は4つ言われました。こんなんはさっきの上でも言いましたように、やはり一つは職員がやる気がないからどうだろうか。そういうのは町長、これはやっぱしリーダーとして本当に思ってもこういう公の場所で言うべきではないのではないのかなと。あなたが、

町長が予算を設計されて私らの目の前に出されたわけですから、すべてにおいて自分が責任をとる、私のやる気がなかった、リーダーとしてこの防災センターについては本当にやる気がなかったからこんな結果になったと言うのが本来の筋ではないかなと思っておりますので、防災センターをもうやめるのは結構です。じゃパークゴルフ場も同じような理由になるんですよ。2カ年かけて大きな財政投資をするというのだったら、やっぱし向こうを見たら財政的にも厳しくなる。それだったらパークゴルフ場もこの際見直したらどうかなと思いますが、その点2つどうでしょう。

青木議長 平岡町長！

平岡町長 いろいろご質問、ご心配をいただいているわけですが、いろんな理由を申し上げました。職員についても申し上げたところでございますが、新しいことに挑戦をするわけございまして、今までにあることを創意工夫するだけでなくして新規事業でございまして。防災の取り組みをするわけで、きょうまで経験したことのない者が取り組むわけでございます。先進事例をしっかりと学び取るという姿勢が大事でございまして、職員が井戸のカワズになっておっちはならんということを常に私、申し上げているものでございます。いろんなところに行って勉強をする、そして我々にも、また議員さんにも、また町民にも説得するだけの力をつけてくれと。そういうことを申し上げて、心意気ある職員づくりを私やっておるわけございまして、今頑張ってくれている職員は褒めることもあります、いつでも叱咤激励をしている。また、私自身にもおのれにむち打って頑張っているものでございまして、決して職員がだめだと言っているものではありません。心意気をしっかり持つてくれと、そういう思いで取り組むように私は申し上げている。今、不退転の気持ちでこのことをやっているんですから、職員自身も意欲を出してほしい。そのことを申し上げているわけでございます。

また、パークゴルフについてはそれもやめられるやないか、簡単に意識改革できるならそれも改革の一つやということも理由はわかります。しかし、地元の皆さんと一生懸命協議をさせていただいた。町のやっぱり清掃センターのあの難題を地元の皆さんにお受けをいただいて、きょうまではごみ捨て場になっておったところをひとつ公園的整備をしてくれと。単なる公園の利用よりも、あこへ集っていただくということで考えたものでございまして、老人会にもこのことを期待をされているものでございます。

また、訪れに値する町、単なるパールゴルフ場ではありません。世界大会でもできるようなパークゴルフ場公認コースでございまして、余りもと入れるものではございませんが、大

きな銘を打っているものでございます。訪れに値する町としてビジネスチャンスも待っているわけございまして、地場産業の振興、また広陵町を広く知っていただこうと。そういう町づくりを目指しているものでございまして、決して公園をつくって楽しんでいるものではありません。どうぞご理解をいただきたいと思っております。

青木議長 1番、山田君！

山田光春議員 今、パークゴルフ場についても夢のあるようなお話をされたんです。初めのこの防災センターも、町長、いろんなどころでそのように大ぶろしきを広げながら町民に安心してください、この庁舎が倒れたらあの拠点を使いますよ、だからこの県下で初めてつくりますよ、そういう大きくPRさせて話しされたんですよ。今そのうちに予算が通って2カ月、どこでだれが決めたんですか、見直しというのは。全くほかの方はわかんないじゃないですか。そういう夢のある話をいつもされるんですけども、結局決めたときはあなた一人が決めて、見直しだ、やめた、凍結だと。それはないでしょう。ここでも、今、上でも言いましたように町民との約束をして当初予算を通したわけですから。そういうことを言うならば、やはりもう少し考えてもらわなくてはいけないのかな。だから、だれが何をこの町長自身が見直しというのを、そういう気持ちになったのか。ちょっと今までの答えからわからないわけですから、推測するならば4つの理由かもわかりませんが、ですけどもやはりもう少し責任あるところで見直しなら見直し、やめたならやめたと。

また、やめてるのにまた次の段階に入るような話をされたら、どっちへ行くのだと。職員もそう思いますのでね、どうかこの防災センターも含めて、このパークゴルフ場も本当に私はもう、今、防災センター4つの理由で見直しというふうにされましたけど、このパークゴルフ場もこの4つにほとんどはまるわけですね。ですからもう一度見直しさせてもいいのかなとは私は思っていますので、回答は結構ですのでよろしくお願いします。

次のイズミヤは計画どおりですが、この上で言わせてもろうたようにやはり2万6,000平米のその分を確保せないかん。この確保できたのか、地主は了解したのか。もう同じことを言わないで、場所はどこか。そしてその確保するためにだれが動いたのか。職員か、それとも業者か、その辺をちょっとお願いしておきます。

青木議長 中尾企画部長！

中尾企画部長 お答えいたします。

農用地の確保といいますか、新規に農用地をつくる作業を行っております。その作業そのものは一応行政の仕事として、農業の施策としての仕事として行っているという部分であり

ますので、当然これは職員がやるべきことという形で行っております。

場所につきましては、当イズミヤ予定地区の東側に位置する農地でございます。

青木議長 1番、山田君！

山田光春議員 今、中尾理事が農業の施策として職員がやったと。これは私はやはり大企業が土地を確保する、そういうところは直接的に公用では関与するべきではないと。それは業者がすべきだと。例えばあの借地ですね、4万9,978平米の少しは借地ありますよね。そのときの借地を確保するときには業者の人が不動産屋を使うてやっってはるわけです。そして平米例えば400円で坪1,200円ぐらいで契約し、20年間でこうして契約して今あれがスタートしている。その次の段階にあつたら、なかなか今のようにそれは業者でやると。あと1分で切れますけどね。もう切れることを想定してやっているんです。もう答えはわかっていますから、もう言わなくて結構です。だからそれは公務員として、職員がその業界の手先になってこうしたことを確保することは相ならんと。直接的には私たちは関係ない。間接的には税が入ったりそういうお客さんが入ったりしていろんなどころではメリットありますけども、こういうときに直接公務員があつたの用地の確保のために歩くことはいかなものかなと思いますが、頭をひねってはりますので、じゃ中尾理事、どうでしょう。

中尾企画部長 今、法律の中でそういう大型店舗を持つてくるという部分につきましては、調整区域の中でやるという部分については地区計画でなければできないというルールになっております。その地区計画を果たすために優良な農地を潰すわけですから、一方では農業の施策として代わりの優良な農地を確保する町として責任があるという観点から行っているという、そういう意味の農業の施策ということでございます。（不規則発言あり）

青木議長 いや、もう3回終わった。3回が来た。

山田光春議員 それを農用地を確保するために何も業者が来ていなかったらいいんです。業者の先鋒を担ぐようなことは相ならんのちゃうかなと思ってますよ。町長、そうでしょう。それをしたらあかんちゅうの。以上です。

青木議長 平岡町長！

平岡町長 基本的には業界が営利を目的としてこうした店舗をつくるわけございまして、町は大きい店舗を来ていただいていい開発をしてほしいと。そういう願っているところございまして、やはり公私の区分はきっちりつけるところはつけなければいけないと思います。それは常に私ども職員にも周知をしているところございまして、今後気をつけながら事務事業に当たってまいりたい、そのように思います。

青木議長 以上で山田君の一般質問は終了いたしました。

続きまして、松浦君の発言を許します。松浦君！

松浦議員 皆さん、こんにちは。議長のお許しをいただき、13番議員、松浦敏信が質問時間をちょうだいいたします。

また、例年恒例のように前段を申し上げます。

13という数字は私ごとですが家内の誕生日で、結婚記念日です。（不規則発言あり）おれの誕生日やないんです。

今年度最初の議会と一般質問、本当に私は緊張しております。6月に入り、周りは緑一色で、国内では暗い事件、またニュースばかりです。町内では田植え期で田植えに余念がありません。これから全世界で食糧難の時代がやってくるような時代を私は感じます。私はまた、皆さんがご存じのようにメタボで心配しております。この現代に生きる皆様国民はどのように物事をとられて、考えられておられるか心配でございます。

我が町広陵町も議員2名削減となり、議会運営にも厳しさとしっかり指針を見つめて、行政の円滑と活動を図りたいと私は願っております。

今回の一般質問は11人と、59項目に及ぶ活発な動きになっています。また、町長の事業への取り組まれておられる精力的な姿勢には敬服いたしております。施政方針にも掲げられている3カ年50人5億削減の目標もでき、そのためにはご苦労なされていることでは感服いたします。そのご苦労にかんがみ、今後の政策においての人の行く末と健全な町づくりに職員の配置がえを行っておられると推察いたしております。人事異動の期間的な速さが私は気になりましたのでお尋ねいたします。

人事異動に伴う事務引き継ぎによるところの公共サービスの低下傾向は考えておられるのか。そんな点に対する町長のお考えは、基本的に教えてください。

2つ目に、町内における遊休土地、休耕田の活用について、これは私が19年2月の議会と同じ質問をいたしました。前回の回答では、遊休農地の解消のために農地の維持管理にお困りの農家の方と農業に意欲のある方との出会いをサポートする担い手バンクシステムを活用するようPRするとともに、各関係機関とも十分連携をとり、さらに解消に向け検討を重ねてまいりたいと考えていますと答えいただいておりますが、その後の進捗状況はいかがでしょうか。

1回目の質問は終わります。よろしく申し上げます。

青木議長 それでは、ただいまの質問に対し答弁願います。平岡町長！

平岡町長 松浦議員の質問にお答えをしたいと思います。

再選されて、新たな決意をお述べをいただいておりますのでご質問でございました。

町における職員の管理についてお尋ねをいただきまして、職員の定員管理につきましては行政改革における人件費の抑制策を図りながら、適正な運営に努めているところであります。ここ数年は定年退職者で毎年10名前後の減少傾向にあります。一気に欠員補充することなく専門職員含め最小限の新規採用にとどめ、幼稚園教諭、保育園保育士の期限つき職員、公社職員の出向を初め支援スタッフの登用などにより住民サービスを低下させることのないよう、適正人員の確保と適材配置をいたしております。

職場においてはスムーズな住民サービスが基本であり、先進地に学び、励まし合いのできるような職場づくり、元気の出る職場づくりが肝要であります。少数精鋭を旨とし、職員の発想の転換とアイデアを引き出させる環境づくりに加え、組織改革や管理職機能の充実も考慮しながら、適時適材適所の人事管理をしているところでございます。

次、2番目でございます。町内における遊休土地、休耕田の活用についてということでございます。遊休農地は農業者の減少や高齢化による離農、相続の発生等を契機として不在村者や非農家の土地所有者が増加しているのが原因かと考えます。国においても、本年度より耕作放棄地解消に向けて取り組まれています。本町におきましても、町内すべての耕作放棄地を対象に現地調査を実施し、それぞれ状況に応じた耕作放棄地解消計画を策定し、四、五年かけて解消に向け取り組んでまいりたいと思います。

取り組みといたしましては、所有者による耕作の再開、認定農業者、担い手等の借り手による耕作、企業等の新規参入、市民農園の開設、農地・水・環境保全対策の活動組織による景観作物の植栽等、農地の状況に応じ活用を図ってまいります。

なお、企業の新規参入といたしまして、今年度よりシルバー人材センターがナスビ、クウシンサイの栽培に取り組んでいただきます。

次に、休耕田の活用についてですが、休耕田とは転作のため休耕し保全管理されている耕地のことですが、その活用としては稲以外の作物を栽培いただかなければ、現在でも低い減反達成率がなお下がることにもなります。特に一部の農家による休耕田での稲作が減反未達の一因にもなっております。転作には労働力の確保や耕作地の環境整備も必要であり、今後、遊休農地の解消とあわせ取り組んでまいります。以上のとおりでございます。

青木議長 それでは、2回目の質問を受けます。13番、松浦君！

松浦議員 なるほど、町長のお答えには徹したところがございます。

私が懸念しておりますのは、一応ほかの企業の例もあるんですけども、やはり職場の長が短期間でかわることによってその職員がほとんどよく、これは広陵町ではございませんが、それで町にも一部分がありますのは技術面的な問題にキャリア面の人が異動したときに、事業の相手側、事業主側にとって仕事の内容にも種々相違はあるがスムーズに作業の進行に影響を生じてはいないか。また、職員さんにおいても早い転職、職域の配置転換は気持ちに不安を与えてないか。先ほど町長はそれも考えて配置転換をしておられると思いますが、その点はよくわかるんですが、そういう働く者とまた事業をする者の考えがやはり少し考えてやっってはどうかと思っております。1番目はそれでございます。

青木議長 副町長！

山村副町長 町長が申し上げたとおりでございますが、今、松浦議員が懸念していただいております経験豊かな職員がかわることによって事業に支障が出ているのではないかというご心配をいただいているところでございます。

我々も人事異動をするときにいろいろ部長とも相談をさせていただいて、意見を聞きながらさせていただいているところでございます。どうしても経験豊かな職員は出さないでおこうとするのがそれぞれのセクションで同じ考え方でございますが、やはりその職員の将来を考えますと、いろいろな部門で経験を積んでいただくということも必要でございます。

なお、広陵町の場合は町域が広陵町内でございますので、広陵町以外に転職するわけでもございませんので、そういった経験者は事務引き継ぎをしっかりとさせていただくとともに、必要に応じて後任者が前任者に尋ねるといことでスムーズな事務移行をしていただくように、常にお願いをしております。

今いただきましたご意見を参考に、今後も人事異動に努めてまいりたいと思っております。よろしくお申し上げます。

青木議長 13番！どうぞ。

松浦議員 またひとつよろしくお申し上げさせていただきます。

2番目の質問なんですけども、私は選挙でも述べましたが、私が毎月第1日曜日に町を散策するという一声運動というのをやりましたんで、まだ選挙から2カ月しかたちません。最初の日曜日は一日でしたんで、あとやはり第1日曜やなかったんですけど歩いてみますと、先ほど遊休土地といいますのは青い土とか、また茶色の見えた土地が散乱しております。これは広陵町の耕地面積は508ヘクタールですかね。それでその中で専業農家が49戸、兼業農家が428戸、飯米農家、両方合わせて479戸なんですけども、それを逆算いたしま

すと荒れ地の土地が大分目につきます。

もう一つは、この間、八代議員とも滋賀県へ行ってきたんですけども、真美ヶ丘の一人と。それでそのときに聞いておりますと、借地、貸し農園を求めている人がかなり多いらしいです。これはやっぱり抽せんでやまして、3年に1回の切りかえですかね、そういう形もそのお方から聞いておまして、やはりそのぐらい農業を楽しみたい、そういう人たちがたくさんおられるので、やはりそういう荒れた土地を何とか、また2回目も質問しましたけども活用する段階を、産業振興課でファミリー農園の規則的なものをいただきました。でも、やはりその出会いをするパイプ役になるのが私らやと思いますが、やはりそういう点、ひとつ町長どうでしょうか、考えていただけたら。それだけです。

青木議長 答弁をお願いします。森田都市整備部長！

森田都市整備部長 おっしゃいますように、遊休農地といいますのは町内で49ヘクタールほど一応確認しているところです。その理由といいますのは、先ほど町長が答弁で申し上げましたように相続等で農家でない人が相続されてるというケースも結構ありますし、またその方が町外ということで、本来であればどなたかにつくってもらわれたらいいんですけども、なかなか昔の小作云々という権利を心配されて、現在は農協等であっせん、その仲立ちはしていただいているんですけども、そんな余計なことをするよりももうほっといた方がええという考え方の方も結構おられますし、またその場所によってはなかなか借り手も、余りつくりたがらない部分もございますので、そこらをどういう格好で利用させてもらうかということで観光農園、現在は個人の方が農園をすることも一応法律上認められております。ところが、ある程度トイレとかそういう手を洗うところとかの幾分かのやはり施設もつくらなければ、これは個人ができる施設ではないということです。町の場合はファミリー農園ということで現在数カ所あるわけですけども、本来はそういうようにでもしていただけたらありがたいんですけども、なかなかそこまで農地を持っておられる方で熱意のある方いうのは現在少ないということで、なかなか思うように進まない。そこらを今後若い担い手を育てるということで、町としましても一応担い手の育成ということで、認定農業者につきましても現在20数名おられますので、そういう方に期待をしていかなければならない状況になっております。今後農協等関係機関とも連携をとりながら、また農業委員さんにもそういう各地域での遊休農地の活用について、どなたかつくられる方があればということで、またあっせんにも力を入れていただきたいと思っておりますので、よろしくご理解いただきたいと思っております。

青木議長 13番、松浦君！

松浦議員 今まで説明していただきましたのは本当に理にかなった、よくわかります。だから一応私は困るというんか、農業相続をやってる人の土地が大部あるんですけども、農業相続というのは、これ余談ですけども、町の固定資産税へ行っても農業相続というのは自分がつくって初めて農業相続を認めると。人に貸すというのは、それは違反やねんと。それで税務署の説明によりましてやはりそれが当たり前なんですけども、そういう人たちが、私もその一人のあれを保全させていただいておるんですけども、それを言うと松浦君も違反してるんじゃないかということになるんですけども、そういう土地を開放するには何かいい知恵がないかなと、そういう懸念はしております。以上です。

青木議長 答弁よろしいですか。

松浦議員 はい。

青木議長 それでは、以上で松浦君の一般質問は終了いたしました。

しばらく休憩します。

(P.M. 2:34 休憩)

(P.M. 2:46 再開)

青木議長 それでは、休憩を閉じ再開をいたします。

一般質問、次に八代君の発言を許します。9番議員、八代君！

八代議員 9番議員の八代でございます。議席番号は11番から9番に変わりましたが、席は全然変わっておりません。お隣も共産党の松野さんから同じ後継者の八尾さんにかわりまして、私、結局8年間同じようなおことになりませんが、マンネリにならずに、また選挙の結果いただきましたので一生懸命頑張りますので、よろしく願いをいたします。

きょうは3つ質問を出しております。私は、常々町の財政問題について非常に関心を持っておりますので、4年間一般質問におきまして財政問題を中心に質問をさせていただきました。具体的に言いますと、自治体の財政再建いいましても奇手はありません。民間会社では新しい分野に進出とか技術革新とかいろんな面で収益の拡大を目指す手もあります。しかし、自治体は与えられた法律にのっとり収入しかないわけでありまして、ですから、その与えられた収入を、その権限を利用して税金あるいは使用料等でいただくわけでありまして、その権限を利用してきちっといただく。そして税金の滞納等におきまして正しい処置をしていただきませんと、税金を支払わない人が得をする。このような不公平なことになりますと、善良な納税者に対してモラルハザードを招きますので、常々そういうことは申しておりました。

そうしまして、支払いの方は与えられた貴重な財産を使うわけでありますから、これもきっちりとできるだけ安く、良質でそして癒着のない支払いをしていただきたいということを申しておりました。一言で言いましたら、町財政、これは町に限りませんが、はっきり言いまして入るをはかって出るを制する、これ以外に財政再建の道はないのではないかと思っております。きょう1番目と2番目の質問は、それに関係してであります。

それでは申し上げますが、現在の清掃センターは順調に操業しているということは大変結構なことでありますが、非常に気にかかることがございます。それは燃料費のことです。特に今年になってからは、原油相場は非常に高騰しています。5月には1バレル135ドルをつけました。そして小康状態を保っておりましたが、6月に入りましたらまた139ドルをつけました。一部の経済評論家では、150ドル、200ドル行く可能性もあると言っております。

結果として考えてみますと、二、三分だけ、余談になりますが、これは私はこのように考えております。長期間の米国の好景気がバブルを生み、その結果としてサブプライム問題が発生しました。米国の、あるいは欧州の銀行や証券会社が多額の損失を出しました。我が国も、比較的傷が浅いとこのように言うておりますけれども、それでもみずほコーポレート銀行とか野村証券は非常に大きな損失を出しております。その結果、主要国の株式市場、金融市場が不調となり、行き場を失った世界の投機資金が原油、金、レアメタル、穀物、このようなところに流れ込んだためであります。それと中国、インド等BRICS諸国の経済成長率が高く、原油の需要が増大した。これも大きな原因だと言えます。もちろんこれは広陵町には何の過失も責任もない。アメリカ政府でも日本政府でもどうしようもないことなっております。ただ、相場の育成に関心を持って見つめているだけであります。

当然ながら、広陵町の清掃センターの灯油契約の高どまり価格も何ら責任ないことは言うまでもありませんが、原油高騰により清掃センターの使用する灯油も非常に高騰し、困っておられる。今までやったら600万や700万ぐらいなのが1,000万を超えるようなことになってるんじゃないかと思えます。

そこで、お尋ねをいたします。平成19年度、すなわち平成19年4月から20年3月の灯油の支払い実績と、キロリットル当たりの契約単価はどうなっただけなのか。そして19年度当初の予算と19年度の実績決算ですね、どうなったのか。これ1番です。

2番目は、平成20年に入ってから、つまり今年に入ってから原油相場は非常に高くなっております。現在、今年度予算で組まれた燃料費、これは早ければ9月議会において補正予

算を組む必要になるんじゃないかなと思っております。原油が先行きどうなるかわかりませんが、例え近々の購入価格でこれが来年3月まで推移した場合、どのぐらいの予算超過になるのか一週聞かせていただきたい。

3番目です。この状況は極めて異常であります。月に300万上がれば年間で3,600万、400万上がれば4,800万と非常に膨大な金額であります。町はわずかに数百万の増収のために駐車場等々値上げもしました。私も財政から見てこれも仕方がないかなと思うて賛成した一人であり、今またそれを廃止したらどうかという議論、これは私の質問とは違いますけれども、数百万円の増収のためにもこういうことをしたわけであります。

したがって、このような大きな予算超過は町の当局の責任ではないと思いますけれども、やはりこの操業の工夫改善によりまして支払いの方で何か工夫して、少しでも減らす方法はないのかということを考えておられたことはないか。

例えば、今の清掃センターの操業時間の延長ということであります。聞くところによりますと、清掃センターの関係する地元近隣の4カ大字ですね、操業時間の延長等を打診されたとも聞いておりますが、そのご返答はどうなのか。今後の見通しはどうなのか。それによってどのぐらいの経費削減が見込まれるのか。もちろんこの清掃センターを受け入れていただいたには非常なご苦勞をその大字の方々にしていただきましたので、操業時間延長によりまして騒音とかにおいと、工場は2時間あるいは3時間、4時間延長するかわかりませんが、いささかなりともご迷惑をかけないと。ただ、工場が何時間か延長することによってこれだけの経費が助かるんだというような説得はされたのか、できないのか。その辺を含めて、もちろんその他いろんな面で経費の削減でできるだけことはしていただきたい。いやいや、もうこれは乾いたタオルを絞るだけ絞っておりますから、これはもうどうしようもないか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

質問の2番目です。水道事業の改善についてであります。

町長は、財政再建のために3年5億50人、先ほど松浦議員の質問にもありました。それを達成に努力されました。また、町の財政再建計画を国、県に提出されております。そしてまた、今1番に述べましたように不可抗力的な支出も余儀なくされております。そういうときに、この水道会計ももう少し増収を図ることができないのかという観点から質問をさせていただきます。もちろん水道会計が現在では黒字であることは十分承知でおります。しかし、その他のあれが先ほど申したように非常に厳しい財政が続いておりますから、たとえこれが黒字でありましても、だから黒字だからゆったりした経営方法は許されないと私は思います。

これも先ほど山田議員の質問で水道料金の未収状況をおっしゃってございました。非常に厳しく対応しておられると思えました。税金というのは、我々も国から、あるいは地方公共団体から、それに伴う生命の安全、安心あるいは教育、防犯、そのためにいろんなサービスを受けている対価であります。国民、国全体が要るお金をみんなで負担するのが税金の仕組みだと思います。それでもやはり納税義務がありまして、納税しなかったら法的な処分も考えられるわけでありまして、悪質な場合は逮捕もされるわけでありまして。

水道料金ですね、これは物を買ったわけですね。買って、その支払いはしない。これははっきり言いまして税金以上に言語道断なことではないかと思えます。もちろん生活必需の水でありますから、非常に生活困窮者の方々についてはそれは生活相談なりを受けるのは当然でありますけれども、水道料金等の未収についてはやはり十分厳しい対応をされると思えましたから、一体、ここに専任の担当者がおられますので、質問には書いておりませんが、大体どのぐらいの件数でどのぐらいの金額があるのか。この未収率は去年と比べて、18年度、19年度と比べてどうなのか、ちょっと若干時間がありますのでお答えいただきたい。これは関連質問としてご理解いただきたい。

本来の1番は、水道使用の検針は現在広陵町では毎月しております。2カ月検針であります。これに伴いまして、約10人の検針の方で月間47、8万ですか、年間で570万程度の直接的な人件費を支払っております。これを二月検針にすれば、ぱっと単純に考えたら約285万円の人件費の節約になります。現在10人でかかっておられます。ワークシェアリング的に10人でしていただければ、当然収入は半分になります。同じ、あるいは10人が5人になります。どちらかになります。その担当している方にいたしては非常に厳しいことを言うようではありますけれども、町としてもやはりやらなければならない仕事はたくさんあります。だから半減したとしても5人ですから、その方々はまた別の仕事を見つけていただく。また、シルバーも常に登録人数を募集しております。そういう意味で、検針についてはどうかと。もちろん毎月検針と二月検針では漏水の早期発見等デメリットもあろうかと思えます。この近隣では、毎月検針と二月検針ほぼ半ばするようであります。もちろん漏水の問題はその近隣自治体におきましても同じ問題であります。一遍その辺をひとつ考えていただければどうかと思います。

それから、2番目は家庭が引き込んでおります水道の口径ですね、13ミリと20ミリがございます。13ミリと20ミリと水道の料金が20立方メートル使用までは違うんです。20立方メートルまでは広陵町は13ミリでありましたら3,570円であります。20ミ

りの口径では4,095円であります。ざっと10数%違います。しかし、水は県から買っている県水と井戸から掘ってる広陵町の自己水と、これをブレンドして供給しております。家の前までは同じ水が来ておるわけです。家の中の水道の口径が違うだけで、なぜこの料金体系がなっとるんか。これはいろいろ聞きましたら過去からこうなっていると聞きましたけど、このような厳しい町財政になっておるとき、はっきりとした理論的裏づけがあれば私は納得いたしますけれども、そのはっきりとした理論的裏づけをお聞きしたい、このように思います。

ちなみに、田原本では13ミリも20ミリも同額料金であります。といいますのは、20ミリ超えますと13ミリも20ミリも同じ料金、210円なんですね。先ほど言いましたように20立方メートルまでは3,570円、これ13ミリの口径です。20ミリ口径では4,095円と実に525円の差があるんですが、20立方以上使われたらどの家も全く同じ、この辺に料金設定の整合性が乏しいのではないか。この2つをいただきますと相当な増収になるかと思えます。13ミリの現在料金体系を適用している世帯数は何軒あるのか。オール20立方メートル使っておれば、世帯数掛ける525円が増収になります。

私はなぜ水道料金、黒字やのにこんなことを言いますかいうと、下水道料金は先だって値上げしました。しかし、この値上げは恒久的にそれでおさまるものではなく、現在の下水道会計で残っている起債の残高を償還するには数年ごとに大幅な値上げが余儀なくされております。そのときに上水道でももちろん上げれば当然黒字になります。その分をためておけば、これは特別会計で一緒にはなりません、将来的に余裕があればその金は町財政に使っていただいて金利の節約もできるし、また大幅な下水道料金の引き上げという問題が生じたときに、あわせて今度は上水道の黒字を下げるということで下水道料金の大幅値上げが、下水道料金は上げて水道料金の方で下げる。といいますのは、住民は上水道も下水道も同じような1枚の紙で来てるわけですね。ぱっと見て合計で引き落とされているわけですから、そういう点で余り、このことは非常に効果が大いではないかなと思います。その辺をひとつよろしくお願ひしたい、これが2番目の質問でございます。

3番目の質問は、これは私が16年6月の、つまり4年前の今ごろですね、初当選させていただきまして質問させていただきましたことあります。メモリアルパークの現在のあの記念広場というんですかね、これをもう少し活性化、住民がたくさん使ってるような方法で利用できないかということあります。私はこれ4年前も質問したときに、いろんな方の住民に聞きました。あれから4年間、いろんな話で常に気にかかっておりましたんで、やはり

あそこは余り使いづらい、使うことができないという感じであります。非常に町長が今、人にやさしい、人がやさしい町づくりを提唱されております。非常にこれは全くいいことなんですそのとおりだと思っておりますが、あの広場は全く人にやさしい、人がやさしい広場ではないんです。何にもありませんから、夏はこれから以後全く暑い。ほとんどがコンクリートですから、照り返しもあります。樹木はほとんどありません。しかも段差がありますね。面取りも余りしてない、いすもない。中3丁目の方がまあエコマミに行く買い物のときに通行してはるかなという感じ、私、今回も質問出しましたんで朝昼晩と二、三十分ずつ座ってじっと見とったんですけどね、全くないです。せっかく広陵町の一等地にあるわけです。前回のときには住宅公団から移管を受けられてまだ1年未満でしたので、早々の模様がえ、模様がえというのは改良なんで気にすることなかったと思ったんですけども、既にもう5年たっております。公団のつくった担当者ももうおりません。公団もほとんど広陵町には存在がありません。もう広陵町がもらったもんですから、余りお金をかけないでちょっと親しみやすい広場にされたらどうかと思います。

どんなことかといいますと、面取りをしていただいて高齢者あるいは幼児が転んでも余りけがをしないように、コンクリートをできるだけやわらかい緑にさせていただく。やっぱり日陰があるから、たまたま南3丁目の清掃センターの樹木も新清掃センターへ移植しとるわけですから、あのエコマミに適した樹木があれば若干移しかえしていただくとか、ベンチをつくって若干日陰的なものをつくっていただくか、そういうことにさせていただきまして現状をお金をかけずに改善していただければどうかと思います。

以上であります。終わります。

青木議長 それでは、ただいまの質問に対して答弁願います。平岡町長！

平岡町長 八代議員の質問にお答えをしたいと思います。

ユーモアある前置きをいただいてのご質問でございまして、八代議員は企業の経営管理に携わっておられまして、町の財政に常に問題提案をいただいております。もう財政のプロフェッショナルでございまして、このたびもクリーンセンターの燃料費についてご指摘をいただいております。答弁といたしまして、平成19年度の灯油使用状況についてでございますが、灯油購入量は1,456キロリットルでございます。購入総額は1億87万980円でございます。契約単価につきましては、入札により12月までは3カ月分ごとの入札を行い、1月から3月までは1カ月入札で契約いたしました。各契約単価は税込みで1リットル当たり4月から6月分が65.1円、7月から9月は66.78円、10月から12月は64.5

75円、1月分は84円525銭ですか、2月分は78.015円でございます。3月分は77.7円という状況でございます。また燃料費は当初5,720万円の予算を見込んでいましたが、灯油使用量の増加及び契約単価の高騰のため大幅な増となっております。

2番の平成20年度においても原油高騰による影響についてご心配をいただいておりますが、ご質問のとおり原油相場の高騰により燃料費は異常な値上がりをしています。日々節約に努めているところでございます。お申し出の補正についてお願いせねばと思います。

3番の運転効率による灯油高騰対策の工夫についてでございますが、経費節減のため地元協定の範囲内で効率的な運転を実施し、またごみの減量及び資源化を図ることにより経費節減に努めているところでございます。今後は年間総稼働時間を減らすため定常運転時間を長くし運転日数を減らすなど、さらなる効率的かつ安全運転を図ってまいります。

また、炭化まで行わずに販売する方法についても研究しているところでございます。

2番でございますが、水道事業の改善でございます。2カ月検針をすると570万円を半減できるということですね。答弁として、財政健全化につきましては行政改革の答申を受け、水道局も役場同様積極的に取り組みを行っているところであります。

議員ご指摘の水道使用量の検針につきましては、水道事業当初には毎月検針であったのが昭和50年から経費の節減を図る目的で2カ月検針に切りかえた経緯がありましたが、水量の急変や漏水などの諸問題から昭和60年に再度毎月検針に切りかえ、町民に正確な使用水量、料金をお知らせしているところであります。水道料金は電気代、ガス代、電話代と並び公共公益事業としての観点から毎月の使用水量を正確に町民に知らせるのが住民サービスの基本と考えています。

毎月検針を2カ月にしてはとの提案ですが、経費の節減には効果的ではありますが、2カ月に一度の検針では1カ月分の使用水量を推定で算定し正確な使用料金が確定するのが2カ月おくれになるため、使用水量が急変する場合には使用者には不親切となり、検針に対する信頼も揺らぐことになりかねません。また、毎月の検針後には水量の急変世帯を再調査しており、無届けの転出者の早期発見、早期の漏水の発見、メーターボックスなどの破損を早目に修理できるメリットや使った使用料金の請求などにおいて、より住民に優しく丁寧なサービスを提供していると考えています。今後も引き続き毎月検針を実施してまいりたいと思います。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

ちなみに、県下県営水道受水市町村の取り組みにつきましては、1カ月検針11市町村、2カ月検針17市町村でございます。このまま守れるのはどうかと、そんな思いでして

いるところでございます。

2番目の口径13ミリについてお尋ねでございます。田原本の例も出していただきました。答弁といたしまして、家庭用水道メーターの口径につきましては、ご承知のとおり13ミリ、20ミリの2種類があります。口径13ミリのメーターは在来地区において水道事業が創設されたときからのもので、文化的な生活スタイルの向上により水道利用の増加傾向が高まり、散水栓などの一部を除き町内すべての新築家屋に20ミリメーター設置を義務づけています。特に13ミリメーターでは、生活の向上により各家庭において蛇口の数も多くなり、2から3栓同時に使用の場合、水圧水量の低下が生じ使用者に不便をおかけする上、湯沸かし器の使用の場合には水圧水量の低下により点火しない場合があることから、口径13ミリのメーターの新設申し込みは受理しておりません。散水栓などの目的に使用される場合も、20ミリメーター設置の指導を図っています。

なお、口径の違いによる利用料金については、指導の定着により順次解消できるものと考えています。

3番目でございます。真美ヶ丘メモリアル広場の活性化について、ご質問のメモリアル広場と専用駐車場及びテニスコートについては、前にもお答えしたように公団より無償で譲渡された土地であり、真美ヶ丘の歴史を後世に伝えるための意義深い広場と考えております。当時から比べますと、馬見中3丁目の住民も約4倍にふえており、都市の空間と防災時の避難所をあわせ持つ重要な拠点と考えています。

コンクリートの角が面取りされておらず危険とのことですが、階段部分については面取りをさせていただきます。

次に、木陰になる樹木の移植につきましては、既に旧清掃センターの樹木の移植先として検討いたしております。

メモリアル広場についてはかねてより八代議員は心配されていますので、この際、地元自治会長さんを含めた有識者で会議を催し、再検討をいただくことも方策と考えますが、八代議員、いかがなものでしょうか。やりましょう。終わります。

青木議長 それでは、八代議員に2回目の質問を受けます。9番、八代君！

八代議員 1番目の原油高騰につきましては、これは理事者側も、それから清掃センターの担当者も我々議会もやはりこれは頭を絞って、払う方はもうしょうがない面があります。したがってまして経費削減ですね、結局は燃料を使う部分につきましてはその回答にありますように操業時間の工夫によりまして、そして関係地元の4地区の住民の方々にご理解をいただ

きまして、運転方法の変更によりましてどのぐらいの町財政に貢献するのかということをご理解いただいてご協力いただくというよりしようがないのではないかと思えます。もちろんそのときに公害、ガスの発生とか騒音とかあるいはいろんな面でこういう件に関しては地元の方々に一切ご迷惑かけることはない。ただ、時間が8時間が10時間とかすることによって立ち上げの運転にかわる大きな当初の灯油の消費がこんだけ違うんだということでは、ひとつご協力をいただくように努力していただければ、そういう状況に伴う実際的な被害というんですか、あれがなければ、きちっとした説明をしていただければゼロ回答ということではないかなと思えますし、今1回目、もしその4地区の方々に打診されているのであれば、どういふことを打診されたかどうか聞かせていただければありがたいと思えます。

その他の経費削減については、今書いていますようにとにかくこれはもちろん広陵町に限ったことではありませんが、すべての産業、これはもう公共団体も民間会社も個人の家庭もすべてがこの原油高騰について頭を悩ませているわけですから、ひとつあらゆる方策で考えていただいて対処する以外には、極めて今消極的な、打つ手なしのような感じでありますけども、その辺はひとつ今後の努力にしますけど、この地区の方々についてももし交渉されているとしたらどのようなことをされて、どのようなご回答なのか。また、今後見通しどうか。それだけお答えいただければと思えます。

青木議長 答弁、山村副町長！

山村副町長 八代議員さんに、原油高騰については町としてはいかんともしがたいということは当然ご理解いただいていることとございます。あと残されましたのは、この効率的な運転をいかにすべきかということとございます。新清掃センター、クリーンセンターには公害監視委員会というのが地元4町で組織をされておまして、2月、6月、11月と年3回会議を持つことになってございまして、2月の会議の際にこの運転時間、運転方法の合理的なやり方についてご協力をいただきたいということを申し上げました。内容につきましては、運転時間を延長させていただいて、極端には運転日数を減らさせていただく。運転日数を減らして、ごみ処理量は全く変わりませんので、同じごみ量で運転日数を減らすということは1日当たりの運転時間を延ばす。極端に言えば24時間運転させていただくのが一番いいわけとございますが、それは今のところ到底無理な話ですので、長時間運転をさせていただき、運転日数を減らすことによってトータルすれば運転時間も効率的になりますので減ってまいりますので、そのことをお願いをいたしております。

ただ、地元には公害防止協定がございまして、午前8時から午後5時までと明記をいたし

ておりますので、この変更をお願いをしているところでございます。地元の感触としましては、ほぼやむを得ないというふうにご理解をいただいておりますが、環境整備事業等で少しトラブルしている地域についてはそちらの方が先だというふうにも言われている事情がございます。

あとはRDF炭化施設がございますが、RDFで使えないものかということも検討を担当の方でやっていただいております。また、ごみを減量する取り組みも引き続きやっていかなければならないというふうにも思っております。リサイクルの推進によってRDF炭化施設で処理するごみの量を減らしていく。生ごみ処理機の普及等においても燃えるごみの減量につながりますので、あらゆる手だてを今後ごみ減量推進員さん、地元の皆様のご協力をいただいで、そちらの方にも鋭意取り組んでまいりたいというふうにも思っております。

以前、山田議員さんからミミズによる生ごみ処理もご提案いただいで、清掃センターで敷地で実験もしていたようでございますが、まだその成果、私ちょっと聞いてございませんので。（不規則発言あり）そうですか。またそういった取り組み、いろいろな取り組みでごみ減量に努めたいと思います。

青木議長 八代君！3回目の質問を受けます。どうぞ。

八代議員 いや、これはもうこれで結構です。

青木議長 なら次へ行ってください。

八代議員 希望として、できるだけひとつ英知を絞ってお願いしたい。また、地元選出の議員さんもおられますし、またひとつ力が議会としていけるのであればまた議長の方でも善処していただきまして、とにかく。そのかわり具体的に今度こうしたらこっだけ今の、例えば今高騰していますね。これだけの費用が助かるんだという具体的な資料も持っていないと、単にお願いだけでは説得力が乏しいのではないかなと思います。

次に、2番目にかかります。水道事業では毎月検針と2カ月検針で申し上げましたが、これは回答としてはゼロ回答であります。今の1回目は。ちょっと私は納得をしないところがあるんです。

といいますのは、この回答にもいただきましたように県下でこれ28の市町村で1カ月検針が11市町村あると。それから、2カ月検針が17市町村あるとこのように答えとじていただいております。先ほど言いました早期漏水の発見、転出者の早期発見、メーターボックスなどの破損、早目に修理できる。余った使用料金の請求、いろいろメリットはあります。このメリットは逆に言えば1カ月検針、2カ月検針すればそれはすなわちデメリットになる、

こういう答えなんです、そういうことは広陵町だけの固有の原因ではなしに、現在1カ月検針をしている11市町村は漏水が全然ないとか破損しないとかいうことやないわけですね。そういう問題を解決してるわけでありまして。

そこで、一遍また調べてもらったらいいんですが、別に時間はそう、つまりこういうメリット、デメリットを勘考の上で、それが1カ月がいいのか2カ月がいいのか。やっぱり経費、財政支出の削減を、従来こうだからこうだというようなことではなく、すべて一からもう一遍再検討してみる姿勢が大事ではないかなと思います。つまり1カ月検針の11市町村は別として、2カ月検針している方が多いわけですから、17市町村と。もちろんこういうデメリットを解決しているはずでありますんでね、その辺はどうやって解決しているんかということも一遍調べてみる必要があるんじゃないかなと思います。その中で、地区地区でその自治体自治体のヒンターランド、人口はすべて違いますから、広陵町に合うやつと合わないやつとある。その辺でやっぱり調べてみる必要があるんじゃないかなと思いますんで、ゼロ回答ではありますけど、はい、わかりましたというような了承はちょっとしにくいということで、一遍調べてもらいたい、このように思います。

それから、口径によって違うことは、この答えは書いてございますが、このようなことは実は質問する前に今の議会の事務局長の大西さんが水道局長をしておられるときにも私は聞きました。一般質問する前に。ほとんど同じ答えなんです、それを承知の上で質問をしたわけでありまして。この答えでは、20立方メートル以上は同一料金にしたというその理論的な説明にはなっておりません。その辺はいかがかなと私は思います。

それと、例えばこれは恐らく13ミリの方は大字地区の家がほとんどを占めていると思います、このあれによったら最近では認めてないんですから。そしたらこれも大字地区で家が3軒か5軒並んでる。その中で1軒だけが新築、家を建て直してやったと。そしたら20ミリをさせていると。だから20ミリを提供していると。しかし、建て直さんかったら13ミリのままでやってる、こういうことですね。そうするとね、しかもその水圧その他によって不便をおかけするとかいうのは、この本管流れているまでは全く同じ料金で、家の中へ入ったら違ふと。買う値段も同じものを買って、買った利用者が使い方によって料金違ふというような説明がちょっと納得しにくい、こういうことでもあります。その辺。

それから、2番目の質問として追加ですか、先ほどちょっと、今出席しておられます平岡水道局収納対策本部長さんに質問予告しておりませんでしたんやけども、当然この職名から見ましたら水道料金の未収状況等々おわかりだと思います。件数、金額、それから使用量別

の未納者ぐらいですね、これは別に今回答は結構なんですが、出していただけるかと思いません。

といいますのは、使用量が多い方は比較的経済的に恵まれているお方ではないかと思うんですね。やっぱり20立方メートル以下の方、あるいは20、30の方と30、50たくさん使うてる方、やっぱり水たくさん使う方は金要るのわかってますから、経済的にしんどい方は当然始末する。私もテレビ番組見てましたら、ふろの水を水まきを使うとかいろいろ工夫してやってはりますから、だから水をたくさん使っておられる方の水道料金未納者はやはりこれは10%引くだけでなしに厳しく対応する。そういう面も知りたいので、件数、金額と使用量別の階層がもし資料として出ておりましたらお知らせいただければ、後でいただければ結構ですので、お願いいたします。

ついでに2番目の質問で関連ですけども、広陵町の水道料金は20ミリ中心にしますと20立方メートルで4,095円です。香芝市は3,670円です。同じ水量。しかしながら、香芝市はすべて県水なんです。県水の購入原価は145円です、立方メートル当たり。そうしますと、香芝市は20立方メートル3,670円で販売しておりますが、その原水の購入価格は恐らく一緒じゃないかなと思いますと2,900円になります。原価2,900円の水を給水経費、漏水の一部、あるいは一般管理等々含めて3,670円で販売しております。改正は9年以来11年据え置きです。会計上詳しく知りません。広陵町は15年に改正しましたが、この香芝市よりも1割高く売ってるんです。しかも1トン当たり145円で約70%は使ってる。そして30%は自己水を使っています。これはトン当たりちょっと非常に安いと思うんですが、48円であります。そうしますとこれの加重平均をいたしますと、つまり145円掛ける0.7は101円50銭、48円掛ける0.3は14円40銭。ということは、1立方メートル当たり115円90銭の原価の水を使って4,095円で売ってる。これ立方4,095円を20で割りますからね、204円75銭で売っております。つまり粗利90円あるわけですね。これはかなりの高収益であります。しかし、その割には水道会計の売り上げから見ました利益は少ない。これは私は水道局長に申し上げたんですが、1トン当たり井戸水の48円は間違いではないかどうか。減価償却も入っておるんかどうかを聞いたんですけど、今のところ変更の申し出がありませんので、それで計算しました。私は、やっぱり100円はするんじゃないかなと思いますんで、その辺はどうかなと。

ただ、言えますことは、香芝市は広陵町より当然購入原価は高いんですね、オール県水ですから。それよりも広陵町は3割の自己水を入れても香芝より1割以上は高く売ってる。だ

から黒字は当たり前なんです。

私は、黒字が悪いとは言いません。逆に言えば、さっき言いましたように今よりも検針方法を改めるとか、あるいは13ミリも、これも20立方メートル以上使うから一緒やいうたら全然理論的な整合性はないんですから、それも一緒にして増収を図る。そして水道会計で黒字を十分持ってもらおう。というのは広陵町としましたら20立方メートル4,095円は決して、この私の持つる資料では中間なんですね。王寺町は4,510円、上牧町は4,220円、それから斑鳩は4,120円、広陵町は4,095円ですから、それは高くないんです。もちろん安いところは先ほど言いました香芝市と河合町、田原本ありますけども、まあまあ中間ぐらいですか。ほかの28市町村はちょっと私資料持ってませんからわかりませんが、まあまあ中間としたら決して高くはないわけですから、あえて値下げということやなしに利益は、やっぱり企業経営は何ほ余裕あるからといって緩めずにきちっとしていく。そうしませんと下水道の大幅値上げが待ったなしに来るわけですから、そのときに中和していただく。今回でも下水道上げたときに自動振替か何かで水道料金に、何か自動振替の奨励金のような型、もらいました。それと同じように水道会計に余裕があれば、下水道をたとえ30%上げたときにあっても片方で上水道で1割下げて差し引き2割にするとか、そういう中和措置も講じられますから、目先の利益に拘泥することなくやっぱり余裕ある、もちろん下げる余裕があれば下げてもうたら結構なんですけどね。その辺、もう一遍改めてお答えをいただきたい。えらい長くなりましたけど。

青木議長 植村水道局長！

植村水道局長 八代議員の数々の質問でございまして、わかるところから一つずつお答えいたします。

まず、香芝市を例に出されまして、一応県水100で広陵町よりも安いと言われましたですが、大和高田市であれば20ミリであれば4,725円、御所市では4,410円と、同じ県水100%でもやはりそこの経営事情により異なるという形の認識の方、よろしく願いいたします。

それと、13ミリの部分は一応本町では3,600件、そして20ミリは7,500件と出ております。その中で、3,600件のうちで旧町いうことで在来地区で共同賃貸住宅、昔ながらの部分が約600件というのがございます。そういう部分を見てみると、やはり低所得の世帯であるために料金の改正、どこに基準を置くかと。13ミリに合わせるのか、それとも20に合わせるのか中間とるか。しかし、増収を図るという目的であれば、やはり20に

合わさざるを得ない。そうなれば、今の後期高齢者の問題と同等、やはり収入の低い方が増税になる。

それと同時に、13ミリと20ミリの給水分担金の違いという形で8万4,000円の差益が出てくるんですね。だから万が一通常ではやはり20ミリにかえていただくのであれば8万4,000円の差益、15万7,500円と24万1,500円のそういう部分もあって、確かに水道事業会計は黒字になるんですが、なおかつ難しい問題があるというように認識しております。

それと、20ミリから13も20も同じ料金、189円、210円等々で同じ料金で上がっていきます。しかし、基本料金では違いが生じているという形でございますが、一応水道では各市町村ゼロからの部分、3立米、8立米、7立米、10立米と基本料金を設けてるところ、奈良県でも、それと1立米からいってる団体も数多く、これはどれが正しいかということとは言えませんが、ただ、10立米までのうちが取ってる基本料金内、その部分は文化的な生活をする一人の人間が一月に最低利用するのは10立米使わなくては、昔の本当の1栓で食事だけの水というような形で、やはり今はトイレ、洗濯、ふろという形で、その部分で初期の投資を含めた中で基本料金の10立米を本町は設定してるといようなたぐいがございますので、ご理解のほどよろしく願いをいたします。

青木議長 平岡収納対策本部長！

平岡水道局収納対策本部長 八代議員の滞納件数と金額をお聞きでございます。

全体で過去6年間で822件ございます。金額といたしまして6,000万。それと、使用量別で言ってお知らせしておりますけれども、あいにく資料ありませんので、また資料をそろえたいと思います。

それとその使用量について、お金を払わない人はやっぱり少ないの違うかというようなご質問ですけれども、そういう傾向はないように思います。子供さんの数とか、こういう言葉はどうかわかりませんが、貧困家庭でも母子家庭でも子供さんが2人3人おられましたら水量は当然多くなってきております。

収納の方針といたしまして、そういう貧困家庭を的にして集金するのではなくて、悪質な、お金があるのに払わないというような方にちょっとお願いしに行っております。現在そういう状況です。

青木議長 それでは3回目の質問、八代君！

八代議員 今の本部長の答えはそれで結構です。もちろん悪質ないう、お金があるのに払われ

ないということは、これは税金にかかわらずすべてそうですから、その見きわめはきちっとしていただきましてね、お金があるのに払わないという不心得な方に対しては厳しく対処をしていただきたいと思います。

先ほどの水道局長の答弁ですけれども、全く納得できないですな。つまり給水分担金も13ミリの方が安いんですね。15万7,500円。20ミリの方は24万1,500円。つまり給水分担金も安い。安い上、水は安い。こうなる。原価も一緒なんですよ。それで20ミリの方が高い。やはりこれはちょっと、先ほどおっしゃいました600件の比較的低所得者の方がおられるというようなことを聞きました。私、これはまた別個に考えるべき問題ではないかなと思うんです。税金であれ使用料であれ手数料であれ、やはりこれは平等公平が原則になるのではないかなと。だからこれがもし、今は黒字でいいんですけど、赤字であればやはり一般会計から埋めるわけです。結果的に最終的にはね。そしたら、一般会計から埋めるということはやはり子供の教育、安全、健康、保健、すべてがそこから影響するわけですからね、だから高齢者、比較的低所得者が多い方、600件あると聞きました。600件の方のために、先ほど言いました3,600件のうち3,000件はやっぱり理屈なしに安い。負担金も安い。だからやっぱりこの辺は、別に今即どうこうないですよ。やっぱり改めてもう一遍一から、やっぱり金がないときは出づるを制する入るをはかるということで、こっちは入る方ですね。高く取れということやなしに、公平にさせていただくという点から考えていただければありがたい。今どうこうやないんですけど。私は、この質問は問題提起として掲げたままであります。これで終わります。回答は結構です。

3番目の質問に対しましては、そのとおりで結構でございます。以上、終わります。

青木議長 それでは、以上で八代君の一般質問は終了いたしました。

次に、山村さんの発言を許します。14番、山村さん！

山村議員 14番、山村美咲子でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に従いましてご質問させていただきます。

田植えの季節となり、田んぼでは植えられたばかりの苗が風に揺らいでいます。愛する郷土広陵町でどんな苗を植え、花を咲かせて実らせていくのか、住民の皆様のお声をしっかり受けとめながら、子供たちが健やかに育つよう、また住民の皆様が安心して暮らせる町づくりのため、今後も一生懸命働かせていただく決意ですので、よろしく願いいたします。

まず、1番目の公園の活用についてでございます。

1点目に、借地公園の利用状況はいかがでしょうか。使用されていないところは返還して

はどうでしょうか。

2点目に、遊具についてお聞きいたします。安全点検はしていただいておりますが、使用禁止になったり撤去したりした状況が多いのではないのでしょうか。

3点目に、ドッグランの設置について要望がありますが、町の考えはいかがでしょうか。愛犬家にとっては、飼い犬は犬ではなくて家族の一員であると言われております。そのために毎日の運動は欠かせないようでありますが、求められる運動量を補うに適した専用の場所がなく、道路を散歩する程度にとどまっているようであります。昨今のペットブームに乗って飼い主が多くなり、そのためペットの適切な飼い方がわからないまましつけや飼育をどうしたらよいのかわからず困っていらっしゃるという声も聞かれるところであります。飼い主のマナーを高めるためにもドッグランは好ましい施設かと思いますが、お考えはいかがでしょうか。

2番目の質問でございますが、地域公共交通機関についてですが、本年度試行運転する予定であるとお聞きいたしておりますが、現在の進捗状況をお聞きいたします。早く実現してほしいとの住民のお声をたくさんいただきました。タクシーの便利さをバス並みの料金で実現するダイヤモンド交通システムを導入してはいかがでしょうか。予約に合わせて自宅や外出先まで車が迎えに来てくれる大変便利なサービスですが、広陵町での導入をいかにお考えでしょうか。

3番目に、学校のアレルギー疾患に対する取り組みについてお聞きいたします。

文部科学省が監修し、学校保健会が作成した学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインが、ことし4月以降、全国の教育委員会、学校などに配付され、アレルギー疾患のある子供たちを学校や園でどう支えるかという視点での取り組みを現場に促しております。このガイドラインは、文部科学省のアレルギー疾患に関する調査検討委員会が平成19年4月、全国の公立小、中、高校を対象として行った調査をもとに、学校におけるアレルギー疾患への取り組みの推進に向けた方策を提言したことを受けて、同報告書に盛り込まれた共通理解に基づく取り組みを具体的に示したものと位置づけられております。

文部科学省のアレルギー疾患に関する調査検討委員会の報告書によると、学校が各種の取り組みを行っていると答えた割合はかなり高いものの、実際にアレルギー疾患で悩んでいるお子さんを持つお母さんたちに聞くと実際とは違う、こんなに対応してくれていないという声が多いのが現状です。いかに立派なガイドラインができて、実際にそれが学校現場で実行されなければ意味がありません。

そこで、再度お聞きいたします。1点目に、アレルギー疾患の有病率の実態はいかがでしょうか。中でも、重い症状であるアナフィラキシーを起こす子供たちは何人おられますか。

2点目に、食物アレルギーのお子さんに対して学校給食の対応はいかがでしょうか。

3点目に、健康教育を行ってはいかがでしょう。

4番目に、この4月から始まりました放課後子ども育成教室についてお聞きいたします。

開始しまして2カ月がたとうとしておりますが、利用状況をお聞かせください。

また、保護者の方から利用時間の延長をするお声をいただきますが、検討してはいただけないでしょうか。

以上で1回目の質問を終わらせていただきます。

青木議長 それでは、ただいまの質問に対し答弁を願います。平岡町長！

平岡町長 山村議員の質問にお答えしたいと思います。町民の声を聞いていただいてのご質問でございます。

公園の活用、初めの借地公園の利用状況でございます。

使ってなかったらもう返してはどうかというご意見も出ていました。現在、全町に21カ所、借地公園として大字と契約しています。契約条件は、管理は地元が行う、所有者から返還の申し出があればもとの状態に戻して返還するとなっています。過大な投資をせずに、身近に子供が安全に遊べる場所の確保や区民が集える場所の確保、また不幸事時の駐車場問題等、大字が抱えておられた問題をこたえるべく、大字の要望により設置してまいりました。

しかし、現在では少子化や子供を取り巻く環境の変化等により、利用者の減少は大部分の借地公園の現状です。あわせて、管理不十分な公園も見受けられます。

一方、防災の拠点として必要性が増大しており、今後管理面を含め有効利用いただくよう協議をしてまいります。

次の2番目でございますが、遊具でございます。月2回の点検を実施しており、不良箇所においては随時修理、交換をし、危険な遊具については撤去しております。

3番目のドッグランについてでございますが、愛犬家の方から要望がありますが、ふん等の問題で犬嫌いな方の声も多数ございます。他の自治体には公園の一部にドッグランを設けているところもあるようですが、研究させていただきたいと思っております。その後また報告をさせていただきます。

次、2番の地域公共交通機関、ディマンドタクシー導入の提案でございます。

地域公共交通の整備につきましては、本年度広陵町東部地区まちづくり交付金事業の中で

本町に即した方針をまとめているところであります。ご指摘のダイヤモンド方式によることが効率的な運行形態であると理解しており、現在先進事例の問題点などあらゆる角度から実施計画素案づくりを進めております。

3番の学校のアレルギー疾患、そして4番の放課後子ども育成教室については教育長がお答えします。

青木議長 安田教育長！

安田教育長 山村議員の質問事項、学校のアレルギー疾患に対する取り組みについて答弁したいと思います。

小学校でのアレルギーを持つ食物アレルギー児童は、5校で84名把握しております。このうち、じんま疹や呼吸困難などの症状が複数同時に急激に起こるいわゆるアナフィラキシーの対象児童は13名でございます。アレルゲンはさまざまで、小学校では卵、牛乳、ピーナツ、そば、キウイ、小麦などの多種にわたっております。対応といたしまして、基本的には除去食として提供していますが、毎月対象児童の保護者に食材の成分表を手渡し、アレルゲンのチェックをしていただいた上で除去するか、除去できないものは家庭からかわる食物を持参していただくなど、話し合いを持っております。

また、万が一症状が出た場合の緊急対応の確認や薬の保管も保護者と協議済みで、全先生方にもその旨周知されております。

また、授業を通して健康の意味、体の仕組みなども教え、歯磨き指導や栄養のバランスについても理解を深めております。今後も学校、保護者、教育委員会が一体となりますます増加していくアレルギー児童の対応にしっかりと協力体制を持ちながら、豊かで楽しい学校づくりに取り組んでまいります。

続きまして質問事項4、放課後子ども育成教室についてでございます。

放課後子ども育成教室の利用状況についてのご質問ですが、6月現在、5小学校区における5クラブにおいて222名の児童の登録を受けております。児童育成クラブの昨年同時期における196名に対し26名の増加となっており、このうち学年拡大に伴う増加分として4年生32名、5年生2名、6年生1名と、旧放課後子ども教室の対象児童7名が含まれております。

また、ご指摘いただいております利用時間の延長については、現在4月の利用実態についての分析を行っているところであります。今後、受益負担の公平性にも配慮した中で検討を行ってまいりたいと考えています。以上です。

青木議長 それでは、山村さんの2回目の質問を受けます。14番、山村さん！

山村議員 まず1点目の借地公園のことをございますけれども、本当に町でも現状は把握していただいていると思います。本当に利用されていないというのが明らかな公園というのが見受けられる中で、以前にも山田議員が借地公園の現状と今後のあり方についてという質問をされたときに、これから地元と再確認をする必要があるということで同じようなご返答をいただいております。また借地料の支払い方法についても税の処理の仕方等改善すべきところは改める方向で計画していますということでご答弁をいただいております。

借地公園、以前よりも正相のところがなくなりまして古寺とか広瀬、百済というのがふえているのかなという状況を見させていただいておりますけれども、住民のお声というのも本当に大事でもありますし、子供たちにとって、また大字にとってもこういう公園という空間というのも大事でもあるかなと思いますけれども、借地料というそういうお金が発生するものについて、今、町にとっても財政が厳しいということをあらゆることで言われております。だからやっぱりそこで町としてもこれだけの、私たち主婦でもあるものでございますけれども、やはり1円でも切り詰めながら多くの家庭の主婦というのは出るものを切り詰めながら家計をやりくりしているというのが本当に現状である中で、そのまま荒れ放題のこういう借地公園をそのままの状態で放置しておくということはやっぱり町の体制というか、考え方、またこの取り組みということに対してでも問われてくるのではないかと。こういう財政が厳しいから、今こういうことなんですということを大字に訴えていけば本当に理解していただける場所もたくさんあると思いますが、その努力をどこまでしていただいたのか。もう何年もたちますけれども、そういうことを具体的に大字の方とやりとりがあったのかどうか。また、この借地料についても検討されたのかどうか。

それから、今後の計画、具体的にこことここはもう廃止しようと思うとか、そういう具体的なご返答を私としてはいただけたらと思っております。

公園については、本当に広陵町恵まれていると思います。多くの公園がございます。その中で、また馬見南3丁目の旧清掃センター解体のところにもまた新たなすばらしい公園を予定して下さっているという。本当に恵まれた状況ではあります。本当にそういうものもすべて偏りがあってはいけないのかなって思うんです。南3丁目の近隣には本当に多くの公園がある。また、すばらしい空間がある、緑がある。その中で、今後開発されていく中で本当に必要ではありますけれども、どこまで必要なのか、そういうこともしっかり検討していただきながら有効利用ということを考えていただきたいと思います。

西谷公園につきましては、もう本当はかなり前でありますけれども、もっと多くの遊具を置かれていました。大がかりな遊具を、小さな子供たちが遊べる遊具がたくさんありましたが、今本当に多くの遊具が撤去されまして、ブランコであり鉄棒であり砂場でありと、本当に必要最低限と思われるような公園になっているかなって思います。

だから本当に大きな町の長期展望といいますか、広陵町全体の計画、公園についてもこの、先ほど八代議員が言われましたメモリアル広場でございますが、あそこは中3丁目であります。中3丁目は新しい開発で多くの住宅がふえたにもかかわらず、公園ということを考えてときには不足していると思います。メモリアル広場をもっと有効利用を考えていかれるのも一つの本当にそういう方法ではないかなって思います。

また借地公園、私も多くのお声をいただきます。それは本当に危ないっていうのが住民の方からお声をいただいて、私たちがいただいて町に伝えるという例というのはね、こういう本当に月2回、保守点検が行われる、安全点検が行われているならばそういうお声をいただく間もなく安全策をとっていただいているのではないかなと思うんです。

具体的な例を言いますと、安部の借地公園であります。砂場のところに木の枠がされてまして、その木の枠がもう本当に老朽化して腐って、角っこがボルトがもう見える状態になっていました。それ住民の方からお声をいただきまして早速届けまして、それから見に行きましたら、確かに突き出ていました。ボルトはなくなっていました。危ないと思われたボルトはなくなりましたが、木の枠の補修はまだされていない。でも、あの状態では小さなお子さんがけつまずいて砂場に入られるのに危ないのではないかなという危惧はずっといたしております。そういう本当に安全点検をしているという声を、きれいないつもご返答をいただきますが、本当に問題意識を持ってされているのかというのを私はいつも疑問に思うんです。

この質問をさせていただくに当たり、公園もいろいろ見せていただきました。確かにブランコの鎖は新しくなっているところもありましたが、本当にさびているところもありました。ましてやブランコとか鉄棒、じかに滑り台、じかに子供たちが手にさわるところでもペンキがはげて何重にも塗っているのがわかるような年輪状態にまで浮き出ているようなところもやはり見受けられますし、上をのぞけばさびが落ちてこないかな、老朽化したペンキの粉が落ちてこないかなというところも、ちょっと私は問題意識を持って見させていただいただけでも数多くの問題点というのは見られる状態なんです。だからこの安全点検の方法についてもどうなのかなということをおは疑問に思います。確かに見ていただいている報告書はいただ

かれてるかもわからない。でも、その直接町の職員が実際に問題意識を持って見られてるのかどうか。シルバー人材センターに本当に委託されて見られてるのかどうか。そのシルバーに委託されているならば、どこまでシルバーの方が問題意識を持って見ていただいているのかどうか。そういうことを本当に問題意識を持って見ていただければ、もう一目瞭然に対応というのはもっと速いスピードでできると思います。ペンキ塗り一つにしても、一つペンキの缶を買えば広陵町全部塗れるようなこともできるんじゃないかということも、素早い対応を少ない経費でできることも考えられると思うんですが、こういう一つずつのことを町行政が主導になって、こういうきれいな答弁をいただくよりも素早い対応をしていただくことを私は希望いたします。

ドッグランについてでも、これも私、以前に提案をいたしまして、何ら進展されるご回答ではない。住民の方は本当に要望というのはありますし、ふんのことを言われますけれども、こうやってきちんとここは普通の公園じゃない、犬のための公園なんだという定義づけをして、そこでしっかり飼い主の、先ほど提案させていただいたとおり飼い主のマナーを、しつけとか教育をするという場に使うということが広陵町にとっても大きく環境整備にもなるという、つながるんじゃないかと。これだけ多くの公園がある中で、また愛犬家が多くなる中でそうやって一つぐらいはまた真美ヶ丘の方と在来地という一つずつとかね、そういうまず方向性を決めて、ドッグランのことを前向きに検討してはいただけないでしょうか。いかがでしょうか。

青木議長 答弁をお願いします。森田都市整備部長！

森田都市整備部長 借地公園の件ですけれども、一応借地公園につきましては大字の要望ということで実施させていただいたもんですので、町も大字と協議をさせていただかなければ、一方的に町としてもうこれは契約しないというのはちょっとやっぱり言いにくい部分がありますので、一応大字にはまず管理をしっかりしてほしいと。一番問題になりますのは草の生えっ放し、これほんまに管理してもうてんのかいなというふうなことについては、町としてやはりこれは当然契約上こういう大字が管理するという条件のもとに契約してますので、これについては再度私どもの方からもう一度区長さん方にはっきりと連絡させていただきます。

といいますのは、在来区におきましても区長さん方がやっぱり年々かわっていかれますので、そこらが十分申し送りされてるのかどうかということもありますので、そこらはまた町の方から一応区長さんとも協議させていただきます。その中で、やはりもう必要性が少ないところについては、やはり町としても経費もかかっていますので、返す方向では一応話し合い

をさせていただきたいと思えますけれども、最終あくまで大字の方で、いや、これはやっぱりどうしても残してほしいと言われましたら、それはまた私どもも上とまた検討をさせていただきたいと思えます。

それから、遊具の点検につきましては、シルバーに今お願いして点検はしていただいております。安部につきましては私どもも十分承知はしておりますけれども、杵を一つ取りかえるにしても何十万という金がかかかりますので、余り利用もされていない杵をしかえるのがいいのかどうかということで、現在危険なボルトについては撤去をさせていただきました。杵を新しくするかどうかは、やはりそこらの利用されてる方の数と費用を考えさせていただかなければ、悪くなってるから皆しかえよというようなもう時代でもないだろうと。遊具につきましては、もうやはり今までは安全であろうという遊具がやはり大きな事故につながってるものも多々ありますので、町としましてはできるだけもう遊具については余り置かない方向で一応現在はできるだけ危険なものについては修繕が必要となった時点で撤去をさせていただく方向で進ませていただいております。

ちょっとしたことをすぐ対応しないというおしかりをいただいておりますけれども、私どもももう一度内部で検討はさせていただきます。

それから、ドッグランにつきましては、やはり犬もちゃんとした訓練を受けて、飼い主もしっかり犬をしつけておられる方であればドッグランというのも問題はないだろうと思うんですけれども、私も犬は飼っておりますけれども、そこまで犬を訓練もしないししつけもしてないんで、例えば犬同士一つのところで放し飼いにしたときに、果たしてその犬のけんかをとめられるか、他人に迷惑をかけないかという、自分自身は自分の犬に対してそういう思いも持っておりますので、そう簡単にドッグランといってもその利用される場合にはいろんなトラブルの原因にもなるんじゃないかということで、私どもも実際されておられるところについては一応研究は今後させていただきます。するかしないかはその研究の結果だと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

青木議長 3回目の質問です。山村さん！

山村議員 それでは町の素早い対応を期待いたしまして、よろしくお願ひします。

ドッグランについても、本当に前向きに一度研究していただきたいと思えますので、よろしくお願ひします。

2番目の地域公共交通機関について移らせていただきます。

このご答弁をいただきましたら、ダイヤモンド方式によることが効率的な運行形態であると

理解しておりということで、このディマンド方式で進めていただけるのかなという思いでご答弁を聞かせていただきました。違ってましたら、またご答弁をよろしく願いいたします。

福島県の小高町というところで、地域が一体となって利便性の高い公共交通システムを導入されたということでインターネットからちょっと調べましたら、お声がありました。この中で、地域住民の足の確保は地域住民自らが育てるという観点から、利用頻度や価格、目的などに関するさまざまな統計データを積極的に活用し、さらに行き届いたサービス、さらに利用者をふやす方法、商店街を活性化させるための手段について運営後も引き続き改善を図っていると。

このおだかeーまちタクシーを導入されたことで、自治体にとっては巡回バスの3分の1の経費で運行可能になった。2点目に、利用者にとってはドア・ツー・ドアの送迎サービスを安価に利用可能になった。3点目に、交通事業者にとっては遊休車両の有効活用と固定収入の確保が可能になった。商店街にとっては来客者の増加を期待できるという、町全体にメリットを創出している。

その上で、また大きなメリットがあるということで、医療費は重症化しての入院は最も負担が大きくなると言われていますが、ディマンド交通システムのおかげで高齢者の外出機会がふえたことにより健康増進や重症化予防が図られているのでしょうか。町の医療関係費用が減少傾向にありますというお声があります。これは本当に住民の皆さんの生活にとって非常に大きな問題であると思っております。これも選挙期間中を通しまして、この地域公共交通機関のことについては本当に望む声を多くいただきました。今、車に乗っている方でもやはり将来が心配です。車を運転できない高齢になったときに、どうしてどういう方法で移動できるのかということ考えたときにやはり心配です。早く広陵町でもこういう交通機関というのを考えて実施してくださいというお声をたくさんいただきました。これは本当に高齢者だけではなく、若い世代でも、また旧の在来地だけでもなく、本当にニュータウンの方でもお声というのはたくさんいただいておりますので、いつぐらいというか、どういう段階で今来ているのかというあらゆる角度から実施計画素案づくりを進めていますと。だからいつにこういう計画をまとめ、いつぐらいに試行運転ができるのであるかという具体的なものというのがわかっている段階まで結構ですので、具体的なこと、計画をお聞かせいただけたらと思っております。

青木議長 笹井総務部長！

笹井総務部長 現在の公共交通、ディマンドタクシーのいわゆる取り組みでございますけれど

も、やはり桜井、香芝、五条、そしてまた米原市、こういった運行形態を研究し、いよいよ具体化に向けて取り組まなければいけないという懸念を持っております。

最終的にはやはり運行区域や停留所など、あらかじめ定めた利用者からの予約に応じて乗り合いで運行するという、極めてディマンドタクシーが利点があるなという方向でこのシステムを導入するべく準備を進めておるところでございます。

いろんな角度で運行のルート、そして各停留所のとり方、そしてまた運行事業者につきましては、町で直接運行するよりもやはり運行事業者に運行主体となっていただく方法がよいのではないかというふうな観点で研究を進めております。

そしてこれら運行に際しては、それぞれの許可の通過を必要とするわけでございますが、いわゆる道路運送法第4条に基づく一般旅客自動車運送事業の許可、こういったものにつきましても委託する運行事業者はその許可の手続をしていただかなければいけないというふうな状況になってまいります。近く広陵町東部地区の公共交通会議を編成をいたしたいというふうに思っております。今、公共交通会議の設置要綱案というものを考えておるわけですが、これら会議の立ち上げと同時に議会の皆さん方ともご協議を進めてまいりたいというふうに感ずるところでございます。

何分にもまちづくりの交付金事業の補助事業1, 200万の中でもございますので、東部地区をいわゆる起・終点、区域的には役所もその東部地区の交付事業のエリアになってございますので、ディマンド交通の起・終点を役所に持ってくるか、あるいはまた東部地区のいずれの場所に持ってくるか、そういったことにつきましても今後の協議会、会議の中でご相談を申し上げていきたいなというふうに感ずるところでございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

青木議長 山村さん！3回目の質問。

山村議員 笹井理事のご答弁、本当はかなり前向きに進んでいるなという手ごたえはありましたけれども、やはりまちづくり交付基金というかその補助金の関係で東部地域限定で走らすというご答弁に聞こえるんですけども、今考えておられるのはやっぱり東部地域のみを試行運転でありますでしょうか。もしそれならば、今後広陵町全域にわたってのそういう交通機関になるということの可能性とか、またどういう段階でいけるのかというそういうことを教えていただきたいと思っております。

青木議長 笹井総務部長！

笹井総務部長 現在の公共交通システムにつきましては、いわゆる役所を初めとして東部地区

のエリアということで考えてはおるんですが、折から大企業の進出のいわゆる顧客サービスのバス路線というふうなことも、大型店舗の新設の中で考慮していかなければいけないというふうな状況の中で調整が必要になってまいります。

そしてまた、主体的にはバス路線が廃止されたこういった地域をやはり重点的に先にお示しすることになろうかというふうに思います。真美ヶ丘地区におきましては、いわゆる公共交通のバス路線というものが通っておりますので、こちらと重複することもできないわけでございますので、それらまず東部地区の交通システムを樹立した中で、利用状況によって全体のエリアのことを考えていってはどうかなというふうに考えておるものでございます。まず試行を第一に考えてございますので、どうぞよろしくご理解いただきますようお願いいたします。

青木議長 山村さん！次の質問に移ってください。

山村議員 本当に早く実現させていただくことと、認識の中で真美ヶ丘はバスが走ってるからいいですが、こういう交通、役場とかさわやかホールという公共施設に向かうバスがないということはご認識の上での答弁だと受けとめいたしまして、今後さらに検討をお願いいたしまして最後の3番目の質問に移らせていただきます。

この学校のアレルギー疾患に対する取り組みについてでございますが、本当にこのガイドラインというすばらしいものを文科省でもつくっていただきました。この中で、今本当に切実にアレルギーの疾患を持つ保護者の方からのお声もいただきまして質問をさせていただきました、以前お話をお聞かせいただいたときよりも本当に大きく教育委員会の対応が進んできた、学校の対応が進んできたという喜びのお声もいただいているところでございます。本当にそういう町当局の前向きに取り組んでいただいていることに感謝しながら、本当に子供を預ける保護者の方のお声というのは学校給食だけではなく、非常に心配というのは数多くのものでございます。この学校での取り組みプランというのをまず各学校で立ててくださっているのか、どこまで進んでいるのか、そういうこともお聞かせいただけたらと思っております。

この質問をさせていただく前に、本当に進んでおります桜井市の学校給食センターに勉強に行かせていただきました。あその桜井市は、もう本当に給食センター集中して1カ所で給食をつくっておられますので、広陵町とは非常に対応は違うのはわかっております。その中で、それでも姿勢というのか、桜井市が子供たちに学校給食をあらゆる条件も受け入れながら、子供たち一人一人のアレルギーの状況を本当にチェックしながら対応して下さって

いるということの取り組む姿勢というものに大変感心いたしました。また、センター長さん以下栄養士さんとか本当に一人一人に対してどう取り組んだらいいのかということも真剣に取り組まれているんだなということも考えさせていただきました。

学校給食の容器についても、やはり使い回しではなくその子独自の、この給食はこの子独自のですよという真空パックにまでして、そういう容器まで探し出して給食を提供しようという姿勢も聞かせていただきました。一つずつ献立表からアレルギーのチェック項目をつくりながら、これとこれはこの子にアレルギーを起こすから代替食を業者から提供させるという、そういう取り組み、同じようにはいきませんが、そういうことまで取り組まれているという歴史というものも感じましたけれども、今すぐどうのということは望めないのかもわかりませんが、本当に今前向きに町が、各学校が取り組んでくださっているという、本当に私も手ごたえを感じましたので、さらにといい思いでお願いしたいと思います。

このアナフィラキシーショック状況が起きたときにエピペンという、すぐ即効性というか、そういう薬を打たなければいけないという子供たちがやはり13名いらっしゃるのかなって答弁をいただきまして、その子が本当は打つべきなんですけれども、そうしたときにその子供が打てないときにどういう対応、担任の先生であり、また学級でそういう状況になるとは限らない。学校のどこでそういう状況になるかもわからないときに、そういう具体的な学校の取り組みを考えておられるのかどうか。その対応について、やはり全教職員が認識というか、そういう知識というか、そういうのを一つにされているのかどうか。どこまで教職員に対して周知徹底というか、このガイドラインに沿って取り組んで、学校全体で取り組んでいただいているのかということ、少しお聞かせいただけたらと思っております。まずそれだけ聞かせていただきます。

青木議長 ご答弁、安田教育長！

安田教育長 給食のアレルギーの子供たちの件なんですけども、先ほど言われました桜井市のようにセンター方式にすれば私らはできることもわかっておりますけども、また自校方式の、あったかく、その中ですぐに食べられるというそういうことから考えてきたときには、私自身は給食ちゅうのは自校方式がいいんじゃないかなと思っております。

今、広陵町で各取り組んでいただいている本当に少ない中で、子供たちのそういう親と話し合いの中によってこのものはとりましょう、そのかわりにはこういう形にしましょう。お互いに話し合いの中でこれを進めております。私は本当に学校訪問に行っても、教育委員さん初めいろんな方が先に給食室へ行っているいろんな形でお世話になっておりますと先声かけさ

せていただいているほど、やっぱり一生懸命あれしていただいていることは私らも聞いておりますので、このことはそのまま続けていきたいなと、このように思っております。

それから、この緊急性についてなんですけども、ここにもこういうような対応策というのはあるんですけども、一応保護者との間の中での話は、一応学校に、名前はどのようなにしているのかも知りませんが、一応職員は全部知ってるはずですよ。そしてそのときには恐らく救急車呼ぶと思います。私が聞いているのは救急車先に呼んでくださいと、そういうような話を聞いて、そしたらこういうような、この子はこういうアレルギーでこうなったんやと、こういうことを話をしていただいているような方向だと思います。

ちょっと話はそれなんですけども、このマニュアルがあるんですけども、これはマニュアルちゅうのはマニュアルであって、なかなか読んですぐにはできるものではありません。やっぱりふだんの子供たちとの接する中でこの子がアレルギーを持っている子であるというふうなことを考えていったときに、もし起きたときにどういうことをしなくてはならないかという意識づけをすれば、このマニュアルちゅうのはよく見えてくると思うんです。意識づけのない中でこのマニュアルを読もうと思うたって、ただ字が並んでいるだけだと。こういうように私は思うわけなんですけども、先生方、本当に子供たち一人一人のためにいろんなこういう、恐らく家庭訪問終わったときに一人一人のマニュアルはつくっていただいていると思います。そういう中で対応していきたいと思うし、親との連絡を密にして対応してまいりたいと思います。ご理解のほどお願いいたします。

青木議長 3回目の質問受けます。

山村議員 3回目でございます。子供たちの健康教育についてですが、やはり給食についてもお弁当持参の子供がいたときに、もうみんなと違うということではじめにつながったりしたとか、またある学校では保健体育の授業でぜんそくの病態のこととか治療の話をして、その上で聞いてみて自分の生活を見直す体力、ストレス、食事のことに気をつけようと思うようになった子供たちとか、ぜんそくの子供たちへの支援、共感の気持ちを持つようになった。喫煙に対する批判の気持ち、自己管理の大切さ、そうしたことを含めた気づきがあったことが報告されているということをお聞きしております。

また、ぜんそくで困っている人に対して何ができるかを聞いてみると、友達がぜんそくで困っていることを知ったら支えてあげたいという共感の気持ちを持てるというよい効果があったということで、こうした広陵町でも健康教育ということを行っていただき、病気を正しく理解することで今の学校教育に欠けがちな共感する心というのを育てることにつながって

いくのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

青木議長 安田教育長！

安田教育長 今、広陵町にご存じのように栄養教諭が入ってきております。実のところこの質問があったときに、私これ皆いただいたんです。そしてことしの学校訪問のときにも、その方がその授業をしていただいているところも見せていただきました。もちろんアレルギーの子供は子供自身も大変いろんな意味で心もやっぱりすさんでいるちゅうんかね、いろいろ気を使っているわけですけども、それをやっぱり取り除こうと思ったときには周りの子供たちがその子供の実態というのか、その現象をしっかりと見ていかななくてはならない。そういうためにも今言いましたような形の中で授業をしていただいて、この中にも書いてあるんですけども、アレルギー物質にはどんなもんがあるってこういうようになる子もいるしというような、いろんなもう具体的に指導いただいております。

その先生は、35掛ける2ですから70時間の1年間の授業をお手伝いしていただいております。そういう中で、食物から見た健康教育というものも進めていただいております。今は北小学校に配属されているわけですけども、これは西も東小学校の方にも回っていただいておりますし、真美ヶ丘の方は栄養教諭じゃないんですけども同じようなことを勉強していただいて、そのことについての学習もしていただいております。以上です。

青木議長 山村さん！次の質問に移ってください。

山村議員 4番目の放課後子ども育成教室についてご要望がありましたので、教育委員会の方にも多分こういうお声というのはたくさん届いていることと思われま。望まれているのは長期休業の間の時間帯ではないかなと私も思っております。今本当に働くお母さん方、また母子家庭が多くなる中で、働かなければいけないという状況のお母さん方がたくさんいらっしゃいます。こうした中で放課後子ども育成教室という形で全小学1年から6年生までの児童を見ていただけるということに対しては喜んでいてくださっておりますが、ただ、やはり働く形態からいいましたら朝9時から夜6時では非常に、それも送り迎えをしなければいけないという条件のもとで預かっていただくということですので、その条件をクリアするためにある方は仕事を一たんやめてパートにさせていただいたという、そういうお声も聞かれたりしております。やはり応分のそういう負担というのはいただかれたらいいと思うんです。同じ条件で同じ金額で見ていただきたいということは決して望まれていない。やはり少しの負担を払ってでもやはり時間延長を考えていただきたいというのが実際のお声であります。そのことに対しまして、検討を行ってまいりますというお答えをいただきましたので、本当に

検討していただけるのかどうか。朝早く子供を預けたいという方もいらっしゃいます。また、6時では間に合わないのもう1時間でも延長をしていただきたいというお声の方も、やはりお声としてはいただいております。そうしたことに對して可能な限り受益者負担というのも考えていただきまして、検討いただけるのかどうかということ。返答をいただきたいと思っております。

青木議長 北神教育委員会事務局長！

北神教育委員会事務局長 先ほどの教育長の答弁では、現在分析を行っているところというお答えなんですけども、その分析の途中経過を見ますと、9時から6時までというのが土曜日であるとか夏休み期間中であるとかという時間帯でございますけども、土曜日のそうした実績を見ますと、9時からであっても一応8時半過ぎには来ている子供もいますし、また6時までと言っている6時半近くまでいてる子供もいるというのが現状でございます。

と申しますのは、やはり指導員の方は一応9時から6時までと申しまして早目に来まして準備もございますので、30分ぐらいは早目に来て、30分ぐらいは遅くまでいてるという実態の中で現在対応しておりますので、今後指導員のそういう勤務条件というものが非常にまた問題になってきますので、その点も含めて、また負担の公平性ということで料金の問題もございますので、その点も総合的に考えまして、またどうしたらいいかという方向性を出していきたいと考えております。以上です。

青木議長 山村さん！

山村議員 本当におおらかに子供たちを見ていただいている広陵町だと思っております。やはりきっちり、大体こういう時間30分ぐらい前後して子供たちを見てくださっているという状況はわかります。でも、やはりきちんと線引きというのか、きちんとしていただく方が預ける側も預かる側もいいのではないかと思います。全員の指導員さんが同じ時間に来ていただかなければならない状況ではないと思うんです。もう本当にシフトを組み合わせながら、本当に少人数でも時間差、この人は早出、この人は遅出で遅くまでいるとか、そういうシフトの組みかえでそういう対応というのできるのではないかなと思います。これを最後にしたいと思います。これ以上は言えないと思いますので、これだけよろしくご返答をお願いいたします。

青木議長 北神教育委員会事務局長！

北神教育委員会事務局長 山村議員のおっしゃることも十分我々理解もしておりますし、ただ、懸念しておりますのは、8時半からというきちっとした規定になればまた指導員は8時から

来るということになりまして、また子供も8時過ぎにはもう来てしまう。親御さんが送ってくるというまた形にならないかという懸念もございます。また、終了時にいたしましても、そんだけ時間を延ばすとさらにやはりそれから数十分おくれて迎えに来るという形を非常に懸念しておりますけども、議員さんおっしゃることも非常に理解はしておりますので、検討いたしますので、もうしばらく考えさせていただきたいと思います。以上です。

青木議長 それでは、以上で山村さんの一般質問は終了いたしました。ご苦労さんでした。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思いますが、異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

なお、本日用れなかった一般質問につきましては、16日午前10時から引き続き行うことといたします。

本日はこれにて延会をいたします。

(P.M. 4:40延会)

平成20年第2回広陵町議会定例会会議録（第3号）

平成20年6月16日

平成20年6月16日広陵町議会

第2回定例会会議録（3日目）

平成20年6月16日広陵町議会第2回定例会（3日目）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、14名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	竹村博司
3番	青木義勝（議長）	4番	吉田信弘
5番	笹井正隆	6番	坂口友良
7番	乾浩之	8番	長濱好郎（副議長）
9番	八代基次	10番	八尾春雄
11番	山田美津代	12番	吉岡章男
13番	松浦敏信	14番	山村美咲子

2 欠席議員は、なし。

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	副町長	山村吉由
教育長	安田義典	理事	笹井由明
理事	中尾寛	理事	吉村元伸
教育委員会事務局長	北神理	健康福祉部長	池田誠夫
都市整備部長	森田久雄	会計管理者	乾善雄
収納対策本部長	松井定市	水道局長	植村和由
水道局収納対策本部長	平岡康博		

4 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長 大西利実

議 事 課 長 松 井 宏 之 書 記 北 橋 美 智 代

青木議長 ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。

これより平成20年広陵町議会第2回定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

(A.M. 10:02開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程番号	付 議 事 件
1	一般質問

青木議長 一般質問を受ける前に、少しお時間をいただきます。

まず、前回の笹井議員の一般質問の答弁の保留部分に対する資料を議席に配付しておりますので、見ていただきたいと思えます。

そして、北神教育委員会事務局長から説明を受けますので、よろしくお願ひします。北神教育委員会事務局長！

北神教育委員会事務局長 12日の笹井議員の2回目の質問に対する答弁を保留させていただいておりましたので、お手元に配付いたしました資料に基づきお答え、説明させていただきます。

健民グラウンドの拡張についての関連質問でございます。

1番目の、笹井議員の質問年度の区・自治会数及び町民体育祭参加区・自治会数でございます。平成6年度から平成13年度まで38区・自治会がございました。参加区・自治会数も同様でございます。平成14年度になりまして、区・自治会数が40にふえました。参加区・自治会数は、この年度は馬見南5丁目が不参加でございましたので39でございます。平成15年度は中止になりましたので、平成16年度の数値を計上いたしました。40区・自治会数に対し、参加区・自治会数同様でございます。平成19年度になりますと区・自治会数が41にふえまして、参加区・自治会数も41にふえたというところでございます。

それから2番目でございます。競技トラックに面した見学応援席の間口はどうかというものでございます。これは平成19年度現在で各区・自治会に割り当てしている最大幅でございますけれども、5.46メートルとなっております。これは3間である。これで競技トラックに面してテントを横に張った場合の幅でございます。

それから3番目でございますけども、参加区・自治会数の増加により変更した長さということで1.82メートルを変更・縮小させていただいたわけでございます。1間に当たります。自治会数の増加前が7.28メートルであったものを増加後5.46メートルに縮小させていただいたというところでございます。

それから4番目でございますけども、南側の通路、南側見学応援席の後方でございますけども、狭くなっている原因はというところでございますけども、これは円周を広くとるため見学応援席を多少後方へ下げていることに加えまして、区・自治会の見学応援席の位置を毎年順番に回っておりますので、テントを2張り張る大きい区・自治会が南側に順番が回ってきたときは、従来より1間分ほど後方へ長くなり、より狭くなっているという現状でございます。

それから5番目でございますけども、今後新しくふえてくる区・自治会の数はというところでございますけども、想定いたしておりますのは2つの自治会、馬見南6丁目と馬見北8丁目がまだ自治会結成されておられませんので、将来的にはふえるかもしれないという2つの自治会でございます。

それから最後に、平成19年度現在において運動会に参加していない区・自治会数というご質問でございますけども、それは全区、全自治会が現状参加されておりますので、不参加のところはないというものでございます。

以上で説明を終わります。

青木議長 それでは、ちょっとお知らせします。

会議中、広報用の写真を撮らせていただきますので、あしからずご了解のほどよろしくお願いをいたします。

青木議長 12日の一般質問に続きまして、これより4番、吉田君の発言を許します。4番、吉田君！

吉田議員 傍聴席の皆様、おはようございます。早朝よりご苦労さまです。

4番、吉田信弘でございます。7つの質問をさせていただきます。

まず1つ目、クリーンセンター広陵操業に係る費用についてであります。

広陵町は、地元古寺大字、そして周辺の中、広瀬、百済大字と基本合意に基づきRDF炭化施設を建設、現在操業しています。そしてその操業期間は15年となっています。

そこで1番、用地、そして建設費、15年間の運営費、これは人件費を含むということです。そして周辺整備事業、道路建設も含む。そして15年間の操業費用、これは栗本鐵工に

対して支払う分で、これは予定分です。その他もろもろということで、全体費用は一体幾らかかるのかということをお聞きいたします。

そして2番目、ことしの3月31日付の毎日新聞の朝刊に「ごみ燃料化 計画倒れ」というタイトルで、ちょっと切って持ってきたんですけども、かなり大きい、1面でこういうタイトルで掲載されていました。その中には「RDF処理費 焼却の2倍」ということで見出しもあったわけです。全国52カ所の平均処理費用、2005年度で1トン当たり約5万2,000円の費用をかかっています。焼却処理のほぼ2倍に達していることが毎日新聞の調べでわかったわけです。07年3月に稼働し、05年度の費用が算出できない奈良県広陵町の施設を除く52カ所から回答を得たわけで、その結果、ごみ1トン当たりの処理費用は3万円未満8カ所、3万から5万円台が27カ所、6万円以上が17カ所で、平均で5万2,887円。一般的な焼却処理費用は、1トン当たり2万円から3万円前後とされています。ちなみに広陵町の処理費はいつごろ公表できるものかということをお聞きいたします。

そして2つ目の質問です。西谷公園内のテニスコート及びコート周辺の整備についてであります。

現コートは木々の中にあり、季節感が感じられ、好立地にもあります。今回改修を予定されていますが、どの程度の整備をされるのかお聞きいたします。

3つ目、みささぎ台地内の道路側溝についてであります。これからの取り組みはどういうふうに、取り扱いはどういうふうにされるのかということでもあります。

ちょっと図面、傍聴席の方にはわからないんですけども、真美ヶ丘地区内の中とみささぎ台の地区内の中でのU型側溝があるわけです。道路の形態によってはL型とかいう形でとられるわけですけども、大体平均的なのは側溝があって道路形態をなしてるわけです。その中で、真美ヶ丘の中ではU字側溝は町道に含まれているわけです。全幅としては6メートルございます。しかし、みささぎ台の道路形態はU字溝は民地に入ってるので、道路全体としては6メートル、有効6メートルあって、それから個人の宅内にU字溝が設けられてるということで、一般の方から、みささぎ台地区の方からですけども、どういう扱いになるかというのは、今、当初から入居されている方、そしてまた、近年、数カ月前からお住みの方も、さまざまな機関を介してお住みであるわけです。その方々からの最近、ちょっと疑問がふえてくるようなことで今回ご相談があり、理事者に対してどういう考えをお持ちかということをお聞きいたします。

それで4つ目、馬見南4丁目地内のマンション建設問題についてであります。

平岡町長は、今計画しているマンションの1戸当たりの面積は、広陵町開発指導要綱には違反しているが、町の顧問弁護士は建築基準法等はクリアしているので、裁判をしても広陵町が負けるとお答え、多分しておられたと思うわけです。これは本会議においてです。しかし、現在もですけれども、真美ヶ丘地区、そしてみささぎ台地区は町の開発指導要綱により建築を進めてきた経緯、そして当初から住宅公団、今はかわりましたけれども、その当時から200平米以上という形で建設をしてきたわけです。そして今回、南4丁目の中でそういった開発指導要綱を若干下回るという面積をもつてのマンションが建設されているわけです。今後、町づくりを進めるためにも町長にも頑張ってください。

そこで、今現在の業者とそして周辺との協議と申しますか、その辺はどういうふうになっているのかをお聞きいたします。

それと5つ目、六道山地内のおやす池という地名の池があるわけです。その悪臭の改善策をお願いとともにお聞きするわけです。

六道山地内には2つの大きな池があり、南方に位置する、これは(株)岡本の西側、高田川を越えて西側にある、これ柏手池という名前なんですけれども、ここは県道に隣接した位置にあり、そして池の東側に整備された公園があり、周辺住民の憩いの場所となり、悪臭の苦情は全くないわけであります。しかしそれから150から200メートル北側に位置するおやす池という池があるわけです。ここはこれからも梅雨も入り、今入っているわけですが、夏があり、当然毎年悪臭が放つということで苦情が恐らく町に対して寄せられていると思うんですけれども、どういうふうに対応していただけるんかと。

そこでお聞きしたいことは、1番目、所有権、そして水利権はどこにあるのか。そして2番、管理はどこでやっているのか。3番、よい改善策はということでお聞きいたします。

6番目の質問です。すみれ作業所の改築計画はという内容で、広陵町が所有してそしてその管理する建物は随時点検が行われていますが、すみれ作業所に関しては、当初、公園管理事務所として使用していたところにプレハブ式で増築、たしか2回の増築をされたと思うんですけれども、建物に関しての管理ができていなかったためか、玄関のドアもおさまりが悪い状態であります。

そこで次の3点をお聞きいたします。1番目、町が所有管理する建物の定期点検はどのようにされていますか。2番目、賃貸と聞いているわけですが、建物と駐車場、それぞれの月額は何らになっていますか。3番目、今現在の建物の改築の計画は考えておられるのでありますか。この3点にお聞きいたします。

最後の質問になるわけですが、竹取公園内の広場利用についてであります。

近年、子供たちに対する犯罪が多くなっている中、きょうも町長、朝ちょっと会議で、屋外で遊ぶ子が少ないということもあってというような内容でちょっとお話しされたわけですが、屋外で遊ぶ子供たちが少なくなっているように私も感じているわけです。体を動かし、いい汗をかくことで心身ともに鍛えられ、それぞれの地域、そして広陵町を支えてくれる大人に育っていただきたいと願う者の一人であります。

そこで、竹取公園の広場を少年ラグビー、そして少年サッカー等のできるグラウンドに整備してはどうかと提案いたします。夏場、そして冬場の公園の利用者が減少するということもあり、運動する機会もあるこのグラウンドを整備してはということをお聞きいたします。以上です。

青木議長 それでは、ただいまの質問に対して答弁願います。平岡町長！

平岡町長 傍聴の皆さん、本当にご苦勞さまでございます。婦人会の皆さんにはいつも元気をいただいています。ありがとうございます。

吉田議員の7項目のご質問にお答えをしたいと思います。

まず初めの、クリーンセンター広陵操業に関する費用について。

1番は、全体費用は幾らかと。クリーンセンター広陵の新設及びそれに関連する環境整備費並びに運営費用についてお尋ねいただいておりますが、用地費、建設費及び周辺環境整備に係る事業費の総額は、当初からおおむね118億円が必要となると試算し、議会にもお示ししております。また、15年間の操業に要する費用につきましては80億円程度と想定しているものでございます。栗本鐵工所の改良及び修繕費、これにつきましては、4年目から15年にわたるわけですが5億3,100万円、トータルでございます。毎年4,000万から5,000万かかるのではないかと思います。

次、2番目でございますが、ごみ1トン当たりの処理費についてお尋ねでございます。毎日新聞の記事からごみ燃料化処理方式と焼却処理方式の比較についてお尋ねをいただきましたが、両方式の経済的観点からの比較でございますが、焼却施設はおおむね10万人以上の規模を中心とした施設であり、処理経費は中小の処理施設に比べ安価になる傾向にあります。また、自治体により立地状況、ごみの分別状況、リサイクル施設の有無、収集方法の相違等条件が異なり、公平な比較をすることが難しい状況にあります。広陵町の旧焼却施設の過去20年のすべての運営経費の平均が、ごみ1トン当たりで5万円を超えていますが、今般19年度の新清掃施設の運営経費は、ごみ1トン当たり4万7,000円程度になる見込みで

ございます。

2番でございますが、西谷公園のテニスコート及びコート周辺整備については教育長が答弁いたします。

3番目、みささぎ台地区の道路側溝、今後の取り扱いについてでございます。

ご質問のみささぎ台地内のU字溝ですが、当水路につきましては議員もご存じのとおり、土地区画整理事業組合施行で整備されたものです。整備方法については、道路排水と隣地者の宅内排水の共用水路を民地に設置するという方法がとられたもので、道路幅員を広いものにする利点があります。当時、関係者が十分協議の上、施工されたものであります。

お尋ねの形状変更につきましては、あくまで民地内で機能を損なわない範囲内の形状変更については、現場に応じて協議したいと考えております。

4番目、馬見南4丁目地内のマンション建設問題でございます。

本町の町づくりについては、従来より一貫して広陵町開発指導要綱により指導してまいりました。今後においてもその方針に変わりはありません。

ご質問の馬見南4丁目のマンション建設ですが、ことしの2月22日付で事前協議があり、本町指導要綱に沿った計画に改めるよう指導いたしました。現在、一戸建て住宅開発に見直し、担当者と協議をいたしているところです。いろいろと経緯はありましたが、良好な町づくりに参画されることになったことに安堵していますとともに、業者の見直しに感謝をしているところでございます。

5番でございます。六道山地内のおやす池の悪臭改善対策についてのお尋ねでございます。

まず、1番目のご質問の所有者及び管理者についてお答えします。おやす池は大塚土地改良区が所有及び管理をされており、水利権につきましては大塚地区の耕作者であると聞いております。

次に、2番目の管理ですが、今までに悪臭に関する地元住民の方からの相談はございませんが、生活排水が流入することで雨量の少ない夏期においては水の出入りが少ないために悪臭が発生するものと考えられます。

3番の改善策としては、所有者、管理者であります大塚土地改良区に対し、水の入れかえをしていただくようお願いするとともに、周辺住宅の下水道への接続を強力に進めることも改善につながります。努力をしてまいります。

次、6番目でございますが、すみれ作業所の改築計画でございます。

1番の定期点検ですが、建物の点検等は施設使用者に行ってもらう条件で使用許可をして

おります。これまで増築や修繕等につきましては町が行ってきたところであります。

2番の賃貸料であります。平成19年4月からすみれ作業所の運営は、通所援護事業の運営補助金対象事業所からNPO法人リバティほっかつの民間事業所に移行されたことに伴い、昨年より土地、家屋、駐車場等の使用料として、月額、土地につきましては1万2,819円、家屋は2万2,721円、駐車場は3,000円、水道使用料1,600円、火災保険料486円の合計月額4万円を納入いただいております。

改築の計画ですが、町におきましては現在特段の改築等の考えはなく、一つの特定の法人事業所のみに対して財産の使用許可をしている状況は、現在までの経緯を踏まえても他の事業所との公正公平に欠けることから、自主的な運営のために一定期間の猶予をもって移転されることを条件に許可しているものであります。

最後の質問でございます。竹取公園内の広場利用でございます。

ご質問の竹取公園広場の利用についてですが、開園以降、家族やグループ等でご利用いただいております。当広場をグラウンドとして整備することについては、今のところ考えておりません。また、夏場、冬場の公園利用については、駐車場料金を無料にする等で公園利用者の便宜を図っているところであります。

以上のおおりでございます。

青木議長 安田教育長！

安田教育長 吉田議員の質問事項2、西谷公園内のテニスコート及びコート周辺の整備についてのお尋ねでございます。

西谷テニスコートの修繕でございますが、2面ともコートの高さの調整を行い、補充土を入れ、表面排水が可能な傾斜をとり、降雨後の状態が現状より改善され、使用者に良好な状態で快適に使用していただけるよう改修してまいりたいと考えております。

なお、時期につきましては、酷暑期間で比較的利用が少なく、改善後養生期間を置かなくとも使用が可能な8月に修繕工事に入れるよう、事務手続をしております。以上でございます。

青木議長 それでは、4番、吉田君の2回目の質問を受けます。どうぞ。

吉田議員 2回目の質問をいたします。

1つ目の、クリーンセンター広陵についてであります。1回目、答弁いただいたわけですが、私の質問は、用地費、建設費、15年間の運営費、周辺整備の、これ道路含むわけですが、15年間の操業費用、そして全体費用は幾らといった内容で明記、もう前も

って出しております。的確に答弁していただかないと時間ばっかしたっていくので、その辺、これは1回目の質問でお願いいたします。よろしいでしょうか、議長。

答弁につきましては、1回目と2回目、答弁いただいたら結構ですので、よろしく願いいたします。

この毎日新聞調べなんですけども、焼却費の2倍ということで載ってるわけです。全国的なこれは調査の結果であるわけなんですけども。広陵町におきましては焼却しているときよりも今の方が若干安くなったと。これはちょっと私も新聞の中ではなかなか理解をしにくいといった形で考えているわけなんですけども、普通一般的には焼却施設は町長言われたように10万人以上という形でされてるわけなんですけども、過去に議会の中で何カ所か視察に行った中では、広陵町と同じ規模で事業費が半分以下に抑えられている、また建設費も半分以下に抑えられてるといったような地域もございました。その中でさまざまな提案がなされて、専門的な知識もおありの方がこういうふうな形で決められたと。それで地域の方も同意されたというふうな経緯あるわけなんですけども、操業されて何回かの議会の中で町長の方でRDFだけでというふうなこともちょっと言われたと思うわけなんですけども、今回の質問にはないわけなんですけども、それはどういう意味を示しているのかということをお聞きいたします。

青木議長 ちょっと答弁漏れがありましたので。吉村住民生活部長！

吉村住民生活部長 1回目のお答えとして、用地費につきましては10億円、建設費につきまして43億円、それと周辺環境整備ということで、道路新設、交通安全施設ということで歩道の新設等々、あるいは古寺区の環濠、いわゆるお堀ですね、堀を整備させていただきました費用、まだ完成はしておりませんけれども。また、百済寺の公園、もろもろ合わせまして60億ほど見込んでおります。これは単年度で行うというものではなく、5カ年ぐらいを想定して協議をしている内容でございます。

それと、運転そのもののトータルでの費用につきましては町長がお答えいたしましたとおり、15年間で約80億円を想定しております。これは1回目の答弁ということで、ご理解をいただきたいと思います。

なお、毎日新聞の記事をごらんになって心配をいただいておりますというように思います。私もその記事は拝見しております。ただ、全国に52カ所のRDF施設があるわけでございますけれども、個々の施設の処理費用は相当な開きがございます。我々はそういった施設も十分研究をさせていただいて、現在のRDF炭化処理方式を選択をさせていただいたものでございます。

それとこの記事の一番僕、肝心なところの違いというのは、やはり焼却施設は人口規模の相当大きな施設における平均処理費用が2万から3万というような表現されております。RDFにつきましても大規模なものはございますけれども、ほとんどが広陵町あるいは広陵町よりも処理量の少ない施設でございまして、そういう意味では若干割高になる点もあるのかなと思っているところです。

昨年、いわゆる19年度の処理経費について町長がお答えしましたとおり、トン当たり4万7,000円と、旧の施設の20年間の平均単価と比較して若干安いということでございますけれども、現在ご承知のように灯油が大変高くなっております。我々が想定しておりました単価から2倍以上の単価で現在購入をしております。これがちょっと頭の痛いところでございます。今後も高騰のおそれがございますので心配はしておりますけれども、それでも焼却方式と遜色のない運営をするよう、今後も時間の運転の仕方、いわゆる現在8時間で35トンという処理の仕方でございますけれども、これを地元協議を行いまして、10時間あるいは16時間という運転をすることによって、経費も随分削減できるんじゃないかと思っております。

それと、RDFそのものをいわゆる売却する方法についても、我々今現在取り組んでおります。と申しますのは灯油の、あるいはガソリンの高騰、石炭にまではまだ及んでおらないようですけれども、こういったいわゆる輸入化石燃料の高騰は、RDFを燃料として活用しようというような動きが出てくれば、我々のクリーンセンター広陵で炭にまで今やっておりますけれども、RDFで販売をしたらどうだろうかということを今、企業と研究をしているところです。以上でございます。

青木議長 4番、吉田君！

吉田議員 ちょっとまた再度の質問といいますか、15年間の操業費用、これ栗本さんに支払う分ですけども、これ幾らかということをお聞きしているわけです。ちょっと答えてもらってないんですけども。（不規則発言あり）それ計算しないと、ちょっと計算機がないもので、ここに私、手元にありませんので、4年目以降15年目ですね、だから約60数億……（不規則発言あり）あっ、全体で5億ということですか。ああ、わかりました。大変失礼しました。

1回目の答弁いただいてなくて、今、答弁もらったわけです。用地費が10億、建設費に43億、周辺に60億ということあるわけですけども、当初の議会に提示された、ここには町長の答弁でもありましたように、全体で118億円ということであるわけですけども、この110億円の内訳がちょっとはつきり、今の答弁の中ではしないわけでありまして。10

億円以上もかかっているかなど。用地費は10億円ちょっとかかっていると思うんですけどね。10億というはっきりした数字をお示しくださったわけですが、その辺、しっかりと答弁していただきたいと思います。そして周辺が60億円かかると。だから、118億円には確かに近い数字ですが、これ人件費等が入っておらないわけです。そこに、それと栗本鐵工の費用が入っておらないわけです。118億円の内訳につきましては、全体ということで、その当時お示しをいただいたと思うわけです。それをお答え願います。

それと引き続きちょっと質問させていただきます。まず、それちょっと済みません、お答えいただけますか、周辺も。

青木議長 いやいや、先言うて。3回目になるから。

吉田議員 ああ。いや、私3回目じゃなくて、この1回目の質問内容が提示させてもうてる中の答弁がないわけです。それを……。

青木議長 いやいや、答弁されましたやろう。そやから今、吉田議員は3回目の、このクリーンセンターについて3回目になりますから、今おっしゃる質問を今言うてください。一たん座ってしもうたらあれですから。

吉田議員 だから、そうなってしまうとカラスは白か黒かという議論になっていくと思うわけです。だからはっきりした、私は用地費、建設費という形で、建設費は答えてもらってます。用地費も10億円という形で答えてもらってるけども、私の資料では10数億かかっているというふうに思うわけです。そして周辺整備におきましても60億という金額を提示されたわけですが、そこまで多分なかったと。そこへ人件費、そして栗本鐵工に支払う分合わせて当初118億という試算がされたということでいいわけ、違うわけですか。そしたら3回目の質問でお聞きしますので、今、はっきりした金額でお答え願います。

青木議長 わかりました。吉村住民生活部長！

吉村住民生活部長 ちょっと概算で私申し上げましたんで、議員さんの方、ご理解いただけなかったのかなと思います。

118億というのは、用地費、そして建設費、そしてクリーンセンター広陵を古寺地内に建設するに当たって、古寺、広瀬、中、そして百済、これらの関係地元の環境整備費というのすべてトータルして118億ということでございます。議員おっしゃってる栗本鐵工に支払うとかおっしゃってるわけですが、それは町長が1度目の答弁で15年間で80億の運転経費、トータルで要りますよというお答えをさせていただきました。この80億の中に操業して4年目から最終の15年までの12年間で栗本へは機械の補修とか部品の取りかえ

とか、そういったものでトータルで5億3,000万かかると、5億3,100万ということで答弁をいただきました。残る74億7,000万ですか、この中に15年間の収集費用、あるいは職員の人件費、あるいはシルバー人材センターの人件費、またいわゆる運転するために必要な電気代、灯油代あるいは上水、あるいは活性炭の購入費用とか、そういったものが15年間もろもろでそれだけかかるということをお答えしたわけでございます。どうぞご理解をいただきたいと思います。以上です。

青木議長 4番議員！次の質問に移ってください。どうぞ。4番議員、吉田君！

吉田議員 3つ目の、みささぎ台の道路形態についての質問なんですけども、当時は町長がおっしゃったような土地区画整理事業でされて、組合方式でされたわけなんですけども……。

青木議長 吉田議員、2つ目の西谷公園は。よろしいの。

吉田議員 もうそれはオーケーです。

青木議長 わかりました。ほんなら次ね。

吉田議員 ちょっと時間の都合で。

青木議長 それではみささぎ台のね。どうぞ。

吉田議員 答弁の中で、現場に応じて協議したいということをおられるということなんですけども、当然、個人の敷地である中で、それを道路の排水、そして個人の排水等に使われてるわけです。これは真美ヶ丘地区内も同じような形態であるわけです。しかし、所有権につきましては真美ヶ丘につきましてはU字溝は町が管理所有と。そしてみささぎについては管理はどこかわかりませんが、所有は個人という形で、例えば個人の方が上流の方で埋め立てをしたいということであれば、当然排水に問題がなければ措置できるわけなんですけども、下流に、下流といいますのは道路が下っていくというふうな中での、そこでは上流からの排水が埋められるととまってしまうという観点から、これは私個人的に考えるわけなんですけども、固定資産税を、過去にさかのぼるというのは考えていませんけども、いつからという形で地元協議をなされて、今後における固定資産税の軽減といった形で、全体的には私の試算では大体年間25万ぐらいかなと、全体で考えてるわけです。大きい金額でもありませんので、やっぱり疑問を持たれて住まれるよりもそういった個々の対応を町は考えておられるわけなんですけども、場所によって埋め立てというのにもいかななくて、そこをつぶすといったことが当然可能な現場もあるわけなんですけども、そういうふうなことがやっぱり地域内で起きるといっても、地域の日々の生活が著しく混乱に追いやるといった、いうふうなことを行政が進めるということも、これも不自然であり、当然所有権について個人でもある中で、その辺

を考慮していただきたいということの、そして私、今言いましたように、固定資産税の軽減、わずか年間にしたら25万前後かなと思うわけですが、その辺のご答弁。これ質問書にはなかったんですけども、流れとしての質問といたします。

青木議長 答弁をお願いします。森田都市整備部長！

森田都市整備部長 みささぎ台のU字溝につきましては、当然、土地区画整理事業の中で1区画200平米という基準でされておりますけども、水路を道路に含めれば、当然換地のときに減歩率が変わってきます。そういう関係で、当時の組合施行された中で、できるだけ減歩率を落とさない方法という一つの考え方もあって、民地側に水路を設けられたという経緯があるというように聞いております。ですのでこういうところはみささぎ台に限らず、旧村におきましても道路ができていて後から地上げされた場合は、道路排水のないところは宅内で個人が道路排水兼用の水路をつくっておられるところも多々ありますので、ここだけを固定資産税減免云々という話はちょっと町としても考えられるものではないということで、みささぎ台の方でそれに対する異議申し立てされてた方についてはこちらの方は回答させていただいておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

青木議長 4番、吉田君！

吉田議員 3回目の質問になります。

今、答弁もらったわけですが、買う側、買われたわけですが、買われた側につきましては、購入者の方について、その土地がそこまで見られたもんか入ってるもんかというのは、これ恐らくわからなかったと思うんですけども、しかし売る側、いわゆる最初の土地区画整理事業を行った方が、当然その規約にのってずっと継続されているのであれば、購入者も当然わかって買うわけですが、しかしわからないままで買ったということで、どこに原因があるかということは、当然追及していくと土地区画整理事業、当初の組合に責任がかかってくる。全部がそうではないわけですが、その流れをたどっていったらそこにたどりつくというようなケースが何件か、また何十件とあると思う分けです。しかし、そのことに対しての全体的な取りまとめをするのについて、町はそういう地元と協議をしていただきたい。そして先ほど森田部長がお答えいただいた、旧村に、在来地域におきましては民地の中にU字溝を備えつけてもらっているというふうなケースもある。それはその当時の双方の協議の結果で、納得した上での設置を当然されたわけです。しかし、今、今回、私が質問させてもらっている中でのみささぎ台地区については購入者が全く知らない。で、現場で初めてわかった。そして、そういうふうなケースがあるわけです。だからそれは売り方、仲

業者も当然責任があるわけですが、その辺も最終的には土地区画整理事業が何らかの形で数%、また何十%というふうな問題点が残ろうかと思えますけども、3回目の質問で、地元、自治会長の中での協議になろうかなと思えますけども、その辺はそちらの方から一人の申し込みで受けるいうよりもこういうふうな申し込みがあって自治会に返すというふうな働きかけでもどうかなと思はるわけですが、その辺はどういうふうにしていただけるわけですかね。

青木議長 森田都市整備部長！

森田都市整備部長 その話につきましては、みささぎ台の自治会長からも一応話をいただきました。自治会長には十分説明した上で、自治会長としては納得をいただいております。ですので、個人の方がもしどうしてもこれに対して異議を申し立てされるのであれば、直接町当局へ来ていただけたら、こちらとして対応させていただきますけども、当然、それ安い買い物ではないですので知らなかったでは多分通らないのではないかと私は思っております。以上です。

青木議長 次の質問に移ってください。4番、吉田君！

吉田議員 4番目のマンション建設ですけども、町長の答弁、ありがとうございます。これは当然、その地域の方もご了解、ご了承いうんか、そこまでいってるんですかね。（不規則発言あり）まだいってないわけですか。わかりました。

それであるは一戸建てということで考えておると。これも過日、指導要綱にのった形でされるというんか、いうふうに考えてよろしいですか。はい、わかりました。

5つ目の、おやす池の悪臭についてですけども、苦情がないということで答弁いただいているわけですけども、3つ目の、私3つ質問した中で、よい改善策ということで、水の入れかえを行ってはどういうふうな答弁があったわけですけども、当然、それは下水道に接続すれば一番問題がないんですけども、費用的な面で若干無理があろうかなということも言えるわけですけども、今、一番最初の質問で、クリーンセンターの質問をしたわけですけども、その建設に当たり、ある部長が炭については浄化もあると。当然畑にまくということもおっしゃったわけですけども、私はそれは疑問に今現在も思っているわけです。炭化をして、それをある程度固めるか袋状にして、水面いうんか、水底ですね、部分的に置くという、そういう計画的、詰めて置いたらいいんですけども、それも不透明な部分ですけども、ちょっと日は忘れたんですけども、NHKで中国の方で、日本の科学者いますか、日本の方が向こうに、現地に出向き、そういうブロックを伏せておられた。堀ですかね、堀の中でのブロックを伏せ

ておられて、数週間じゃない、数日、また1週間とかいう形で様子を見て、もう透き通った形で浄化されてると。これはもう自然の、微生物がふえたということで浄化されたわけです。それと、ある番組で炭素質ですかね、炭素質の、よくちょっと説明はしにくいんですけども、ひらひらっとついた分を、それも海面、要するに海の中に沈めてある一定の浄化を、浄化というんか透明度を調べているわけですけども、非常に効果があるわけです。だからそういった形で当初、高田川に、ある部長が高田川の浄化というようなことも言われたわけですけども、今いい、こういう機会かなと思いますので、そういうちょっと研究されて、費用も恐らくどうにかご、土のう袋でするんか、ちょっとその辺はわかりませんが、安い費用で効果が出るというふうなことが考えられますんで、その辺も研究をしていただきたいと。これは今の世界的視野の環境問題に大きく貢献、これテレビでも皆さん見る機会があると思いますので、大きく話題はなりませんけども、広陵町の話題として今後、それを有効できると。

今、町長が、町長いうんか町が考えられておられるRDFだけで処分するというふうなことも、さっき答弁もらったわけですけども、ちょっとその辺はまだ操業して間もないので、今すぐそういうふうなことを考えているとか、そして10時間とか16時間、ちょっと質問……。

青木議長 ちょっと質問、前戻してくれ。

吉田議員 戻るいうんか、それ関連ですのね、これはね。だからそういったことで、ちょっとその辺は考慮をしていただきたい。議会の考慮をしていただきたいということで思っております。

池の浄化についてちょっと、これ質問書になかったんですけども、お願いいたします。

青木議長 平岡町長！

平岡町長 今、吉田議員からご提案をいただいておりますおやす池につきましては、町で炭化物をつくっておりますので、これが果たして使えるかどうか、実験的に地元の皆さんのご理解をいただいてやってみたいと思いますね。議員も一緒に立ち会っていただいて、地元の皆さんの説得もあわせてお願いしたいと思います。

青木議長 4番、吉田君！

吉田議員 6番目に質問をいたしましたすみれ作業所についてでありますけども、当然その管理を、管理いうんか賃貸でされてるわけですけども、その建物の管理、点検はそれは借り手かもわからないですけども、入り口のドアが傾いてるといった状態でしっかり閉まってないという、これもちょっとその辺、管理者いうんか貸す家主ですね、家主としてのそういう定

期的な見回りといいますか、それはされてないと解釈してるわけです。貸したらもう貸しっ放しやというふうなことでは、どうかなと思うわけです。しかし、このすみれ作業所に関しましては、私は議員ならさせていただく前から、前後ぐらいに設置されたかなという記憶にあるわけですが、当初はここには最初の質問でいたしましたように、管理事務所としての建物をつくったわけです。だから、期間的にもプレハブでもう20年を超えてるのかなという感じはするわけです。それでその都度その都度2回ほど増築されておるわけですが、その中で、果たしてすみれ作業所として、いや、NPOという形で去年の4月から全国的にそういった法律がなされ施行されて、いきなり離れたというふうな私、解釈するわけで、その辺、担当者としての国の通達によりただ事務的な処理をされたわけですが、しかし近隣の市や町に比べれば非常に寂しいと申しますか、場所はなかなか公園の中でいい立地にあるわけですが、建物が非常に寂しいというふうな面で、ある程度改築をされた中での貸すといった形をとられてはどうか。後の利用はまた後で考えられると思うんですけども。

答弁いただいた中で、一定の期間の猶予をもって移転するように、その当初どういう約束か、私ちょっと知りませんねんけども、一定期間というのは大体どの辺、どの期間を、何年という、一定の期間というのは、それは100年も一定ですし、1カ月も一定です。だから、その辺はどういうふうに考えておられるのかは。そして今現在、それを放り出して、放り出す言うたら言葉はなんですけども、出ていってもらって、町はやれやれやなというふうなことではなかなか人情味がないという。町が最初から担当は住民課の方が担当されたと思うんですけども、その当時は、経費的な面ではね。いきなり行政的に竹を割ったような形というふうなこと、なかなかできないというふうに思うわけです。だからある程度改善をした形で家賃をもらうというのは、これは当然ですけども、あの建物に全体で水道も1,600円、火災保険料486円、これは家主さんが掛けるわけですが、月額4万円、ちょっと高いかなという思いがするわけです。だから、高い安いうよりも、弱者ですので、相手の方は。当然前もってそれはNPOに移行になりますといった形で町は提示されてると思うんですけども、なかなかその辺が相手に伝わってないかなと思うわけです。

済みません。もう時間が迫ってますけども、一定の期間、それとその建物の管理と申しますか、修繕費はどこが負担するのかという2点にお聞きします。

青木議長 池田健康福祉部長！

池田健康福祉部長 ご質問にお答えをさせていただきます。

この作業所につきましては、障害者自立支援法が18年4月に施行されまして、すみれ作

業所の方から、今度移行するに当たりまして、こういうやり方でしてというふうな相談がございまして、それに基づいて今、こういう使用をさせていただいてるということで、一方的に町が示したということではなくって、作業所の方からこういう国の施策にのった方法で実施したいというふうな申し出があって、初めてこういう話をさせていただいたと。使用料につきましても、そういう話でいろいろと相談した結果、4万円というふうな形で、十分我々としてはご理解をいただいたと、このように感じておるわけでございます。

町長が答弁いたしました、一定期間の猶予というのは、まだ十分に、今まで補助団体として来ていただいておりますので、すぐということとはなかなか無理であろうということは我々も十分理解しております。それで、この一定期間というのはまだ相談はしてないんですけども、一応自立支援法の移行というのが平成24年3月で、すべての事業所が新体系に移行しなければならない。1つはその目安を我々は持って近々またご相談をさせていただきたいと、このように思っておりますのでございます。以上でございます。

青木議長 4番、吉田君！3回目の質問ですよ。

吉田議員 答弁はそういう、なるほどなというふうな答弁なんですけども、すみれ作業所、そして広陵町と担当課、担当の方がそれで果たして人間的にどうかなという考えを持つわけです。広陵町としてのやっぱりサービス面、いろんなサービスもあるわけです。そしてさっき、建物のあれは答えてもらってないんです。今、後で結構です。

だからその辺、人情的に、人情的といいますか、法律でこうやとかいう、だから今の後期高齢にいろいろな問題もあるわけなんですけども、しっかりした方でやっていただきたいという願いがあるわけです。当初、すみれ作業所につきましては、さわやかホールの中に入ってもらったらどうだというふうな意見もあって、最終的にはすみれ作業所の方が断ったというふうな経緯があるわけなんですけど、それはやっぱりそういう障害児の方でいきなりふらっと表へ走る人もいてるということで、非常に車の往来も危ないということで、そういう事故等を懸念されて今のとこでなってるわけなんですけども、ちょっと人情的に、だから傍聴されてる方はすみれ作業所の方はご存じでしたらいいんですけども、知らない方はできたら古寺町営住宅の南側の、あそこタコ公園ですかね、公園の西の方の土庫川沿いにございます小さい建物、プレハブですので、もし時間ありましたらお帰りでも行っていただいたら結構かと思いません。お願いします。

青木議長 池田健康福祉部長！

池田健康福祉部長 建物の修理の件につきまして説明が不足しておりまして申しわけございま

せん。これにつきましては、今現在、使用しておりますリバティほかつさんと我々、現実
に玄関のドアがそういうふうになってるということで、相談もなかったわけでございます
で、早急にその辺は協議させていただきたいと思います。その費用につきましてはまたその
中での話し合いということでお願いしたいと思います。

人情味がないとか、こういうふうに議員はおっしゃっておるわけなんですけども、町内に
もよく似た事業所がございます。それはあくまでもこの事業所については一般の法人でござ
います。法人につきましては、やはり自主的に運営とか建物とかを確保して運営していただ
いているのが現状でございます。今までの経緯から内容が変わってきたということで、その
方に移行していただくのが本来の町の施設の使用しては正しい方法であろうと、このよう
に思っています。ただ、これからも十分に話し合いをしながら、ご理解をいただきながら進めて
いきたいと、このように思っておりますので、どうぞご理解をよろしくお願いたします。

青木議長 よろしいですか。次の質問に移ってください。4番、吉田君！

吉田議員 最後の竹取公園の広場を利用ということで、町長の方としても答えとして、考
えてないということなんですけども、これ費用もかからないといった中で私は提案しているわけ
ですから、だから再利用言うたら失礼ですけども、それもうまく利用できるのかなという提
案ですので、全く青少年に関して力入れてないというふうな受けとめ方はしておりません、
全く。もう一度ご検討をお願いいたします。

青木議長 それでは以上で吉田君の一般質問は終了いたしました。

次に、12番、吉岡君の発言を許します。12番、吉岡君！

吉岡議員 皆さん、おはようございます。

早朝より一般質問の傍聴によろそ来ていただきました。またこれからもたくさんの方が
一遍に来るよりも、まだ議会には2日間の一般質問がございます。今回はきょうの1日と、
前回の12日の日に昼からありましたねんけども、できるだけ分かれてでもよろしいです
ので来ていただければなと思います。

僕も初めてこのぐらいの方の前で話をするので少し緊張しておりますが、最後までよろ
しくお願いをいたします。

それでは、青木議長のお許しを得まして、私の一般質問をさせていただきます。

まず初めに、土曜日起こりましたあの岩手・宮城内陸地震、本当にたくさんの方が亡くな
られ、ほんまにお悔やみ申し上げ、また自然の怖さを痛感した次第でございます。私も知っ
ております阪神・淡路大震災、今から14年前ですかね、起こったときと同じような規模だ

と聞いております。私もそのときには家で寝ているときに、2階で寝ておりましたけれども、本当に起き上がれないぐらいの揺れを感じ、上下と横に、本当に怖い思いをして、記憶がございませう。特に東北の方は今、地震で、やっぱり災害を受けた方には本当にお辛い中、また皆様のご協力をよろしくお願いを申し上げます。

それでは、私の一般質問の1つ目、馬見川の改修工事についてを質問させていただきます。

この馬見川の改修工事は、私の地元、西小学校区を馬見川、これ今までから大雨、またいっときの雨が降ったときに水漬くという中で、以前から何回か質問をさせていただきました。そこまでは町長の方から、国のやっぱり補助金をもらいたい、補助事業にしたいというので、そういうお願ひも県、国の方へお願ひをしていただきました。なかなか国、県はその辺では難しいところがあって、町長個人から、最悪やっぱり水漬く、人が困ることに関しては町単費でもやらせていただくというお話を聞かせていただきました。その結果、平成19年度の9月議会で、9月補正予算で馬見川の測量設計の金額を掲示していただきました。それと本年度、平成20年度の当初予算でこの1年間の間に馬見川の改修を行うという予算もつけていただきました。

そこでお聞ひいたします。9月補正予算での測量設計をされた状況、計画状況ですね、それをされた状況、それとどのような手腕でやられるかということ。それと本年度やられるに、その工事していただくにおきまして、執行する時期をお教へ願ひたいなと思ひます。これが1点目です。

2つ目は、地場産業関係についてでございます。

町の商工会の旧会長、前会長ですね、亡くなられまして、私たちの仲間であります副会長、これは名前出しまして山本登さんも亡くなられ、商工会の役員が2人亡くなられてね、やはり大分ショック、商工会自体がショックを受けました。その中で明るい光りとしてこの5月の総会で新会長が決まりました。

この中でですねひとつ町長にお願ひと町長の気持ちをとお話し願ひたい。これは広陵町と商工会というのは、切っても切れない仲だと自分では考えております。やはり地域の産業、その辺を補佐してくれるのが行政ではないのかなと。その中で、ベテランであります平岡町長は、新しい新会長のもとで皆さん一致協力して商工会を盛り上げるために町長からもいろいろな面でのアドバイス、またお力かしていただけると信じておりますが、その辺の詳しく内容をお聞かせ願ひたいと思っております。

それと、2番目ですねんけども、かぐや姫まつり、靴下の市等、商工会が協力してやって

いる事業ですね、かぐや姫まつりは町がやり、商工会が協賛でやらせてもうてます。また、靴下の市の方に関しましては、広陵町も補助金補助をもらいまして、商工会、靴下組合の方が中心にさせていただいている中、その辺の成果をですねちょっとお教え願いたい。人口の推移、参加してくれる人口の方も、その辺の中身を、靴下の市でありましたら売り上げ等がわかればお教え願いたいと思います。

それと、竹取公園の駐車場の件ですねんけども、私たち、4月に選挙の洗礼を受けました。そのときにやっぱり今までから選挙運動をしている中で、住民の方々から特に聞いたのが、いろんな税金のアップですね、値上げですね。昨年度は下水、介護保険も値上げもありました。そこに昨年度から議会の方に託されました健康保険、国民健康保険税、またこれからもいろんな面での増税ということも考えられます。そういうことが一番不安な声で町民の方からは聞きました。それともう1点は、竹取公園の駐車料、やはり町民の方はただにさせていただきたいというお声を聞かせていただきました。私もこれに関しましては、昨年度から、4月から有料化されまして、その前の議会のとときに私も賛成した一員でございます。確かにそのときには、やっぱり竹取公園の駐車場、民間の土地も借りております。その借地料、また竹取公園の中の遊具、そしてまた植木等でのお金の費用が1年間通してやっぱり相当かかります。確かにたくさんの方が来てくださって、いろんな方がその公園を利用してくださることはうれしいことなんですけれども、やはり町財政の厳しい中で少しでもお金を上げられたらという町の気持ちに私も賛同した一員でございます。ただ、それに関してこの1年間やっていただいて、修正として夏場の無料、冬場の無料等を決めていただきました。私たち商工会の方でやっているショップ、また横でのテント等も出店がやはり少なくなりました。北玄関の方の駐車される方がかなり減ってしまって、ショップがあつて、その横にテントをたくさんの方が商工会から借りて市、野菜とか履物とかいろんなもんを売られます。そういうのが、ふだんは、今までであれば土日とかされてたんですけども、今に関してはやっぱりかぐや姫まつりとか靴下の市ではたくさんの方が来られますのでテントを利用してくださいませ。そういう面で、もう少しいい方法がないのか、町長に考えていただきたいなという要望でございます。その辺でまた町長の気持ち、何かありましたお願いしたい。

それで、有料化についてのメリット、デメリット、それと竹取公園の入場者数の累計ですね、それと住民の声はどのような声を聞いておられるか。僕はそういう声聞きましたけれども、役場として、行政としてどのような声を聞かれているのか、担当課としてもどのような声を聞かれているのか、お教え願いたい。

それと、図書館、やっぱり利用されてるのは土日が多いのかなと思う中で、土日は図書館、南側が有料になりますので、その辺の中で図書館利用者の方がどのような声を出されておるか、その辺のところもお教え願いたいと思っております。その辺で、地場産業関係についての質問でございます。

3点目は、体育関係の質問をさせていただきます。

本町はことし体育協会の50周年に当たる年でございます。昨年度はこの50周年に対しまして体育協会の方で記念誌を発刊をさせるようにつくらせていただきました。現在、もうできておりますが、配付させていただくものは一応本年度の事業であります12月7日、体育協会50周年記念式典を朝の9時半からさせていただこうと、まだ案でございますけれども思っております。一応約2時間、1時間の式典、1時間の記念公演、それと午後から各自治会各支部長にお願いして、各自治会対抗駅伝大会を開催を予定しております。一応支部長さん、自治会長さんの方へはお話をさせていただいて、これから素案とまたそういう内容的なものをお話しさせていきたいと思っております。

それと、記念誌におきましては町の方からも多大なる予算をとっていただき、また議会各位からも広告費用等の費用を出していただいたこと、また婦人会等に関しましても広告どうもありがとうございました。また12月前後には配らせていただきますので、また招待もさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

また、ことしは50周年ということで、私たち体育協会、今、会長をさせていただいてます吉岡でございますけれども、本年度は特に50周年ということで、春の3月の総会から春の大会、4月の春季大会から力を入れてやらせていただいております。各体協役員理事におきましても、理事会においていつもハッパをかけ、また体育の大会に挑んでいただいているような結果、5月に行いました奈良県体育協会の予選であります北葛城郡大会では、7種目8チームが県大会に行ってくださいようになりました。これはほんまに広陵町始まって以来。それとまたその中でも特に毎年優勝できなかったソフトテニス、バドミントンが、もう何年ぶり、何十年いか10年ぶりぐらいに優勝していただきました。これも含めてまた奈良県の大会の方に、県大会、7月6日と13日に行われますけれども、この方に行ってください。いろんな面で皆さん方が体育協会の50周年を盛り上げてくださいます。きのうも女子ソフトボールですけれども、奈良県のレディース大会で、箸尾の第二浄化センターで行われました。町長さんも副町長も教育長さんも応援に来てくださいますけれども、決勝で優勝し、全国大会の出場を獲得されました。本当にうれしい。この50周年というときに花

を添えてくださったというように感謝をしております。

そういう中で、これからも県大会でいい成績を残していただき、また秋の大会、秋の秋季大会ですね、それと10月の体育祭はまた町にも協力していただき、婦人会の方にも協力していただいて、今、計画としてたくさんチームが各自治会から出ていただいて、昼の休憩時間に、昨年度は婦人会と老人クラブというか、踊りの会の方々と踊りをしていただきましたけれども、本年度はまだ予定ですねんけど、お願いをこれからすることもあるんですけども、また婦人会さん、またその踊り会さんによります踊り、昼間の休憩時間に。それと小学生のマーチング、どこの小学校になるかというのは教育長さんの方をお願いをして、どっかの、昼の休憩時間か昼一番のよく小学校の運動会されますように、昼一番の中で競技として入れるかわかりませんが、この2点、それともう1点は金明太鼓を参加していただきたいなということを予定しております。今、一応皆さんとは相談をしながら、これから徐々に進めていきたいというように考えております。そのためには特に町長さん、また教育長さんには協力をできるだけしていただきたいという気持ちで、また自治会対抗各駅伝におきましても、いろんな面でバックアップしていただきたい。そういう中でのお金の方は厳しい中、やっぱり人員というものが一番の力になるのかなと自分で考えてますので、そういうところを後からまた町長さんにもお話いただいて、先には教育長さんの方から回答をしていただきたいと思っております。

この2番の健民グラウンドの改修工事は、笹井議員も同じ質問をされておまして、一応答弁として、1月から3月の間に行われるということをお聞きしましたので結構なのですが、できましたら教育長、先ほど笹井議員もされましたけど、健民グラウンドの全体な水はけ、改修、これは一応健民グラウンドは、うち、奈良県が国体したときに改修されてから約24年ほど改修してないと。もうどこの私、今、体協の会長させてもうて、どこの町の健民グラウンドへ行かせてもうても、ほとんどのところがやっぱり水はけがいいんですね。上牧、河合、王寺、特に高台にあるということもあるんですけども、そういう面でなかなか開会式がそのうちの広陵町の健民ではしにくいと。今回のこの改修で期待はしてるんですけども、開会行事ぐらいはできる改修工事、また全体の改修工事をしていただきたいと思いますので、またよろしく願いをいたします。

これで私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

青木議長 それではただいまの質問に対しまして答弁を願います。平岡町長！

平岡町長 吉岡議員から馬見川改修工事についてご質問をいただきました。

吉岡議員はかねてより強いこの馬見川については思い、願いを持っておられます。このたびはその計画と工事についていつやるのかというご質問でございます。

答弁として、ご質問の馬見川改修に係る計画状況ですが、現在、設計検討をしております。また計画内にはN T Tケーブル管や下水道管等の埋設物があり、手戻り工事等起きないように近々試掘調査を行う予定をしております。工事の時期ですが、年内を目途として実施を考えており、詳細がわかり次第お知らせいたします。

次、2番でございますが、地場産業関係でございます。

商工会のこれからの関係はどうかということでございます。東新会長には前会長のよいところを継承していただき、さらなる飛躍をされることを祈念いたしております。広陵町の商工振興行政は、広陵町商工会と密接にかかわり合って進めてまいっております。再来年の2010年には、平城遷都1300年祭や馬見丘陵公園を会場として全国都市緑化フェアが開催されます。本町はもとより、商工観光にとっても絶好のビジネスチャンスととらえ、各種イベントでは地域産業のPR、歴史文化資源を生かした事業や広陵町の魅力を紹介し、共に働きかけをしていきたいと考えております。また、靴下りサイクル事業等の商工会独自の取り組みに対しましても、支援を惜しまないところでございます。

2番目の、かぐや姫まつりの成果につきましては、住民の皆さんに地域の祭り、ふるさとの祭りと感じていただける住民参加型の祭りをを行うことで、地域を活性化させる取り組みでございますので、昨年や一昨年は天候にも恵まれ町内外からの多くの来場者に大いに喜んでいただけたものと考えております。靴下の市につきましても、町外からの問い合わせも多く、2日間で3万人の来場者が見込める大きなイベントになっており、広陵町をより多くの人に知っていただくよい機会となっております。今後も積極的に参加するとともに、地域産業の活性化事業としても定着してきており、引き続き支援していきたいと考えます。

2の3でございますが、竹取公園有料化でのメリット、デメリットはどうかということでございます。前置きで増税に対する不安とか竹取公園駐車場を町民無料化にせよとかいうご意見もございました。

ご質問の竹取公園の入場者数ですが、年間約20万人程度で、平均1日当たり550人ぐらの利用者数と思われまます。

住民の声は、公園管理に従事しているシルバーの方の話でも、利用者が特に減ったようには感じないとのことでした。

また、有料化に対する住民の声ですが、当初反対の声やメールもいただきました。特に県

内の方の意見が多くありましたが、最近は減少し、ご理解いただけたかと思えます。今後もさらにご理解いただけるように努めてまいります。

次に、図書館関係者からの声として、土曜、日曜の来館者は1,100人から1,300人の方が訪れ、図書館駐車場が満杯状態となっています。来館者からの苦情は受けておりますが、対応としまして、土曜、日曜日だけ返却用ボックスを正門玄関前に置き、駐車しないでそのまま投函できるように配慮しております。今後も関係者連携により対処してまいります。

次に3番、体育協会50周年事業と健民グラウンド改修工事については教育長が答弁をいたしますが、町も節目の50周年でございます。意義深い、そして新たなスタートをお切りいただくために、町はしっかり支援をさせていただきます。終わります。

青木議長 安田教育長！

安田教育長 吉岡議員の質問事項3、体育関係であります。体育協会50周年事業の協力体制は、2番目として健民グラウンドの改修工事はとの質問でございます。

答弁といたしまして、吉岡議員には、体育協会の会長として本町生涯スポーツの発展、推進並びに住民の健康づくり、体力づくりにご尽力いただいておりますことに心より感謝とお礼を申し上げたいと思えます。

さて、最初の体育協会50周年事業の協力体制でございますが、体育協会50周年記念の年に種々事業を計画されておられると聞いております。記念事業については、事務局を通じてご相談していただければ、教育委員会としてもできる限りの協力はさせていただきたいと思っております。

次に、健民グラウンドの改修工事についてでございますが、町長が笹井議員の質問にお答えいたしましたとおり、東面、東の面でございます。東の面を中心にU字溝を30メートル程度布設し、そしてグラウンド全体の高さを調整し、真砂土等の補充も行い、降雨後の水はけをよくし、良好な状態で町民体育大会や各種大会に利用していただけるよう改修してまいります。

なお、改修時期は来年1月から3月にかけて行う予定でございます。以上です。

青木議長 それでは、12番、吉岡君から2回目の質問を受けます。吉岡君！

吉岡議員 それでは、馬見川改修工事の2回目の質問をさせていただきます。

この答弁で、昨年は9月に補正予算で一応600万の補正予算をつけていただいて、測量とかそういうあれをちょっと調べるといことでしてんけども、その辺が昨年度から聞いて

おりましたNTTのケーブル管とか入ってるということはちょっと少し聞いておって、工事の方の仕方というの、いろいろやり方もいろんなことで考えなきゃいけないということは聞いた中で、一応この去年の9月の予算はことしの3月までに全部使い切ってくださいったんか。僕もその辺の工事の分はわかれへんねんけども。一応その600万をどのように使われたというのは出るんですかという、こういう感じやけども。だからその辺がちょっとわかりにくいんですよ、僕としては。だから、本年度この工事に、この工事というか都市下水の方でとってくださいったと思うですけども、1億5,000万の予算をとってくださいってという聞いていることの中で、もっと進んでおんのかなと。大体場所も確定ここ、やり方というのも全部決まってやられておるのか、その辺をもう少し詳しくお教え願いたいと思っておりますので、よろしく。時期の方はこれ年内というように書いておりますので、今の現状をもう少し詳しくお教え願いたいと、特に係の方でお願いします。

青木議長 森田都市整備部長！

森田都市整備部長 まず、委託料ですけども600万の予算は組ませていただきましたけども、そのすべてを使っているわけではございません。一応、予算要求するのに必要な概算をはじめのためのコンサルの委託料ですので、もっと安い金で一応ある程度の設計はさせていただいて、額ははじいていただいております。それを受けて20年度予算要求させていただきました、現在はNTTのケーブルが入っておりますので、これをやっぱり移設ということには大変な金がかかりますので、現状の中で管を、ボックスカルバートを入れていきたいということで、一応現在、設計にはかかっております。ただ、NTTのケーブルにつきましては、実際試掘をしないと、NTTも当然図面を持っておりますねんけども、実際試掘をさせていただいて、どの深さに入っているかはっきり確かめた上で、NTTとそしたらそのケーブルから何センチ上までであれば了解いただけるか、協議をさせていただかなければという、今現在段階に入っております。その結果出ましたら一応限られた面積の中で一番有効な方法を、といいますのは当然、ボックスカルバートか何かになると思うんですけども、それを入れさせていただこうと。ただ、下水の管も多々入っておりますので、やはり各家庭の引き込みも入っております。ですので、そこらの移設という問題も出てきますので、そこらを十分検討させていただいて、今、設計をさせていただいてる段階です。

多分これでは議員が思っておられるほど大きな工事にはならないと。町としても5,000万の予算は組ませていただいておりますけども、多分1,500万ぐらいまでの一応事業になってしまうであろうと。ですのでほかの方法としまして、もう一つは杉原さんの横の水

路の下に管を入れる。もう一つは、ちょうどあれは県道から西向いて入ったところの馬見川が直角に曲がっている部分、あそこを従来から県に、あれは馬見川ですので、県の一応管轄ですので、もう少し流れをよくする方法を講じてくれということで県には再三再四申し入れはしてはいますが、なかなか県としても予算の関係上実施をしていただけませんので、工事をさせていただいた中で、その部分についても町としてもうやらなければ仕方がないのではないかという、この3つの方法を現在検討しております。まず今年度中にヤマヤさんの横のところに管を布設させていただくということで今進めさせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

青木議長 12番、吉岡君！

吉岡議員 ちょっと頭が混乱してきました。3回目の質問をさせていただきます。

今、森田部長の答弁の中で、最後の直角のところが出井直司さんのところですね。あつこは前に県の方でだめだというふうに言われたんですよ。そのときに県道から出井末隆さんところのところから山田さんの家のところまでは川底を広げていただきました。そのときに県の方にお願ひして、それから直司さんの角まで広げていただけ何とか少し、湾曲にできないかというお願ひをしましたがけれども、そのときには川幅が狭過ぎて横のコンクリがもたないというので工事が中止になった記憶がございます。まだ2年、3年ほど前やと思ひますねんけども。それでなかなかその場所にいらうというのは難しいというように聞いておりますので、その辺は多分無理じゃないかなと。それは実際は僕らはわからないのかもわかりませんけれども、そういうように聞いております。

それと、一番先に今思つたのが、1点目、一番右の、今までから町サイドがこの馬見川のあれについて話ししたときに、馬見事業靴下組合のところへ抜くという案は示していただきました。これが一番適切で一番いいんじゃないかなと。特に馬見川の水を改修できるというお話で。僕はもうそれが一番よければ、金額的には相当お金とかかるという話を聞いておりました。今言われたが、どういう工法で1,500万ぐらいになんのかというのわかりませんねんけども、ただ僕は、その金額にこだわってたんじゃないんですよ。前から杉原先生の横には馬見川の水を少し抜けるように水路がつくってあるんですよ。そこも利用していただければ前からは僕もお願ひしました。ただそのときには、あかんとか違つて、用地の買収とかいうのもかかわつてくると、その場所で起きたらね。

そういう面で、いろんな面があるということなんですけども、その今言われる1,500万の工法でやつて、言うたら、馬見川から都市下水へ抜いたときに効果があるのか、それほ

どの水を抜けるのか、それとやられるのであれば一緒に2カ所ぐらいをやられて、水の3分の1ぐらいの流れをとってくれるのか、その辺のことをもう一度ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

青木議長 森田都市整備部長！

森田都市整備部長 その水路の方につきましては、N T Tのケーブルの深さの関係にもよりますので、その上に管を入れると、管いうのかそういうものを入れるということになりますので、そのN T Tがケーブルから何センチをあげよという協議の中で話になるか、それによってはその上へ入れる水路の深さも変わってきますので、そこらを実際、N T Tと協議をさせていただく。その前段階として試掘をさせていただいて、実際、現場のN T Tのケーブルが現在の道路面から何センチ下に入っているかというのをはっきりと出していかないと協議もできませんので、それを現在試掘をしていこうということで今段取りさせていただいてるところです。

当初につきましては、下水管のすべて移設してという当初の計画でしたけども、余りにもむだではないかと。そこまですべて最初の県道の中に入ってるN T Tの管がケーブルが高さが決まっていますので、それから上でしか馬見川の水をとることができません。上水しかとることができませんので、ケーブルを動かしてまでとなると、とても5,000万や6,000万の話ではききませんので、そこまではちょっと無理ではないかと。ですので、現在のN T Tのケーブルの上に水路をつくらせていただくということで、馬見川のとる面積がもうある程度固定されてきてます。ですので、都市下水へ持っていく管につきましても余り県道管、本管まで移設をしなくても済むように今、計画をしております。ただ、個々への引き込みについては一部やはり移設しなければどうしても当たる部分がありますので。

ですので、その関係で議員のおっしゃるように、せめて3分の1でもということにはなるんですけども、それは実際の設計が上がってきた中でないとちょっと今、はっきりと答弁はできません。ですので、杉原さんのところに水路はあるんですけども、その水路の下に排水管を入れると、用地を拡幅して云々じゃなしに、現在の水路の下に管を入れる方法もあるんじゃないかと。ですので、そこらを合わさせていただいて、ただ一つの箇所ですべてをクリアするんじゃないかに、何か所かをさせていただくことによって、ある程度水を都市下水へ持っていこうではないかということで今、進めさせていただいてますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

青木議長 次移ってください。12番、吉岡君！

吉岡議員 よろしくお願いをいたします。

それでは2番目の質問に移ります。

2番目の1つ目、商工会のこれからの関係、町長の答弁で本当にありがたいなと思っております。やっぱりベテランで商工会との関係もよく知っておられますので、これからも特に町長部局、また担当部長、森田部長ですね、またよろしくお願いをいたします。

それと今、公園の件ですねんけども、有料化、僕も有料化に反対ではございません。ただ、議員の中でも前からちょっと意見も出ておりましたけども、何とか広陵町の住民、やっぱり無料にできないのかなという気持ち、そういう声が高かったということで思っております。きょう、この答弁書を見させていただいたら、だんだん減ってきたなというようにはありませんけれども、実際、やっぱり僕、竹取公園北側よく通るんですけれども、ふだん前のところに駐車場、バスは観光バス、幼稚園とかの遠足等はたくさん来られてます。ただ、図書館の方へもバス、止まっておるときもようけありますけども、ただ一般の車が少ないなという気はします。土日はやっぱり天気よかったそこそこ入ってきますし、たくさんの駐車場がいっぱいになりますので、できるだけ住民の声、また議会の声も聞きながら、一遍相談しながらゆっくり考えていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。それで結構です。

3つ目の質問も、今年、先ほどもいろいろお話しさせていただきましたけども体育協会の50周年事業に対して協力をできるだけお願いしたいと、教育委員会だけじゃなくて、やっぱり町長、副町長、各本当に体育協会と全く関係なかったもできましたら協力をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

また、議員各位にもいろんな面でご協力のほどをよろしくお願いをいたします。

私の質問はこれで終わります。

青木議長 以上で吉岡君の一般質問は終了いたしました。

しばらく休憩をいたします。

(A. M. 11 : 45 休憩)

(P. M. 1 : 15 再開)

青木議長 それでは、休憩を解き再開いたします。

次に、八尾君の発言を許します。10番、八尾君！

八尾議員 10番議員の八尾春雄でございます。定例議会における初質問でございますので、一言ごあいさつを申し上げます。

私は23年前に広陵町に、妻の実家があるということで転入をしてまいりまして、町民としてはこれで23年になりました。この間、不正腐敗のない過ごしやすい町にするためにいろいろなところで頑張ってまいりましたが、先達ての選挙で今度は議員として住みやすい町にするために力を尽くすと、こういう役割を担う決意をいたしました。我が党日本共産党は、1951年、昭和26年の第2回一斉地方選挙で、合併前の箸尾町で初めて議席いただいてから57年の歴史がございます。8年間の空白がありましたけれども、住民の皆さんの声届けて、しっかりとした活動をしたということやってまいりました。今後ともこの決意に変わりはありませんので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは質問に入ります。6項目ございます。

第1は、旧清掃センター撤去と跡地利用に関する件でございます。

5月9日の全員協議会でもるる説明をいただきましたが、重要なことについてはこの議会でしっかりとご答弁いただくことが肝要でございます。

1番目、工事の安全対策やダイオキシン、石綿等の飛散で健康被害が出ないように、防止をするための方策についてはいかがでしょうか。

2番目、地元住民、各自治会への事前説明と了解を得ることについてどのように取り組んでおられるのか、また、今後取り組もうとしておられるのか、お尋ねをいたします。

3番目、跡地利用の計画と収入見込みについて、土地造成を伴わないやり方で素地で売却した場合に、差し引き4億7,000万円の臨時収入が入る見込みだそうですが、どのような活用方法を考えておられるのか、回答をお願いをいたします。

質問項目の2項目は、後期高齢者医療制度に関する件でございます。

今回、毎日のようにあちこちで悲鳴のような声が言われております。大変大きな問題でございます。この議会では天引きのことについてと健康診断のことについて絞って質問をいたします。

1つは、掛金を年金から天引きすることについて、ご本人の申請があったわけでもありませんし、或いは同意をしてくれというふうに頼んだわけでもないのに、法律で決めたから、或いは広域連合で確認をしたからということになったのでしょうか。一体だれがこういうことを決められたのか。むしろ年金を受け取る権利、生存権、或いは平等権、こういうものに対する侵害ではないかと思われまます。この点について見解を承ります。

2つ目、制度導入以降、4月1日から町役場にいろいろ問い合わせや苦情の連絡やら窓口での対応があったかと思ひます。何件、何人の方からどのような内容であったのか、お示し

ください。

それから、国保の加入者と後期高齢者医療制度の健康診断について、今回法改定がありましたけども、どのような差があるのか、ご回答をお願いします。

3番目でございます。町づくりに関する件です。

各自治会から地区計画の申請がありました。私の住まいしている自治会でも昨年12月の4日に町に申請をいたしております。その後、町の準備や県との調整についての進捗状況はいかがでございますか。また、自治会への中間的な報告だとか調整とかは実行しておられますか、またその内容について。それと、3月議会で、私も傍聴いたしておりましたが、12月議会を目途に条例を提案するというふうに行っておられわけですが、関係のところからスケジュール表をいただいておりますけれども、来年3月の議会での提案というふうに変更しておられます。これは一体なぜなのかということを説明をお願いします。

それから、広陵町開発指導要綱守らせさせるためにどのように取り組んでおられるのか。先ほど吉田議員の質問に対する回答で、フクダ不動産の件が一戸建てということで方向を明確にされたというお話を聞いて、私ほっとしておりますけれども、この件については非常に重要な事項でございますので、なかなか時間もかかりましたので、今後これをきちんと関係者に周知徹底をする方策についてお尋ねをいたします。

3番目に、馬見北5丁目の石材置き場やスクラップ置き場の問題がまだ解決を見ておりません。どのように対応しておられるのかについて回答求めます。

大きな質問事項の4番目、防災センターに関する件です。

この一般通告要旨を提出したのは、私、6月2日の11時7分というふうになっておまして、9日の日の議会開始前に町長さんから重大な変更の中身が明らかにされました。防災センターに関する予算の凍結をしたいんだと、こういうお話でございました。ということで、ちょっとかみ合わなくなりましたけれども、一番重要なことは、財政状況逼迫しているというふうに説明しておきながら、今回、このようないたらくでございまして、一体どういうふうに吟味して、どういうふうに準備されて、どういうふうに手続をしてこられたのか、また計画を凍結したいということですのでけれども、その理由についてお尋ねをいたします。

5月15日の講演で、芦屋市の語り部の谷川三郎さんの講演について、私、本当に感銘を受けました。このことも参考にしながら、今後どのような防災に対する取り組みをされていこうとされておられるのかについて、ご回答をお願いいたします。

大きな5番目でございます。イズミヤの誘致に関する件。

県の許可、国の同意は取りつけられましたか。地権者の同意は得ておられますか。また、どのように説明しておられますか。雇用だとか税収の確保の見通しはどうか。また、近隣住民への説明はどのような内容で、どの程度行っておられますか。車が大変たくさん来ると思います。5,000平方メートルを越えるような大きな店舗でございますので、渋滞対策、それから子供たちの通学路の対策についてどのように考えておられるのか、ご回答をお願いします。

最後の6番目は、ごみ行政に関する幾つかの件でございます。

SSサイズ、10リットルサイズのごみ袋を条例の変更によりましてこの4月1日から販売をする予定になっておりましたが、4月、5月はどうもそれが実現できませんでした。だれがどこでどういうふうに決裁をされたのか、ご答弁をお願いします。

それからごみの分別について、今、分別がきちんとできておられる方とおられない方の格差が相当にあるように思います。特に他の市町村から転入をしてこられた方に対する働きかけ、学習の機会をどういうふうに確保していこうとされておられるのか質問をいたします。

それから、新クリーンセンターは私も行ってまいりましたが、労働環境はなかなか厳しいものがあります。暑さ対策、事故防止についてどのように取り組んでおられるのか、お尋ねをいたします。

以上6項目よろしくお願いをいたします。

青木議長 それでは、ただいまの質問に対して答弁願います。平岡町長！

平岡町長 ただいま八尾議員からご質問ありましたこと、お答えを申し上げたいと思います。

町民として23年になるようでございますが、町のために頑張るという決意をお述べをいただきました。どうぞよろしくお願いをいたします。

このたび6項目のご質問でございまして、順を思って答弁申し上げます。

まず1番、旧清掃センター撤去と跡地利用に関する件でございます。

ダイオキシン類の安全対策であります。解体作業に先立って、まず建物全体のダイオキシン類を除去するため、部屋ごとに負圧機で負圧した後、洗浄水により撤去します。ダイオキシン類が含まれていない状態にした後、解体作業に入ります。したがって、解体による粉じん飛散のダイオキシン類の影響は完全に撤去する方法となっております。

2番の地元説明ですが、事前に調査しましたダイオキシン類の結果内容や敷地外の調査も含め、自治会とは十分協議をさせていただいております。また、管理棟を集会所として利用

いただくことや、環境学習施設の利用、跡地の処分、現馬見南3丁目の集会所の処分等についても協議を重ね、自治会の皆さんにもご理解をいただいております。

解体中の具体的な説明については、業者が決定した後、役場、業者、自治会の三者で今後の進め方を確認しながら進めることとなっています。

3つ目の跡地の素地売却を実行した場合には、ご指摘のとおり単年度に大きな収支差益を生むこととなりますので、当面は財政調整基金への積立金として予算組み入れを予定しています。こうした財源の活用や運営においては、今後の町の最重要、重点施策を優先に、新清掃施設建設事業債の繰り上げ償還金への充当も考慮しながら、中・長期財政計画に反映させてまいりたいと考えております。

2番目の、後期高齢者医療制度に関する件でございますが、保険料を年金から特別徴収することにつきましては、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）でございます。第107条、保険料の徴収方法が規定されており、これは平成18年6月21日に公布された法律第83号により改正された条文であります。

法律の改正につきましては、国において適正な手続を経て定められ、施行されたものであります。国では今、改正案を検討されているところであります。助け合いの仕組みの中で、被保険者の方に保険料負担いただく際の徴収方法を定めたものであり、一方では所得に応じた保険料の軽減措置も講じられていることから、生存権や平等権の侵害とは言えないものと考えます。

次、制度導入以降、問い合わせや苦情の件数はどうなのか、その対処についてご質問をいただきました。長寿医療制度が開始された後の問い合わせや苦情についてでございますが、広陵町においての状況を申し上げます。5月末までの時点で電話や窓口へ来られた方を合わせて約300件の問い合わせと約20件の苦情をいただいております。いずれも個々の被保険者情報を見せていただきながら、丁寧、詳細に説明をさせていただき、ご理解をいただいているところです。

次に、後期高齢者医療制度の健康診断にどのような差があるのかというご質問でございます。国民医療保険と長寿医療制度の健康診断の違いについてお尋ねいただいております。本年度から始まります国民健康保険被保険者を対象とした特定健康診査と長寿医療被保険者を対象とした健康診査のいずれも、受診される際の個人負担金を他の市町村に先駆けて無料とさせていただくことにいたしました。

健康診査の内容の違いですが、国民健康保険の特定健康診査は県内医療機関でお受けいた

だく個別健診と保健センターでの集団健診の2本立てで行います。長寿医療制度の健康診査は、個別健診のみとさせていただきます。健康診査項目につきましてはいずれも基本的に同一で、身体計測、身体診察、血圧測定、脂質、血糖、肝機能の各血液検査、検尿等の検査を行います。身体計測のうち腹囲は国保の特定健康診査のみとなっています。既に生活習慣病などにより医療機関で受診されておられる方は、重複となるためこれらの健診をお受けいただく必要はありません。

次に、3番の町づくりに関する件でございます。

ご質問の地区計画ですが、現在、馬見南3丁目と馬見北5丁目の自治会と調整のうえ、策定に着手しており、12月議会を目途に提案できるよう努力しております。

次にご質問の、馬見南4丁目のマンション建設ですが、先ほど吉田議員にお答えしたとおりであります。あくまで広陵町開発指導要綱を開発業者に適切にご説明申し上げているところです。

次に、ご質問の馬見北5丁目の土地ですが、過去に利用について指導した経緯があり、現在は改善されたと思っています。今後、生活環境への悪影響があれば、改善の指導を行っていきたいと考えています。

次、4番目の防災センターでございます。

防災センター建設についてでございますが、過日ご説明申し上げ、そして山田議員のご質問にお答えいたしましたとおりでございます。見直しをいたしているところです。災害に強い人、強い組織、強い地域をつくるのが大切であります。これらまとめ次第議会にご説明を申し上げ、ご議論願いたく存じます。

次、5番目でございます。イズミヤ誘致に関する件でございます。まず初めの1番、国や県の同意については、さきの山田光春議員の質問でお答えしたとおりであります。

2番の地権者の同意につきましては、5ヘクタールの地区計画地の全員の地権者が借地及び譲渡契約について合意されています。

3番の、雇用、税込通しですが、一般のスーパーセンターの規模として600人のパート及び社員を計画されています。税込については法人税、固定資産税、そして町民税が期待されます。法人税については当年度の法人税の一定割合に対し、本町内で働く社員の数で按分されますので、見積りは極めて困難であります。その他にいろいろな相乗効果として10数社の関連企業や周辺沿道にも新企業の進出が期待できます。

次に4番、近隣住民の説明ですが、地元地区の総会を開催していただき、イズミヤ株式会

社とともに説明会をさせていただきました。今その中での問題点を関係機関と調整の上、解決のため努力をいたしたいと思えます。

5番の渋滞対策でございます。大規模店舗立地法に基づく交通量調査により渋滞が起ころぬよう、進入路の新設や車線の拡幅等を検討しています。通学路については地元で理解を得られる方法で検討しているところであります。

最後の6番目、ごみ行政に関する幾つかの件ということで、ご質問をいただきました。

まず1つ目、ごみ袋SSサイズの販売方法限定に対し、条例違反ではないかとの質問でございます。答弁として、住民の一部皆さんの要望により、SSサイズの可燃ごみ袋を20年4月より販売するに当たり、役場を含む公共施設を販売を行い、6月1日から各販売店で販売を開始いたしました。販売箇所を2カ月間公共施設で試行をいたしましたのは、製作枚数や在庫管理の状況を考慮してのことであり、条例に抵触するものではありません。

2番でございます。ごみ分別について学習会を持つてはどうか、ご提案でございます。答弁は、ごみの分別、減量は大変重要であり、住民のご理解、ご協力により行えるもので、今後広報を含めてPRしていくとともに、学習の機会を設けてまいりたいと思えます。

次、3番でございます。労働環境改善の取り組みについてでございます。作業改善についてはできる限りの改善を行っており、暑さ対策としてはスポットクーラー等を配備しており、常に改善を心掛けております。事故防止につきましては、始業時の確認、特に職員、収集委託業者従業員、シルバー人材センタースタッフ、支援スタッフなどクリーンセンターで働く人の健康状況について確認をするよう努めております。さらに、場内整理整頓、機械操作の研修、点検を行うなど徹底しており、また場内へは大変広い施設ですので、外部からのごみ搬入者等の出入りについても、事故など起きないように厳しいチェック体制の構築に努めているところでございます。以上でございます。

青木議長 それでは、10番、八尾君！2回目の質問を受けます。

八尾議員 2回目の質問を行います。

旧清掃センターの撤去の問題ですが、撤去の具体的なやり方については実際に工事をされる方と相談をするというふうにありますけれども、その中で一つ住民が心配しているのが煙突の問題があります。あらぬ方向に倒れて付近の住宅に被害が出るのではないかという不安の声が聞こえます。これなどはどのようなやり方があるかということを説明をお願いします。

それから、工事着手して必要なデータも確認してということになると思うんですが、もしその途中で何らかの異常数字が出ると。土壌の汚染のことについても調べてみたらいろんな

数字が出てきたとかいうことで、予定外の事態になることも考えておかなければならないと思います。そういった場合に、工事の進捗状況になどについてもきちんと地元住民の皆さんに説明をして確認をして、地元の方がもう心配しなくてもちゃんと大丈夫だ、いけるんだということやっただけをお願いしたいと思います。答弁ではそういうふうにするんだということになっておりますから、確認をしていただければ結構です。

それから、お金の点について分からない点があります。また、おかしいと思う点があります。素地で、造成工事をしないでやった場合に4億7,000万の収益が上がるんだということになっております。全員協議会でそういうふうな資料いただきました。このたび個別資料ということで1平方メートル5万円で、素地で売却した場合には5万円としたという、そういう積算の資料をいただいたわけです。ところがこの中には、造成工事をして売却する場合には8万円ではなくて10万円という試算が載ってるわけです。これを計算をしますと、4億7,000万ではなくて5億2,000万の収益が上がるという計算になるわけです。全員協議会で出された数字とこの個別資料でいただいた数字が異なりますので、一体どれをどういうふうに検討してそのようになったのか、明確にお答えください。

青木議長 答弁。中尾企画部長！

中尾企画部長 お答えいたします。

まず1番目の、解体の中での特に煙突の部分のことをご心配いただいていると思いますが、煙突の倒し方について改めてご説明させていただきますと、いわゆる煙突そのものは根っこから倒してばたんと倒すんじゃなくて、頂上部分から徐々に削っていくという工法になります。したがって、全部煙突の周囲を覆った後、頂上部に人が張りつきまして、各企業で方法は異なるんですが、1つは手作業で取ったがらを煙突の中にほうり込んで、徐々に低くしていくという方法と、もう一つ、コンクリートの専用のカッターで煙突をある高さの分だけ輪切りにしていきまして、徐々に下におろしていくという方法で行います。各社自社のやり方を持っているわけですが、それは提案によって採用させてもらいたいというふうに思っております。ですので、煙突が突然あらぬ方向に倒れるということをご心配いただくなくて結構だと思います。

2番目の、予定外の出来事が起こったときどうするのかということですが、予定外の出来事がないように十分調査をやったつもりですが、万一にあった場合、当然地元の詳細といいますか、その起こった出来事を隠さずに、お互いに信頼関係の中でやっていきたいというふうに思っておりますので、当然そうやりますので、ご心配いただくなくても結構

かと思います。

3番目の、素地の部分でということですが、この資料の部分につきましては、5万円という内容でお示しさせていただいておりますが、全協で申しました部分と若干変わってるんですかね、これは。

八尾議員 全員協議会の7ページです。そこには8万円になっています。

中尾企画部長 はい、わかりました。8万円というのは、造成後、売却したという表の中の8万円ということですね、そうですね。それが25、6万になるんですかね、坪当たり計算しますとね。ただ、この全協の部分の中では、そういう数字をお示しさせていただきましたが、今、完宅と専門用語で呼んでおりますが、完成宅地という形で幾らかということ8万円という、この時点では答えを出しておりました。今、完成宅地の中でどのぐらいするかということは、今大手のデベロッパーさんといいますか、大手の不動産業者、セキスイですとか、大和さんですとか、パナホームさんですとか、近鉄さんですとか、いろいろ各社から事情といいますか、現在の値段と完成した後、あの場所で幾らで売れるだろうかということをいろいろ聞いております。ですので、一番最低のといいますか、値段が8万円から12、3万という各社のいろんな評価が出ております。いずれにしてももう少し売れるんじゃないかというこちらの思惑もあったわけですが、当時は8万円という数字が先行しておりましたが、今現在、最終的にまとまった数字で言いますと、やはり10万円は見込めるんじゃないかなという予想を立てております。ですので、その差額が2万円出ているということでご理解いただきたいと思います。

そのほかには、それでいいですかね。以上です。

青木議長 3回目の質問、10番、八尾君！

八尾議員 3回目の質問。

今のご答弁だと、5月9日の段階の数字と今の段階の数字は変化がありましたと、こういうふうに取りました。そうしますと、差額が素地で売った場合には4億7,000万なんですが、1平米10万円というこの資料によって計算すると、造成して売却の場合の収益が5億2,800万になるんですね。だから素地で売ったよりもそういう10万円というところまで達しているのであれば、造成をして売却をした方がむしろ町にとって5,000万円の収益増になると、こういうことが出てくるわけです。これについては金額も大きな金額ですからきちんとやってもらいたいというのが1つです。

それから、この金をどういうふうにするのかについては、ここの単年度に大きな収益の差

益を生むというふうにあって、町の最重要重点施策を優先にというふうにあります。この間、この議会が始まってからも今、広陵町が抱えることで一番大きな問題は、国保会計の赤字の件ではないのかと。2億4,000万もの赤字を、会計処理によって4月1日時点で既に2億4,000万赤になってるわけです。これをきちんと穴埋めしなければいけないんじゃないかというふうに思いますが、そういうことができない理由があれば答弁をお願いしたい。

従来、町長さんはどういうふうに言っておられたかというたら、町民はすべて国保に入ってますと。社会保険に入ってる人もいれば共済組合に入ってる人もいるんで、そんなことできませんと、こういうご答弁がございました。けれども、国民健康保険は会社退職したら入る健康保険ですし、収入のない方も入ってきますし、それから収入に応じて課税するのではなくて、1戸当たり幾ら、1人当たり幾らというような金額で計算するという、そういう特別の、最後にたどりつく国保であるわけですから、住民にとっても非常に重要な関心があるわけで、そういうふうぜひお願いしたいと思います。どうですか。

青木議長 中尾企画部長！

中尾企画部長 さきの素地で売るよりも完宅で売った方がどうかという部分でございますが、いわゆる完宅で売る場合、いろんな人件費やまた造成に関する設計測量調査という部分の費用もかかってきます。また、それと町で完宅を行う場合には、町でそういう宅地を販売しなくてはならない。自分で言うのもなんですが、そういう職員の素人集団がそういうことをできるかどうかという部分もございますので、これはやはり素地で販売して、しかるべき財源を確保する方が得策だという判断をいたしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

青木議長 吉村住民生活部長！

吉村住民生活部長 国保の赤字に充ててはどうかというご提案をいただいておりますが、やはり国保は国保ということで、さっきのご質問にもお答えしましたとおり、平成20年度から制度も変わっておりますので、そのあたりを見きわめて精いっぱい頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

青木議長 次に移ってください。八尾君！

八尾議員 部長、そんなふうに言われましたが、引き続き取り組んでいきますのでよろしくお願ひします。

質問事項の2番目は、後期高齢者医療制度に関する件でございます。

法律の裏づけを示されまして軽減措置もあるではないかと、こういうふうにご答弁がござ

いました。しかし実際に高齢者の皆さんの声を皆さんは聞いておられないのでしょうか。天引きになって支払いが簡略されて喜んでいる人がいるとかいうお話も出ますけれども、とんでもない認識だと思います。このお金は年金ですから、ちゃんと年金受給者に渡ったうえで、その方の判断で、例えば振り込みがいいのか、それとも自動引き落としがいいのかということの判断をしないと大変なことになる。というのは、やりとりができませんし、これまでだって国民健康保険の場合でも窓口に来られていろいろ相談があつて分割するとか、いろんな相談をしておられると思うんです。そういうことが今度は一切できなくなってしまうと、こういうことなんですね。そういう意味で、国民年金の受給者の平均の方も毎月だとすると4万円台で、年間でも50万ぐらいの方の数字になってるだろうと思うんです。こういう人たちはこれを言うてみたら頼りに、生活の糧にしてやってるわけですから、法律がそういうふうになったんで問題がないんだというようなことだけで済ませてもらっちゃ困るというふうに思います。こういう点で、やっぱり生活権の問題について、町としてどういう認識になっているのか、明確にお答えをお願いしたいと思います。

それから2つ目は、税金を取られるということについて、納税者としてのやっぱり自覚をきちんとはっきりしてもらふようなやり方からいっても、こういう天引きというやり方はおかしいということを指摘しておきたい。特に浮いた年金の問題があつて、この問題がまだ全然解決もしていないというときに、給付は熱心でないのに控除は熱心にやると、こういうちぐはぐなやり方がとられていることについて、関係のところは関係しておられる部局としてどういうふうに認識しておられるのかをお願いしたいと思います。2つ目は以上です。

青木議長 吉村住民生活部長！

吉村住民生活部長 天引きの実態について、担当者としてどうかというお問い合わせでございます。

やはり町長が答弁しました内容と逆行するかもわかりませんが、事務者といたしましては、年金から天引きをいただくことによって、高齢者の方も手間が省ける。更には我々窓口を担当する職員或いは収税を担当するセクション等々の事務経費も、これ考えますと、いい制度になるのかなと思っております。ただ、おっしゃるように、いわゆる年金を受けられてるお年寄りにとっては、何か一抹の不満、そういったものは出てくる部分というのはやむを得んのかなという思いはしております。ただ、この制度がいわゆる国会の場において十分審議、議論を重ねられた中で法律を改正されて、広く年金をいただいております方からいただくんだということになったわけですから、我々としてはその制度を歓迎すると。ただ、今

現在、与党プロジェクトチームにおきまして、いろいろと議論をされているようです。本人の希望によっては普通徴収に切り換え可能ということも出てきております。今後、その動きも見極めながら、広陵町として適切な対応をしてまいりたいと考えております。以上です。

青木議長 10番、八尾君！

八尾議員 3番目の質問で3回目の質問です。

役場に対する問い合わせが何件あったかについて300件もあったということで、大変な数字でございます。住民がこれほど多くの問い合わせとか、或いは20件の苦情ということで、こんなことはもうかつてないことではないかというふうに私は思います。現場を預かる者として、やっぱりそういう住民の厳しい実態、この制度に対する反発の声を、困るんだと、生活にかかわって困るんだということをちゃんと役所の中でもきちんと周知していただかないと、今後の行政の進め方についてですね、生活が困ってる人がおられたら役場に行ったら相談したらいいよということもなかなか言えなくなりますからね、そういう点で改善をお願いしたいと思います。

75歳という方は昭和8年生まれでね戦争で苦勞した人ですから、私らが75に達した人とまた状況が違うんだということも踏まえて受けとめていただきたいと思います。その指摘だけして、次の質問に移ります。行っていいですね。

町づくりに関する件でございます。

当初、いただいた資料ではですね、3月議会を目途に条例提案をするというようなスケジュール表が出てきまして私びっくりしましたけども、今、ご答弁いただいた中には、12月議会を目途に提案できるように努力するということになりましたので、大変ありがとうございます。是非その線をお願いしたいと思います。

それから、フクダ不動産の件は、やはり町がこの開発指導要綱についてきちんと守れということを最後まで言ったと。途中でどうも相手の側に誤解を与えるような言い方だったのではないかと思われる節もないわけではありませんけれども、結局こういう形で進んでいくということについては、住民としても大変喜ばしいことで、よく努力していただいたということで感謝申し上げたいと思います。

先ほどの吉田議員の質問に対する答弁の中で、地元の方にはまだそのことが伝えられてないということで、私、自治会長さんからは、いや、あれ以来フクダ不動産、何も言うてけえへんからどうなってるのかと、もう土地を転売されてまた一からやり直しせなあかんのちやうかと、こんなお話もありましたので、きちんとそのあたり、状況について地元の方に、

含めてきちんとやっていただきたいと思います。

それから、馬見北5丁目の石材スクラップ置き場については、石材置き場は住民がまだ一人も住んでいないときからずうっとおられまして、それで中身をちょっと言いますと、大型のトレーラーで石材を運び込んだり、それから夜の10時以降についても、夏の暑いときなど大声を出して作業をしていたりとか、本当に困ったやり方です。このことについては地主さんは、スクラップ置き場もそうですね、地主さんは同じ同一の方でございますから、町の方でやっぱり率先してですねこういう一戸建ての土地にこのような露天のとはいえ、こういう不適切な使い方についてはやめるようにという指導をですねきちんとやっていただきたいと思いますが、やっていただけますか、その点お尋ねしておきます。

青木議長 森田都市整備部長！

森田都市整備部長 住宅地ですので、やはり住宅地の中にこういうものがあるということは問題はあろうかと思えますけども、今すぐこれをどうせえこうせえということは、ちょっとなかなか相手方のこともありますので。ただ、付近住民の方に迷惑のかからないようには町として所有者に対してそういう指導はさせていただきたいと思えます。

青木議長 10番、八尾君！

八尾議員 3回目の質問です。

広陵町は奈良県の中でも人口が増えている数少ない自治体の一つでございます。図書館の貸し出しの件で他の市町村の方の利用を断ってはどうかという議員からの質問もありまして、私はちょっと意見を異にしまして、むしろ周辺の図書館にもお世話になったことだし、また来ていただいて、広陵町のええところをしっかりと認識していただいたらどうかと。そういう意味で今回の町づくりの問題をめぐる地区計画のことについても、それから集合住宅の建設の問題についても、広陵町は歴史的経過踏まえて町の方がしっかり住宅環境を守っておるんだということが言えるようになれば、私らでもちゃんとお友達来てよというようなことも言えるわけですから。

そして今度、清掃センターの跡地についても、指導要綱をきちんと守れということが1つ、それから南3丁目で作成されている地区計画についても、これも守りなさいということを前提にした販売にしていると、こういうことですから、非常に理屈が整然として整っているというふうに私は思っております、非常に感謝いたしております。そういう点で、自治体の長としてこういう町づくりのことについて、今後そういう点でどういうふうに取り組まれるのか、決意を一言お願いしたいと思います。

青木議長 平岡町長！

平岡町長 広陵町のまちは皆さんとともにやっぱり考え合わせて進めていかなければいけないと思います。多くのご意見を取り入れながら、健全な環境のよいまちづくりを進めたいと、そのように思っています。

青木議長 10番、八尾君！

八尾議員 質問事項第4の防災センターに関する件について2回目の質問をいたします。

9日の議会開始前の町長のごあいさつでは、当初5億3,000万の予算を計上しておいたんだが、その後3億円の追加の費用がかかるということがわかったということも、この判断をされた一つの根拠に上げておられました。そうすると一体、これはどういうことになるのかと。国に対して助成金をいただこうと、こういうことで申請をする際に、一体3億円かかるということ認識しないまま申請されたのか、申請自体が非常に遺漏があったと、いいかげんだったんじゃないかというふうに思っております。議員のところには匿名ですけども手紙が届いておりまして、財政が厳しい折に5億3,000万ものお金をかけて防災センター建設するということが本当に必要なかどうかということで私のところにも手紙がありました。防災センターを建設すること、それ自体について私、反対を唱えるものではありませんけれども、先達での語り部の谷川先生のお話も参考にしながら、いざとなったら役場の職員は助けに来ませんよと、地域の住民のリーダーの方が結束をしてやっていただくということが非常に重要ですということもおっしゃっていただいておりますので、そういう点この防災センターを予算提案されるときの準備段階が果たしてどうだったのかということについて、きちんと説明をしてください。

青木議長 平岡町長！

平岡町長 準備段階はどうだったかということでございます。基本的にはすべてクリアできるように、十分協議をして県や国と進めたわけでございます。ただ、先進自治体を見てまいりますと、いろんな装置、システム、またいろんな体験する機能が数多くあるわけでございまして、これは任意でございまして、こうした機器を整備することが、一番中枢センターとしては好ましいと、こういう指導があるわけでございまして、当初はこういうものはもう置かないという考え方で進めておったわけでございます。しかし、だんだんと国の方ではそういうように指導してくるわけでございまして、また防災機器メーカー等も、広陵町が施設整備をされるということになりますと、どんどんとセールスがやってくるわけでございまして、だんだんいいものにしようという気運が高まってまいります。しかし、基本的には中枢セン

ターも必要だが、やはり地域の強い災害に強い地域づくりをしていくことも、これも併せて考えなければいけないということで、どちらが先にするか、並行してどう進めるか、こういう岐路に立たされたわけでごさいます、今回、まず地域の整備をしていこう、そして役所の人的財産をしっかりと養生していこうと、こういうところに見直しを進めているものでございます。

青木議長 10番、八尾君！

八尾議員 その後、予算を凍結をとということで、時間を欲しいということでございますので、ぜひ指摘したことも踏まえまして、また今ご答弁いただいたことも踏まえまして、きちんとしたまた計画を提案いただきたいと思います。

質問の5番目に行きます。イズミヤの誘致に関する件でございます。

税収の見込みだとか難しいとかいうこともありますけれども、地域の近隣の方には期待もされているということで、いいこともたくさんあるわけです。その中で、3月だったか12月の議会答弁でも、メリットとデメリットがあると、こういうことも町当局も言っておられました。それで、気になる点を3つ質問をさせていただきます。

1つは、水害の問題でございます。安部新田を通過する尾張川は、これまでも水害の危険が多いところでもございまして、今回東側に新しい尾張川を掘っておりますけれども、その新田の中のお宮さん、金山彦神社とか書いてありましたですけどね、あそこで大和高田から北上してくる水と南郷池から来る水がそこでぶつかるわけです。この南郷池から来る水が非常に勢いがありまして、高田からの水を逆に南の方へ追いやるようなそんな勢いがありまして、この水漬きということが非常に大きな課題になっております。付近の住民の方も一体これがどうなるのかということで不安がっておられるわけです。この水路について、今、どういう進捗状況、どういう方向で進んでいるのかについて、お答えをお願いいたします。

それから2点目は、人と車の流れがどうなるのかという点でございます。大型店舗ですから、幹線道路から店舗駐車場までの道路がどのようになるのか、付近は本当に大変な渋滞が予想されます。例えば、中和幹線を東側に行って神座を過ぎて左に入ると、こういうことになるだろうと思うんですね。ところが渋滞をいたしますと、神座のまでのところの中和幹線にずらっとこう並びまして、その中和幹線を左折しようという車などは恐らく難しいのではないかと思います。それが実際にはエコール・マミの開店のときの特売価格を目当てにして消費者の方がたくさん来られました。だからそういう土曜、日曜の非常にお客さんの多いとき、それからとにかく開店のときだとか含めまして、非常に渋滞が心配をされます。具体的

にどういふことを考えて渋滞を緩和しようとしておられるのか、対応策を教えて、ご答弁をお願いします。

それから、子供たちの通学路についても不安があります。新田の中に角っこのところに福寿建設さんという会社がありますけれども、その前の南北に走っている道路は、今回の計画によって道路でないようにしてしまう、潰してしまうと、こういう計画なんですね。ということで、福寿建設まで子供らが来たら、そのまま左折をして、それで大和高田・斑鳩線を渡った方が一番学校に行くには近くてよろしいわけです。ところが説明会に出られた住民の方は、町の方では、そうすると神座のどこの大きな交差点の信号から、その新しい信号があって、また次信号があって、渋滞がまたかえって逆の傾向になるんじゃないかということがあって、反対側ですね、福寿建設さんから一旦東側に抜けてましてね、それで遠回りをしていけると、こういう計画があるんだそうです。これは子供たちがどういふふうに通学するかって、非常に保護者の方も関心を持っておられますので、解決方法はいろいろやり方があるだろうと思いますけれども、どういふ方向で詰めておられるのか、お尋ねをいたします。その3点です。

青木議長 中尾企画部長！

中尾企画部長 お答えいたします。

水害の部分でございますが、今、ご質問のとおり尾張川が大きな雨のときに氾濫をする危険がある川でございますし、今現在、新田の村の東側を新しい尾張川として今つくられております。平成20年度で最終の工事としたいというふうに県の方は言ってくれてますので、それを期待しているところです。20年度になれば新しい河川ができると、20年度の終わりにはできるという予定にはなっております。流域につきましては、西から来る水路については、高田市区域内の高田川から出発をしておりますし、南側は同じく高田市のあれは曙町ですか、その辺まで上流があるという、割と流域の長い水路でして、それなりの水が来るわけです。新しい河川によって解消できると思います。ただ、それだけじゃなく、今ある河川を新しい河川に置きかえるということだけではなく、敷地内に新しい水路を三面張り等新設するという計画をしておりますので、今度は新しい水路と新しい河川と2本立てになるという形で排水対策をしたいというふうに思っております。

2番目の、人と車の流れということでございますが、これも申すまでもなく、調査と、今、交通量調査は終わりましたけども、いろんな想定をいたしております。基本的にはイズミヤさん店内から入るのに右折は絶対避けようという、特に県道からの右折は避けるという基本

をとっております。左折で帰るといふ形にしようといふふうに思っております。それと中和幹線からご来店のお客さんにつきましては、東から来る人も西から来る人も、全部、いわゆる今、先ほど説明しました新しい河川の東側に新しい町道を新設してもらいまして、これは企業側で設置する道路なんです、県道の道路のサブの進入路として新しくつくると。中和幹線からの人はそちらのルートを通って店内に入ってくださいという今、基本をつくっております。

それと通学路の件でございますが、これは過日、地元で説明いたしましたところ、いろんなご要望も出ております。遠回りというお話でございますが、今の状況で通っていただくよりも、今、説明にありました、サブの新しい道路を使っただいて、大きな道路を通っていただけないかと。また、今、区域の北側に新しく歩道を設置しよう。いわゆる農免道路という町道があるんですが、区域の北側を隣接している道路なんです、その道路に新しく歩道をつけようということも今、考えております。ですので、多少遠回りになるかもわかりませんが、歩道のある通学路として通っていただく方が安全ではないかなというご提案もさせてもらっております。

また、地元の強い要望でもありますように、先ほど言っておられます、福寿建設さんのところから西側へ行くルートも考えられるわけですが、そこで信号をというご要望も聞いております。もちろんこちらの方も香芝署内にまいて信号が可能かどうかという協議はもちろんさせていただいております。ただ、前後の町道の幅員が狭いということもありますし、県道における信号の位置を考えれば、その南北の信号の信号間の距離が非常に切迫しているという部分もありまして、香芝署の方では今、ちょっと検討をさせてくれという話になっております。今、その返事を待っているところでございますが、いずれにしても交通の支障がこない、安全な形態になるということの基本にして進めてまいりたいというふうに思っている次第でございます。以上でございます。

青木議長 10番、八尾君！

八尾議員 いいですか。時間配分ね。じゃあ6番目に行きますので、済みません。

SSサイズの袋の件は、条例違反ではないというふうに返事がありましたけど、私はそうは思いません。条例に4月1日からやるというふうにして書いてあるんだから、ちゃんと受けとめていただかなければ困ります。この点で答弁をお願いします。

それから、クリーンセンターを訪問して実際の作業を見せてもらいましたら、ありとあらゆるものが入ってございました。容器包装プラスチックの中にいろんなものが入ってござい

た。学習の場ということですから学習会もお願いしたいと思います。

それから、最後に済みません、もう一つ。

青木議長 いえ、残念ですが、定められました時間がございますので……。

八尾議員 残念ながら。そうですか。労働環境についても質問しようと思ったけども、以上です。

青木議長 それでは以上で八尾君の一般質問は終了いたしました。（拍手）

それでは次に、山田美津代さんの発言を許します。11番、山田美津代さん！

山田美津代議員 こんにちは。11番、山田美津代です。皆様初めての質問で大分緊張しておりますが、傍聴の方もおられますし、張り切って質問いたします。

私は、選挙期間中、暮らし、子育て、食べ物の3つの安心について訴えてまいりました。そのことを中心に質問いたします。

まず1番目は、軽度生活援助事業という住民に有益な情報は広報に載せるとか高齢者にもわかりやすい方法でお知らせするべきではということですが、「みんなの安心介護保険 わかりやすい利用の手引」という、こういうパンフレットがあるんですね。その中で、介護保険地域医療支援事業以外の高齢者施策、軽度生活援助事業、自立生活支援ホームヘルプサービス、自立生活支援ショートステイ、寝具洗濯乾燥等サービス事業、訪問理美容サービス事業、緊急通報システム事業、家具転倒防止金具等取り付け事業、入院見舞金の支給というふうにあります。その中で今回は、軽度生活援助事業ということで、このことについて質問させていただきます。

このパンフレットは全世帯に一度配布されたと思いますが、このような町民に有益な情報は1回限りにしないで、広報などに載せるとか、もっとわかりやすい方法でお知らせするべきではと思います。広報で何回お知らせいただきましたか。ホームページとかにはありましたが、ホームページを検索する高齢者より広報を見る方の方が多いと思います。

済みません、1つ言い忘れました。軽度生活援助事業の内容ですけれども、軽度な日常生活上の援助を必要とするおおむね65歳以上の在宅のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯を対象に生活援助員（広陵町シルバー人材センター）を派遣し、日常生活の援助を行います（この事業は介護保険法のサービス対象とならない援助行うものです）。利用者の費用は、原則1割負担、利用限度は1世帯当たり1カ月当たり20時間以内となっております。こういう事業内容になってました。

2つ目に移らせていただきます。2つ目は、妊婦健診の充実と広陵町で安心して産めるよ

うに産院の誘致をということで、ガソリンが上がり、食品が上がり、生活がとても大変なとき、妊娠されたお母様方は健診料が5,000円、7,000円、時には1万円ととても高く、健診を受けたくても受けられない状況があります。今、広陵町は3回無料ですが、国は14回必要と通達が出ています。是非少子化対策の意味でもこの14回まで無料を実施していただきたいと思いますが。また広陵町は15町の中で一番人口の多い町ですが産院がなく、出産をしようと思うお母さん方は大きな不安を抱いております。悲しい事故を起こさないためにも、産院を誘致して町民の不安を解消するのが行政の責務だと思います。町長はどうお考えでしょうか。

3つ目は、竹取公園の駐車場を無料にということで、午前中の吉岡議員は有料化、以前は賛成だったが、選挙で町民の声を把握され、率直に態度を訂正されたのは、勇気ある行動ですばらしいことだと思います。町長は答弁で、有料化を理解されてると言われておりましたけれども、実情を把握されていないのではないかと思います。

私、先日、土曜日、図書館と公園に聞き取り調査に行ってみたのですが、図書館側は7台とまっていた。図書館の駐車場は図書館法で無料なので、図書館を利用して公園行かれる方などが置いたまま公園に行かれたり、利用しない人でも止めたりして、図書館利用の町民の方から抗議の声が図書館にたくさん寄せられて、対応が大変な状況と言っておられました。また、公園側は25台止めてありました。何組かの親子連れの方にお聞きしましたら、町外の方が10組でした。郡山とか桜井、生駒、橿原、国分、三重からなども来ておられました。丘陵公園に止めて来ている組がその中で4組ありました。町内は2組でした。町内の方は歩いて来ている。来る回数は無料のときより大分減った。税金払ってるのに有料化になって怒っている。小さな子供2人を連れて荷物を持って歩いていくことは大変だから、車がないと行けない。だから今は友達と相談して、無料の時計台公園に行くようになった。久しぶりに来たら土曜日なのにこんなに人が少なくてびっくりした。前より寂れてきているのをどうにかしてなどなど、町民の方の声です。町はもっとしっかりこういう声を聞くべきです。土曜日で図書館側7台、公園側25台、図書館の駐車場はいっぱいでした。雨の日、真夏、真冬、イベント時は無料ですが、それ以外の日だけの収益を得るために町民に負担をかける意味があるのでしょうか。今は20万人と言われてましたが、年間30万人の利用が過去にあり、53億円もの税金を投入したのにこの有料化で寂れていくのを食い止めるため、町民だけでも無料化に戻し、何回も来てもらい、公園の賑わいを取り戻すことをするべきではないでしょうか。

また町長は、常に人にやさしい、人がやさしい広陵町と言っておられるそうです。そういうことを目指すのなら、障害者の方は今は半額ですが、無料にすべきではないでしょうか。

4つ目は、通学路の安全確保について。

平尾618-1の牛乳屋さんと683-1、マージャン店の間の馬見川の角が通学路なのに蓋もなく、ことし3月、自転車に乗った子供さんが落ちて近所の人に助けられたことがあり、以前から何人もの人が落ちてると村の方も言われてましたので、大変危険な場所です。町はその事実を知っておられますか。すぐ蓋などで安全対策を講じてください。

5番目の質問です。学校給食に地元の安全野菜を。

先日、私は孫の給食試食会があり、若いママさんにこのばあばがまじって参加してきましたのですが、献立はパンとヒジキのサラダ、ナポリタンと牛乳でした。量もたっぷり、満足感もあり、もちろん栄養面も考えられて、大変満足してきましたのです。月3,700円の給食費、年間予定回数182回、1食当たりの単価220円の枠の中で、おいしく栄養価もあり、子供も満足する給食づくりは大変なことは主婦ならよくわかります。この物価高の中、教育委員会も大変努力されておられることは栄養士の先生のお話からもよく理解できましたし、教育長が先日、自校方式がよいとおっしゃられて大変評価はしているのですが、昨年6月、寺前先輩議員の質問に、教育長は、タマネギやジャガイモなどはしお元気村からの入荷も視野に入れて学校食育推進委員会にも諮ってまいりたいと答弁されておられます。いつから実現するのでしょうか。

また、今、チンゲンサイ、コマツナ、ホウレンソウ、またナスなど取り上げられておりますが、さらに拡大する方向での取り組みはありますか。

6番目の質問です。後期高齢者医療制度の説明会の開催について。

先日、全員協議会の最後10分間で吉村部長から後期高齢者医療制度でここがよくなるという説明を受け、その後の話でも町民は、先ほども言っておられましたけれども、天引きされて便利やと喜んでおられると言われてました。山口の補欠選挙、沖縄の県会選挙と与党がいずれも負けました。原因はこの後期高齢者医療制度と言われてます。それほど日本中の高齢者は、75歳でくくられた、今まで働き詰めで働いてきて収入は年金だけが頼り。その年金は宙に浮いたままでいい加減。年金は上がらないのにこの制度の保険料だけは2年ごとにしっかり上がる。今、軽減されても先で保険料が上がればもっと困ると怒り心頭です。選挙戦の中で、必ずお年寄りの方に言われたのが、この制度、やめさせてやという切実な訴えでした。また、この制度廃止の署名で1軒1軒回りましたが、断られたのは60軒で1軒だけ

でした。ほっぺたひっぱたいてやりたい、天引きに怒ってる、お金ないのに困る、何が天引きが便利で喜んでいるものですか、もっと直接多くの町の高齢者の声を聞いて、どういう制度内容か取り入れた自民党の議員まで制度の内容をよく知らない、わからないと言っているのですから、高齢者の方がわからないのは当然です。大字ごとに説明会を開いて怒りの声を直接聞くべきでは。その中身も、厚生労働省の資料だけを使うのではなく、奈良医師会の会長などの説明も入れたわかりやすい内容でしてください。

以上6項目です。町民の立場に立った答弁をしてください。よろしく願いいたします。

青木議長 それでは、ただいまの質問に対し、答弁願います。平岡町長！

平岡町長 山田議員の質問にお答えを申し上げます。

町民の立場に立った生活者の声ということで、しっかりととらえての6項目、ご質問でございました。

まず初めの、軽度生活援助事業は、在宅のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯でおおむね65歳以上の方を対象として、シルバー人材センターの会員による室内の整理、清掃や洗濯、買い物などの軽度な日常生活上の援助を安価で提供させていただいています。要介護状態の進行を防止し、要介護者等にあっては介護保険法の対象とならない部分の援助を提供することにより、心理的な孤立感や不安を和らげ、より自立した生活が営めることを目的としております。平成18年度は利用件数80件で、平成19年度は103件の利用件数であります。町が実施する介護保険のケアマネージャー会議や民生児童委員協議会定例会の場で、本町の高齢者施策を説明させていただき、地域等でのPR等に努めてもらっているところであります。

平成15年度からの制度で、従前、広報にも掲載し、町民の方々に広く周知させていただいた経緯があり、これからも引き続き機会をとらえて広報等で幅広く周知に努めてまいります。

2番の、妊婦健診の充実と産院の誘致についてでございます。

妊婦健康診査の公費負担につきましては、厚生労働省の通知では、妊婦が受ける健康診査は14回程度が望ましいと考えられており、これをすべて行った場合、約1,800万円の負担となります。県内の市町村におきましては、今年度から19団体が5回の費用負担を行っておりますので、本町におきましてもまず5回を目標として財源の確保に今後努めてまいりたいと考えております。

なお、国及び県に対し、十分な財源措置の要望もしてまいります。

次に、産院の誘致についてお答えします。産婦人科医は過酷な勤務と訴訟に発展するリスクの大きさから、医師不足が深刻な問題となっております。奈良県では、県立医科大学における医師の養成や修学研修資金の貸し付けにより医師の確保を図っておられます。

本町におきましては、まず、奈良県に対しまして医師の確保や養成を進めていただき、医師不足で現在診療休止中の医療機関の診療を再開されることを引き続き要望してまいります。また、本町に助産院の建築が計画されていることを伺っており、心強く思っているところであり、実現のために町も支援を惜しまないところであります。

次に、竹取公園の駐車場を無料化にというお声でございます。

ご質問の、竹取公園駐車場ですが、有料化を実施するについては、議員皆さんに議論をいただきながら踏み切ったものです。ご理解賜りたいと存じます。

また、公園が寂れるのではとのご心配ですが、馬見丘陵公園との相乗効果を図りながら、より多くの皆さんにご利用いただけるよう、管理運営に努めてまいります。

なお、2010年には馬見丘陵公園北エリアを主会場に、全国都市緑化フェアが開催される予定です。本町も竹取公園を含めた多くの歴史、文化、産業、風土、そして人にやさしい緑を大切にする町の絶好のPRに努めてまいります。議員皆さんと心を合せて取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく願いしておきます。

次、4番目でございます。通学路の安全確保についてでございます。

ご質問の馬見川の通学路の安全対応ですが、平尾区、町、そして県の三者で現地確認をしましたが、柵をすれば車両の通行に支障があるとのことで、地元区の詳細が得られませんでした。再度平尾区と協議を行い、安全対策を講じていきたいと思っております。

次、5番目、学校給食に地元の安全野菜をとということでございますが、これは教育長がお答えをさせていただきます。

6番、後期高齢者医療制度の説明会を開催せよというご質問でございます。

長寿医療制度が始まることにつきましては、既に広報や折り込みチラシ等で十分周知や説明をさせていただいてきたところであります。今までのお問い合わせの内容から、長寿医療制度の対象となる方が求めておられるのは、制度の仕組みよりも病院にかかったときの負担額がどうなるのか、保険料は幾らになるのか、今までの国民健康保険税と比較してどうなのか、なぜ制度改正により自分にとって何がどう変わるのかという具体的なことを求められておられると感じております。

つきましては、種々のお問い合わせをいただいた際には、今まで同様、その方の被保険者

情報を確認しながら具体的な数字を示し、詳しく丁寧に説明させていただくことが、きめ細かな対応となるのではないかと考えております。

以上のおりでございます。

青木議長 安田教育長！

安田教育長 山田美津代議員の質問事項5、学校給食に地元の安全野菜をというご質問についてお答えいたします。

現在、学校給食の食材につきまして、地元野菜の導入はご承知いただいておりますように、丸広出荷組合からチングンサイ、コマツナ、ホウレンソウ、ナスの4種類だけを購入しております。学校給食は必ず加熱して子供に提供するため、取り扱う品目も限られてまいります。新鮮な野菜という観点から、一般には生で食する方がおいしいトマトやキャベツ、キュウリなども、加熱するとせっかくの鮮度が薄れてしまいますし、また、給食に使う食材は購入数量も多く、なるべく長期に作付できる野菜を望んでおりますので、これらに見合う野菜があれば拡大も検討したいと考えております。以上です。

青木議長 それでは、山田美津代さんの2回目の質問を受けます。

山田美津代議員 軽度生活援助事業の普及についてのご答弁いただきましたけれども、老人クラブや有志の会とか民生委員会、また月1回行われてる区長会、自治会長会とか、またさわやかホールで月1回の各大字の老人会とかでお知らせするとか、考えれば方法は幾らでもあると思います。ある65歳のご主人と2人で生活しておられる町民の方が、お体の調子が悪く、家事の援助をしてほしいとシルバーの方に電話したところ、この制度を教えてくれた。手続しようと健康福祉課の方に資料をもらいに行ったところなかなか出してくれず、説明も積極的ではなく、疑問に思うほどだったと言っておられる。なぜこんな町民にとってよい制度なのに、広く知らせることをしていないのでしょうか。103件あると言っておられましたけれども、もっともっと知らせる方法をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

青木議長 池田健康福祉部長！

池田健康福祉部長 この制度は、ご存じのように町単独の事業として今、実施しておるわけでございます。町長が申しましたように、広報等にも周知をして、もう、平成15年ですから5年ほど経過するわけで、私ども十分周知はできておったかなというふうな思いをしておったわけですが、今、議員さんからそういう質問がございましたので、さらに老人クラブとか、また今ご提案いただきました方法で周知を図ってまいりたいと、このように考えてお

ります。十分に個々に説明をする方が一番いいのかなと思うんですけども、ただ、周知の方法も広報等でも十分にご理解できるかなというふうな問題もございます。地域でいろいろとそういうふうなことで申し出がございましたら、町も出向いてご説明をさせていただきたいと思っておりますので、その点もよろしくお願いいたします。

青木議長 山田さん！

山田美津代議員 高齢者の方を取り巻く環境はとても厳しい。今、予算もわずかしかかかってないと思いますから、町が責任を持って町民に積極的に説明すべきではと思います。また、介護保険による利用制限も強められて困っている方もいらっしゃいますので、この制度を利用することで、掃除をしてもらったり、買い物に行ってもらったり、かなりカバーでき、とてもよい制度です。町が徹底的に知らせる努力をするべきではと思います。シルバーの子育て支援事業をこれから広報などでお知らせすると聞きましたが、この事業も何度も何度も載せて広く普及してもらいたいと思います。また、一度この制度をお使いになった方は、高齢者にとってよい制度だから、何度でも利用されると聞いております。区長・自治会長会、老人クラブや有志の方の集まりなどで、出前っていうんですか、出張っていうんですか、そういう今ご答弁いただいたやり方で必ずお知らせいただけますね。再度ご答弁お願いします。

青木議長 池田健康福祉部長！

池田健康福祉部長 申し出がございましたら、地域にまわりまして十分なお説明をさせていただきまして、制度を大いに理解していただいて、利用していただくのが我々の本意でございますので、議員におかれましては周知の方、よろしくお願いをいたします。

青木議長 11番、山田さん！次に移ってください。

山田美津代議員 わかりました。

妊婦健診の充実と産院の誘致をという2つ目の質問に移ります。

平成20年4月現在の公費負担の状況ですが、先ほど町長も述べられましたけれども、多いところでは滋賀県が10.7回、福島県で10.8回、奈良県では3.8回、平均5.5回。市町村では奈良市5回、大和郡山市5回、斑鳩町5回、曾爾村5回、明日香村5回、吉野5回、大淀5回と、5回実施が19市町村、平均3.79回ですから、5回実施していただけるっていうのは、ある程度平均にはなると思うんですけども、この広陵町は就学前までの医療費無料化、特に歯科まで無料という、他市町村にない町民のためになる施策が実施されていて、福祉の面で評価が高いのが誇りです。ぜひ14回無料化を他市町村に先駆けて実施するために計画を立てて取り組んでほしいと思います。

また、2007年8月の「NHK関西クローズアップ 奈良県お産の危機について」という放送の中で、町長も医師不足というお話されておりましたけれども、奈良県南部のお産空白地、県の面積の6割に産科医が一人もいない。年間推定400人以上の女性が自分の町で子供が産めない。奈良県立医大では5年でお産が40%増、一方医師は半数に減少等々。しかしこの事態に対して、奈良県医療審議会産婦人科医療部会では、出産を安全にするためと医師の負担を軽くするために、産科の集約化を行うというのです。集約化というのは2つか3つの病院から産科医を引き揚げ、1つの病院に集めるということです。そして生駒、奈良、天理、県立奈良医大に4つの拠点病院をつくるというのです。少なくともあと15人の医師が必要。そのために県内の医師だけではならず、県外からの医師を確保しようとしているということです。しかし、奈良県の産科医の報酬は少なく、全国的に見てかなり安く、まだ2名しか確保できていないということです。このことは中南部にお産する場所について全く考えていないことが問題となっております。

高田の市立病院はいっぱい、里帰り出席は受け入れてもらえません。香芝の林産婦人科も患者さんいっぱい増設されました。広陵町の妊婦さんは一体どこで産んだらいいのでしょうか。この大きな不安の解消のために助産師さんのそういう計画は支援されると言っておられましたけども、町としても産院の誘致をこの広陵町で取り組んでいただきたいと思います。ご答弁をお願いします。

青木議長 池田健康福祉部長！

池田健康福祉部長 今のご質問にお答えをさせていただきます。

現実、今5回というのが厚生労働省の方から財源措置も考えてるということでお示しをしています。14回というのは国が望んでいるというふうな状況でございます。すべて財源措置はできておらないというのが現状でございます。厳しい財政状況の中で、本町が独自の拡大、要するに5回以上ということについては、非常に困難なことだと思います。どこでも安心して妊娠出産ができるためにも、自治体の格差のない全国统一した公費負担で、回数、財源措置をやはり国の方に要望してまいりたいと、このように思っておるわけでございますので、議員におかれましても、議員の政党からも強く政府の方に要望していただきたいと思います、このように思っておるところでございます。何せ業務は増えておるんですけども、財源が伴わないというのが今の地方の実態ということで、ご理解を願いたいと思います。

助産院の誘致の件でございますが、町長も申しましたように、医師不足というのが非常に全国的になっておるわけでございます。私も2006年の医師のデータを調べました。そう

すると、ドクターの数は26万3,540人おられるわけです。そのうち産科の医師は全国で9,919人、奈良県におかれましては1%程度で93人というふうな現状でございます。全国の下位レベルというふうなことでございます。県におきまして、医師の確保のためにいろいろな施策を進めていっておられるわけでございますので、まずは医師確保をお願いしたいと県の方に要望してまいりたいと、このように思っております。そういうところで進めていきたいと、このように思います。

また、助産院につきましては、町長が答弁したように、支援をさせていただくということでご理解をお願いしたいと思います。

青木議長 11番、山田さん！3回目の質問ですよ。

山田美津代議員 財政が伴うということですが、今時点で予算600万ですが、6回にすると1,200万ですね。15回で3,000万で実現いたします。大幅にふやすべきだと思います。広陵町人口増えてまして、若い世帯が増える町にすると、広陵町の町が活性化すると思います。聞くところによりますと、香芝・広陵の開発が進んでいたとき、学童保育の取り組みが香芝が一步先んじて、若い人が広陵より香芝に移り住んだときがありました。町の活性化のため、少子化対策のため、若いお母さん方のために大幅に予算増やしていただきたいなと思います。

産院の方は医師が確保できたら進めていきたいということですので、確保できたら是非産院誘致をよろしく願いいたします。

青木議長 答弁よろしいですか、答弁どうです。

山田美津代議員 その予算を増やしていただくってということでどうでしょうか。

青木議長 池田健康福祉部長！

池田健康福祉部長 現在、20年度におきましては本町は3回、非課税者の方については5回というふうな施行をしております。これにつきましてもやはり5回というふうなことに、まずは目標を持って、それに財源を確保して努めたいということでございますので、その点をご理解願いたいと思います。

ただ、医師確保はしたから産院の誘致ということでは私は答弁しておりませんので、その点だけのご理解願いたいと思います。

青木議長 11番、山田さん！次の質問に移ってください。

山田美津代議員 次の質問させていただきます。

竹取公園の駐車場のことなんですけど、五位堂の駅前の駐輪場は香芝市民は広陵町民より

安い。税負担をしている町民を無料にするのは当然だと思います。せっかく近隣もうらやむ公園を持ちながら、町民の声を聞かず有料化を続けるのはおかしい政策だと思います。300万の収入のために、町民だけだともっと少ないですけれども、この300万の収入のために町税を払っている町民まで有料にするのは、町民の犠牲が大き過ぎます。

また、町外の多数の人は、緑が多く、遊具が豊富で魅力と言っておられました。町外の人にもっと利用してもらおう手だて、例えば公園内にある販売施設の活用はされておられますか。売り上げは無料時の半分に減ったとお店の方は言っておられました。この半減した原因をどう考えておられますか。公園の利用者が減ったからとしか思えません。また、朝市のシルバーの方も、車をとめるところがなく、お客さんが少なくなり困っておられます。

こういう施設をたくさん来ている町外の人にもっと利用してもらい、広陵町にお金を落とすことによって真剣に取り組まないと、多額の税金を使った意味がないのではと思います。町のお考えをお聞きしたいと思います。町長がご答弁なさいました、全国都市緑化フェアが開催される予定というふうに言われておりましたけど、そういうときのPRだけでなく、平素も無料化にして、寂れない公園にしてほしいと思うんですが、その辺で答弁をお願いいたします。

青木議長 森田都市整備部長！

森田都市整備部長 竹取公園の駐車場の有料化につきましては、受益者負担の見直しという行財政改革の答申を受けまして、当初は有料化をさせていただきました。その後、運営につきまして種々見直しもさせていただきました、障害者等については一応半額にもさせていただきました。また、平日につきましては、図書館の南側の駐車場については無料開放等、改善を図らせていただいております。ただ、この有料化を見直すということにつきましては、現在方針を変える予定はいたしておりません。ただ、町内の方の料金をどうするかについては今後の検討課題ということで、よろしくご理解いただきたいと思います。

青木議長 山田さん、11番！

山田美津代議員 大勢で賑わうから公園として価値があるのではないかと思います。町外の車が大勢来るのでというのなら、免許証を見せたら町民とわかるのですから、町民の方だけでも無料にできるのではないですか。こういう少しの工夫で、町民だけでも無料化を実施すべきです。将来的に寂れる公園にしないために、より活性化するような構想をきちんと持つべきではないでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

青木議長 森田都市整備部長！

森田都市整備部長 免許証とおっしゃいますけども、免許証も住所切りかえをされなければ住所が変わりませんので、それだけで確認することは必ずしも間違いのないということにもなりませんので、そこらの問題もありますので、今後の検討課題とさせていただきます。

青木議長 11番、山田さん！次の質問に移ってください。

山田美津代議員 通学路の安全確保に移ります。

平尾の区の、協議を行い、安全対策を講じていきたいと思っておりますという答弁でございましたけれども、この危険なところで、近辺の方からも強い要望が出ているんですね。平尾の方の言われるのには、柵とかガードレールをつけられると、車が道に入りにくくなり、子供さんが通りかかったときなど挟んだら大事故になるし、困るけれども、蓋ならそういうこともないし、いいのではというご意見でした。町は大字から要望が上がってからと言っておられますが、大字に責任を押しつけるつもりですか。

青木議長 森田都市整備部長！

森田都市整備部長 私どもは別に大字に責任を押しつけるつもりは毛頭ございません。大字の理解がないのにすれば、当然また大字から苦情も出てまいりますので、大字の理解が得られるまで、当分の間はゾーンセパレーターというものを、安全の標識としてその川に沿って一応立てる計画をいたしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

青木議長 11番、山田さん！

山田美津代議員 都市整備課には何回も要望に行きましたし、高田土木にも今井県議と行き、現地も見てもらいましたら、通学路が町道なので、町がする工事と言っています。溝掃除に支障がないことも区長さんが言っておられましたし、一日も早く工事をするべきでは。こうしている間も、いつ事故が起きるかもわかりません。事故が起きたときの責任はどうするんですか。

青木議長 森田都市整備部長！

森田都市整備部長 区長さんの方は問題ないというお話のようですけども、町が平尾区と協議させていただいた中では、平尾区としては、それよりもほかに要望箇所があるので、その以降にしてほしいという返事でしたけども、町としても、やはり命にかかわる問題ですので、大字の方から要望をいただくように、今、区と協議はさせていただいております。そこまでの当分の間の応急的な対策としまして、先ほど申し上げましたゾーンセパレーターというものを設置したいという考えでおりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

山田美津代議員 ちょっと聞き取りにくかった。何を設置ですか。

森田都市整備部長 ゾーンセパレーター。

山田美津代議員 どんなもんですか、ゾーンセパレーター。

青木議長 どうぞ、ちょっと言うたってください。

森田都市整備部長 ゾーンセパレーターといいますのは、ちょうど道路際から30センチほどのポールといいますか、当たったら倒れるようになっている可動式のもので、特にあそこは車の出入りが、今の状態で柵なりフェンスをすると車が出入りに支障を来すということですので、それをしようと思えば、川に、結局今の道路から何ぼか張り出したうえでそういうガードレールをしなければ車の支障があるということは、そちらの方も聞いていただいていると思いますけども、そうしようと思えば、泥上げ場がありますので、その泥上げに支障があるというのが大字の言い分ですので、それをどうするかは大字と協議をさせていただいております。ですので、その理解がなければ、町としても無理に工事をすることは、また大字とのトラブルのもとにもなりますので、今その協議をさせていただいております。そこまでの間の一応安全策としまして、ゾーンセパレーターというものを設置させていただきます。そして、大字の了解が得られましたら、たとえ少しでも川へ張り出させていただいて、そこに安全のガードレールなり、柵をさせていただきたいと、そういうふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

青木議長 11番、山田さん！次へ移ってください。

山田美津代議員 はい、わかりました。そしたら、なるだけ一日も早くよろしくお願ひいたします。

学校給食のことですけど、栄養士さんは大根も取り入れてほしいと言われていましたので、丸広にも話を聞きに行つてまいりました。丸広は、町が2週間前に注文するのでは何も取り組めない、最低1年間の計画を立てて、大根なら、この時期に種をどれくらいまいたらその計画の量の大根が収穫できるかわかる、そういう計画を地域振興課の方と綿密に打ち合わせして立てるのが一番よいと言われていました。そういう方向でしっかりと計画を立てたら、大根だけでなく、キャベツや白菜、また豆などもシルバーの方に休耕田を利用してつくっていただけるとも言われています。計画をしっかりと立てて、地域振興課と生産者とも打ち合わせて、給食に地元食材の拡大の方向で実行をお願ひしたいと思ひますが。

青木議長 北神教育委員会事務局長！

北神教育委員会事務局長 計画的に注文するということは出荷者の方にとっては当然なことなんですけども、こちらの方からいけば、突然やめられる品目も出てきたと。そうなれば、ま

たその計画が狂ってしまうということもございます。とにかくそうした安定した供給というものと、価格面でどうかというところを十分に検討する必要があるかと思います。今、給食の物資が高騰しておりますので、現在の3,700円の給食費を守っていくためには、やはりそうした価格面の工夫というものが大切になってきておりますので、その辺を十分検討しながら、品目、また、そうした元気村等からの導入を進めたいというふうに考えております。地域振興課とも十分協議してまいりますので、よろしく願いいたします。以上です。

青木議長 11番、山田さん！

山田美津代議員 食育教育は大事なことで、正しい食習慣を身につけることは、子供の健全な心身の成長に欠かせない要素です。小さいころから本物の味というか、取れたての旬の味、覚えたら一生忘れません。小さいころが本当に大事なのです。また、学校給食を生きた教材として活用することも必要なのではないのでしょうか。年間180日あるのですから、給食に使われている食材をうまく活用して、身近な教材として、例えばその日の給食に使われた野菜を当てるクイズを行い、その後、生産地の見学とかへ行行って、実物に触れて関心を高める、生産者とも交流を深めるなど、地元の野菜の大切さ、つくっている人の顔を見れることなどは、地元の食材を使うからできる大切な一つだと思います。計画的に取り組んでいただきたいと思います。いつ、何を使い、量や発注の仕方など、できましたらお答えいただけますでしょうか。

青木議長 北神教育委員会事務局長！

北神教育委員会事務局長 食育教育にとりまして、地場産品を使うということは非常に大切であるという認識はいたしております。今後何をいつ使うかということは、これからの課題として検討してまいりますので、よろしく願いいたします。以上です。

青木議長 11番、山田さん！

山田美津代議員 しっかり検討して取り組んでいただきたいと思います。

次の質問に移ります。

後期高齢者医療制度の説明会の2つ目の質問です。

この間の13日の金曜日、2回目の天引きが行われ、また、高齢者の方が通帳を見てため息ついておられる姿が目には浮かびます。何の説明もなく、訳もわからず、通帳から介護保険料とともに約2万円引かれていく。どこへこの嘆き、怒りを持っていけばいいのか。ただ毎日の食費を切り詰めてといっても、何もかも値上がりしている今、これ以上何を切り詰めたらいいのだろうと途方に暮れているお年寄りの姿、想像したことはありませんか。一度説明

会を開いて、直接高齢者や若い方などからもご意見を聞いてみたらいかがでしょうか。町民に説明会などを開いたことがありますか。

青木議長 吉村住民生活部長！

吉村住民生活部長 説明会を開いたことはございません。ただ、先ほども答弁の中で答えさせていただいておりますように、窓口へおいでになる方は、自分のケース、自分の税金はどうなるんやといったことをほとんどの方がお尋ねでございます。確かに議員おっしゃるように、テレビを見ればいろんな問題点、いろんな議論がされております。話題には確かになっております。しかし、我々従事をしております者からしますと、この制度がやはりこの国の医療を支えていくというように思うわけです。だから、今現在いろんなプロジェクトチームの中でいろんな議論をされております。まだ具体的なことは明確にはなっておらない部分はあるんですけれども、やはりこの長寿社会を堅持していくための制度ですので、もし説明会を開いてくれという団体等がありましたら私出てまいりますけれども、今までそういうところは、結構だということはありませんけれども、今まで要請を受けたことはございません。

青木議長 11番、山田さん！

山田美津代議員 5月28日の毎日新聞に、奈良県医師会長の塩見俊次さんの記事が載っていました。この制度は、今のまま続けるのは反対です。74歳でも75歳でも、病気が同じなら同じ治療が必要、年齢で差をつけてはなりません。それに、懸命に働いてきた高齢者に、急な制度の変更で、永遠に保険料を負担せよというのはどうでしょう。話をする機会があればどこへでも行くつもりですとおっしゃっています。

この医師会会長さんのお話を軸にして説明会を開いて、高齢者の不安、怒りを町として受けとめて、町長は広域連合の会議で、そのときの高齢者のご意見をしっかりと言い、やめさせる努力をすることが大切です。はっきりと高齢者の方の意見を言っていただけますか。こういう奈良県医師会会長さんもおられますので、説明会、もし団体があれば開いてくださるということですので、是非そういう方向で開いていきたいと思えます。また、町長はそういうときに高齢者の方のご意見をしっかりと行って、広域連合の方に伝えていただきたいと思えます。その辺でちょっとお話を聞かせていただきたいと思えますけど、町長、お願いします。

青木議長 平岡町長！

平岡町長 後期高齢者医療制度については、いろいろ問題点が新聞、テレビで報道されております。我々は国の決まりを着実にご説明を申し上げ、遂行することが基本でございます。ただ、私自身も高齢者から、困っている人から保険料を納めさせるという制度についてはだめ

でございます、容認をしておりません。県の広域連合の議会議員でもございますし、議長ともよく相談を申し上げて、厳しい意見を取り上げている一人でございます。奈良県の市町村で私だけです、反対しているのは。これもはっきりしております。他の町ではすべて今回の条例提案も何の異論もなく出しておるわけですが、私ども、県の担当者とけんかをしておりまして、我が町だけほっておいてやってくださいと、私はそう申したんですが、それはやっぱりできないと。県の福祉担当部長まで私に説得に来られているような状況でございます、やっぱり我が町だけで反対して、奈良県に迷惑をかけてはいかんということで、最後は折れました。

しかし、国の方では今大きな改革をされているようでございまして、ただこのまま実行されないのが実態でございますので、状況をしっかり見守っていきたいと思います。異論もあるのは確かでございます、首長ばかり寄りますと、みんなそのように申しておるのが実態でございます、しかし、いざというときには、みんなやはり事務執行者ということでもありますので、住民の説得にということで力を入れているようでございますが、根強く改善に対して取り組んでまいりたいと思います。

青木議長 では、以上で11番、山田美津代さんの一般質問は終了いたしました。

しばらく休憩します。再開は3時20分から行いますので、よろしく願いいたします。
3時20分。

(P.M. 3:07 休憩)

(P.M. 3:21 再開)

青木議長 それでは、休憩を解き再開いたします。

最後になりましたが、次に7番、乾君の発言を許します。7番、乾君！

乾議員 傍聴の皆さん、お忙しい中ありがとうございます。

青木議長のお許しを得て登壇し、一般質問いたします。7番、乾浩之です。今回は3項目で、2点ずつ、計6点の質問を通告しておきました。ご答弁よろしく願いいたします。

それでは、1項目め、広陵町防災センター建設に関して2点質問いたします。2点目の後半には関連意見が入りますが、何とぞご容赦ください。

まず1点目は、関係各位の並々ならぬご努力とご協力によりまして、奈良県で唯一の地域防災拠点整備モデル事業として採択されました広陵町防災センター建設事業が、2カ年計画で推進中の4月22日、別紙の怪文書が郵送されてきました。施設の位置づけや、施設の必要性や、施設の位置や、施設の利用計画などについては私もよく理解させていただいていま

す。古きは関東大震災、近きは阪神・淡路大震災、最近の中越地震、四川地震の教訓もありますので、本事業の一日も早い完了を切望しております。

前置きが長くなりましたが、質問の本旨は、議員及び職員しか知らないと思われる具体的な資料、すなわち3月11日の予算審査特別委員会資料に出ている項目や金額が明確に記載されて、町民からの流布されていることについての町長の推論を聞きたい。

2点目は、微に入り細にわたり、また心血を注いで作成していただいたと思っています施設関係の資料を、町便りにページを多くとり、防災センター建設の啓蒙・啓発を推進していただきたい。例えば見出しには、震災は忘れたころにやってくる、奈良県で随一のモデル事業、広陵町防災センター建設、次世代のために、町財政改革推進中だからこそ、今しかやるしかないなど、町長、自信を持って、立派な施設を皆の協力で建設しましょう。

ところが、6月の6日、第2回定例会の冒頭で、防災センター建設事業計画撤回の宣言、告白、私があえて告白と申しましたのは、施政方針にのっとり、第1回定例会や町政報告会も経ている時点での一方的な宣言だからです。そして、白紙撤回の大きな理由に、むだ遣いになるとのこと。町長は、町政執行の基本に住民の安心・安全を図ることを第一にして、きょうまで努力してこられました。

世界でたった一つしかない宝物といえは命です。命あつての物種です。それも長期的観点から次世代のためになることから企画・立案され、議会に説明、承認されているものを、理由にもならない理由で一方的に撤回されることは町長らしくありません。あえて言えば、福祉面を考えて、娯楽面の強いパークゴルフ場設営の方がむだ遣いのとも言えましょう。9日の全員協議会での決定事項には賛同していますが、無駄遣いにこだわっていますので、あと少し話しします。

私も議会議員の一人ですので、防災センター建設事業撤回の責任を感じています。今後は議案審議をもっと慎重にすること。協議会では種々協議されましたが、申請から今日までの企画、立案、協議、執行上での関係各位の心身の無駄遣いが話題にならなかったことは残念です。口幅ったいことばかり申し上げ、1項目めの質問を終わります。

次、2項目は、教育の施政方針に関して2点質問します。

まず、1点目は社会教育関係です。これまで健康福祉課担当で、小学校1年から3年の児童対象の児童育成クラブ事業と、去年9月から週2回、教育委員会担当で小4年―6年の児童を対象の放課後子ども教室を一本化して、放課後子ども育成教室を開設していただいていることはまことにありがたいことです。平日の放課後から6時まで、学校休業日の9時から

6時までと聞いています。通告書の1はもう既に実施中ですので、2の現時点での入室児童数と、指導者などの確保はスムーズにしているのか、お聞きしたい。

次に、2点目は学校教育関係のものです。去年度から取り組んでいただいています学校図書館支援センター推進事業や、いじめ問題に関しての各小学校の子どもと親の相談員、各中学校のまなび相談室、心の相談室の指導員の確保は順調にしているのですか。なお、特別支援教育での町独自の支援員の確保はスムーズにいらいますか。

以上で教育関係を終わらしまして、最後の3項目め、地域の活性化に関して2点質問します。

まず1点目は、前々から継続してお聞きしています公共交通の意向調査の件ですが、イズミヤの建設と大きく関係してくるものと思っています。意向調査の現時点でのその後の進捗状況を聞きたい。

2点目は、旧清掃センターの跡地利用計画に関して2点質問します。

マテリアルリサイクル推進施設と記載されていますが、環境学習施設と同じですか。なお、勉強不足の私ですので、辞書を引きますと、マテリアルリサイクルは、廃棄物を回収し、製品の原材料として再生利用することと出ていました。また、分譲は1次、2次と分けてされるのですか。

以上、3項目、6点にわたりましたの壇上での質問を終わりますが、1項目めの防災センター関係については通告時点と大きく変化していますので、ご答弁を勘案してください。長々の質問にかかわりませず、ご清聴ありがとうございました。

青木議長 それでは、ただいまの質問に対しご答弁を願います。平岡町長！

平岡町長 ただいま乾議員からご質問をいただきました事項について、お答えを申し上げたいと思います。

まず、初めの防災センターの建設についてでございますが、見直すことに極めて厳しいご意見をいただいています。熟慮したものでございまして、私ども、議会に提案して決まりましたことを粉骨砕身頑張っていきたいと思ひます。

答弁として、去る6月9日に防災センター建設を見直すことについてはご説明を申し上げたとおりでございます。先の山田光春議員、八尾議員にもお答えしたとおり、何よりもまず災害に強い人材を育てる、災害に強い組織をつくる、災害に強い地域をつくるのが肝要であります。地域や個人の災害の備えは不十分であります。検討を急いでいますが、まとまり次第、議会にご説明、ご議論をいただきたいと思ひます。

また、ご質問の投書につきましては私には来ていませんが、どの範囲まで、どんな意図で

出されたものかはわかりません。見せていただきますと無記名であります、しっかりとした表現でした。遠慮せずに堂々と私に述べてほしいと、これが私の実感です。私には、いろんな人たちから町民の声として、アイデア、提案、苦情、励ましが毎日、手紙、電話、メール、そして、直接ご意見をお聞かせいただくなど機会が多いのでございます。ご意見を大事にしております。記名者には、速やかに私の考えや町の方針を回答しています。小さな声に耳を傾け、大きな声には厳しく対応させていただいています。

2番の防災年次計画をしっかりと啓発せよというご質問でございました。まとめ次第議論を願い、決定されますと、PRをしたいと思えます。

次に、教育の施政方針に関係してということにつきましては、教育長がお答えします。さらに、特別支援教育や学校図書館の支援センター推進事業等につきましても教育長がお答えします。

最後の地域の活性化に関して、大型店舗イズミヤについてのご質問でございます。公共交通の意向調査、その後の進捗状況を問われています。

答弁は、地域公共交通機関につきましては、今年度、上半期までに最善の方策を決定したい考えであります。本年度、広陵町東部地区まちづくり交付金事業の中で、東部地区を中心とした公共交通事業の目的を達成するため、既に実施している先進地の実施状況を参考にしながら、東部地区アンケート調査結果を踏まえ、本町に即した計画案をまとめているところであります。

具体的には、ダイヤモンド方式による試行運転については、効率的な運用形態であると理解しております。ただいま運行ルート、運行内容、運営主体、利用方法、運賃設定などについて準備を進めていますが、実施計画書の作成には多くの事前協議が必要であり、今後広陵町東部地区公共交通会議を立ち上げ、実施計画素案についてご検討をいただくとともに、議会の皆さんにもご協議してまいります。

次、2番でございますが、マテリアルリサイクル推進施設についてお尋ねでございます。施設は同一であります。環境学習施設として、地域コミュニティー施設、馬見南3丁目集会所、環境学習施設、そして環境学習のための研修資材保管庫を計画しています。また、用地売却については1次と2次計画での分譲を計画しておりますが、販売相手を1つにするか、分けて販売するか、どちらの方法が得策なのか、検討しています。用地の売却については町議会の議決事項でありますので、まとめ次第ご協議いたします。

以上のとおりでございます。

青木議長 安田教育長！

安田教育長 乾議員の質問事項2、教育の施政方針に関係して、まず、放課後子ども育成教室についての質問であります。

山村議員にもお答えいたしましたとおり、放課後子ども育成教室については、入室希望者児童につきましては、6月2日現在222名の登録を受けており、登録児童全員の認定を行います。

3番の、担当有識者の確保についてでございます。担当有識者の確保につきましては、昨年度までは指導員のみ運営をお願いしておりました。児童育成クラブとコーディネーター、学習アドバイザー、安全管理員をスタッフとして実施しておりました放課後子ども育成教室を、今年度から一体化しております。運営に当たっては、学校、保護者、関係機関等の連絡・調整や活動の企画・立案等を行っていただくためのクラブ長及び児童の指導等を行っていただく指導員、現役学生等で、指導員の補助を行っていただく補助員を配置しております。ただ、現在、クラブ長につきましては、1クラブに1名を配置いたしたく、人材の確保に努めておりますが、適任者の確保ができず、3名のクラブ長に兼務をお願いし、5クラブを見させていただいております。また、4月から配置いたしました指導主事が巡回指導に当たっており、各クラブ間の調整や問題点の把握に努めているところでございます。

次に、特別支援教育や学校図書館支援センター推進事業及びいじめ問題などに活動していただいている支援員の確保についてのご質問でございます。ご質問の支援員でございますが、特別支援教育につきましては、学校、園からの要望に基づき、小学校では13名、中学校では4名、幼稚園では5名と、充実した支援を行っております。また、学校図書館におきましても、平成19年度から各小学校の図書館に1名配置し、子供の読書活動の充実を図ってまいりました。いじめ問題や不登校、発達のおくれなど、教育相談につきましても、各学校にカウンセラー、臨床心理士などの先生方を配置し、児童生徒や保護者の相談に応じていただいているところであります。本年度は特に子供の教育環境の整備をテーマに、子育て支援や子供育成の取り組みを重点施策として進めておりますので、議員皆様方の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。以上でございます。

青木議長 それでは、7番、乾君の2回目の質問を受けます。7番、乾君！

乾議員 2回目の質問をいたします。

ご答弁ありがとうございました。防災センターについてですけれども、広陵町防災センター整備に関する方針という資料をいただいて、私見ているんですけども、この最後に町長も言っ

ておられますのやけども、今後も採択内定次第、詳細を議会と協議いたしますというようなことも、どこでもらったんかな、防災センター整備のことでいろいろ位置づけとかの資料をいただいたところに、一番最後には、事前協議には正副議長様等説明を申し上げ、今後も採択内定次第、詳細を協議いたしますと、そういうのをお書きしていただいているんですけども、今後、私も町長はそういう考えで、今後時期が来れば、また防災センターを立ち上げるというような話をいただきましたけどもね、こういうことも書いている以上、今後もやっぱり議会ともいろんな協議をして、前向きに考えていってほしいということを私は言いたかったんです。

それと、その位置づけですけども、今後はまだ時期が来ればやっていただくということで、^{いずる}出のところをお買いになって、ほんで、今この図面を見たら、ちょうどあのうどん屋さんの裏のところに立ち上げるというような形になっているんですけどね、もともとの、^{いずる}出のところで買ったんやから、そこで立ち上げるとか、それは役場から緊急で近いからそういう形になるのかもわからへんんですけど、その辺がちょっと、町長のお考えで無駄や、無駄や言うのやったら、やってることがもっと考え方が無駄なことをやっているのと違うかなと。一つのところにまとめた方が何より便利で、もっといろんなことでやりやすいん違うかなと。

ほんで、^{いずる}出のところも倉庫の方も建ってるんですけど、あっこも耐震の方の調査もして、まだまだ工事もしないといけないと思うんですけども、それも踏まえてまたいろんなお金も要ると思います。そういうところで、位置づけの場所ももうちょっと考えてやっていただきかったなと。今後はそういうふうな形でやっていただきたいと。

それで、町の方も財政赤字や逼迫をしているのはよくわかるんですけども、この前、青木議員も議会だよりの中でも質問しておられますように、早期健全化団体、財政再生団体、新聞の方にも、連結実質赤字比率とか実質赤字比率で、いろいろな市町村の比率が出ているんですけども、ここには御所、上牧、大和高田、平群、高取町と、そういう比率が出ているんですけど、広陵町の場合は連結赤字比率と早期健全化基準比率ですか、また、財政再生基準のそういう基準を、わかりましたら教えていただきたいと。

それと、将来負担比率、これは青木議長の議会だよりの一般質問のときに出た資料を見て質問させていただいてますのやけども、これもちょっと、これは青木議員のを見て言うのも失礼ですのやけど、広陵町の数値として、将来の負担比率が274.1パーとなって、早期健全化団体基準比率が350と、これ3桁の大きな数字に出てるから、財政再生団体の数字としてはどれぐらいになるのかなと。ちょっと私も余り勉強不足でわからへんんですけど、

それをお伺いしたい。

まずはよろしく申し上げます。

青木議長 答弁をお願いします。笹井総務部長！

笹井総務部長 財政健全化比率、あるいはまた赤字健全化比率についてご質問いただいておりますが、少し私ども、財政関係の資料を今日持ち合わせておらないので、委員会或いはまた次の議会で数字的なことを申し上げたいというふうに思います。

ただ、私どもの場合は、連結の赤字比率につきましては水道企業会計も合算するというふうな数値でございますので、赤字にはならないというふうな状況でございます。あくまでもすべての会計を合算いたしまして見る数値でございますので、赤字にはならないというふうな状況でございます。もちろん国保会計につきましては赤字決算でございますけれども、それを合計すると吸収するという状況でございますので、赤字比率が出てこないわけでございます。

その他、財政関係に係わる数値につきましては、現在のところは、広陵町の場合は、健全化計画の出す数値としては公債比率のいわゆる制限がかかっておるという状況でございます。その他の比率については基準内で推移しておりますので、堅持してまいりたいというふうに思います。

数字的なことにつきましては、委員会で資料をお持ちしたいと思います。どうぞお許しをいただきたいと思っております。

青木議長 それでは、防災センターのあれ。平岡町長！

平岡町長 防災センターについて再度ご質問をいただいているわけでございます。当初予算でいただいた予算でございまして、当初はセンター建設関連予算をご可決をいただいているわけでございます。中枢センターから地域防災力強化に新たな取り組みをいたすわけでございます。予算を修正しなければいけないわけございまして、その修正案は近々まとまり次第お出しをしますので、その際にご議論を深めていただきたいなど、そのように思います。

青木議長 出の防災のあれやっとな。場所の、町長！場所を何でばらつかすんだということで。

平岡町長 場所の変更も併せて、今回中枢センターそのものは建設はしないわけですが、あそこにある備蓄倉庫や、そういうようなものはいらわなければいけないと思っております。必要な中枢の整備はさせていただきたいと思っております。そして、地域の整備をしっかりとしていこうと、そういう転換でございまして、新たな考え方の相違はあるかと思っておりますが、ご議論を深めていきたい。私ども提案を近々しますので、どうぞ皆さん方のご意見を頂戴したいと思

ます。

青木議長 7番、乾君！

乾議員 ありがとうございます。また笹井理事の方から税の方のを聞きましたやけど、広陵町はまだ大丈夫やという答えをいただいて安心しているんですけどね、そこで建てたらよかったんちゃうかなと、いけたんちゃうかなと、そういうことも考えましたんやけどね。

私は災害についていつも言わせていただきますやけど、なぜかと言われれば、地元は私の住んでいる陸の孤島、末端、大場地区、もう雨が降れば、絶えず水が、広瀬川ですか、増水して大変なことになっているんです。この1カ月前にもちょっとした雨でもう前が水漬いて、道路も陥没したような状態で、私も私ごとですのやけど区長もさせていただいて、すぐ電話がかかってくるんですわ。どうなってんのやと、溝蓋浮いとるやないとか。すぐまた走って、流れを邪魔、せき止めにならないようにやっているんですけどね。

そこで、防災センターを立ち上げる前に、そういう、今後いつごろになるかわからないんですけどね、各市町村に公民館とか、いろいろな自治会の方で備蓄品を何ぼか置いていただいて、また、大場地区にはひとつ、1台エンジン付きのボートでも置いといていただいたら、水漬きになったときに大丈夫かなと、それぐらいの気持ちでいてるんですけどね。そういうふうなことも考えられるということですね。

というのは、この土曜日、皆さんも知ってのとおり、岩手県、宮城県でしたか、マグニチュード7.2の大きな地震が来ています。またこれも明日は我が身ということで、広陵町にも大きな災害が来るかわかりません。そのためにも、防災センター建てたから大丈夫やというわけやないんですけどね。そういうことで大場地区が道路が陥没し、寄っていけないと。これはもう事実、そういう形になっていきます。そこへ、助けてくれというても、来る足がないから、やっぱりボートなり、そういうのは救命道具として町の方に1台でも置いていただいたら、それで皆を災害で家から出られない人を迎え入れることもできるん違うかなと、そういうふうなことも考えているんですけどね、そういうことで。

それと、怪文書についてですのやけども、この怪文書も見させていただいたんやけど、ともかく私も全くこれは中身も見てなかったんですけど、これ見て、ああ、こんだけ費用もかかって大変な工事やなというのはひしひしと感しましたんやけども、これを読ませてもうても、これはそやけど町内の、私の推理ですのやけど、町内の人がここまではわからないやろうと、これは職員しかわからんのと違うかとか、議員しかわからんと違うかとか、そういうふうな模索をするんですけど。

この前も役場の書庫が燃えたときも不審火ということで処理されましたけども、それと、鍵の方もなくなった、出てきたとかいう不審なこともありました。それから、その辺であの火事は結局不審火でしまいにされたんか、あれはどういう形で終わったんか、私らにはまだ報告も、そういうふうなことも聞いてないんですけどね、放火ではなかったんか、不審火やったんか、それも明白でも聞いてなかったということですよのやけどね。

そういうふうなお化けじみた話がたくさんあるんですわ、この庁内には、役場の中に。だから、その辺も踏まえて、もう一度いろんな面で考えていただいてやっていっていただいたらどうかなと思うんですけど、ひとつよろしくお願いします。

青木議長 答弁をもらうわけやね。平岡町長！

平岡町長 いろんな話をたくさんご披露をいただきましたが、我々もいろんな思う心の方がたくさんおられるという、一人一人が変わった考え方を持っているということでございまして、そういう不特定多数の人たちを集約しながら事務事業に当たっていかなければいけないということをつぶさにわかった次第でございまして。

ただ、ご質問の中にもございましたが、パークゴルフ場については、山田議員もおっしゃいましたが、乾議員も浪費とか無駄遣いという言葉で言われておりましたが、これは私は少々異論があります。やっぱり清掃センターの条件整備でございまして、お二方も百済の出身でございまして。そういう意味では、どうも地元の皆さんの声が十分違うんかなと、そんな思いをしているところでございまして、荒廃した河川整備をきっちりしてくれと、そういう意味で、有効整備をするための手立てでございまして、ご理解をいただきとうございまして。無駄遣いを決まっていたさない、そういう所存でございまして。

防災センターにつきましては、先ほど乾議員おっしゃるように、ボートとかいう提案もございまして、地域地域によってはどんな災害に備えるために、地元の声を取り入れながら、整備に万全を尽くしていきたいと、そのように思っております。何としても地域が大事でございまして、中枢も大事でございまして、まず地域に出かけていくのが、私、見直しの根幹となる要素でございまして。どうぞよろしくお願いたします。

乾議員 そういう公民館とか備品を置いていくとかいうのもそうです。考えておられますか。

平岡町長 やります。

青木議長 7番、乾君！次の質問に移ってください。

乾議員 ありがとうございます。

今の中で、パークゴルフ、百済出身、山田議員も百済ということで、そういうパークゴルフ

ということは出ましたけど、そういうふうなことを言われたら、町長、わしらもその出^{いずる}を、何でそんなもったいないのを買うのやという話になってきますやんか。そうぜっしゃろ。わしらはただ命が大事や。それよりか、命が守ってもらいたいということで防災センターということを立て上げるのに賛成しただけで、そこでパークゴルフというのを出したん、それは出したんが悪いかわからんのですけどね、そやけど、住民はその辺は理解してくれると思いますよ。命が大事やと……（「わかりました」の声あり）そこから移っていきますね、今から。そういうことで、よろしく願いしておきます。

次に、2番の教育施政方針に関してですけど、放課後子ども教室のことですけども、おじいさん、おばあさんがおられた家族にはそういう放課後教室には入室できないという話は聞いているんですけど、同じ敷地内で棟が違うかったら入室できるとか、そういう家庭の子供が放課後子ども教室に入室しているというような、人の話ですのやけどね、そういうことも聞きました。逆に、おじいさんはおられるけど、身体障害者で大変な病気を持ってるという家族も入室はできないということも聞いているんです。おばあさんは足が痛い、それで子供の守もできへんと。そやけども、若い両親は仕事をしていると、共稼ぎしてると。おじいさんはおるけども、子供はそういう放課後には入れてもらえないという不平不満の声も聞きました。

町長はいつもおっしゃるように、人に優しい、人が優しいまちづくり広陵町という中で、そういうおじいさん、おばあさんが大変な病気を持っておられる家庭には、特別、そういう放課後子ども教室の中に入室してもよろしいですよというふうなことも考えていただいたらどうかと。それはいろんな枠、基準もあると思いますけどもね、そこはまた職員の方が実際目で見てもうて、その判断は確かにしにくいと思います。実際そういう家庭があるんですからね、だから、そういうところも考えてやっていけることができるかなと思いますのやけど、答弁の方をよろしく願います。

青木議長 北神教育委員会事務局長！

北神教育委員会事務局長 今年度からの放課後子ども育成教室におきましては、保育に欠ける、欠けない、関係なく、どなたでも入室していただけるわけでございます。昨年度まで、児童育成クラブにおきましては、保育に欠けない子は受けられないということでございましたが、今年度はだれでも入っていただけるということでございます。以上です。

青木議長 7番、乾君！

乾議員 そうでしたんかいな。それはちょっと私は認識不足でした。

そこで、そういう人が私に、ここ最近ですわ、そういうことを言われましたんがね。その人は、私も一緒に、知らなかったわけですから、そういうこともできますよということを再度アピールするとか、そういう家庭がおられたらわかりますよね、学校の先生とかに、だから、そういうのをもう一度言っていただいて、わかってもらうようにしていただいたらよろしいんですけど。ありがとうございます。

それと、次は地域活性化に関してに移ります。

私は、山村議員も一緒ですよけど、毎回毎回、公共交通の意向調査とか、バスとか、巡回バス、いろんなバスを走らせていただきたいと。イズミヤができれば、またイズミヤの方にそういう働きかけをしてバスを巡回さすという、町長、イズミヤさんと交渉していただきたい点もございます。それもありがたい話です。

そこで、今、大変な時期になってきました。平端から高田の方へ行く路線のバスも廃止になるという、この前ちょっと聞きましたけども、それはいつから廃止になるのか。そこでまた皆さんと協議して、そこに何ぼ足りないのかと。どうしたらもう一度バスが走っていただけるのかと。廃止路線になったら、もう復活は絶対無理ですからね。そこで、もうちょっと考えてもらうことはでけへんかと。

というのは、今もうこの日本、世界でもそうですねけど、原油高で軽油、ガソリンが暴騰で、ガソリンも200円に行くんと違うかというような話にもなっています。ということは、もうガソリンスタンドへ行っても、1,000円入れてやとか、2,000円入れてやとか、そういう細かい話でガソリン屋に行ってガソリンを入れてもらうという消費者が増えてきたという話を聞いてます。今後このままいけば、もう自動車は置いとこうと、交通機関を利用して出でいこうというような考えに当然なっていくます。

今、平端から高田の1本でも残ったら、大抵何人かは、また、当然今以上の利用者は絶対増えてくると思います。廃止する前にもう一度交渉していただいて、無駄遣いにはならないと思います。何ぼやと。町民のために何ぼ足らんのと。ほんなら町民の方も、何ぼ足りないというなら、そのバスのお金は出すと思いますわ。それはやっぱりバスに乗っている方が高田へ行くのは安いと思います。そういうことで、いつごろから廃止路線になるのか、どういう形で町との奈良交通のバスとの話し合いしていただいているのかと、それを聞きたい。

それと、イズミヤとバスの関係ですよけど、イズミヤができますと、当然その近隣には交通の便もアクセスもいいから、大変な車の量になると思います。今、中和幹線で、あれは松塚の堤防といいますか、あそこで今大きな橋かけて、中和幹線は開通になります。それ等

を踏まえて、葛城川の広陵向きで、途中で今、また中間に橋かけてます。あの橋は一体どういう形で、どういうふうな回り方をしていくのかなと、私もいつも通って、多分あそこはこういうぐあいにするのやなと想像で思うてるんですけどね。あれが開通したら、当然あのゴルフ場のところでもっとまたパニックの状態になっていくん違うかなと思いますのやけどね。

あの辺とか、それで、あそこも今のところは大きな事故はないんですけど、墓の方から上がってきた道と、東小学校から来た道と、あそこの合流が変則になってます。あそこにももう絶対に信号機が必要なことになってくると思いますわ。今は大きな事故がないからあれですけど、交通量は、そこらの道よりは当然十分な量には達していると思います。それを踏まえて、ちょっとひとつよろしくお願いします。

青木議長 笹井総務部長！

笹井総務部長 バス路線の件でございます。

高田平端線につきましては、本年の9月30日を持ちまして廃止路線の認可手続を奈良交通として、事務を進めているところでございます。過去にも、高田桜井、或いはまた高田百済寺、こういったバス路線につきましても、議員或いはまた町のアクションによって、継続を求める請願、陳情、こうした行動もとっていった経緯もございますが、何しろバスの経営方針の中で決算数値が赤字路線で数年続く、こういったことを全面的に認可手続、交通協議会の方へ申請が出されると、どうもそれが優先的に考えられてしまって、その路線が決定してしまうようでございます。町といたしましても、今後も奈良交通と、現在の平端高田路線につきましても意見は申し述べたいというふうには考えておるわけでございますが、実質的に認可手続の終了をもって認可、廃止路線の許可がおりるという状況になりますれば、断念いたし方ないなというふうな状況に追いやられるわけでございます。

こうしたときに、別の公共交通機関というものを現在まとめ、素案づくりをしておるわけでございますが、町長の答弁にも申しましたとおり、東部農村広場、東部の現在の考えておる計画の中で、バス路線につきましては、運営方法、運営形態、利用状況、そういったことにつきまして素案づくりをさせていただいておるところでございます。近く交通協議会立ち上げまして、皆様のご意見を賜っていきたいというふうにご考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

青木議長 答弁、中尾企画部長！

中尾企画部長 中和幹線の交通の変更する形態だけをちょっとご説明を申し上げます。

今現在、松塚地区のところで橋を、橋梁掛替え工事をやっておりますが、広陵から行きま

すと一方通行に堤防はなっているわけで、今、右岸側を松塚を向いて一方通行で行っているわけですが、それで、ご質問にありました新しい松塚時点での中和幹線の橋から何百メートルか下流、こちらから行きますと、手前で今、橋を掛ける工事をやられております。ですので、今、新しく橋を掛けようとしているポイントから中和幹線の間までは、右岸側が今度は交互交通になります。左岸側は車の乗り入れを禁止しようという形をされております。

ですので、その新しく掛ける橋から中和幹線までは交互交通で、右岸側の堤防の右側を土地の買収までして、堤防を拡張しようとする工事を今されておられます。今現在は狭い堤防なんですけど、その堤防を広げて、ゆっくり2車線が通る幅にしてやろうと。そうしないと、新しい中和幹線の大きな橋が今つくっている部分で、通る手前を右折したり、渡ってから右折したりという、交通の形態がややこしくなりますので、桜井、檀原から来られた車の方が右折するのは橋の手前で右折するということになります。そういう交通の安全上、そういうルートを新しくつくって対応しようということにしておられます。

奥坪橋の交差点の件については、担当の部長の方から説明してもらいます。

青木議長 森田都市整備部長！

森田都市整備部長 確におっしゃるように、奥坪橋の交差点というのは、堤防へ行くもの、下へおりてくるもの、下からまた上がってくるものということで、大変危険なことになっておりますけども、以前は信号機云々という話もあったように聞いているんですけども、なかなかその信号機も難しいということで、今後、交通量の増加と併せて検討させていただく問題だということで認識しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

青木議長 7番、乾君！最後の質問です。どうぞ。

乾議員 そういうふうな形で橋ができれば車が通ると、それはよくわかりました。今、森田部長さんが答弁していただいた信号機の件ですけど、ここでもう一度県の方に、そういうことで、ついで言うたらおかしいけど、こういうことになるからということ言うたら、またええ話になってくると違ふかなと思ひますけども、その辺協力のほど、またよろしく頼んどきます。

それと、旧清掃センターのことですけども、今もう入札の方は発注して、メンバーとか、そういうのはまだ上がってきてないんですか。それと、総合点数評価方式と、そういう舌を噛むような言葉ですけど、その方法でおやりになるというのは聞いているんですけど、メンバーの方もどれぐらいのメンバーがそろって、10社か20社かわからへんんですけど、どれぐらい手を挙げてきたかと。また、そのメンバーの中にはやっぱり実績のある人が、当然経

験のある人がそういう点数評価方式の中で選ばれるというようなことは思っておるんですけど、点数評価方式というのはまだ広陵町のいろんな工事の中でまだ完璧な状態になってないというふうに私は理解しているんですけど、今後そういう今の方式でやられるんか。今回はどういうふうなやり方でやられるんか、もう少し教えていただきたいと。

分譲の方は1次と2次に分けてやられるかという答弁の中で、議会と協議していくというお言葉をいただきましたけども、やはりあこをグラウンドの方と清掃センターの方と分けて売るということは、だれが考えてもおかしいん違うかなと。開発もかかったから、切って分けて売るということはちょっと不可能と違うかなというふうに私は思うんですけど、その辺はまだ、これもいつごろ決めていく話かな。それも踏まえて、最後、よろしくお願いします。

青木議長 答弁をお願いします。山村副町長！

山村副町長 旧清掃センターの解体、撤去の入札につきましては、議員おっしゃいますとおり、技術提案型総合評価方式で、一般競争入札で実施をさせていただいております。応募は3社でございまして、最低3社あれば入札執行できるという公告内容でございまして、今のところ会社数では条件を満たしているわけでございます。

技術提案書の審査につきましては、総合評価審査委員会で審議をいたすわけですが、職員だけでなしに、専門家の先生にもお入りをいただいてご意見をお伺いをして、総合評価を進めてまいりたいと思います。

その総合評価方式を導入いたしましたのは、やはりこの旧清掃センター解体、撤去という、技術的に非常に難しい部分もございまして、いい提案をしていただいて、もちろんコストもございまして、安全対策をしっかりしていただく会社を選びたいというふうに考えてございまして、総合評価方式でその部分の提案をいただくということで、国土交通省の方にもご指導をいただいて進めさせていただいております。入札は最終的には7月の10日を予定いたしておりますので、結果が出ましたら、また臨時議会の開会をお願いをいたしたいと考えております。

関連でご質問いただきましたその他の工事におきます総合評価方式については、国土交通省の方が各市町村においても総合評価方式を導入するよという指導がございまして、将来、この総合評価方式で入札を実施する時代が来るかと思っております。いきなり広陵町はそこまで到達するのはなかなか難しい面もございまして、広陵町版の技術提案型の入札方式を試行で実施をさせていただいております。今後その成果を見ながら、総合評価方式にも移行を進めてまいりたいと思います。よろしくお祈りを申し上げます。

青木議長 分譲。中尾企画部長！

中尾企画部長 用地の販売の部分でございますが、最初の町長の答弁にありましたように、今、1次と2次で、どちらが得策になるのかというのを検討しているところでございます。いつごろかというご質問でございましたが、全協のときには、もし分けるとすれば、第1次の方はこの年度の後半になるという説明をさせていただきました。2次の方は21年度という説明をさせていただきましたと思います。ただ、一緒になるということであれば、年度としてはもう少し21年度の方に入るんじゃないかなという思いでございます。以上です。

青木議長 これにて乾君の一般質問は終了いたしました。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

(P.M. 4:18散会)

平成20年第2回広陵町議会定例会会議録（第4号）

平成20年6月20日

平成20年6月20日広陵町議会

第2回定例会会議録（最終日）

平成20年6月20日広陵町議会第2回定例会（最終日）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、14名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	竹村博司
3番	青木義勝（議長）	4番	吉田信弘
5番	笹井正隆	6番	坂口友良
7番	乾浩之	8番	長濱好郎（副議長）
9番	八代基次	10番	八尾春雄
11番	山田美津代	12番	吉岡章男
13番	松浦敏信	14番	山村美咲子

2 欠席議員は、なし。

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	副町長	山村吉由
教育長	安田義典	理事	笹井由明
理事	中尾寛	理事	吉村元伸
教育委員会事務局長	北神理	健康福祉部長	池田誠夫
都市整備部長	森田久雄	会計管理者	乾善雄
収納対策本部長	松井定市	水道局長	植村和由
水道局収納対策本部長	平岡康博		

4 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長 大西利実

議 事 課 長 松 井 宏 之 書 記 北 橋 美 智 代

青木議長 ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

(A. M. 10:04開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

- | 日程番号 | 付 議 事 件 |
|------|---|
| 1 | 議案第29号 広陵町税条例の一部を改正することについて
議案第30号 広陵町手数料徴収条例の一部を改正することについて
議案第31号 広陵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて
議案第32号 損害賠償請求に関する和解及び損害賠償額の決定について
議案第33号 平成20年度広陵町一般会計補正予算(第1号) |
| 2 | 議案第34号 奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更について |
| 3 | 議員提出議案第11号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書 |
| 4 | 議員提出議案第12号 後期高齢者医療制度の中止を求める意見書 |
| 5 | 議員提出議案第13号 国保税の値上げに反対する決議 |
| 6 | 議員提出議案第14号 国による基幹的な農業水利施設等の実施に関する意見書 |

青木議長 まず、日程1番、議案第29号、30号、31号、32号及び33号を議題とします。

本案について、総務文教委員長より委員会の審査の結果について報告願うことにいたします。総務文教委員長、松浦君！

松浦総務文教委員長 おはようございます。

総務文教委員会は、12日の本会議において付託されました5議案につきまして、6月17日に委員会を開き、慎重に審査いたしましたので、その結果をご報告いたします。

まず初めに、議案第29号、広陵町税条例の一部を改正することについては、証券税制の見直し時期や広陵町内の法人数や今後の動向などに対する質問があり、証券税制廃止の時期は平成20年3月31日からであることや町内の法人件数は法人全体数が523法人、内訳として、普通法人が496法人、特別法人が17法人、公益法人が5法人、医療法人が5法人で、法人数としては若干ずつ増加傾向にあることの説明を受けましたが、証券税制は金持

ち優遇政策ではないかとの議論もあり、今回の優遇措置廃止については理解できるが、特別税率は延長されることには抵抗があり、年金受給者からの住民税天引きについては住民の生活の先行きに不安を与えるものであるという反対意見があり、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号、広陵町手数料条例の一部を改正することについては、採決の結果、何ら異議なく全員一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第31号、広陵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについては、関連として実質的な訓練もあった方がよいのではとの意見に対し、地域の皆さんに体感してもらえる内容の訓練を計画しているとの説明を受けた後、災害非常時のために備え、コンビニなどと災害協定について事前に話し合いをしておくこともよいことではという意見があり、理事者から、イズミヤとの話し合いでは災害時には店内商品を災害救援に抛出願う協定を予定しているなどの説明を聞き、採決の結果、何ら異議なく全員一致で可決すべきものと決しました。

また、議案第32号、損害賠償請求に関する和解及び損害賠償額の決定については、事故発生時から町の顧問弁護士に相談した方がよかったのではとか再発防止をどのように行われたのか、人的面で教諭が足りないのか、支援ボランティアの配置等についての質問があり、事故後の対応策や地域との連携を密にした幼稚園運営の現状についての説明と訴訟提起までの経過及び町の持ち出し金は37万4,000円であることを聞き、さらに参考に、公園における遊具の安全確保、遊具設置の考え方などに対する質問に対し、公園などの遊具の点検整備を進め、危険なものは撤去していくとの方針を伺い、採決の結果、何ら異議なく全員一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第33号の平成20年度広陵町一般会計補正予算（第1号）については、けが発生時における取り組みについて研究、検討あればうれしいとする意見に対し、けがの対処が最優先であり、次いで保護者に対する注意喚起などを行っていくことを機会あるごとに現場指導を行っておられる状況を聞き、採決の結果、何ら異議なく全員一致、可決すべきものと決しました。

以上、簡単ではありますが、総務文教委員会の審査の結果報告といたします。終わります。

青木議長 ありがとうございました。

ただいまの委員長報告に対し、各議案ごとに審議いたします。

まず、議案第29号、広陵町税条例の一部を改正することについてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。10番、八尾議員！

八尾議員 反対討論を行います。

上場株式等の配当譲渡益は、本則税率20%のところを平成15年から軽減され、税率10%とされてきました。今回法律改定により、税条例でも、ことし12月末でこの軽減税率を廃止する内容が提案をされております。これは金持ち優遇であるとか、廃止してもっとわかりやすい制度にすべきだとかいう指摘もあって、国民の批判を受け入れたものですが、残念なことに、平成21年と22年の2年間については経過措置として再び10%の軽減税率が復活することが決定されています。いわく500万円以下の譲渡益、100万円以下の配当については引き続き10%になる予定でございます。総務文教委員会でも、この審議の中でこのことを指摘しましたところ、特に反論もなく、そのとおりだというふうに認識をしておりまして、10%をさらに2年間延長を前提にした廃止と、こういうことでございますから、廃止そのものについては当然だと思いますけれども、また廃止時期が近づいてから提案をする予定だと、こういう非常にわかりにくい手法になっています。

また今回、上場株式等の譲渡損失と上場株式等の配当等の損益通算の仕組みを設けています。これは株式譲渡で損失が出たら、本来納税すべき配当にかかわる税金をまけてあげますよと、こういう制度でございます。そして、この通算には上限がさっぱり設けられていない、こういうことも大きな問題です。金融所得に対する分離課税20%というのは、通則の20%であっても所得税の累進課税に比べて税率が有利になるもので、金融資産を持つ富裕層に対しての優遇措置を拡大するものになっております。庶民には増税を押しつけながら金持ちにはちゃっかり減税と、こういうことでは住民の理解は得られないだろうと、これが反対の第1の理由でございます。

第2の理由は、年金から個人住民税を特別徴収する制度を導入するということですが、これはとんでもない話でございます。今回の後期高齢者医療制度においても、掛金を年金から天引きすることについての不満があちこちから聞かれます。こうなると、介護保険料や国保税の天引きもありますから、ただでさえ少ない年金がどんどん目減りをしていきます。国民年金受給者は毎月の平均額は4万円台というふうに言われており、実際に振り込まれる額がどんどん減っております。65歳以上の公的年金控除は120万で、これに基礎控除33万

を加算すると153万という数字が出てきますが、この153万を超える年金を受け取っておられる方から住民税を今度は特別徴収、天引きしようという計画です。しかし、年収153万で、例えば借家にひとり暮らしという条件の方を想定すると、相当に苦しい生活になっておるのではないかと。もし普通徴収であれば、支払うことが何らかの理由でできなくなった場合には、お金のやりくりをしたり役場の窓口にいろいろ相談をさせていただいて、助言もいただいで解決ができるということがありますけれども、特別徴収ではそういうことができない構造になっております。いやが応でも天引きということですが、町はただ税金を徴収する立場だけを考えるのではなくて、生活困窮家庭の立場も十分に踏まえた対応策を講ずる必要があるのに、これではそれができません。また、職員の皆様にとっても、広陵町の住民の皆様がどのような生活をおくっておられるのかをそういう具体的な相談を通じて把握することができるのに、そういう機会を奪うということにもなりかねないわけです。住民税の町の事務効率化においてメリットがあり、取りはぐれがなくなるので税金徴収が楽だということで、当然にそれがよいのだという説明がありましたけれども、これは税金を徴収する側だけの動機でございます。もっと住民の大変な生活を考える必要があります。そういう点で、憲法第25条で定められた健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有すると、この内容についても侵害するのではないかと、そういう意味で、こうした住民税の天引きは中止すべきでございますので、そのことを第2番目の反対理由として反対をいたします。以上です。

青木議長 ほかに討論ありませんか。14番、山村さん！

山村議員 反対の意見がありましたので、私はこの条例改正に対して賛成の立場で討論をいたします。

この条例改正は国の税法改正によるもので、年金受給者の納税の便宜や市町村の徴収事務の効率化を図るため、個人の住民税を公的年金から特別徴収する新たな制度や寄附金税制、証券税制の見直しなどが主なものです。条例の一部改正を行うと申しましても、この公的年金からの特別徴収制度の対象者というのは65歳以上の公的年金受給者のうち約2割と推定されているというご説明も受けております。残りの8割弱の方は公的年金等受給者の課税最低限あるいは非課税限度額以下の方々ですから、そもそも個人住民税は課税されないため、特別徴収はされません。また、税額負担が増加する改正ではないとお聞きいたしております。今、八尾議員からおっしゃいました、何でも年金から天引きするという批判という声は私たちも十分お聞きいたしております。そこで、公明党もそうした住民の皆さんの、高齢者の皆さんのお気持ちを受けて十分に配慮するよう政府に対して求めてまいりました。

そこで、公明党の主張を踏まえ、年金からの天引き、特別徴収についても、長寿医療についてでございますが、長寿医療についての年金からの天引きについても選択の幅が今回広がることになりました。過去に国民健康保険料の滞納がなく確実に払ってきた人は、申請すれば年金からの天引きを中止し、自分の口座から保険料を引き落とせるようにもなります。また、年金収入が180万円未満の人も、申請すれば、世帯主となっている子供や配偶者の口座から肩がわり納付することも可能になるという、そういう改正も行っていただくようになっております。だから、何でも反対というのではなく、こうして今回の税制改正については受給者の納税の便宜や市町村の徴収事務の効率化を図るために考えられた制度でございますので、政府税制調査会での審議を経て行われた税制改正の結果による条例の改正でありますので、やむを得ない改正かと思ひ、私は賛成をいたします。

青木議長 ほかに討論ありませんか。11番、山田さん！

山田美津代議員 私は反対討論させていただきます。

今、山村議員から話ありましたけれども、65歳以上のうち2割の方だけというお話ありましたけれども、特別徴収ということがあっても2割の方があるということですから、それだけの方はおられるということですね。ですから、生活困窮家庭の立場も十分に踏まえた対応を講じる必要があるのに、これではそれができません。年金に対する批判が強いから懐柔策を講じてきたんではないかと思われまますので、私は反対の立場で討論させていただきました。

青木議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 それでは、討論がないようですので、討論はこれにて打ち切ります。

本案について反対者がおりますので、起立により採決いたします。

議案第29号は原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

青木議長 起立11名。起立多数であります。よって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

それでは次に、議案第30号、広陵町手数料徴収条例の一部を改正することについてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 討論がないようですので、討論はこれにて打ち切り、採決します。

議案第30号は、委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号、広陵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 討論がないようですので、討論はこれにて打ち切り、採決します。

議案第31号は、委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号、損害賠償請求に関する和解及び損害賠償額の決定についてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 討論がないようですので、討論はこれにて打ち切り、採決をいたします。

議案第32号は、委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号、平成20年度広陵町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

先ほどの委員長報告に対し質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 討論がないようですので、討論を打ち切り、採決します。

議案第33号は、委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

青木議長 次に、日程2番、議案第34号、奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とします。

本案について、厚生建設委員長より委員会の審査の報告について報告願うことにいたします。厚生建設委員長、吉田君！

吉田厚生建設委員長 厚生建設委員会は、12日の本会議において付託されました1議案について、6月18日、委員会を開き、慎重に審査いたしましたので、その結果をご報告いたします。

議案第34号、奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更については、規約改定の要請があった経過について町長、そして議長からその詳細なる説明をお聞きし、この規約改正案の提案を求める時期について、医療制度に対するさまざまな意見が多々ある中でなぜ今なのか、制度そのものの改正も近くあるだろうし、その後の見直しではだめなのかと進言をしたそうであります。関係機関との意見調整で、県下39市町村全部の議決がなければ規約が改正できず、他の市町村に迷惑をかけることになるということでもあり、最初、苦言を呈していたが、この規約改正は町民に直接関係するものでなく、連合の事務処理をより迅速化させるための規約改正として提案したとの説明を受けました。委員からは、否決されたときはどうなのか、事務部局の人員の内訳は、副連合長に要する人件費と具体的な仕事等についての質疑の後、規約改正を求める時期とタイミングについて早急に改正を必要とすることではない、当初、議案提案者と議決機関を混同しての連合事務局の要請説明にも摂理がない、ほかに実務補強のための改正でもないし、新たな費用も必要となる内容の改正には反対であるとの討論があり、採決の結果、賛成が3、反対が3の可否同数となり、委員長裁決で否決すべきものと決しました。

以上、簡単であります、厚生建設委員会の審査の結果を報告いたします。終わります。

青木議長 ありがとうございます。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。1番、山田議員！

山田光春議員 この奈良県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約、今、吉田委員長がこの委員会報告をされました。いろいろ中身について私は問うようなことはしません。しかし今、報告がありましたように、3対3で委員長にゆだねられたわけでありまして。ここで、委員長に対して、この委員長が判断された反対理由をちょっと教えていただきたいと思っております。

青木議長 4番、吉田委員長！

吉田厚生建設委員長 去年の9月に国の法改正で市町村に後期高齢者医療制度ということで判断を仰いだわけです。その当時、私、反対をしたわけです。なぜ反対したかということ、我々議員とか関係機関の方はそれなりの、理解はないと思っておりますけれども、こういう制度ができた、しかし一般住民、そして75歳以上の方の意見も聞かずして、そういう国が勝手に決めてる方法に対して反対をしたわけです。

それと、4月の議会の改選で、私、民主党の方で公認をいただき立候補いたしました。当然、民主党の方は、後期高齢制度については廃止と当初から訴えています。そのことを踏まえて、私、委員長をさせていただいてるわけですが、民主党の議員として何が何でも後期高齢の制度に対する廃止を訴えるものであり、その関連につきましても反対ということで、そのときは委員会の中ではもうすぐに反対を表明したわけですが、そういう経緯の中で反対をしたということで、よろしいでしょうか。

青木議長 ほかに質疑ありませんか。山田君、1番！

山田光春議員 今、吉田委員長は今回の選挙で民主党公認だということがありました。私もこの質問に対しては、無所属の議員であれば、私はしてなかったかなと思っております。民主党さんという公認をいただいて、今、後期高齢医療制度については全面的に国の方でも反対されるわけですが、じゃあ、あの民主党のマニフェストをずっとつくったときから見ると、この老人保健制度はだめだと、大変厳しくなるんだと、国民に負担も大きくなるんだから新たな医療制度をつくらないかんというマニフェストでやられて、そしてあの選挙もされた、そして今、この後期高齢者に何でも反対だという立場で規約にも反対されるわけです。じゃあ、もとへ戻して老人保健制度に戻ったときにどのような影響があるか、どのような結果に

なるか、1回民主党の考えをここで説明していただければ結構かと思っていますが、いかがですか。

青木議長 4番、吉田委員長！

吉田厚生建設委員長 今、質問いただいたわけですが、私も党员になって、3月のかかりだったと思うんですが、その後すぐに選挙があったわけですが、マニフェスト等についてはちょっと全く私も理解はないわけですが、ただ、例えば広陵町で条例をつくと、それなりの国においては法律にかわるわけですが、それなりの地元、また地域の方でいろいろとさまざまな問題があり、議会の中でいろんな意見を踏まえて結果を出すといったような流れになると思うんです。ただ単に雲をつかむような話でぼんと出して条例をするというのは全くないと思うんです。振り返れば、国も同じようなことを言えるわけです。いきなり降ってきた、それは小泉総理のときに、内閣のときに、平成18年の6月ですかね、法改正があったということ、法律化されたということは聞いております。しかしその後において何らかの、そのときは当然与党いますか、参議院の方も与党で占めてたという流れの中で、我々一般の住民の方、国民も全く知らないような中で進んできたというのがあるわけです。しかし、急に噴出したわけでもないと思うんですが、そういった中での、余りにもひど過ぎるといったような流れで、人情的な日本の流れで反対をしたと。それでよろしいでしょうかね。

それと、余談になると思うんですが……。もうこれで置いときます。

青木議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 それでは、質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切り、討論に入ります。

討論ありませんか。11番、山田さん！

山田美津代議員 反対の立場で討論します。

この制度見直し論議が盛んに行われている今、規約改正を行う時期ではないと町長も反対されておられます。この間の厚生建設委員会では、この副連合長、年間900万円ぐらいのお給料をいただくという説明がありまして、今までより約200万円ぐらいも高いということですね。そういう給料の高い人が配属されて、予算枠内でやると説明ありましたが、高齢者にしわ寄せがいくと思います、どこかでその分、削るわけですから。実務の人だったらいいんですが、副連合長をふやす必要性はないと思います。天下りの典型ではないでしょうか。反対された町長の思いを酌んで、今、反対決議をすることが広陵町民の利益に

かなうことだと思います。

青木議長 ほかに討論ありませんか。7番、乾議員！

乾議員 私は賛成の立場で討論します。この規約改正に対し、賛成の立場で討論いたします。

規約改正案の提案までにいろいろな経過があったとお聞きしました。反対意見でも規約改正がなぜ今必要とするのか、実務補強でなく新たな費用も必要とする改正内容であるとした内容であったと思います。聞いていて、反対意見も理解できますが、県下39市町村全部が議決しないと規約が改正できない以上、これまでの経過がどうであれ、広陵町も広域連合の一員であること、一旦スタートした広域連合の事務効率化を図るための規約改正でありますので、広く判断し、賛成すべきものと考えます。

青木議長 ほかに討論ありませんか。10番、八尾君！

八尾議員 反対の立場で討論をいたします。

後期高齢者医療制度が4月1日からスタートし、初日から通称を長寿医療制度と改めざるを得なかったように、また実際の制度の内容が住民、国民に明らかになるに従って制度の欠陥についての指摘があちこちから出て、今、政府・与党は修正をしなければいけないということで、先ほど山村議員からもその一端が示されております。しかし、その修正内容についての根本的な欠陥は、政府・与党が言っているのは、骨格は間違っていない、手直しはするということで、この制度の問題を解決できるんだと、こういう立場で言っておられるわけです。それはそうではないだろうと、制度そのものの骨格が問題である。この制度は75歳以上の高齢者を別建ての医療制度にする、そういうところが間違っています。今、国会では衆議院が最終盤、あしたが終わりのだったかな、日本共産党、民主党を初め野党4党で提出した廃止法案が参議院で可決され、現在、衆議院での審議が待たれております。そして、一日も早くこの廃止を決定してもらいたい、こういう国民の声が強まっております。

去る6月12日には、日本共産党は沢田博県委員長と県下の63名の地方議員団連名で、奈良県の広域連合に対し、後期高齢者医療制度の廃止を申し入れをいたしました。広陵町の八尾と山田美津代は議会開催でございましたので参加することができませんでしたけれども、気持ちは一緒でございます。そうした中で、今回の広域連合の体制変更案は、現在既に広域連合の理事として配置されている奈良県からの出向者を今度は副連合長として配置をしたい、この結果、副連合長を2名から3名にしたいというのがこの議案の内容でございます。厚生建設委員会の審議の中では、先ほど吉田委員長からの委員会報告にもありましたけれども、広域連合の議会で提案されてから今日に至るまで難色を示していた平岡町長に対し、個別の

説得を行ったり、あるいは青木議長に対してもあちらこちらから説得が試みられた様子が報告されて、私、正直言って、びっくりいたしました。こんなことが本当にあるのだろうかと思いは驚いたわけでございます。制度の根幹にかかわる事柄を議論しているときに、また制度が始まってから2カ月しか経過していないこの時期に組織をいじるというのは合点がいきませんし、すべきではない。もう少し時間が経過すれば、9月にもなればというお話ありましたが、状況も変化もきちんと見えてきて、対処の方法も定まってくるのではないかと考えられたのも、私、非常によく理解ができました。

また、県下で何か広陵町だけがとっぴな動きをしているかのように誤解されているのではないか。先ほど乾議員は広陵町だけが反対しても余り格好のいい話ではないというような趣旨のお話ありましたが、私はむしろそうではなくて、広陵町では、他の議会全部知りませんが、この問題について非常に熱心に議題にしています。ある議会ではいきなり本会議で提案をして、すぐに可決をしてくれと、こういうふうに行っている議会もあるように共産党の議員から連絡を受けております。けれども、ここ広陵町では、委員会に付託をして十分に審議をして、その結果を本会議に報告をして、そして議論をするという、こういう積み重ねをやってることについて、私は非常に感動をもってこの問題を迎えております。変な言い方で申しわけありませんが、初めての経験でございましたのでちょっと興奮をいたしております。これは青木議長が厚生建設委員会の、そのときは一委員ということでいろいろとお願いいただいたことが力になっておるなということで、以上のとおり、今の体制変更を議論すべき時期でないと、こういうことはやはりむしろ速やかに制度自体を私らは廃止すべきものだと、これは違う意見の方もありますけれども、そういうことを指摘をして反対討論とします。

青木議長 ほかに討論はありませんか。5番、笹井君！

笹井議員 私は、厚生建設委員会において反対をいたしました。昨日、私は、皆さんご存じだと思いますが、「自由民主」という新聞が参りました。これを読みまして、私は賛成の方になりました。それというのも、私は、制度そのものができたときにはいろいろと不安がありました。その不安があったことに対しまして、今度これ出たことに対していろいろと軽減措置、また医療の改革等、皆、私の思いと一致いたしましたので、賛成の討論といたします。以上でございます。

青木議長 1番、山田議員！

山田光春議員 今、笹井議員がこの本会議場で賛成されたということはすばらしいことだと、

よかったなと思っておりますので、そういうしっかり内容を読んでですね理解していただければですね、理解いただけるのではないかと。今、委員長の質問事項のときも委員長に質問しました。今、共産党の八尾さんが反対討論されました。こういうのを見ると、この制度について、もう入り口からどんなことを言うてももうペケ、そういう論法があるからなかなか中に入れないのではないかと。ですから、我々はこの骨格は絶対に守りながら、そしてこの長寿社会を迎える、この老人のためにこの医療費はどうあるべきか、やはり日本で世界に一つしかない花ではないですが、この皆保険制度を守ることが長寿社会を守ることだと私は確信しているわけでありまして。いろいろな年金から天引きをされる等々、いろんな問題はあるのは承知しています。しかし、これを一つずつ国民の声を聞きながら、今、与党プロジェクトチームで改正させていただいた、先ほどの山村議員が言われました、少しの一つの例ですが、そういう方たちについてもきちっとさせていただきたいと今提案しているところであります。

民主党においても、やはり今言われましたように、マニフェストではこの老人保健制度をきちっとしよう、年金から天引きをしようというのは平成12年にあなたの等の菅直人さんが国会で初めての発言をされてるのがあります。確認しておいてください。そして、75歳以上の方をここで切るとおっしゃいますけれども、これは今までにあった老人保健制度も75歳以上から切られているわけでありまして。今、何も長寿医療制度になって初めてこの制度、75歳以上の人を切ったわけではないことを理解していただいて、どうかこの規約が入り口になるわけでございますので、どうか皆さん、賛成してください、お願いします。

青木議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 それでは、討論がないようですので、討論を打ち切り、採決をいたします。

本案について反対者がありますので、起立により採決いたします。

議案第34号を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

青木議長 起立9名であり、起立多数であります。よって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(A. M. 10 : 48 休憩)

(A. M. 10 : 50 再開)

青木議長 休憩を解き再開をします。

次に、日程3番、議員提出議案第11号、ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書については、八尾君から提出され、所定の賛成者がありますので、これより議題とします。

朗読させます。局長！

大西議会事務局長 朗読。

青木議長 本案につきまして、提案趣旨の説明をお願いします。10番、八尾君！

八尾議員 それでは、10番、八尾春雄です。提案の趣旨をご説明をいたします。

まず最初に、この意見書の提案に至る経過について少し説明が要ります。この意見書は、農民運動奈良県連合会の中垣良彦会長から広陵町議会に要請があり、去る6月3日の議会運営委員会でその取り扱いを協議したものです。議員各位には、同連合会から直接その要請文が送られております。協議の結果、私に対して議員提案を求める声があって、委員会の総意でそのようになったものですが、事の性格上、本来は所轄の委員会に付託して検討されるべきではなかったか、最初でしたのでそこまで私も対応ができなくてこういうことになっております。しかし、せっかく与えていただいた役割でございますので、精いっぱい務めたいと思います。

ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書案。

この間、トウモロコシ、大豆、小麦などの輸入穀物を原料とする食品の値上がりや、飼料穀物が思うように確保できない事態が生まれ、食糧自給率がカロリーで39%、穀物で27%という中で、国民の中に大きな不安が広がっています。

米や穀物の価格高騰は、全世界に深刻な影響を及ぼし、国連のパン・ギムン国連事務総長はかつては1日3食とれた家庭でも2食か1食に減らさざるを得なくなったと、新たな飢餓の広がりにより重大な懸念を示し、問題解決のための支援を呼びかけています。7月に北海道洞爺湖で開催されるG8主要国首脳会議でも、環境問題とあわせて食糧問題の解決が重要なテーマになります。

食糧価格の高騰の原因は、地球の気候変動による生産の不安定化、途上国の経済成長、人口増に伴う需要の急増、世界的なバイオ燃料ブームによるトウモロコシの爆発的な需要増、ヘッジファンドなど大量の投機資金が穀物市場に流れ込んで異常な高騰を引き起こしていることにあります。

このように、原因が複合的で構造的であるだけに価格高騰の長期化は避けられず、今後、影響はさらに強まる懸念されています。

現在、国民が食べることを望まないミニマムアクセス米が毎年、77万トンも輸入されて

います。政府は今年度、飼料用に70万トン振り向ける計画とされています。この量は、米不足に苦しむフィリピンが緊急に手当てを必要とする米の量に匹敵するもので、人道上も許されるものではありません。

また、日本が不必要なミニマムアクセス米の輸入を継続することは、国際的な価格の高騰に加担し、米不足に苦しむ国の人々の生存を脅かすことにもならざるを得ません。その一方で、国内では生産過剰が米価下落の原因であるとして生産調整が拡大強化されているのです。矛盾は明らかです。

政府は、輸入があたかもWTO農業協定上の義務であるかのように言いますが、本来、輸入は義務でなく、輸入の機会を提供するというものにすぎません。1999年11月の政府答弁です。国際的に米や穀物の供給が逼迫し価格が高騰するという食糧事情の急変のもとで、従来の枠組みにとらわれることのない対応が求められています。よって、下記事項の実現を強く要請します。

記。1つ、ミニマムアクセス米の輸入を一時停止し、制度の見直しをWTO交渉の場に強力に働きかけること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年6月20日。広陵町議会。

内閣総理大臣、福田康夫殿、農林水産大臣、若林正俊殿、外務大臣、高村正彦殿、経済産業大臣、甘利明殿。

それで、少しコメントします。

ここに示されたことは、日本の農業において極めて重要な意味を持っております。世界には現に食糧不足が起きているというように、国際的に義務づけられたものでもないのに年間77万トンの米を我が国が輸入するとは一体どういうことでしょうか。食糧は工業製品とは異なり、天候や土地に左右されることが多く、むしろ食糧自給率を高めていくことが大事です。そして、食糧と農業にかかわる政策や方針は自主的に決定できるようにすることが求められます。農家にとっては、自分たちのつくりたいものを生産する権利、消費者にとっては、自分たちの食べたいもの、自分たちの食習慣や民族の伝統や食文化を守り、安心・安全なものを食べる権利が保障されなくてはなりません。

なお、意見書の採択に当たって、地方自治体がこのような国の政治の問題についてコメントするのはどうかというご意見を伺いましたけれども、地方分権を推進する立場から、広陵町の住民の皆さんが望んでおられることをきちんと国や関係諸機関にお願いする、申し入れ

る、こういうことが非常に重要だと思いますので、ぜひご採択をお願いをいたします。以上でございます。

青木議長 それでは、これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。1番、山田君！

山田光春議員 八尾さん、山田美津代さん、初々しい共産党議員さんのを聞くと、今までと全く違う立場で、今までは同級生ということもありまして、お互いにここでバトルをやったんですが、また違った意味で新鮮な気持ちでこの新しい共産党議員さんとやれるということを楽しそうに思うのでもありますし、またこうした古いおっさんがこうしたことに対して一々言うのはどうかなと朝まで悩んでましたけれども、こうした難しい問題であります。WTO、全然わからないわけですけども、やはり少し勉強させていただいたところ、素人なりの目線というところで答えていただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

1つは、輸入米、ミニマムアクセス最低輸入義務、なぜこの制度ができたか。この制度は1995年から始まったようではありますが、なぜ今までこうして長く続いているのか、また続いていると思うのか、ひとつ教えていただきたいと思ひます。

それから、輸入米、いわゆるミニマムアクセスは加工用、飼料用として使われてきた。こうした中止した場合はどこからどのようにして調達するのか。わかります。加工用、飼料用としてこの輸入米を使ってきたんだけど、これを中止したらどうなるのか。それから、米菓やみそ、しょうちゅうなどの業界から使う、この輸入米、ミニマムアクセス米は年間20万トン、30万トンもこの味噌、米菓、焼酎などに使うようではありますが、今言いましたように、やはりこれがなかったらどこからどう調達してくるのか、お願ひしたい思ひます。

それから、ことしはやはり食糧問題の深刻化で輸入米が一転焦点が当たっているようであります。今イタリアで、やはり食糧問題等にありまして、この日本の福田総理もやはりこの輸入米、ミニマムアクセスをフィリピンに20万トン、そしてスリランカに10万トン、融資をすると、こうした点も考えるならば、人道上こういうミニマムアクセス米が役に立っていると思ひますけれども、今、この上で述べられました、人道上許されるべきことではないというようにおっしゃいましたけど、こうしたことを踏まえると、やはり今の時点では、このミニマムアクセス米が人道上、役に立っているのではないかと思ひますが、いかがですか。

3点お願ひします。

青木議長 ただいまの質疑に対し提案者より説明願ひします。10番、八尾君！

八尾議員 この制度ができた経過についてはおっしゃるとおりだと思ひますが、以前、ガット

という名前と呼ばれていた、国と国との輸入、輸出の関係を調整するという中でできたものと認識をしております。

実は、各国の流儀です、限度いっぱいまで、ミニマムアクセスの数値いっぱいまで輸入をしている国もあれば、我が国の産業を守らんがために、それはあくまで機会を与えるということなので、非常に少ない数量でしかしていないところも、国もあるようです。継続したのはもちろん日本政府がそういう立場で外国との関係でそういう約束を守るべしということをかたくなに守られたからだということだと思いますが、たしか数量の半分はアメリカです。アメリカからの農産物をそういう形で米を輸入をしておるということですから、これは対アメリカとの関係においても幾つか整理をしておかなければいけないことがあるんじゃないかというふうに思います。

それから、このミニマムアクセス米は2007年の10月時点で在庫が152万トンあります。1トン保管するのに年間1万円かかると、こういうふうに言われておりまして、150億円もかけています。ですから、今これを廃止したからといって、中止したからといって、直ちに枯渇して製造業者が困るといったようなことはありません。

それから、11年間に及び、そのお米を仕入れた金額は2,641億円というふうに記録がございました。国内の産業のことを山田議員がもし心配されるのであれば、むしろその2,641億円を本当に日々苦勞しておられる農家の皆様のご支援に使ったらどうかということもありますので、その点はもう一度お考え直しいただいたらよろしいのではないかと、何か討論になって申しわけないですけど、そういうふうに思います。

それから、答弁漏れがないように……。それから、フィリピンの暴動の件ですけれども、人道上の支援というふうに役立っておるんじゃないかという指摘がありました。これはベトナムからフィリピンはお米を輸入しておったんですけど、ベトナムが輸出がもうできないと、インドもできなくなっちゃったということで、お米を主食としているフィリピンの方が困って、いろいろな動きになっておるようです。今回こういう形で政府がそういう判断されたんですけど、むしろその逆でございまして、日本がそういうミニマムアクセス米を仕入れる以前に食糧事情の困っておる国がないかどうかということ、せつかく東南アジアの友好国でございまして、連絡をつけて、あらかじめ早目に、じゃあフィリピンにうちとこミニマムアクセス米、輸入するのを一部やめて、フィリピンで使うてくださいやと、こういうふうに言われれば非常にスムーズにいったのではないかと、そういうふうに思いますので、むしろ手順が少し逆ではないかと。

それから、冒頭、新人ということで期待感を持っておられることも言うていただきましたけども、何も遠慮していただく必要はございません。せいで議論することは議会でございますので、私も山田光春議員の活動に学びながら、しっかりとした議会活動をやってきたいなと思っておりますので、今後ともよろしく願いをいたします。

青木議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 それでは、質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。2番、竹村議員！

竹村議員 ただいま提案されましたミニマムアクセス米の輸入中止を求める意見書に賛成いたします。

今、農家の経営は大変な状態です。かつて60キロ当たり2万円近くまであった米価が、現在1万2,000円を切ろうかという状態です。私の大字百済では、朝5時になればあちこちで仕事が始まっております。長い時間、家族で働いて何とかやっていますが、農業を継いでくれる若者は本当に少ない状態です。仕方なくサラリーマンになって、日曜だけの農家も増えております。農機具や油代を考えると、元が取れない状態です。外国からこんなに大量の米が日本に來ていると知って、もっと日本の農業を大事にしてほしいと思いました。外国からの農産物にはどんな農薬がかかっているかわからないし、どんな管理をしているかわかりません。また、外国の食糧が不足してきたという報道もあって、不安を覚えます。お金を出したらそれで食糧が手に入る時代ではなくなってきたのではないかと心配しているわけです。消費者には安心して食べてもらい、喜んでもらえるような農家の正直な気持ちです。国内で食べるものは国内でとれるようにしないといかんと思います。この際、農家の気持ちを理解していただきますようよろしくお願いいたします。

青木議長 賛成討論がありました。反対討論。12番、吉岡議員！

吉岡議員 反対の立場で討論をいたします。

今、竹村議員は確かに日本の国の農業を守る、確かに私はいいいことだと。食と住、この広陵町にあります地場産業の靴下ももうほとんどが外国からの輸入で、もう本当に厳しい状況、それは本当にそのとおりでと思います。日本で着るもの、食べるもの、やはり日本のものを使うべきではないでしょうか。ただ、国民がどれを選ぶか、こういう時代だと思っています。結局、国内のものであれば高くなる、実際人件費が高いものですから、商品自体、米自体も高くなる。それであれば、食べるものに対して、着るものにしても安い、また中国産等々の国

からのやっぱり安い商品を選ぶ、これが実態ではないか。やはり日本は物価も実際よその国と比べれば高い。その中で安いものを押さえていくというのが人間の心理だというように考えております。ただ、言われることはわかるんですけども、私は日本の国として、外国との共有を図りながら、ミニマムアクセス米の輸入に関しましてはWTO農業協定上、これ義務ではないようではございますけれども、やはり各国との話し合いの結果このようになったというように考えております。確かに日本の国の農業関係者、またそういう繊維関係、地場産業、そういうものを守るべきということはわかりますけれども、私はこの件だけの話ではなくいろんな意味での国の政策がかかわってると思います。ただこの件だけで賛成するのは間違いだと思いますので、反対とさせていただきます。

青木議長 ほかに討論ありませんか。11番、山田さん！

山田美津代議員 賛成の立場で話します。

私も子供育ててまいりまして、1年生になる孫もおりますので、子供に安心したのものをやっぱり食べさせてあげたいと思います。ですから、この広陵町の人々に広陵町の安心したものを子供たちにつくって食べさせたいと思いますので、そういう意味で賛成ということで討論を終わらせていただきます。

青木議長 ほかに討論ありませんか。1番、山田君！

山田光春議員 安心なものを食べさせたい、こんなの当然な話でありまして、だからこれに賛成だということはあるかなと思いますので、それはそれとして、やはりこの2008年6月、イタリア、ローマで開かれる食糧サミットで福田康夫首相が輸入米、ミニマムアクセス米30万トンの放出を表明しました。したことで、日本が抱える輸入米在庫約130万トンが今、注目を浴びているところであります。国際的約束のミニマムアクセス米、最低輸入義務に基づいて日本が輸入した米は、これまでお荷物扱いとされてきましたが、食糧問題の深刻化で一転、今、焦点が当たっているようであります。日本は輸入米をフィリピンに20万トン、スリランカに10万トン、有償で輸出する、またあとは加工用、飼料用に使われてきた。去年は国際米が生産過剰で値下がり、価格下支えのため政府が備蓄米を買い増したり、農業団体が国際米の一部を飼料等に回すなどしたため、加工用米が不足ぎみになったわけでありまして。結果的に輸入米の需要がふえ、一転脚光を浴びている現状であるのであります。人道上、ミニマムアクセス米が使われていることは食糧問題の深刻な中でも注目されている事項であり、平時のときはこうした米はお荷物扱いとして扱われているが、こうした緊急のときに食糧を輸出できることは人道上いいことであると思っております。国際的

にも7月に北海道洞爺湖でサミットが開催され、G8主要国首脳会議でも地球温暖化とあわせて食糧問題の解決が重要なテーマになっているようであります。こうした国際的な合意でもあり、99年11月、政府答弁の輸入機会を提供する、こうした範囲内で今は輸入米として扱っているわけであり、こうしたことはやむを得ないことだと私は思っていますので、これに対しては反対いたします。以上です。

青木議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 討論がないようですので、討論はこれにて打ち切ります。

反対者がありますので、本案について起立により採決をいたします。

本案を原案のとおり決議することに賛成諸君の起立を求めます。賛成諸君の起立ですよ、この本案について。

(賛成者起立)

青木議長 起立9名。起立多数であり、よって本案は決議されました。

青木議長 次に、日程4番、議員提出議案第12号、後期高齢者医療制度の中止を求める意見書については、八尾君から提出され、所定の賛成者がありますので、これより議題とします。

朗読させます。局長！

大西議会事務局長 朗読。

青木議長 本案につきまして、提案趣旨の説明をお願いします。10番、八尾君！

八尾議員 ミニマムアクセス米の採択、ありがとうございました。

後期高齢者医療制度の中止を求める意見書の提案と、その趣旨説明を行います。まず読みます。

政府は75歳以上の高齢者を対象にした後期高齢者医療制度を本年4月から実施し、70歳から74歳の窓口負担も来年4月から2割に引き上げようとしています。新しい制度は、専ら医療費削減を目的にしたもので、高齢者に過酷な負担を押しつけ、医療内容を制限するものとなっています。

具体的には、1、75歳以上の高齢者を国保や健保から追い出し、すべての高齢者から保険料、奈良県年平均8万3,400円を取り立てる。2、受けられる医療を制限し、差別する別建て診療報酬を設ける。3、保険料は年金から天引きする。4、保険料を払えない人からは被保険者証を取り上げ、医療を受けられなくするなどです。これまで保険料を負担していなかった被扶養者もことし10月からは徴収されます。

これに対し、まさにうば捨て山ではないかとの声が全国で巻き起こり、地方議会でも中止や見直しの決議が相次いでいます。

後期高齢者医療制度に対する国民の批判の前に、政府・与党は説明不足だったとか見直しを言い出していますが、憲法25条の生存権、憲法14条の法の下での平等を侵害するこの制度は撤廃するしか解決の道はありません。

そもそも病気になりがちな高齢者の医療については、長年の社会貢献にふさわしく、国と企業が十分な財政負担を行い、高齢者が安心して医療を受けられるようにすべきです。このことはヨーロッパ諸国では常識であり、高齢者を別扱いにして高負担と差別医療を押しつけている国はどこにもありません。まして第2次世界大戦を経験し、苦労に苦労を重ねてこられた高齢者に対して、お金のことを心配しなくてもよいように努力することこそ行政の責任です。

したがって、以下の点を強く求めるものです。

1つ、後期高齢者医療制度は中止、撤廃すること。

1つ、70歳から74歳の窓口負担2割への引き上げをやめること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成20年6月20日。奈良県広陵町議会。

内閣総理大臣、福田康夫様、厚生労働大臣、舛添要一様、衆議院議長、河野洋平様、参議院議長、江田五月様という意見書でございます。

既に先ほどの副連合長の配置における規約変更のところでも実質的な議論も進んでおるかのようには私には思います。先ほど政府・与党の修正について山村議員からも指摘がありましたけれども、骨格は変えないと、しかし骨格が問題ではないかということですから、速やかにこの制度は廃止すべきものというふうに思いますので、是非ご採択をよろしくお願いを申し上げます。以上です。

青木議長 それでは、これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。14番、山村さん！

山村議員 先ほどは厚生建設委員長の吉田さんに山田議員が質問いたしました。今、この意見書、八尾さんが出されましたので、私はこの八尾さんに、この中止、撤廃したときにどういう医療制度をされるのかということをお聞きいたします。

青木議長 10番、八尾君！

八尾議員 野党4党で提案をしたときに、そのことも議題になっております。これについては、

いろいろな方々から意見もいただいておりますが、今これだけ大きな問題になっているので、一旦もとの制度に戻してはどうかということが1点でございます。それから、お金の点でどういうふうな、だれがどのように負担するのかということの議論も合意をきちんと進めると、たしか2年前の国会でのこの後期高齢者医療制度の決定については、国会で強行採決、広陵町の議会では強行採決ということはないのでございますが、国会では強行採決がされたのでございまして、そういう点で甚だ不十分な論議の中でやられた制度でございますので、そういう点で関係者がきちんと力を出して議論するということです。

それで、もう少し中身を申しますれば、例えばこの後、国保税の問題についても決議案を出してございますけれども、国保がもうもたないんだということが動機になっていると、今、老人の、高齢者の皆さんの医療費が1兆円あって、この後、団塊の世代の皆さんが次々に75歳を迎えるということになっていくと、本当に大変な医療費が必要になってくるという心配をされて、そのようになっている向きもあるかもしれません。しかし、人数がこの団塊の世代というのは大変多いわけですから、100人にかかる医療費と200人にかかる医療費でいえばやっぱり大きくなります。それで、そういう点も踏まえまして、今、本当に必要なお金の使い方ということを国やあるいは自治体も含めまして、よく議論をして詰めていくということなんではないでしょうか。以上でございます。

青木議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

討論に入ります。討論ありませんか。12番、吉岡君！

吉岡議員 反対の立場で討論いたします。

先ほども何回も山村議員も山田議員も言われておりますが、私は、後期高齢者制度の骨格というのは必要だと考えております。ただ、内容については、ただいま与党の方でプロジェクトチームをつくり、検討してござっております。私はこの意見書に関しましては時期尚早だと思いますので、反対をさせていただきます。

青木議長 ほかに討論ありませんか。11番、山田さん！

山田美津代議員 賛成の立場でお話しさせていただきます。

この制度を導入されたのは、高齢者がふえて若い人は少ない逆ピラミッドになり、医療費がどんどん膨張するからということからでしたが、17日の毎日新聞に医療クライシスという記事が載っていました。少し内容を読ませていただきます。

平成6年から7年に開かれた厚生労働省の医療費の将来見通しに関する検討会というのが開かれて、医療経済学の専門家らが参加し、その委員たちが口々に、世間が国から聞かされてきた高齢化で医療費がどんどん膨張するという常識とは正反対の内容を語ったそうです。医療費増に高齢化の影響はほとんどない。医療費は野放図には伸びない。厚労省の担当課長すら医療費の自然増の最大の要因は高価な薬や機器、治療手段が開発される医療の進歩であることは明白だと明言しています。

委員の権丈善一慶応大教授は、医療経済の世界では当たり前の話として、米国の医療経済学者ゲッツェンが医療費と経済成長率の関係を分析した研究を紹介しました。高齢化が医療費を増やすように見えるのは見かけの関係で、医療費の増加率は国民所得の増加率で決まるとの内容だ。ゲッツェンが指摘した関係はどの国でも成立する。医療費の額は結局社会のパイの中からどれだけ使うかという政治的な判断、つまり医療への政策スタンスで決まっていると解説する。実際、日本は先進7カ国で最も高齢化率が高いが、国内総生産GDP比で見た医療費は最も少ないのです。

この高齢化と並び終末期医療もよく医療費増の一因に上げられます。だが、日本福祉大の二木立教授は、根拠はないと話します。厚労省が平成2年に死亡した人を対象に死亡の前1カ月間の医療費を計算すると約9,000億円との結果で、国民医療費の約3%にすぎなかった。二木教授は、そもそも日本の医療費がアメリカに比べて少ない理由の一つに、終末期医療の医療費の少なさがあると指摘します。風邪など軽い病気は保険の対象から外し、重い病気に財源を回すべきだとの意見もあります。二木教授は、患者の8割は軽い病気だが、使っている医療費は全体の2割にすぎず、医療費削減効果は少ない、何より8割の患者が使えない保険では意味がないと語ります。という高齢化の根拠が乏しいという新聞のコラムがありました。この高齢化のため医療費が膨大に要するという根拠はないのです。

また、政府の見直しで、今、保険料が軽減されても保険料が2年後には確実に上がるのです。今、平均保険料は7万2,000円とされていますが、団塊の世代の私たちの保険料は16万円程度にもなることがわかっています。高齢者だけの問題ではないのです。すべての世代に重い負担を押しつける制度なんです。日本の医療費が国民総生産に占める割合はわずか、先ほども申し上げましたが、8%です。先ほどのコラムにもありましたが、先進国の最低水準であり、本来なら増やして当然なのです。財源なら大企業や高額所得者に7兆円もの減税をし、年間5兆円もの税金を軍事費に使われています。私の長女は今、沖縄へ嫁ぎ、住んでおりますが、アメリカ軍の基地内の住宅全部がただで、日本が思いやり予算で建てている

のです。光熱水費もただです。こんなのそのままにしておいて、消えた年金も解決しないで、取るものは勝手に許可もなく、説明もなく、年金から天引きするなんて、高齢者が怒らないはずないでしょう。こんな憲法違反の制度は今すぐ廃止しかないとします。ということで、賛成意見とさせていただきます。

青木議長 ほかに討論。1番、山田君！

山田光春議員 後期高齢者医療制度の中止を求める意見書には反対です。

やはり先ほどから言いましたように、やはりきちっとしたものがない、ただ中止せい、中止せいというたら、じゃあ中止した後はどこへ国民は行くのか、そう思うならば、やはりきちっとした考えを持つべきではないかなと一つ思っています。先ほども笹井議員が今まではこの後期高齢者医療制度については反対だったと、そして今、いろんところで勉強しながら、きょうこうした態度を反対から賛成に変わられた、こういうのが日本の国民の方も多いわけであります。以前は制度を廃止せよ、凍結せよという声もありましたけれども、やはりNHKのこの間の6月9日の放送では、制度を維持した上で見直しを進めるべき、これが52%で最も多くなったのであります。今のままでよいも7%だったのに対して、制度を廃止すべきだったのは35%であったと、こういうことが世論調査も徐々にこの流れが変わってきています。この間もここで苦情があるのか、問い合わせがあるのかと、窓口で300件あると、このような答えがありましたけど、それは自分がどうなのか、自分の年金は高くなるのか安くなるのか、今まで入っていた国民健康保険から安くなるのか高くなるのか、そうして、いや、安くなりますよと言ったら、ああ、そうですかと、いいなということであります。今、民主党でも、共産党はどうか分かりませんが、ただ反対するだけですから、ですけども、民主党なんかは、やはり参議院では与党ですから、きちっとしたものを持った対案を出して、じゃあ長寿社会を迎えるためにはどうあるべきかということの対案をきちっと示すべきではないか。ただ反対だけ反対だけで、この後どうなるかともきちっと示していないわけですから、我々この与党はプロジェクトチームをつくりながら、この骨格を直しながら、市民のため、町民のためのこの皆保険制度を守るために是非共これをお願いしたいなと思っています。

青木議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 討論がないようでございますので、討論はこれにて打ち切ります。

本案について反対者がおりますので、起立により採決をいたします。

本案を原案のとおり決議することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

青木議長 起立4名であります。起立少数であります。よって、本案は否決されました。

青木議長 次に、日程5番、議員提出議案第13号、国保税の値上げに反対する決議については、八尾君から提出され、所定の賛成者がいますので、これより議題とします。

朗読させます。局長！

大西議会事務局長 朗読。

青木議長 それでは、本案につきまして提案趣旨の説明をお願いします。10番、八尾君！

八尾議員 それでは、国保税の値上げに反対する決議を提案と、その趣旨を説明をさせていただきます。

国保会計は全国的にも慢性的な赤字の状況です。原因は明白で、国が負担金を減らしたこと、制度上加入者の所得水準が低い上に保険税額が他の保険制度と比べて高く滞納者が多いからです。

広陵町の国保加入者は世帯数で約45%、4,800世帯です。所得金額の少ない世帯(年金者に多い)がうち30%を占め、年間80万円以下の所得階層で48%にもなります。滞納額は決算で1億9,800万円にも及びます。また、不納欠損処理は平成17年度、18年度の決算で4,000万円にもなっています。

国民健康保険と政管健保を比較すると、年収165万円の場合では、資産割9,500円と仮定をしております、この場合では年間本人負担保険料、保険税は5万円国保が高くなるうえに、国保には傷病手当金制度や出産手当金制度がありません。住民税の算定には基本的に支払い能力に従って税額が決められるのに対し、国保では所得に関係なく一律に課税する部分が大きく、これらの結果、支払い能力を超えてしまう人が多数発生します。

昨年11月21日に町は議会全員協議会に値上げ案を提示しましたが、ことし3月議会では、町長より平成20年度は国保税を値上げしない旨、説明がありました。しかし一方で、早期に税率改正についての議論(平成20年度施政方針)、これでございます、ここの26ページに書いてあります、とも表明をされております。

長引く不況と相次ぐ物価の上昇により、住民の生活は一向に改善の兆しが見えません。こうした中で国保税の値上げをすれば、ますます払えなくなる国保になることは目に見えています。よって、来年度の国保税の値上げは中止するよう強く求めるものです。

平成20年6月20日。広陵町議会。

広陵町長、平岡仁様という決議案でございます。

私は、きょうこの壇上に立つ前に、沢内村の村長さんをされた方の、お名前ちょっと失念しましたが、記事を読んでまいりました。老人医療費を無料にするということで、全国的にもそんなことをしたら会計がもたないのではないかということで大変な心配をされましたけれども、病気やけがが軽いうちに気軽にそこへ行って治療ができるということで、少しずつだけれども、会計も改善の兆しが出てきたと、こういうようなお話が載っておりまして、大変教訓的であつたらうと思います。今回、町長よりこのように、税率の改正ということは値上げを言っておられるんだらうと思いますけれども、もしそういうことをしますと、今の時点でも払いたくても払えないような、そういう生活困窮者がどんどん増えているということがますます拡大をして、滞納がどんどん増えると、こういう構造になります。ですからむしろ、この決議案ではここまでは言っておりませんが、本当の私の気持ちは、値下げをして払える国保にしてもらいたいと、そして安心して国保税を払って、そしてしっかりと治療をできるような、そんな環境が整えられたらいいのになと、こういう思いでありますので、是非ご採択をよろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

青木議長 それでは、これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。1番、山田君！

山田光春議員 国保税の値上げに反対する決議、それは値上げしない方が一番いいわけ、決まってるわけです。ですけれども、やはりみんなで支え合う保険制度ですから、不公平感があってはならない。やはり滞納整理をきちっと今されておるわけですが、やはりそれも払える能力があるのに払わない。本当に低所得者の場合は大変なことは十分わかつたわけですが、それをやはりきちっとして保険制度を守り、皆さんが病院へ行って、会計がそれなりのことをするためには、やはりきちっとした納税義務をせないかんと考えているところでもあります。ですから、きちっとした苦しい生活の中でもこの保険税は払わないかんと考えて努力しているが、この広陵町にはたくさんあることも事実であります。それをきちっと評価してあげたいなと思っています。ただ払えないから、生活が厳しいからやむを得ない、仕方ないから払わない、そういう人にとってはやはりだめではないかなと思っています。

また、国保税を値下げしてもいいのではないかなと思っていますと今、壇上で言われましたが、八尾さん、広陵町の場合、奈良県下のこの実態を見たら、どういう形で何ぼいただいるかご存じですか。わかってたら説明してください、応能応益の部分。本当に広陵町の場合は奈良県下でも低いわけです。それをやはり努力して今日まで来たということは、やはり

我々議員もそうですが、理事者も一生懸命努力したということもあると思いますので、わかればその数字を説明していただいて、これを値下げしたらどうなるか、じゃあ赤字会計は膨らむのにおいてはどうすればあなたはいいのか、きちっと答えていただきたい。まあ答えは一般会計から持ってきなさいというのが決まり文句ですけども、一般会計というのはそういうものではないということもご承知いただきたいと思っています。

それから、この政管健保と比較すると年収160万云々と書いてあるわけですが、こんな人は折半ですから、会社と、雇用主と社員との折半で半分ずつですから、当然そのように安くなるのは当たり前。制度上そのようになっているわけですから、それは仕方ないのではないかなと、その辺をきちっとした理解をしていただいて、お願いしたいと思います。

青木議長 ただいまの質疑に対し、提案者より説明をお願いします。10番、八尾君！

八尾議員 ありがとうございます。

今、国民健康保険の制度がみんなで支え合う制度だと、だから守ってもらわなあかんねんと、こういうお話がございました。私は、それについては半分だけ了解をしております。国民健康保険の制度は助け合いの制度に似ておりますけれども、それは社会保障の制度でございます。もしその制度が難しい状態になれば、国が、先ほども言いましたけれども、憲法第25条で定められた健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するという、この規定に従って、国がきちんと責任を果たさなければならないのではないかと。調べてみましたら、昭和58年の国保会計のうちで国庫支出金は56%ありました。平成17年は30%に下がっております。金額にすると、ざっと6億円、国から来る金が少なくなったわけです。これで町長さんも本当に頭の痛い思いをされて、一生懸命やっておられたんだろうかと、私、その数字を思っぴっくり、6億円という額も、思いました。だから、そういうときには広陵町に限らず他の周辺の自治体でも同様のことが起きているわけです。そういうときには、地方自治体の国保がもうもたないんだと、こんなことを続けておったんではもたないんだということで、周りの市町村長さんにも呼びかけをしていただいて、市町村長会というのもたしかあったかと思えます。議長会もあったかと思えます。そういうことで、国に対して一生懸命働きかけをしていただいて、是非今の構造改革に名をかりた国の責任放棄、このようなことを是非なくしていただきたい、このような思いがいたしております。

県からの金は何ぼあるのかというのは、申しわけございません。ベテラン議員からそういう……（不規則発言あり）財政。（不規則発言あり）応益の。（不規則発言あり）ちょっと即答しかねますので、申しわけありません。

それから、会社の社会保険と比較して国保が不利な立場になってるのは当たり前やないかというふうにおっしゃいました。私はむしろ逆のとらまえ方をいたしております。私は、例えば昨年3月に会社をやめました。1年間、任意継続でございましたけれども、この4月の10日に広陵町の国民健康保険に入れていただきました。会社を早期退職した方も定年退職なった方も、あるいは自営の方も、いろんな方が国民健康保険に入ってこられるわけです。ですから、いろいろな健康保険の制度がありますけれども、ここがいわばこれまでは最終の健康保険の制度になってるわけです。そこで、例えば町が半分負担してくれるのかというような話があれば、そうはならないと思いますけれども、収入がゼロであっても1世帯に何ぼ、1人だったら何ぼという、こういう計算方法になってるわけですから、当然そういうことになってくるわけです。ですから、そのあたりを是非国に対してしんしゃくしていただいて、是非要望を上げていただいて、そういう努力をする中でこの問題も解決が図られるべきではないのか。

それから、山田議員にご返事をいたしますけれども、冒頭の6月9日の議会において、私は南3丁目の土地ですね、清掃センターの跡地の売却について、4億7,000万円の臨時収入があるので、それをこの2億4,000万の赤字に充てたらどうかと、今、20年4月1日のしょっぱなのところでそれだけ穴があいとるわけですから、これは1回きちんと穴埋めをして、それでスタートするのがよいのではないかと具体的な提案もいたしておりますので、どうかご検討をよろしく願いをしておきます。終わります。

青木議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 それでは、質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

討論に入ります。討論ありませんか。12番、吉岡君！

吉岡議員 反対の立場で討論をいたします。

国保税の値上げに反対する決議、厳しいと、国保税の方の会計は厳しいということは知っております。昨年度も、先ほどもありましたけれども、議会の方に相談があり、そのときの議員の判断としては、私たちは選挙がありましたので、4月の選挙終わって、新しい議員にゆだねるという結果でございました。その後、ことし後期高齢者の制度ができ、町長の方も国保税の方は値上げをしないということもお聞きしましたので、これを何も今すぐにこの議員で決議するというのでなしに、またこの後期高齢者の結果、普及効果も見ながら、その国保税の結果も見ながら、その中でまた議員と、また行政と、また住民の方で相談しながら決め

ていったらいいんじゃないかなと、国保審議会もありますので、今の時期に決議するというのは時期尚早だと思いますので反対をいたします。

青木議長 ほかに討論ありませんか。11番、山田さん！

山田美津代議員 賛成の立場で話します。

今、吉岡議員から、今、時期ではないというふうにおっしゃっておられましたけれども、やはり町民の方はいつ値上がりするんだろうと思って大変不安に思っておられると思いますので、この議会ではっきり中止ということを明言していただけたらというふうに思っています。やはりこの国保の制度は低所得者、自営業者、年金暮らしの人が入る国民皆保険の根幹をなす制度です。このような制度に国が負担金を削減してきたのが、先ほど八尾議員の方からも提案ありましたように、自治体が赤字になってきた原因です。このようなセーフティーネットを支えるために、一般会計からの繰り入れはやむを得ない措置です。なお、地方自治体の責務として福祉を増進させることは必要なことだと思いますので、どうかよろしく願いいたします。終わります。

青木議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 それでは、討論がないようですので、討論はこれにて打ち切ります。

本案について反対者がいますので、起立により採決をいたします。

本案を原案のとおり決議することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

青木議長 起立4名。起立少数であります。よって、本案は、否決されました。

青木議長 次に、日程6番、議員提出議案第14号、国による基幹的な農業水利施設等の実施に関する意見書については、吉田君から提出され、所定の賛成者がありますので、これより議題とします。

朗読させます。局長！

大西議会事務局長 朗読。

青木議長 それでは、本案につきまして提案趣旨の説明をお願いいたします。4番、吉田君！

吉田議員 4番、吉田信弘でございます。

国による基幹的な農業水利施設等の実施に関する意見書。

政府の地方分権改革推進委員会において、国の出先機関の地方への移譲が検討されているところです。

我が国の食料自給率が、40%を割っている今日、食料自給率の向上、食料の安定供給は、地方自治体の責務ではなく、国自らの責務であります。

食料自給率の向上や食料の安定供給には農地と農業用水の確保が不可欠であります。

特に、農業用水は、一つの地方自治体で安心して営農ができる水量を確保することができません。幸い本町では、国営事業で築造された吉野川分水により安心した営農が営まれる水量を配水していただいております。

現在、老朽化した吉野川分水の改修を国営事業として実施していますが、この改修には膨大な予算と技術力を有する多数の人材が必要であります。これを地方自治体で実施することは、財政的にも人材的にも困難であり、また著しく非合理的、非効率であります。

政府の地方分権改革推進委員会において、地方農政局の大半の業務を地方に移管し廃止すべきとの議論が行われています。

地方自治体にとって地域に密着した行政機関である地方農政局の役割は重要であり、その廃止による地域の農業への影響を懸念するものです。

以上から、下記事項について要望するものであります。

記。1つ、食料自給率の向上、食料の安定供給、安心して安全な食料の確保は、国の責務であることを明確にするとともに、これらの施策に必要な基幹的な農業水利施設の整備、管理などの業務を引き続き地方農政局が行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年6月20日。奈良県広陵町議会。

あて先は、衆議院議長あて、参議院議長あて、内閣総理大臣、内閣官房長官、内閣府地方分権改革推進委員会委員長、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済財政政策担当大臣あてでございます。

以上よろしく願いいたします。

青木議長 それでは、これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

討論に入ります。討論ありませんか。10番、八尾君！

八尾議員 賛成の立場で討論を行います。

地方分権ということが言われてから大分久しいわけです。今回これに接しまして、実際に国が役割を果たしてもらわなきゃいけない中で、それを地方に移管をしていくと、そういう

ときにお金の手当てがないまま地方自治体でやってくれと、こういう話がこういう形で起きておるとすれば、大変ゆゆしき事態でございます。是非地方自治体の立場で仕事もするが金もよこせと、こういうことをきちんと申し述べていただいて、自治体としてしっかり取り組んでいきたいなということで賛成討論といたします。

青木議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 討論がないようですので、討論はこれにて打ち切りいたします。

採決をします。議員提出議案第14号は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第14号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。お手元に配付しておりますとおり、各常任委員長から議長あてに所管の事務について審査並びに調査の申し出があります。このことについて、委員長からの申し出のとおり閉会中の審査並びに調査を承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の審査並びに調査を承認することに決しました。

次に、議会広報の研修については、奈良県町村議会議長会主催の研修会に毎年議員を派遣しております。よって、平成20年度においても議員2名以内の派遣をすることにして、時期及び人選については議長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、議会広報研修は行うものとし、時期及び人選については議長に一任されました。

以上で本日の議事日程並びに本定例会に付議されました事件はすべて終了いたしましたので、会議を閉じます。

平成20年第2回定例会をこれにて閉会といたします。

(A.M. 11:48閉会)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証し、ここに署名する。

平成20年6月20日

広陵町議会議長 青 木 義 勝

署 名 議 員 吉 田 信 弘

署 名 議 員 笹 井 正 隆